

豊中市子育て・子育て支援行動計画

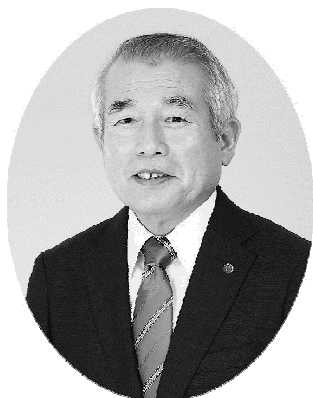
# こどもすこやか育みプラン・とよなか

平成 27 年(2015 年)3月



豊 中 市

## はじめに



本市では、平成 11 年（1999 年）3 月に「豊中市子ども総合計画」を、平成 17 年（2005 年）3 月には次世代育成支援対策推進法に基づき「こども未来プラン・とよなか」（豊中市次世代育成支援行動計画）を策定し、児童福祉、母子保健、教育をはじめとした子どもに関わる様々な分野にわたる子育て・子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

一方で、家族形態や就労形態、生活様式の多様化、地域のつながりの希薄化等によって、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待の顕在化などで明らかになった社会的な援助が必要な子どもへの支援等への早急な取組みが求められています。

こうした中、本市では、平成 25 年（2013 年）4 月に「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例を制定し、この度、この条例に基づき豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定しました。

この計画では、これまでの「こども未来プラン・とよなか」の取組みを継承するとともに、国が進める「子ども・子育て支援新制度<sup>★</sup>」等の趣旨を踏まえながら、「子育て支援」「子育て支援」「安心・安全なまちづくり」の基本施策に加え、「子どもの社会参加の促進」、「子どもの相談窓口体制の整備」、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども（家庭）への支援」の 3 つを重点施策に掲げ、子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎としながら、子育て・子育て支援施策の推進に取り組めます。

今後、計画の推進にあたっては、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域の住民や各種団体、事業者、家庭、行政等、子どもに関わるすべての主体がそれぞれの特性や役割を活かし、互いに緊密な連携を図りながら取り組むことが重要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「豊中市子ども審議会」の委員のみなさまをはじめ、アンケートやヒアリング、意見公募手続きなどに際して貴重なご意見をいただきました市民のみなさま、関係者の方々に深くお礼申しあげます。

平成 27 年（2015 年）3 月

豊中市長 浅利 敬一郎

## 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	3
<b>第2章 子どもや子育て家庭の状況</b> .....	4
1. 人口、世帯、就業等の状況 .....	4
(1)人口について .....	4
(2)世帯について .....	8
(3)就業の状況について .....	11
(4)小学校就学前施設の在籍状況 .....	13
2. 計画期間における人口推計 .....	14
3. 子育て・子育てに関する市民の意識 .....	15
(1)保護者の子育て・子育てに関する意識 .....	15
(2)子ども自身の意識や状況 .....	31
4. ひとり親家庭等の自立に関する意識 .....	40
<b>第3章 本計画の基本的な考え方</b> .....	44
1. 基本理念 .....	44
2. 施策体系 .....	46
<b>第4章 本市のこれまでの取組みと今後の課題</b> .....	47
施策の柱1 子育て支援 .....	47
1-1 保育及び教育環境の充実 .....	47
1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供 .....	50
1-3 子どもの居場所づくり .....	53
1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援 .....	56
施策の柱2 子育て支援 .....	60
2-1① 地域の子育て環境の整備(身近に集える拠点づくり) .....	60
2-1② 地域の子育て環境の整備(地域のつながりづくり) .....	63
2-2① 子育てに必要な情報提供等(情報提供の充実) .....	65
2-2② 子育てに必要な情報提供等(家庭教育の支援) .....	66
2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援 .....	68
2-4 子育てと仕事の両立の推進 .....	79
施策の柱3 安心・安全なまちづくり .....	84
3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備 .....	84
3-2 子どもの安全確保 .....	90

<b>第5章 施策の展開</b> .....	<b>92</b>
施策の柱1 子育て支援.....	92
1-1 保育及び教育環境の充実.....	92
1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供.....	94
1-3 子どもの居場所づくり.....	96
1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援.....	98
施策の柱2 子育て支援.....	100
2-1① 地域の子育て環境の整備(身近に集える拠点づくり).....	100
2-1② 地域の子育て環境の整備(地域のつながりづくり).....	102
2-2① 子育てに必要な情報提供等(情報提供の充実).....	104
2-2② 子育てに必要な情報提供等(家庭教育の支援).....	106
2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援.....	108
2-4 子育てと仕事の両立の推進.....	110
施策の柱3 安心・安全なまちづくり.....	112
3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備.....	112
3-2 子どもの安全確保.....	114
重点施策.....	116
1. 子どもの社会参加の促進.....	116
2. 子どもの相談窓口体制の整備.....	117
3. 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援.....	118
<b>第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画</b> .....	<b>122</b>
1. 教育・保育提供区域の設定.....	122
2. 量の見込みと確保方策の検討.....	123
3. 教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期.....	125
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期.....	129
<b>第7章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>140</b>
1. 計画の推進体制.....	140
2. 計画の進行管理.....	140
3. 計画の情報提供.....	141
<b>資料編</b> .....	<b>142</b>
1. 事業一覧.....	142
2. 豊中市子ども健やか育み条例.....	177
3. 豊中市子ども審議会規則.....	185
4. 豊中市子ども審議会委員名簿.....	186
5. 豊中市子ども施策推進本部会議設置要綱.....	187
6. 子育て・子育て支援の流れ.....	190
7. 計画策定にあたっての意見聴取の概要.....	191
8. 用語の解説.....	196

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景

我が国では、少子化が進行しており、国の合計特殊出生率<sup>★</sup>は、平成 25 年（2013 年）に 1.43 となり平成 17 年（2005 年）の 1.26 を底に近年は上昇傾向にあります。長期的には少子化がさらに進行すると見込まれています。

国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年（2003 年）に「次世代育成支援対策推進法」を制定するとともに、「少子化社会対策基本法」を制定し、少子化に対処するための施策を総合的に推進してきました。さらに、平成 24 年（2012 年）には、質の高い小学校就学前の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律<sup>★</sup>」、「関係法律の整備等に関する法律<sup>★</sup>（児童福祉法等の改正）」を制定し、子ども・子育て支援の新たな制度を創設しました。

また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの社会的な援助の必要性が高まっていることから、平成 21 年（2009 年）に「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進に取り組んでいます。

本市では、平成 11 年（1999 年）に子育て・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための指針として「豊中市子ども総合計画」を策定し、市民ニーズを踏まえた各種の子育て・子育て支援施策の充実に向けた取組みを進めてきました。さらに、計画の進捗を把握し、適切な推進を図っていくため、平成 13 年（2001 年）に「豊中市子ども総合計画推進計画」を、平成 17 年（2005 年）には、次世代育成支援対策推進法に基づく「こども未来プラン・とよなか」（豊中市次世代育成支援行動計画）を策定し、子どもの視点に立った子育て・子育て支援に関する様々な施策を実施してきました。しかしながら、核家族化をはじめとする家族形態の変化や、働き方やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化等、子どもや家庭を取り巻く環境が様々に変化しており、保護者の子育てへの不安や負担、孤立感の高まりにつながっています。また、子どもにとっても、家庭や地域の中あるいは子どもたち自身の社会集団や遊びの中で、行動能力や社会性を身につけることができる機会の減少にもつながるなど、子育てや子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。

こうしたことから、平成 25 年（2013 年）には、子どもに関わるすべての人が、子どもや子育て家庭への支援に関心を持ち、それぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めながら協力し、本市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現をめざし「豊中市子ども健やか育み条例」を制定しました。

今回、平成 26 年度（2014 年度）で終了する「こども未来プラン・とよなか」の取組みを継承しながら、「子ども・子育て支援法」等の趣旨も踏まえて「豊中市子ども健やか育み条例」を推進するため「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（豊中市子育て・子育て支援行動計画）〈以下「計画」という。〉を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」第 15 条に基づく「子育て・子育て支援行動計画」として策定するものであり、また、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村計画として策定するものです。

### 【豊中市子ども健やか育み条例(第 15 条)】

市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 11 条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項(法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。)を定める子育て・子育て支援行動計画を策定しなければならない。

### 【子ども・子育て支援法(第 61 条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

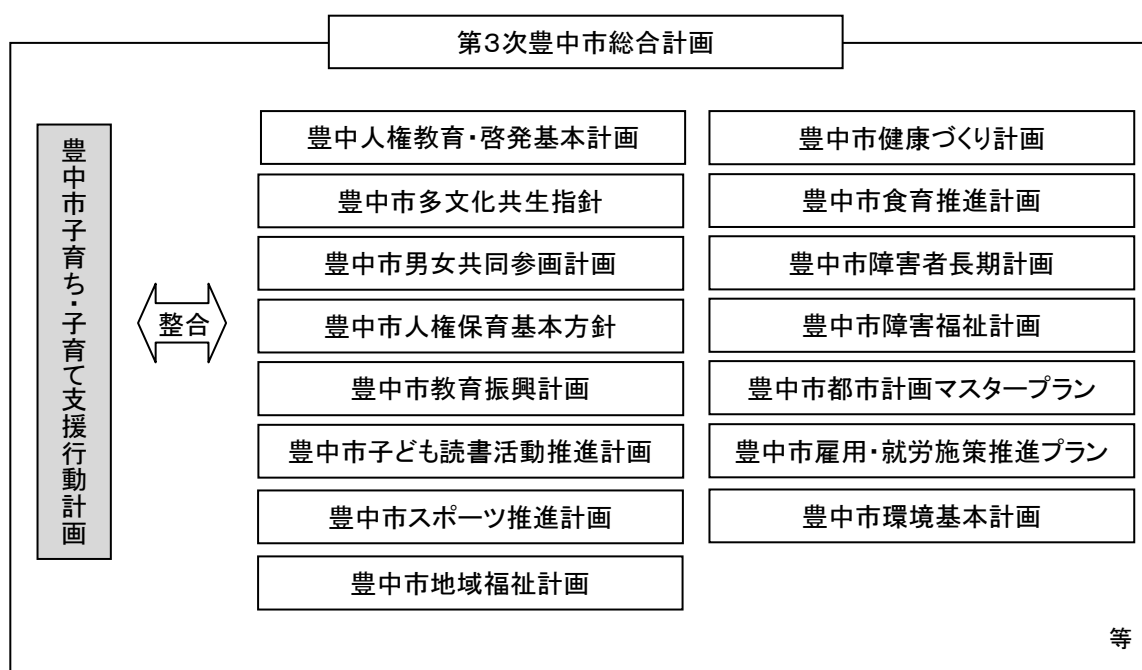
加えて、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」の位置づけをもつ計画とします。また、本計画はおおむね 18 歳までの子どもとその子育て家庭等に対する様々な分野の取組みを総合的・一体的に進めるものであり、若者の自立支援に関する施策とも連携し取り組むものとしてします。

なお、本計画は、「第 3 次豊中市総合計画」を上位計画とし、「豊中人権教育・啓発基本計画」、「豊中市多文化共生指針」、「豊中市男女共同参画計画」、「豊中市人権保育基本方針」、「豊中市教育振興計画」、「豊中市子ども読書活動推進計画」、「豊中市スポーツ推進計画」、「豊中市地域福祉計画」、「豊中市健康づくり計画」、「豊中市食育推進計画」、「豊中市障害者長期計画」、「豊中市障害福祉計画」、「豊中市都市計画マスタープラン」、「豊中市雇用・就労施策推進プラン」、「豊中市環境基本計画」等の分野別の計画とも整合を図り、分野横断的に子育て・子育て支援を充実させていくものとしてします。

### ■主な関係法令と対象年齢

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳以上
豊中市子ども健やか育み条例																			
子ども・子育て支援法																			
次世代育成支援対策推進法																			
母子及び父子並びに寡婦福祉法 ※20歳未満まで																			
児童福祉法																			
子ども・若者育成支援推進法 ※40歳未満まで																			
子どもの貧困対策の推進に関する法律 ※概ね 20歳未満まで																			

## ■関連計画との位置づけ



### 3. 計画の期間

本計画は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間の計画期間とします。

## 第2章 子どもや子育て家庭の状況

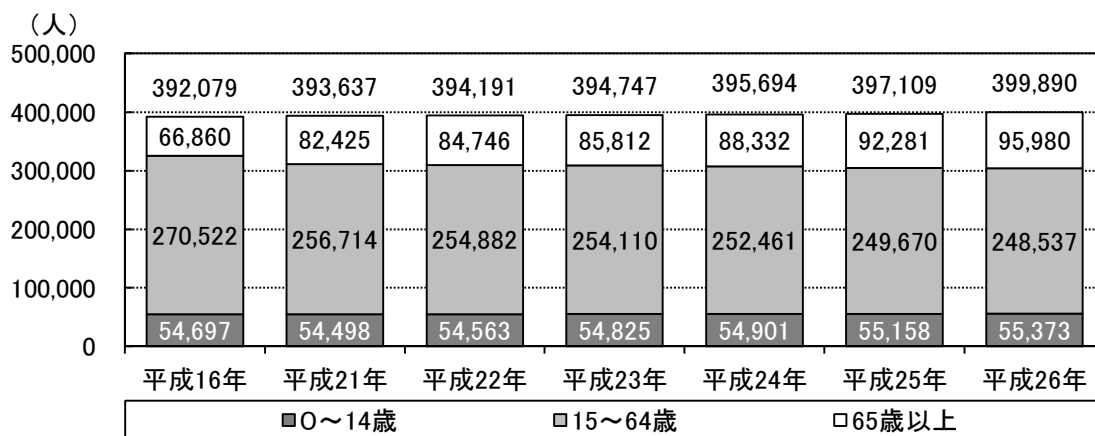
### 1. 人口、世帯、就業等の状況

#### (1) 人口について

近年、本市の総人口は増加傾向にあり、平成26年(2014年)は平成16年(2004年)に比べ7,811人増加しています。

65歳以上人口の割合が高くなってきている一方、0~14歳人口は横ばい傾向、15~64歳人口は減少傾向となっています。

#### ■人口の推移

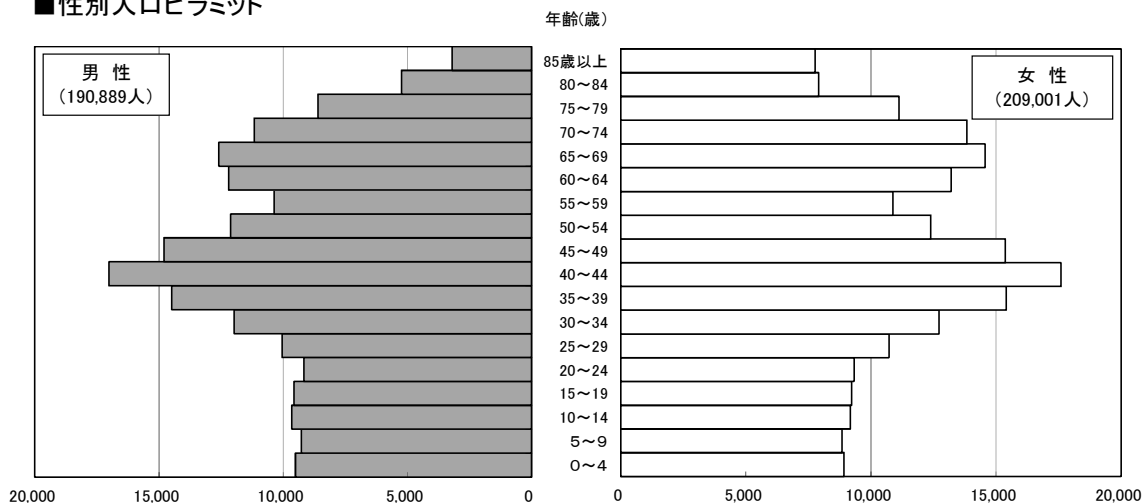


資料:住民基本台帳及び外国人登録(各年4月1日現在)

※平成24年(2012年)7月に外国人登録法が廃止され、平成25年(2013年)以降、外国人住民は住民基本台帳に含まれている。

性別人口ピラミッドについて、第2次ベビーブームであった40~44歳人口が多くなっています。また、30歳未満の人口が少なくなっています。

#### ■性別人口ピラミッド

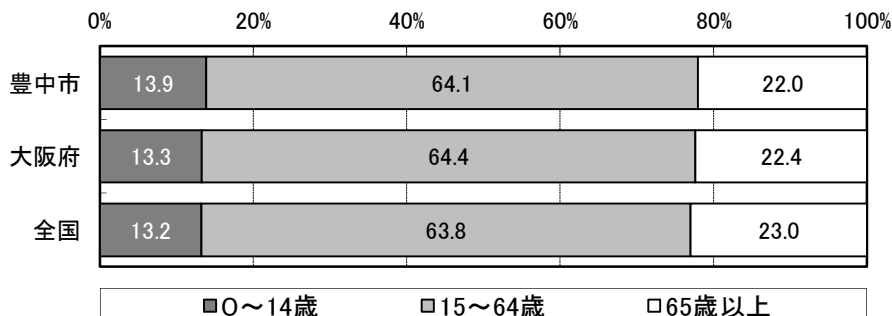


資料:住民基本台帳(平成26年(2014年)4月1日現在)



本市の年齢3区分別人口割合について、大阪府及び全国と比較すると、0～14 歳人口割合が高く、65 歳以上人口割合が低くなっています。

■年齢3区分別人口割合の比較

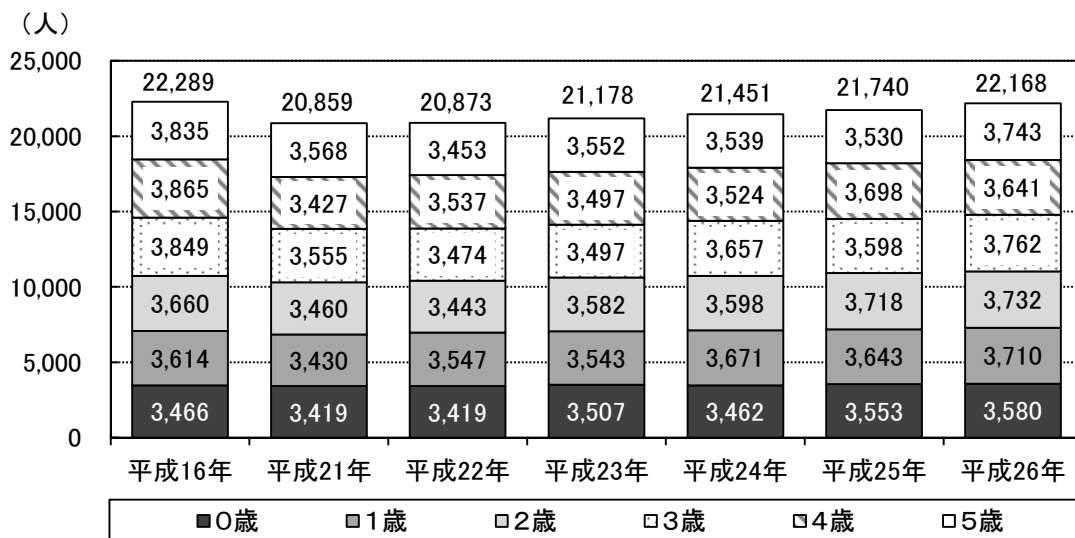


資料：国勢調査(平成 22 年(2010 年))

※端数処理の関係上、合計値が 100%にならない場合がある。

小学校就学前児童（0～5歳）は平成 16 年（2004 年）から平成 21 年（2009 年）にかけて 1,430 人減少しましたが、平成 21 年（2009 年）以降増加しており、平成 22 年（2010 年）から平成 25 年(2013 年)にかけて毎年約 250 人～300 人、平成 26 年(2014 年)は 428 人増加しています。

■年齢別小学校就学前児童数の推移

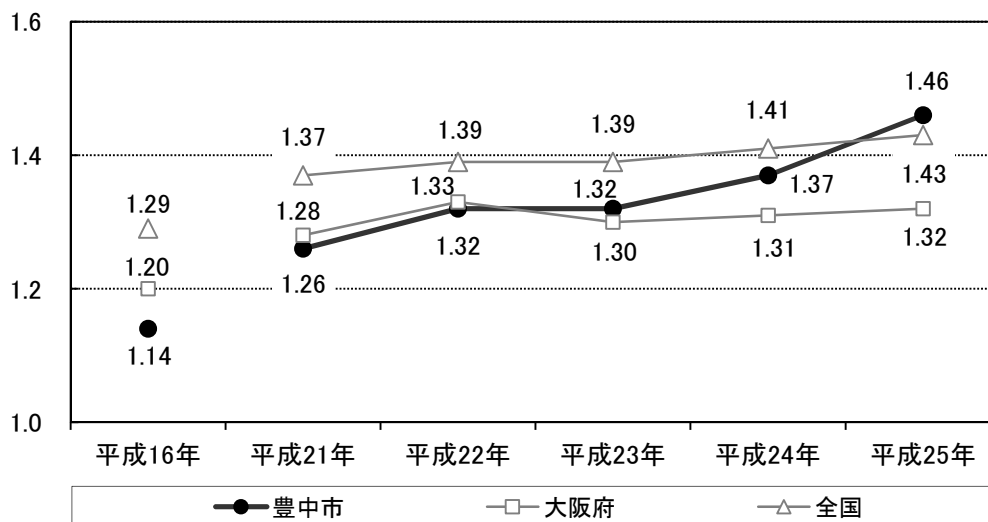


資料：住民基本台帳及び外国人登録(各年4月1日現在)

※平成 24 年(2012 年)7月に外国人登録法が廃止され、平成 25 年(2013 年)以降、外国人住民は住民基本台帳に含まれている。

合計特殊出生率★は、「こども未来プラン・とよなか」策定以前の平成16年と比較し上昇しており、特に平成23年（2011年）以降の上昇率が高くなっています。

■合計特殊出生率の比較

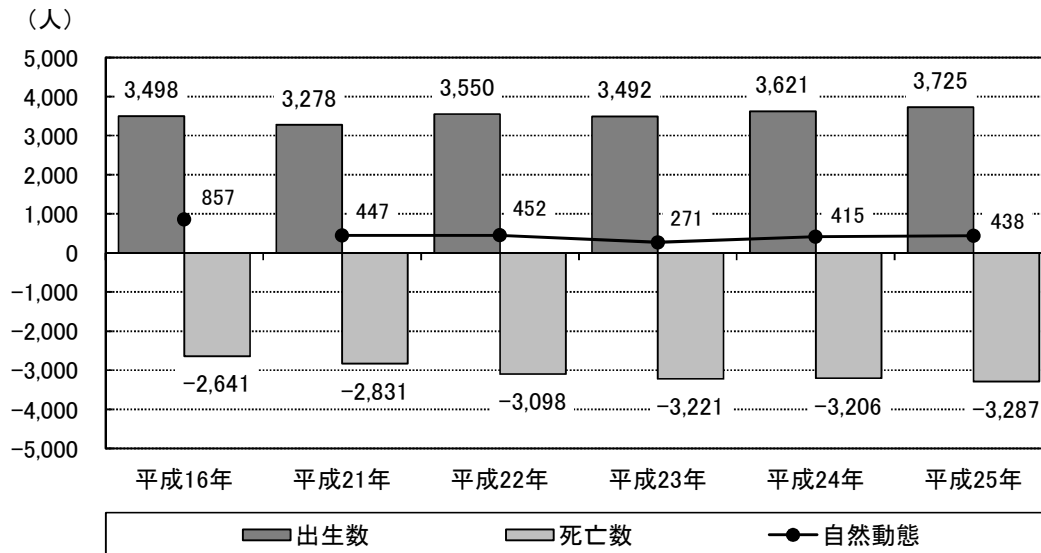


※大阪府、全国の合計特殊出生率は人口動態統計による。本市の合計特殊出生率は、大阪府衛生年報及び政府統計のデータから独自に算出したもの。

資料：大阪府衛生年報及び政府統計

自然動態では、平成 16 年（2004 年）以降出生数が死亡数を上回り、人口増加の要因となっています。

■自然動態

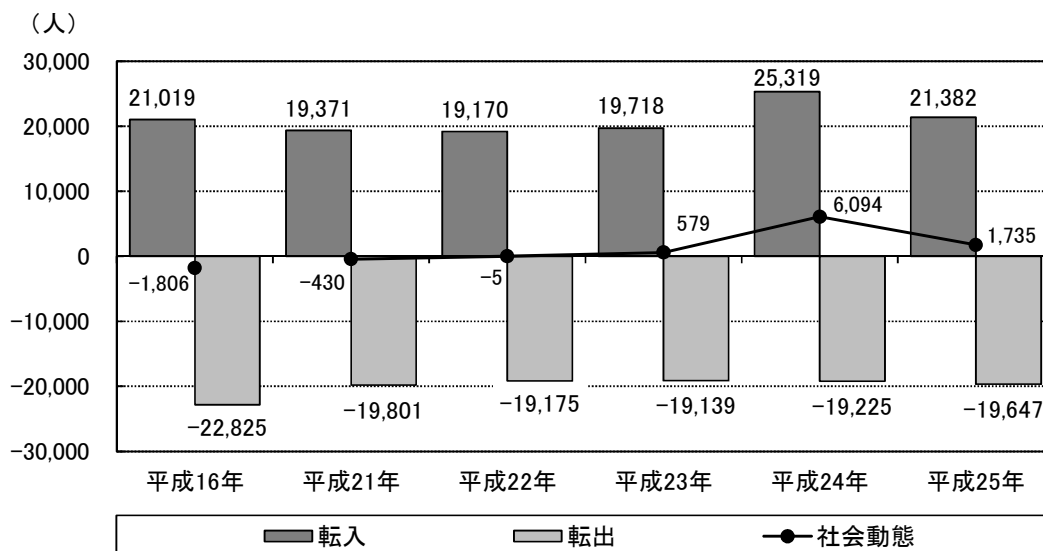


※自然動態…出生数から死亡数を減じた数。

資料：豊中市統計書

社会動態では、平成 23 年（2011 年）以降転入数が転出数を上回っています。なお、平成 24 年（2012 年）の転入数には、住民基本台帳法改正により、新たに住民基本台帳に記載することになった外国人住民 4,641 人が含まれています。

■社会動態



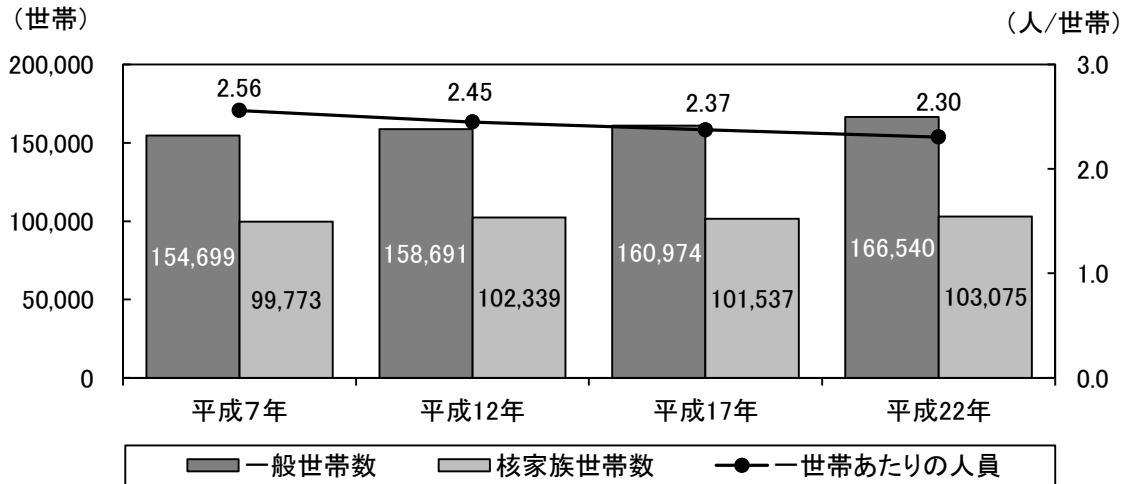
※社会動態…転入数から転出数を減じた数。

資料：豊中市統計書

## (2) 世帯について

世帯数が増加する一方で、一世帯あたりの人員は減少しています。

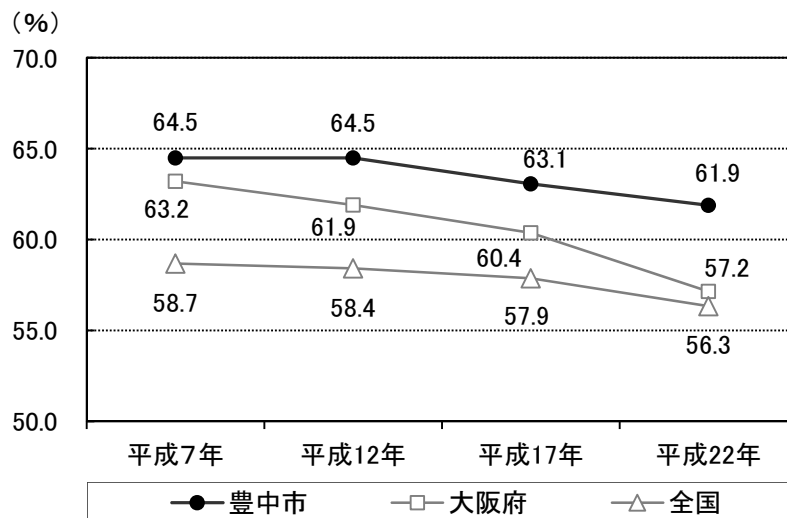
### ■本市における一般世帯数、核家族世帯数及び一世帯あたりの人員の推移



資料: 国勢調査

一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少傾向にあるものの、大阪府及び全国と比べると高くなっています。

### ■一般世帯に占める核家族世帯の割合の比較



資料: 国勢調査

子どものいる世帯割合の推移では、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに平成7年（1995年）以降減少傾向になっています。また、6歳未満の子どものいる世帯及び18歳未満の子どものいる世帯の約9割が核家族世帯です。

■子どものいる世帯数及び世帯割合の推移

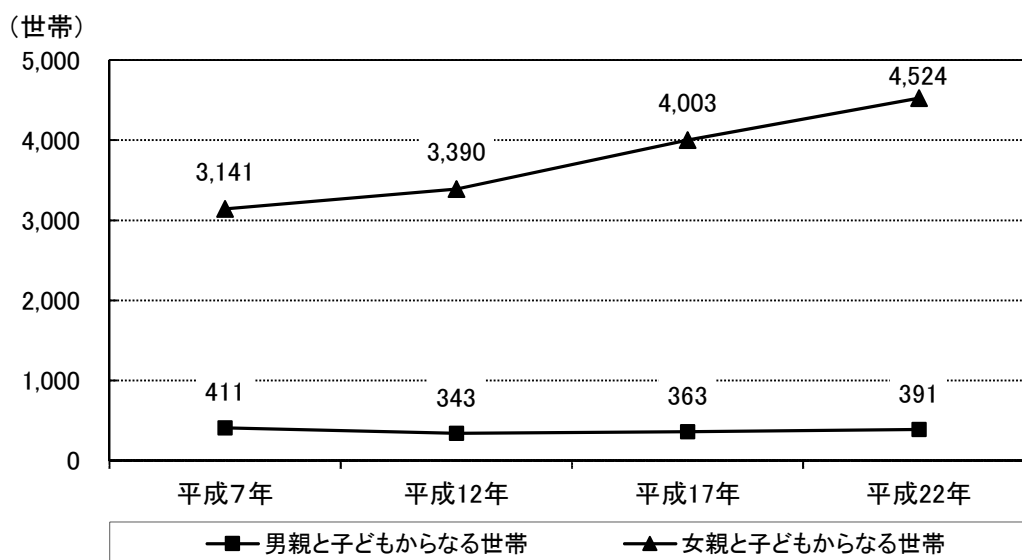
単位：世帯、%

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
一般世帯総数	154,699	100.0	158,691	100.0	160,974	100.0	166,540	100.0
6歳未満の子どものいる世帯	16,975	11.0	17,341	10.9	16,437	10.2	16,137	9.7
核家族世帯	15,630	10.1	16,328	10.3	15,448	9.6	15,349	9.2
その他の親族世帯	1,345	0.9	1,013	0.6	989	0.6	759	0.5
非親族・単独世帯	0	0.0	0	0.0	0	0.0	29	0.0
18歳未満の子どものいる世帯	43,591	28.2	40,459	25.5	38,638	24.0	38,887	23.3
核家族世帯	39,214	25.3	37,003	23.3	35,607	22.1	36,205	21.7
その他の親族世帯	4,296	2.8	3,417	2.2	3,003	1.9	2,516	1.5
非親族・単独世帯	81	0.1	39	0.0	28	0.0	166	0.1

資料：国勢調査

母子家庭は平成7年（1995年）以降増加しており、平成22年（2010年）は平成7年（1995年）に比べ1,383世帯増加しています。父子家庭は、平成7年（1995年）から平成12年（2000年）にかけて減少していましたが、平成12年（2000年）以降やや増加しています。

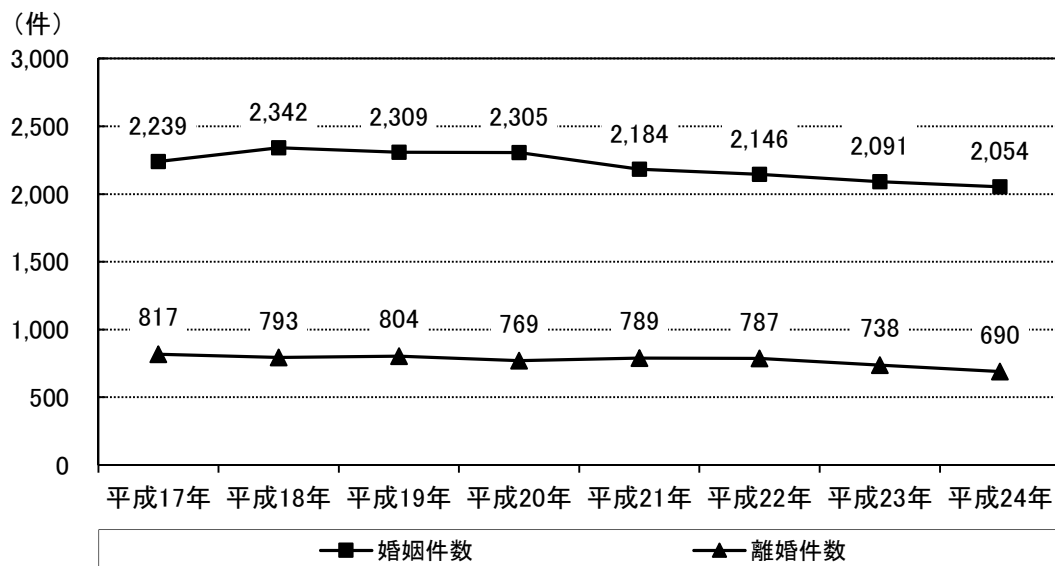
■18歳未満の子どもがいる母子家庭、父子家庭の状況



資料：国勢調査

婚姻件数は、平成 18 年（2006 年）以降減少しています。離婚件数は、平成 17 年（2005 年）以降 700 件から 800 件前後で推移しています。

■婚姻件数と離婚件数の推移

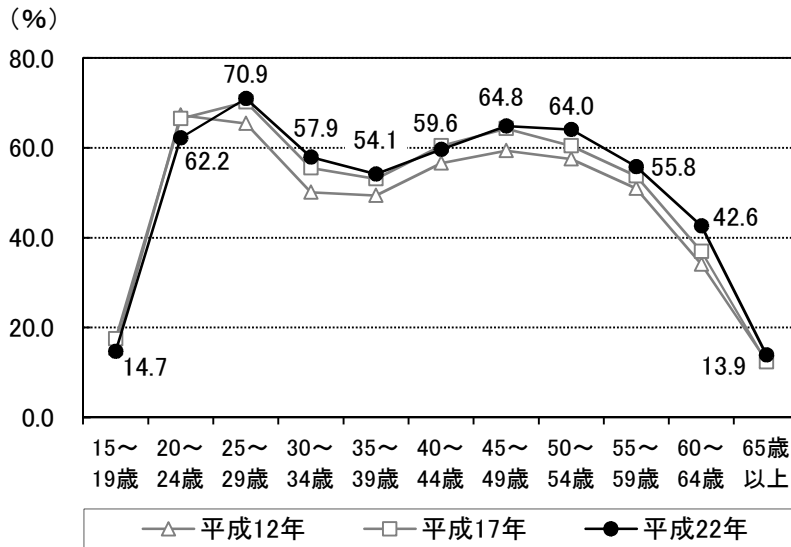


資料：大阪府衛生年報及び政府統計

### (3) 就業の状況について

女性の労働力率は、20歳代後半でピークを迎えた後、30歳代で底をつき、その後再び上昇するというM字曲線を描いています。また、30～39歳、50歳以降の労働力率は年々上昇しています。

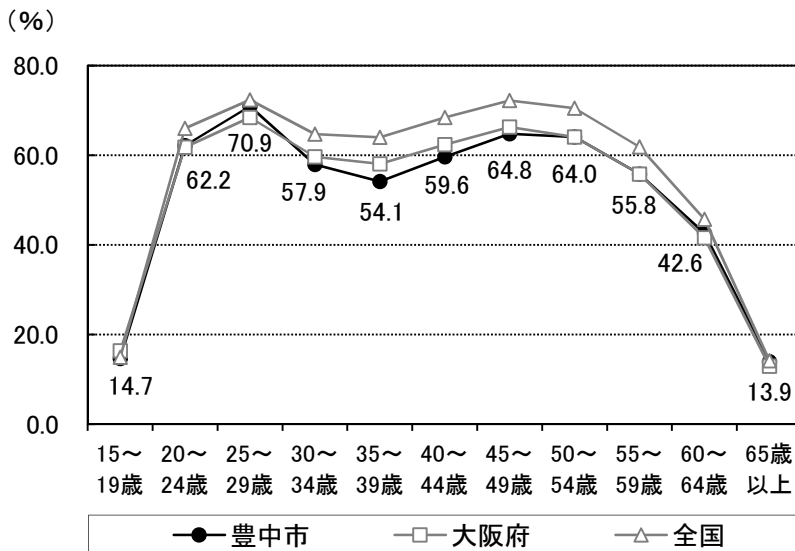
■本市における年齢階級別女性の労働力率の推移



資料:国勢調査

本市の女性の労働力率は、大阪府及び全国と比較すると全体的に低く、特に35～39歳で低くなっています。

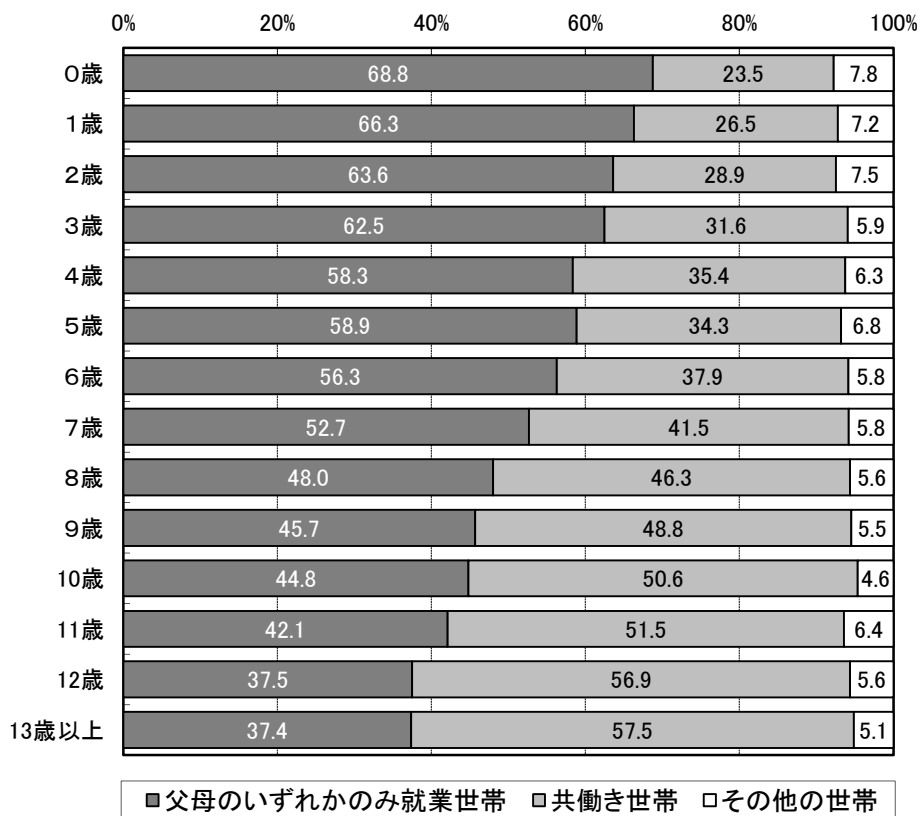
■年齢階級別女性の労働力率の比較



資料:国勢調査(平成22年(2010年))

最年少の子どもが18歳未満の世帯のうち、最年少の子どもが8歳以下の世帯では、父母のいずれかのみ就業世帯の割合が高くなっていますが、最年少の子どもが9歳以上の世帯では、共働き世帯の割合が高くなっています。

■本市における最年少の子どもの年齢別父母のいずれかのみ就業世帯・共働き世帯の割合



資料：国勢調査(平成22年(2010年))

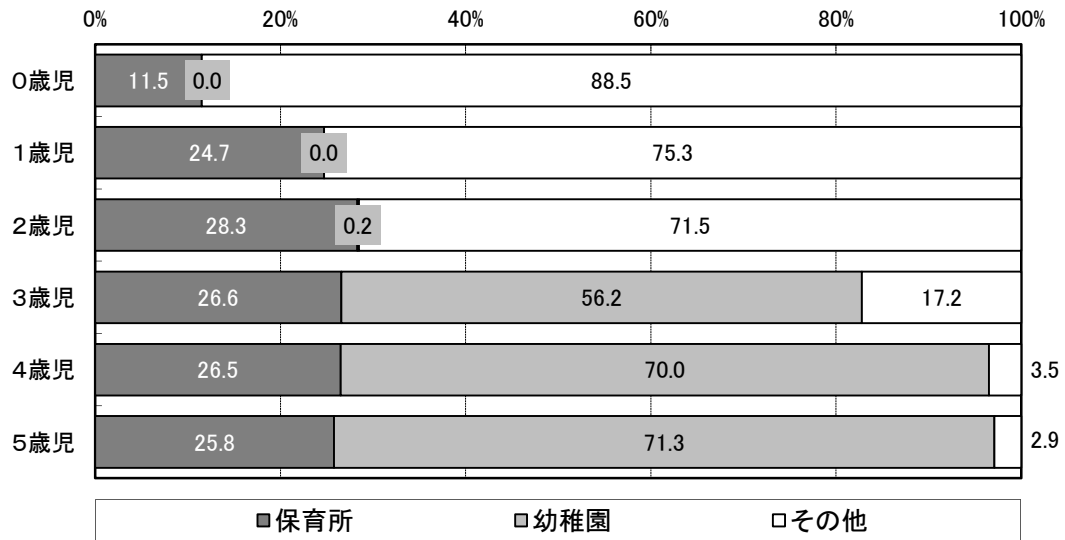
※端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合がある。



#### (4) 小学校就学前施設の在籍状況

保育所を利用している児童の割合は1歳児～5歳児で20%台、幼稚園を利用している児童の割合は3歳児で56.2%、4歳児、5歳児で約70%となっています。

##### ■年齢別利用施設



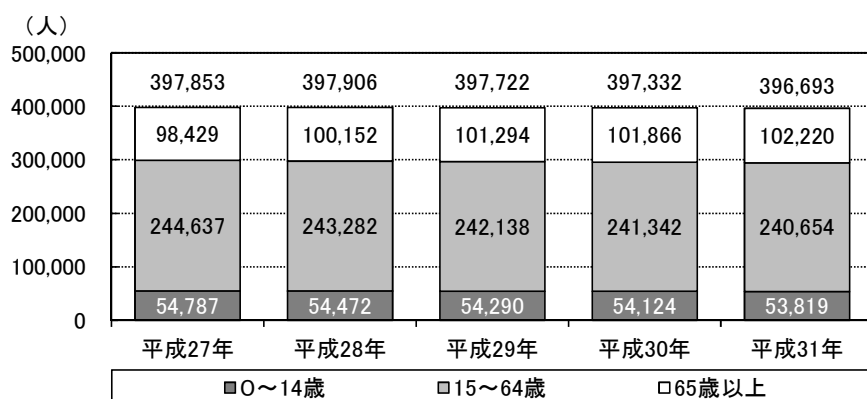
資料: 保育幼稚園室調べ(平成26年(2014年)5月1日現在)

## 2. 計画期間における人口推計

本計画の策定にあたり、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間の計画期間における小学校就学前の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を算出するため、人口推計を行いました。

推計では、総人口が減少傾向になることが予測されます。また、0～14歳人口及び15～64歳人口が減少傾向、65歳以上人口が増加傾向になることが予測されます。

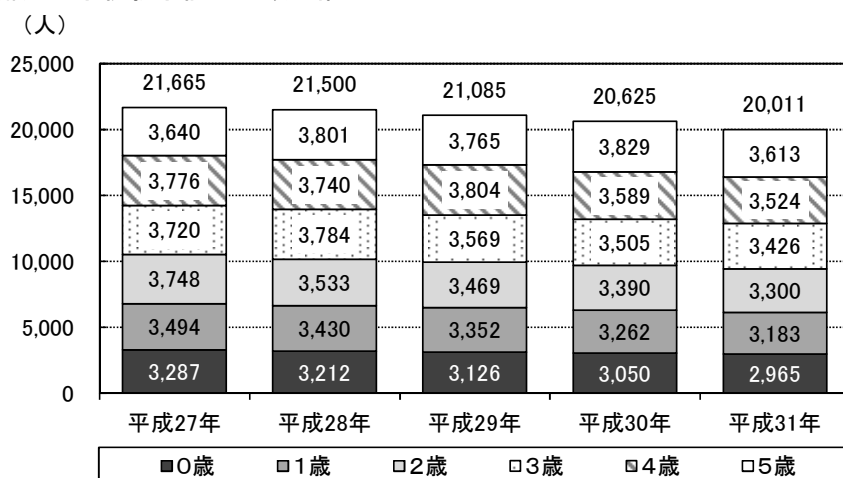
### ■人口の推計



※推計方法: コーホート変化率法\*(住民基本台帳及び外国人登録の平成21年(2009年)～平成25年(2013年)の人口移動率を乗算した推計方法。平成24年(2012年)7月に外国人登録法が廃止され、平成25年(2013年)以降、外国人住民は住民基本台帳に含まれている。)

年齢別小学校就学前児童数の推計では、0～5歳の各年齢それぞれ減少傾向になることが予測されます。

### ■年齢別小学校就学前児童数の推計



※推計方法: コーホート変化率法(住民基本台帳及び外国人登録の平成21年(2009年)～平成25年(2013年)の人口移動率を乗算した推計方法。平成24年(2012年)7月に外国人登録法が廃止され、平成25年(2013年)以降、外国人住民は住民基本台帳に含まれている。)

### 3. 子育て・子育てに関する市民の意識

平成 25 年（2013 年）11 月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」から、保護者（小学校就学前児童、小学校児童）の子育てに関する意識や、子ども本人（小学校5年生、中学校2年生、高校2年生相当年齢の方）の意識や生活状況等について示します。

#### （1）保護者の子育てに関する意識

##### ①子育ての不安や負担について

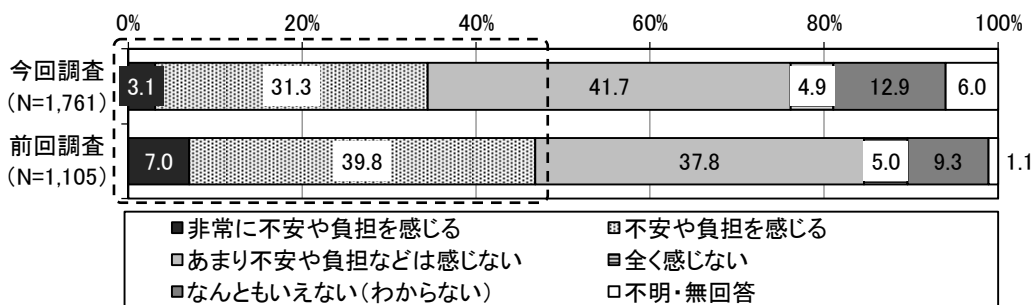
子育てへの不安や負担

### 子育てへの不安や負担を感じる人が減少している

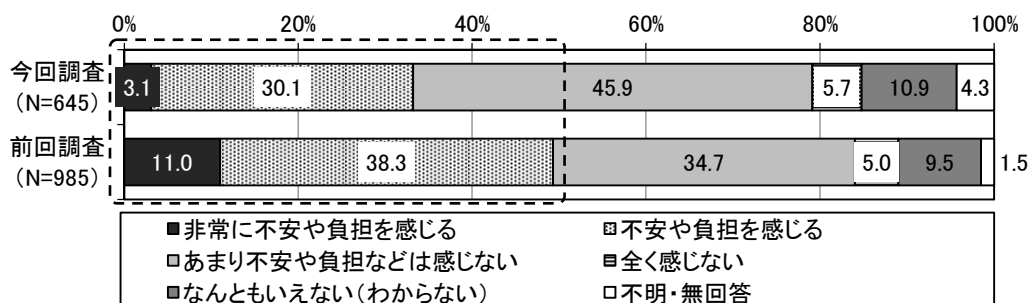
○前回調査（5年前）と比較して、子育てへの不安や負担を感じる人は、小学校就学前児童・小学校児童ともに 10 ポイント以上減少しています。

○小学校就学前児童・小学校児童ともに約 35%が子育てへの不安や負担を感じています。

【小学校就学前児童】



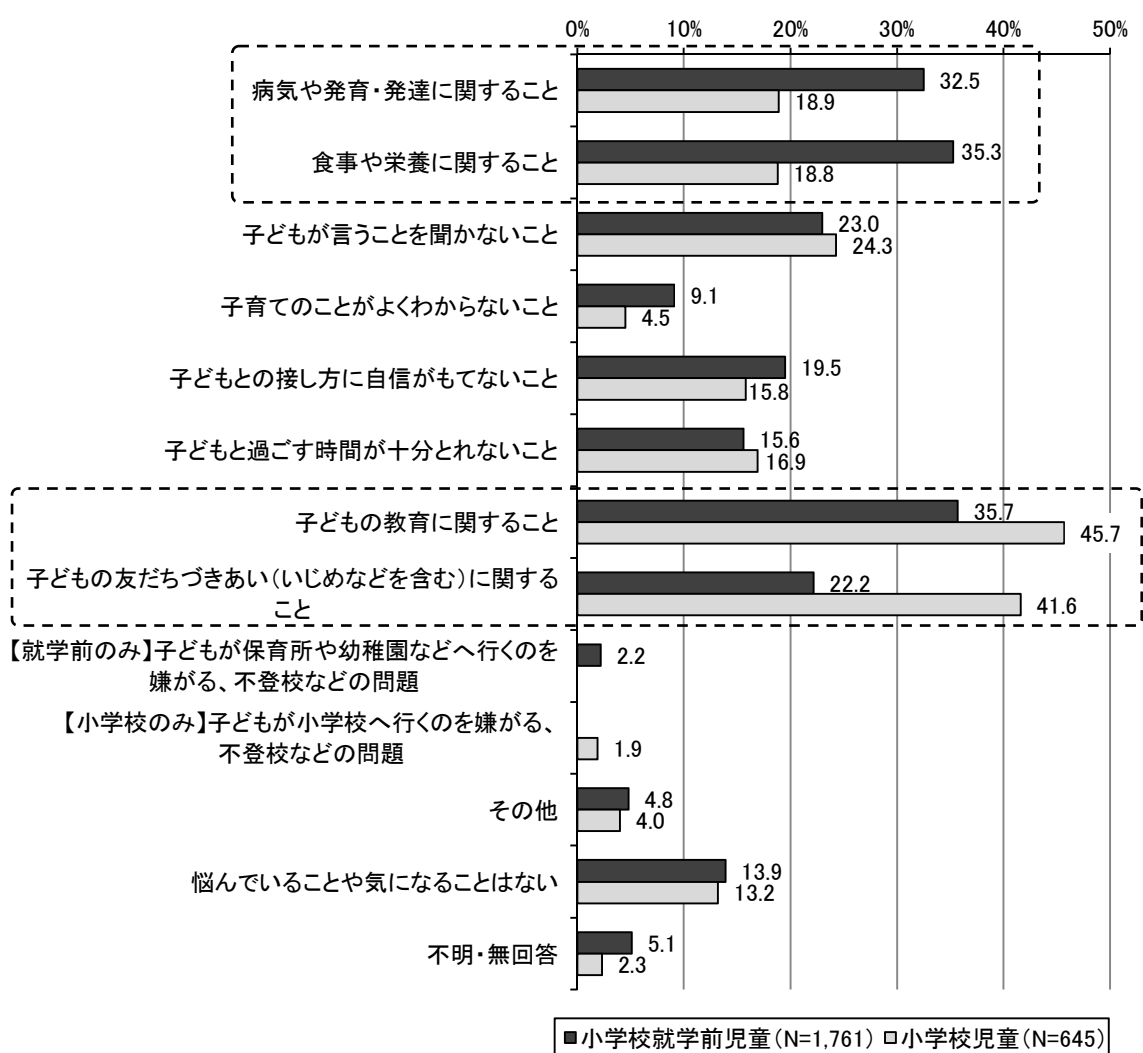
【小学校児童】



※端数処理の関係上、合計値が 100%にならない場合がある。以下の調査結果においても同様。

**子どもの成長や教育に関する悩みが多い  
小学校児童では、友だちつきあいに関する悩みも多くなる**

- 小学校就学前児童・小学校児童ともに、子どもの教育に関することへの回答割合が高くなっています。
- 小学校就学前児童では子どもの成長(病気や発育・発達、食事等)に関することへの回答割合が高くなっているのに対して、小学校児童では友だちつきあいに関することへの回答割合が高くなっています。

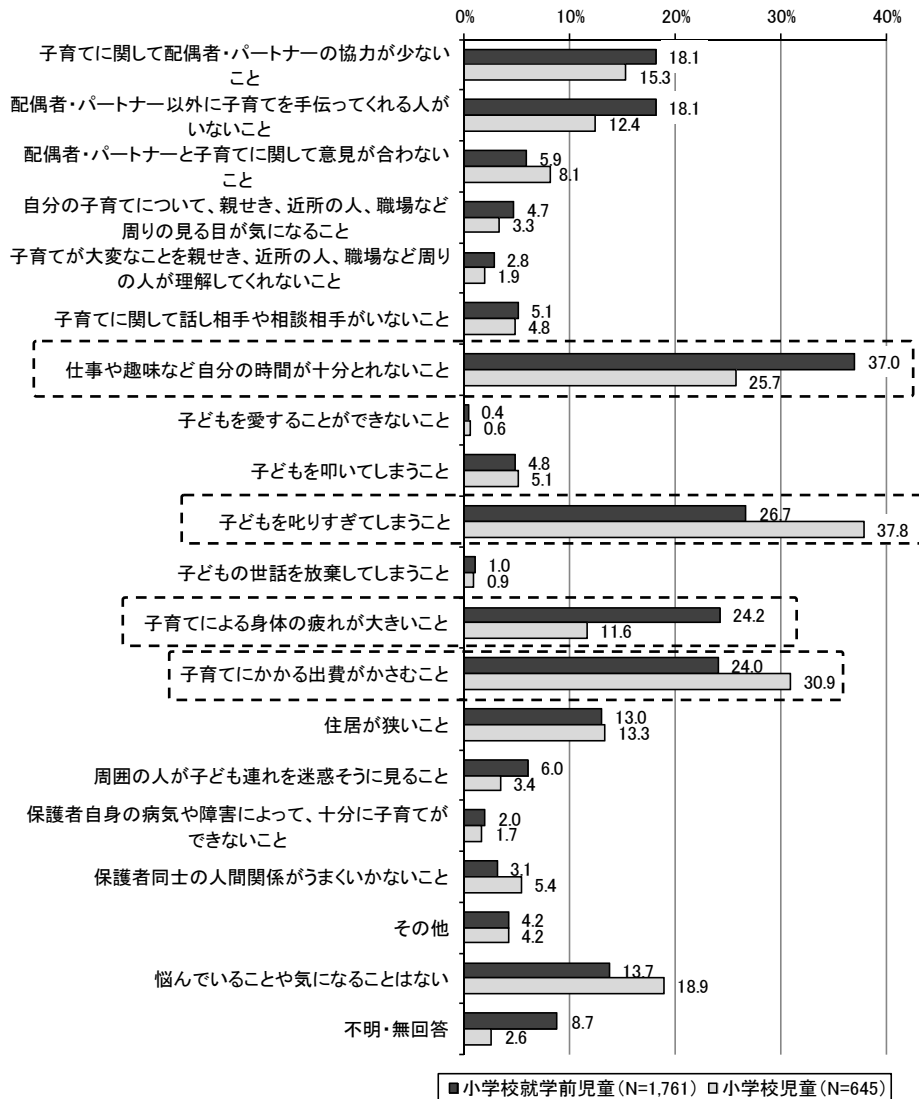


子育てに関して日頃悩んでいること(保護者自身に関すること)

**小学校就学前児童では、時間的・体力的な育児負担が大きいという回答割合が高く、  
小学校児童では、子どもとの接し方に関する回答割合が高い  
子育ての協力者や周囲の人に関すること、住居が狭いこと、子どもを叩いてしまう  
ことなど、保護者の悩みは多岐にわたっている**

○小学校就学前児童・小学校児童ともに、自分の時間がとれないこと、子どもを叱りすぎてしまうこと、子育てにかかる出費がかさむという回答割合が高くなっています。

○小学校就学前児童では、小学校児童と比べて、自分の時間が十分にとれないこと、身体の疲れが大きいという回答割合が高くなっており、小学校児童では、小学校就学前児童と比べて、子どもを叱りすぎてしまうという回答割合が高くなっています。

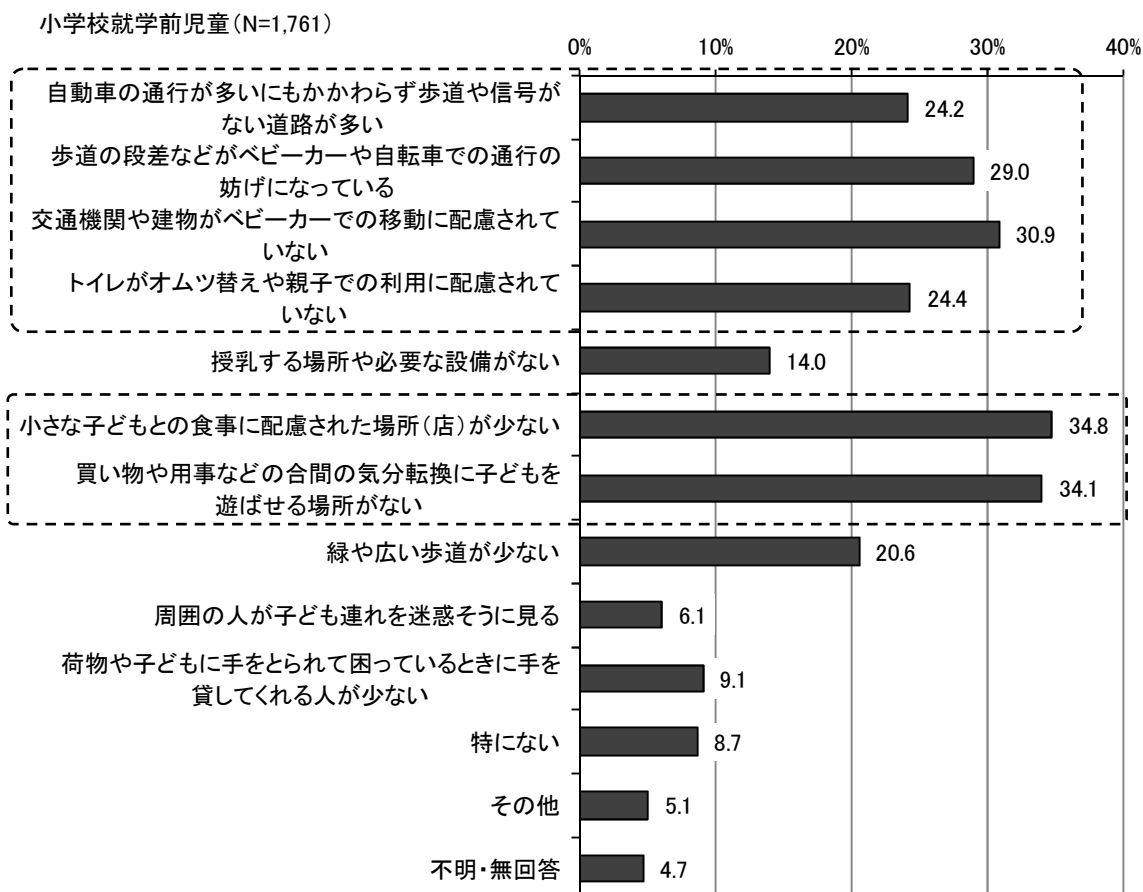


## ②子育て環境について

子どもとの外出時に困ること

### 子育て家庭の外出時の困りごとは、多岐にわたっている 特に、子どもの食事や遊ぶ場所に関する回答割合が高くなっている

- 安全、移動、乳幼児の特性に配慮した空間等、幅広い項目に意見がありました。
- 特に、子どもとの食事に配慮された場所や買い物の合間の気分転換に遊ばせる場所がないなど、外出先での子どもとの過ごし方に関する回答割合が約 35%と高くなっています。

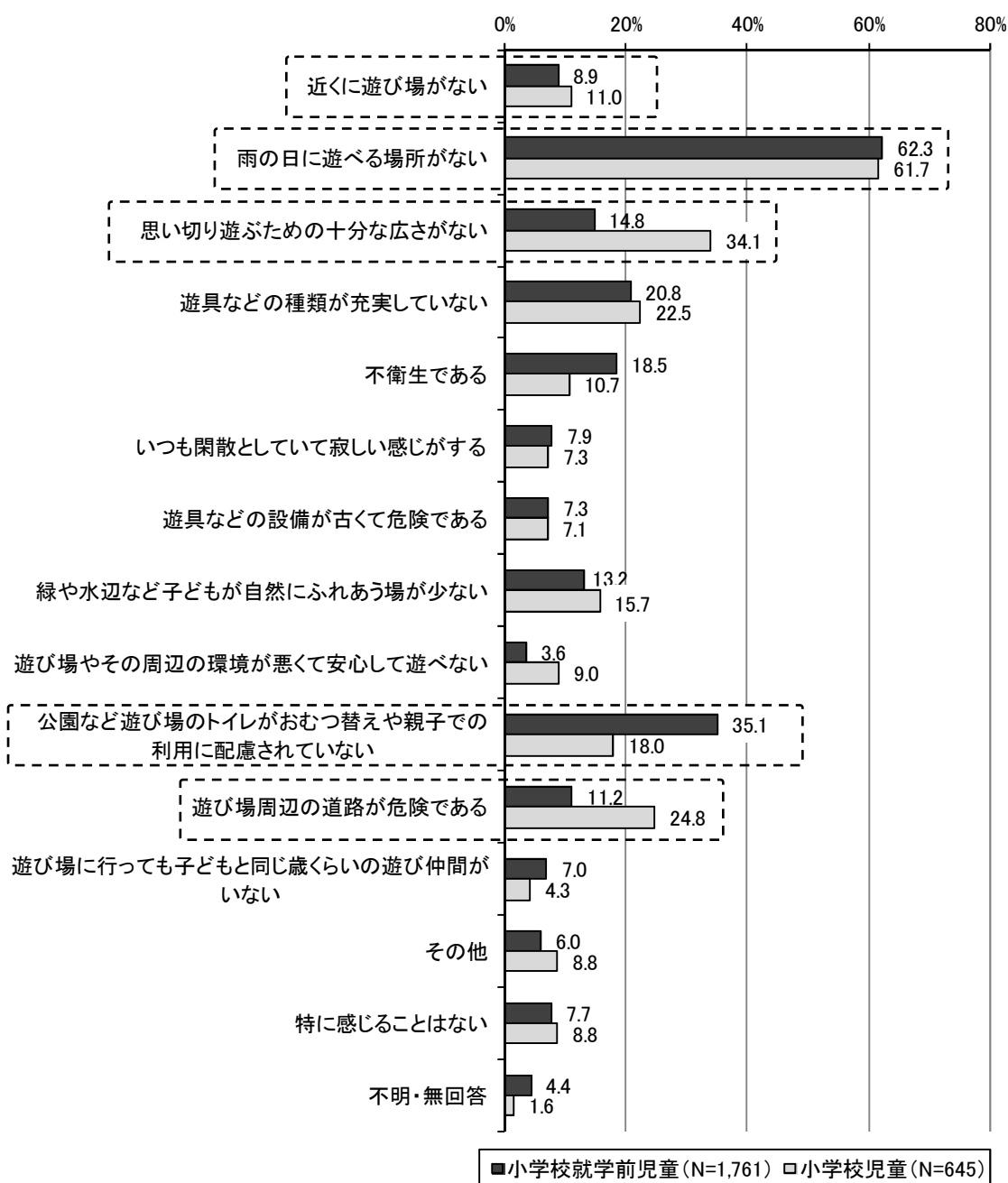


地域での子どもの遊び場について日頃感じること

**近くに遊び場がないという回答割合は低いが、雨の日に遊べる場所や思い切り遊ぶための広さなど遊び場の内容に関する回答割合は高くなっている**  
**小学校児童では、遊び場の広さや安全面に関する回答割合が高くなっている**

○小学校就学前児童・小学校児童ともに、雨の日に遊べる場所がないという回答割合が約 60%と最も高くなっています。

○小学校就学前児童では、親子での利用に配慮された設備(トイレ)について、小学校児童では遊ぶための十分な広さや安全面に関する回答割合が高くなっています。



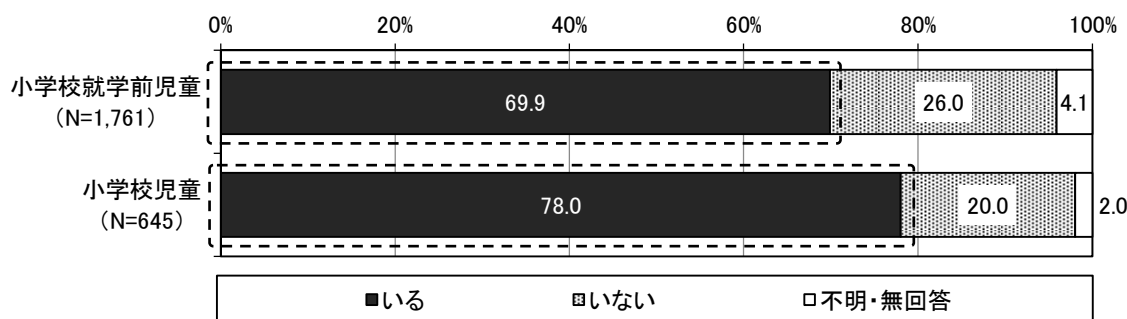
### ③地域での子育て・子育てについて

近所で日常的に子どもの話や世間話をする人の有無

#### 近所で日常的に子どもの話等をする人がいる方が、子育てへの不安や負担感が低い傾向にある

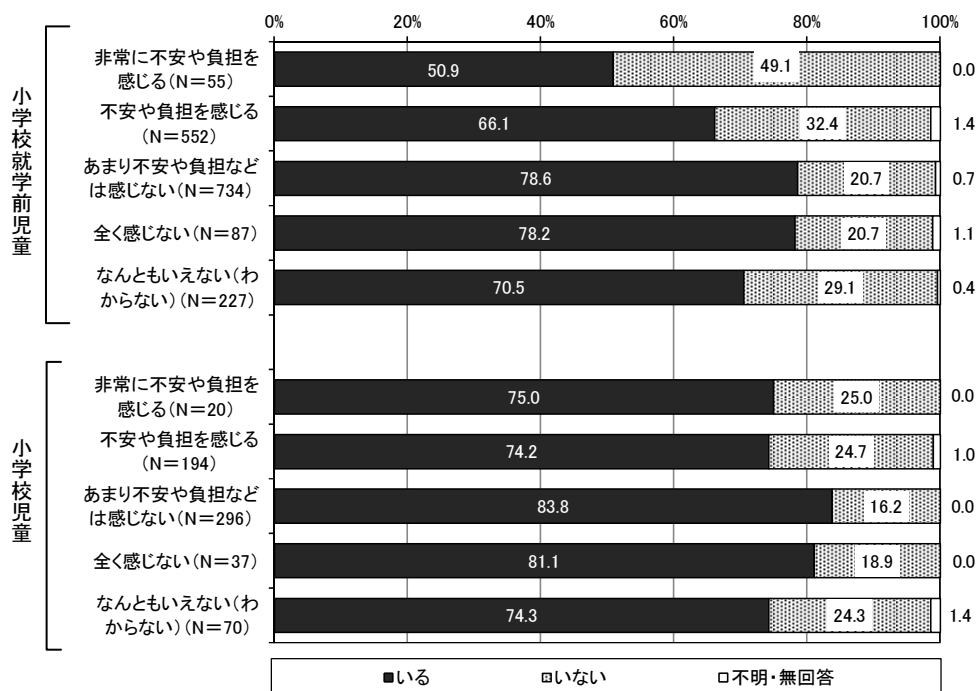
○近所で日常的に子どもの話等をする人がいる方は、小学校就学前児童では 69.9%、小学校児童では 78.0%と高い割合になっています。

○子育てへの不安や負担感が低い人の方が、日常的に子どもの話や世間話をする人がいる傾向があります。



#### ■『不安や負担』別での状況

子育てへの『不安や負担を感じない』人についてみると、日常的に子どもの話や世間話をする人がいる割合が、小学校就学前児童・小学校児童ともに約 80%となっています。





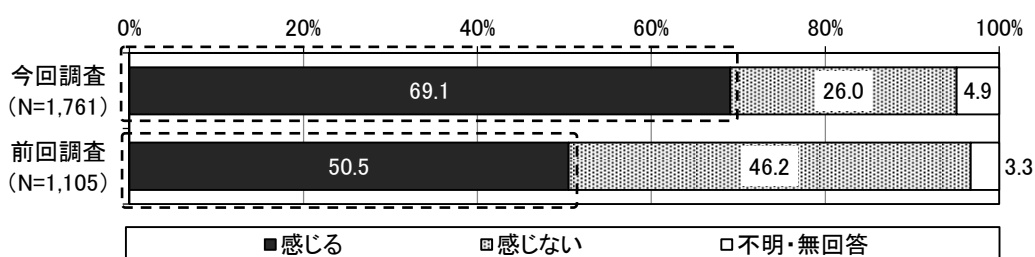
子育てが地域の人に支えられていると感じるか

**地域の人に支えられていると感じている人の方が、子育てへの不安や負担感が低い傾向にある**  
**地域の人に支えられていると感じている人が増加している**

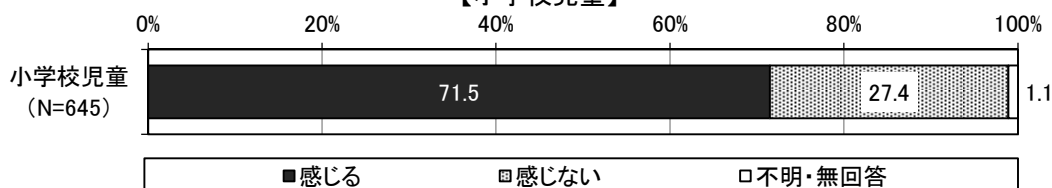
○前回調査(5年前)と比較して、地域の人に支えられていると感じる人は、小学校就学前児童で約20ポイント増加しています。

○子育てへの不安や負担感が低い人の方が、地域の人に支えられていると感じている傾向があります。

【小学校就学前児童】

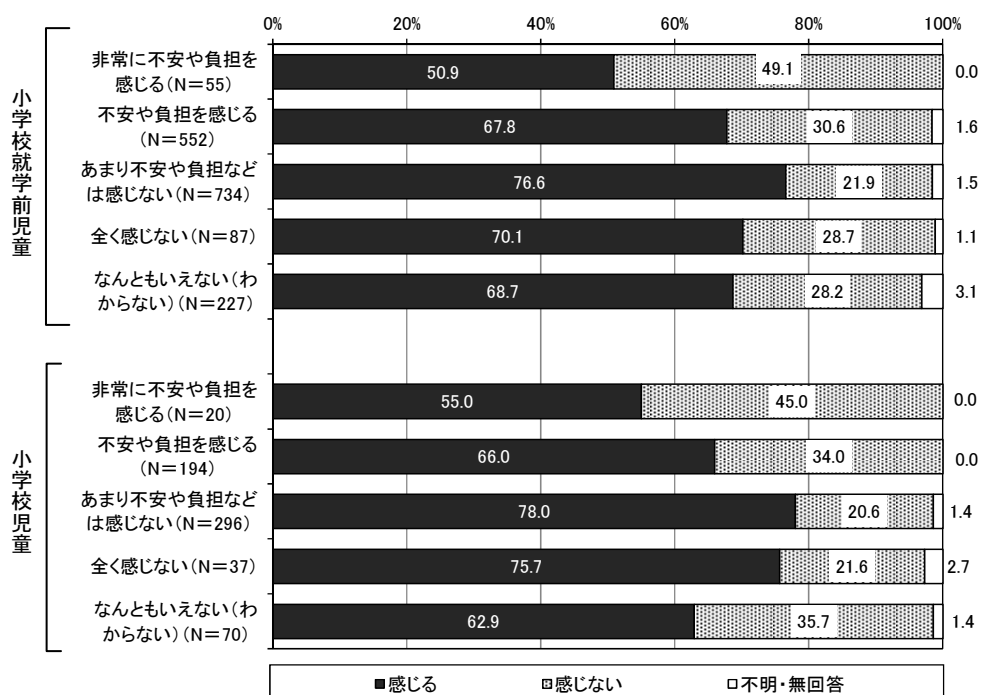


【小学校児童】



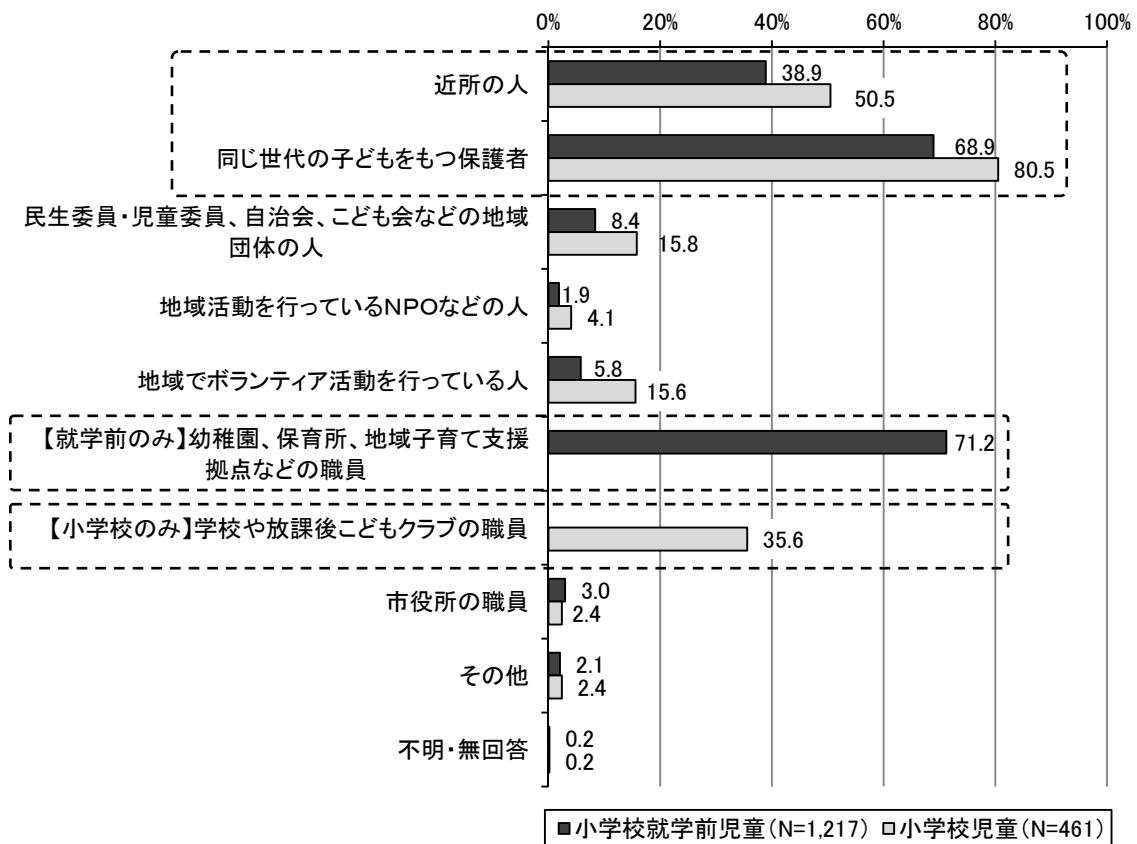
■『不安や負担』別での状況

子育てへの『不安や負担を感じない』人についてみると、地域の人に支えられていると感じる割合が、小学校就学前児童・小学校児童ともに70%台となっています。



**自身の子育てを支えてくれる人は、近所の人や同じ世代の子どもをもつ保護者に  
回答が集まっている  
子ども関連施設の職員に支えられていると感じる人も多い**

- 小学校就学前児童・小学校児童ともに近所の人や同じ世代の子どもをもつ保護者という回答割合が高くなっています。
- 小学校就学前児童は幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員や同世代の子どもをもつ保護者に回答が集まっています。小学校児童は同世代の子どもをもつ保護者の回答割合が最も高くなっています。



地域子育て支援拠点事業の利用状況

**0歳の利用割合が50%を超えている**

利用していない理由としては、「時間がない」「サービスの利便性が悪い」のほか、「利用方法等がわからない」「サービスがあることを知らない」という回答割合が高くなっている

○地域子育て支援拠点事業の利用状況について、利用している人の割合は、0歳及び1歳で40%を超えています。

○地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向について、「現状のままでよい」という回答割合が高くなっていますが、0歳では今後利用したい、利用日数を増やしたいという回答割合も高くなっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

【小学校就学前児童】 地域子育て支援拠点事業の 利用状況	0歳 (N=317)		1歳 (N=272)		2歳 (N=285)		3歳 (N=282)		4歳 (N=297)		5歳 (N=266)	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
地域子育て支援拠点事業を利用している	163	51.4	112	41.2	77	27.0	34	12.1	22	7.4	17	6.4
保育所・幼稚園の園庭などの開放を利用している	65	20.5	101	37.1	74	26.0	43	15.2	28	9.4	29	10.9
特に利用していない	131	41.3	126	46.3	171	60.0	216	76.6	255	85.9	220	82.7
不明・無回答	10	3.2	7	2.6	5	1.8	5	1.8	2	0.7	4	1.5

■地域子育て支援拠点事業を利用していない理由

【小学校就学前児童】 地域子育て支援拠点 事業を利用していない 理由	サービスの 質に不安が ある	サービスの 利便性 (立地・開催 時間・日数な ど)が悪く 利用しづらい	ご自身が サービスの 対象者になる のかどうか わからない	時間がない	サービスの 利用方法 (手続きなど) や開催場所 がわからない
0歳(N=131)	4	34	9	27	31
	3.1	26.0	6.9	20.6	23.7
1歳(N=126)	2	27	5	41	22
	1.6	21.4	4.0	32.5	17.5
2歳(N=171)	3	32	5	50	25
	1.8	18.7	2.9	29.2	14.6
【小学校就学前児童】 地域子育て支援拠点 事業を利用していない 理由	そのような サービスが あることを 知らない	その他	特に 理由はない	不明・無回答	
0歳(N=131)	15	18	39	1	
	11.5	13.7	29.8	0.8	
1歳(N=126)	10	23	35	2	
	7.9	18.3	27.8	1.6	
2歳(N=171)	17	40	42	3	
	9.9	23.4	24.6	1.8	

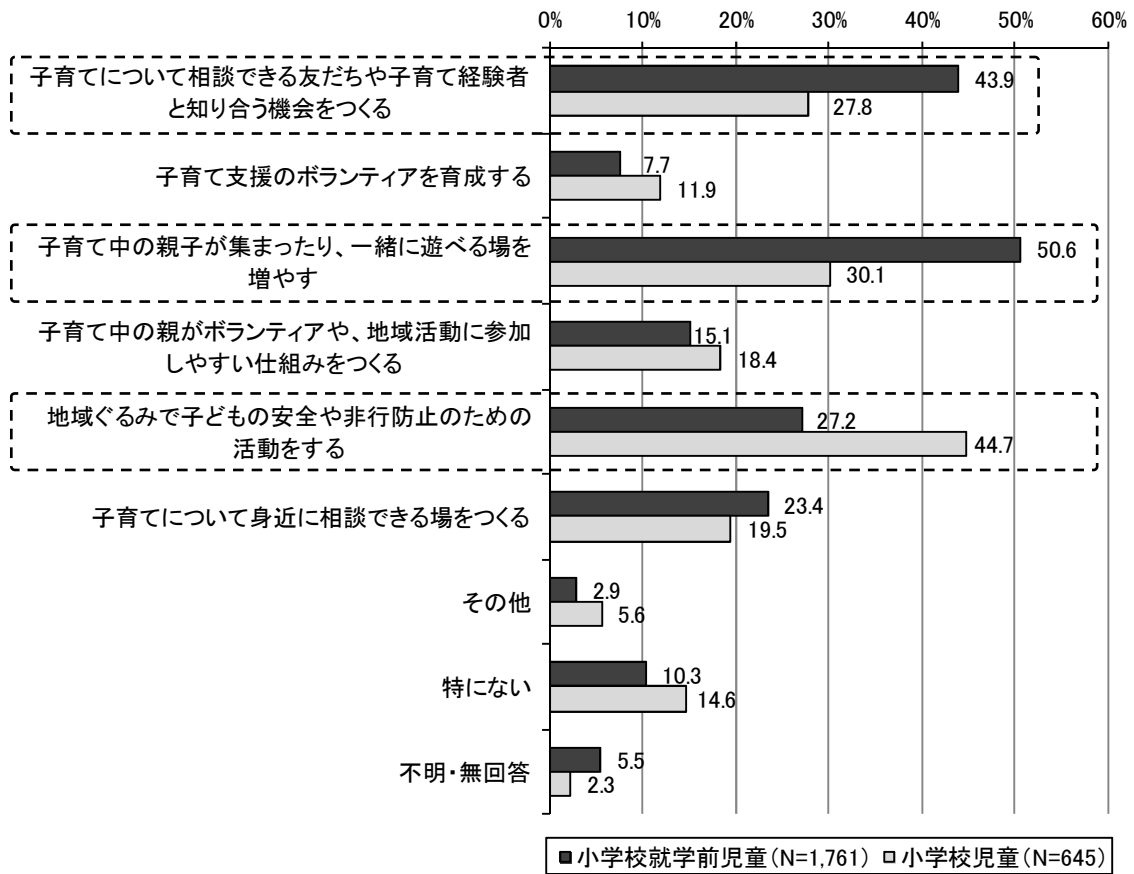
■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

【小学校就学前児童】 地域子育て支援拠点 事業の今後の利用意向	利用してい ないが、今 後利用し たい	すでに利用 している が、今 後利用日 数を増や したい	現状のま ま でよい	不明・無 回答	
					件数
0歳(N=317)	76	61	126	54	
	24.0	19.2	39.7	17.0	
1歳(N=272)	48	40	130	54	
	17.6	14.7	47.8	19.9	
2歳(N=285)	46	30	167	42	
	16.1	10.5	58.6	14.7	

**子育て家庭が知り合ったり、集まる場や機会が求められている  
小学校児童では、地域ぐるみでの安全・非行対策が求められている**

○小学校就学前児童では、子育てについて相談したり、子育て中の親子が集まって一緒に遊べる機会づくりという回答割合が高くなっています。

○小学校児童では、地域ぐるみでの安全や非行防止のための活動という回答割合が高くなっています。



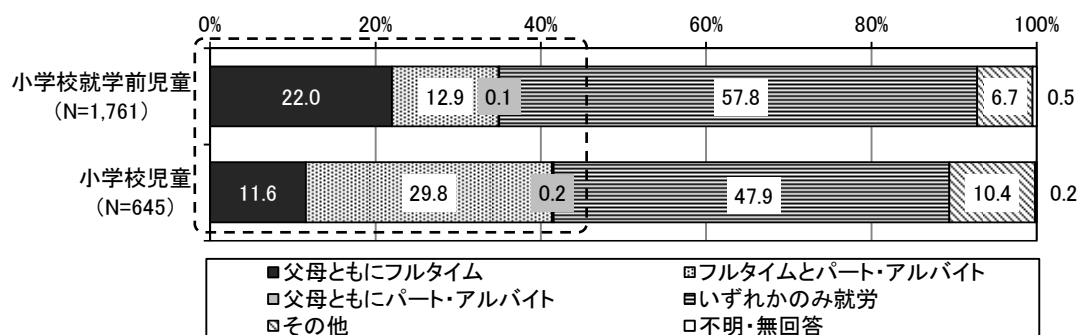
#### ④子育てと仕事について

##### 父母の就労状況

**父母ともに就労している家庭の割合は、小学校児童の方が高くなっているが、  
父母ともにフルタイムの家庭の割合は、小学校就学前児童の方が高くなっている**

○父母ともにフルタイムの家庭は、小学校児童の 11.6%に対し小学校就学前児童では 22.0%と  
なっています。

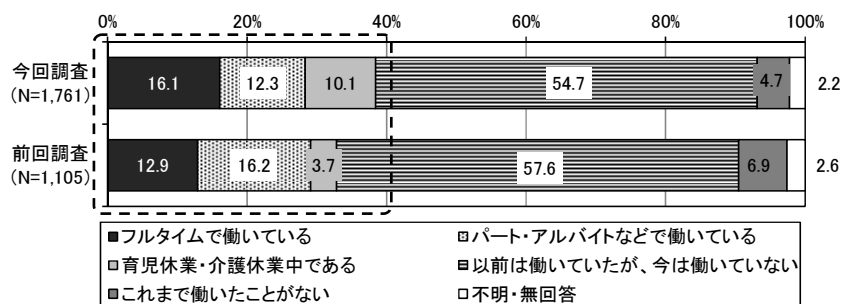
○共働き家庭の割合は、小学校就学前児童は 35.0%、小学校児童は 41.6%となっています。



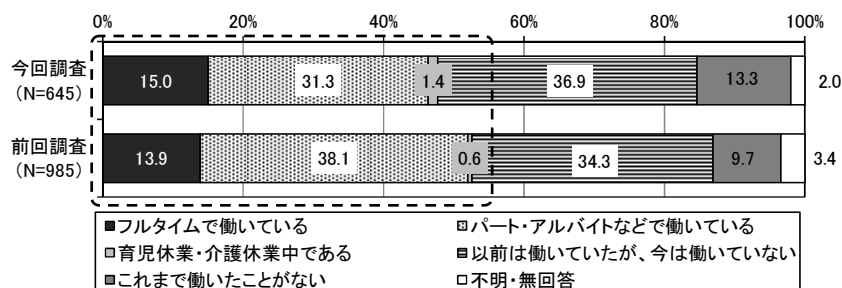
##### ■母親の就労状況における前回調査との比較

小学校就学前児童の母親の就労状況について前回調査と比較すると、『フルタイム』の割合が 3.2 ポイント、『育児休業・介護休業中』の割合が 6.4 ポイント高くなっています。

##### 母親【小学校就学前児童】



##### 母親【小学校児童】



父母の就労時間、土曜日、日曜日・祝日の出勤状況

**小学校就学前児童の父母の帰宅時間は、  
母親では 17 時～19 時、父親では 21 時以降という割合が高い  
土曜日、日曜日・祝日に父母ともに出勤しているのは、父母ともフルタイムの場合が多い**

○就労している父母の出発時間は、7時～9時という回答割合が高くなっています。帰宅時間では、母親が 17 時～19 時、父親は 21 時以降という回答割合が高くなっています。

○小学校就学前児童において、土曜日に父母とも出勤している割合は、父母ともフルタイムで 32.5%、いずれかがフルタイム、もう一方がパート・アルバイトで 25.4%となっています。

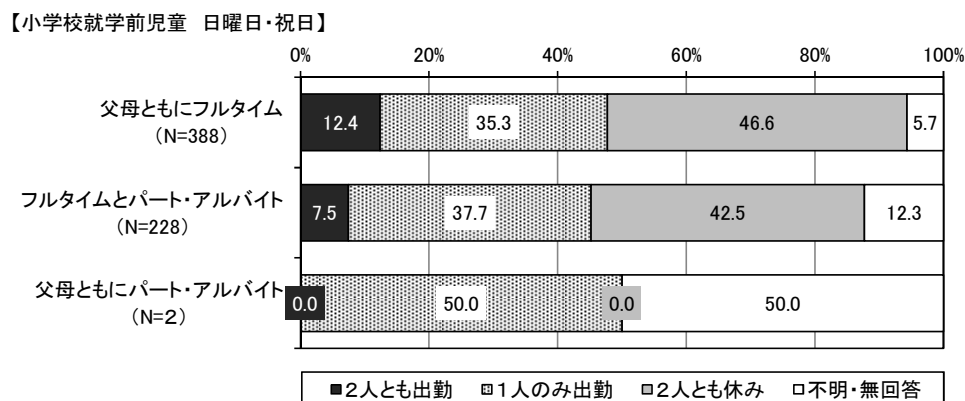
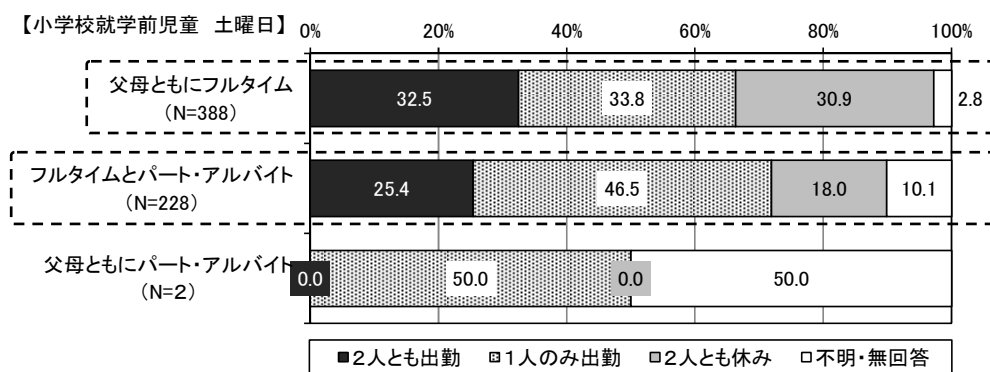
■フルタイム、パート・アルバイト等で就労している父母の出発時間(縦)、帰宅時間(横)

【小学校就学前児童 母親】 帰宅時間		15時より前	15時～17時	17時～19時	19時～21時	21時以降	不明・無回答
6時より前 (N=3)	件数	1	1	0	1	0	0
	%	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
6時～7時 (N=23)	件数	0	1	11	11	0	0
	%	0.0	0.1	1.6	1.6	0.0	0.0
7時～8時 (N=236)	件数	5	8	159	56	8	0
	%	0.7	1.2	23.5	8.3	1.2	0.0
8時～9時 (N=273)	件数	23	30	169	47	4	0
	%	3.4	4.4	25.0	6.9	0.6	0.0
9時～10時 (N=59)	件数	15	17	17	8	2	0
	%	2.2	2.5	2.5	1.2	0.3	0.0
10時～11時 (N=15)	件数	3	2	6	3	1	0
	%	0.4	0.3	0.9	0.4	0.1	0.0
11時以降 (N=20)	件数	2	2	5	9	2	0
	%	0.3	0.3	0.7	1.3	0.3	0.0

【小学校就学前児童 父親】 帰宅時間		15時より前	15時～17時	17時～19時	19時～21時	21時以降	不明・無回答
6時より前 (N=41)	件数	6	3	9	13	10	0
	%	0.4	0.2	0.5	0.8	0.6	0.0
6時～7時 (N=220)	件数	4	1	21	87	105	2
	%	0.2	0.1	1.3	5.3	6.3	0.1
7時～8時 (N=688)	件数	19	1	61	278	324	5
	%	1.1	0.1	3.7	16.8	19.6	0.3
8時～9時 (N=510)	件数	10	1	40	193	262	4
	%	0.6	0.1	2.4	11.7	15.8	0.2
9時～10時 (N=81)	件数	5	0	8	24	43	1
	%	0.3	0.0	0.5	1.5	2.6	0.1
10時～11時 (N=17)	件数	2	0	0	2	13	0
	%	0.1	0.0	0.0	0.1	0.8	0.0
11時以降 (N=41)	件数	15	1	0	2	22	1
	%	0.9	0.1	0.0	0.1	1.3	0.1

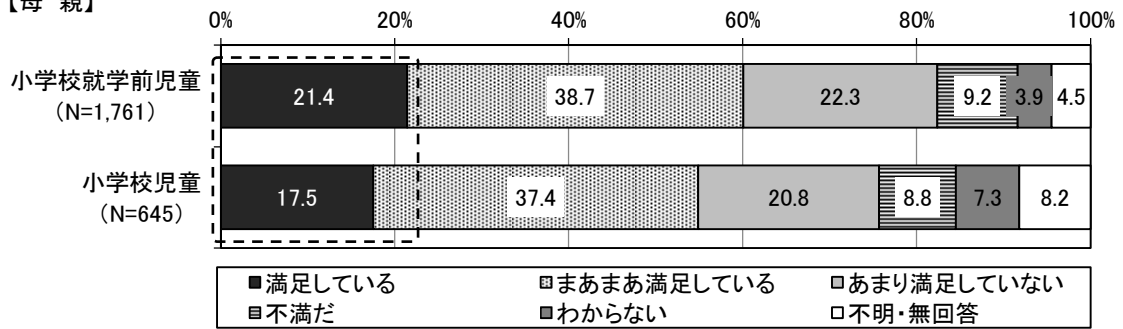
■父母の土曜日、日曜日・祝日の出勤状況



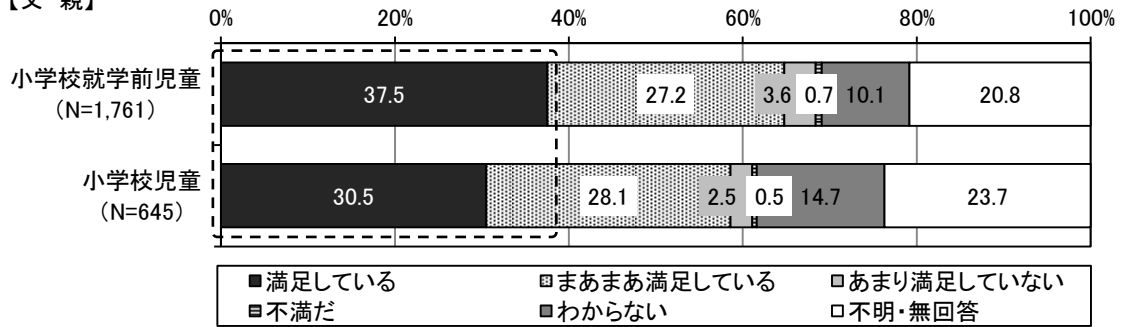
**母親と父親の育児分担の満足度に差が生じている**  
**母親は、父親に対して、子どもとのふれあい及び家事の分担を望んでいる**  
**子育てへの不安や負担を感じている人の方が、育児分担の満足度が低い**

- 小学校就学前児童・小学校児童ともに、母親の満足度が父親よりも低くなっています。
- 小学校就学前児童の核家族の母親は、子育てに対する不安や負担を感じている人の方が、育児分担の満足度が低くなる傾向があります。

**【母親】**



**【父親】**



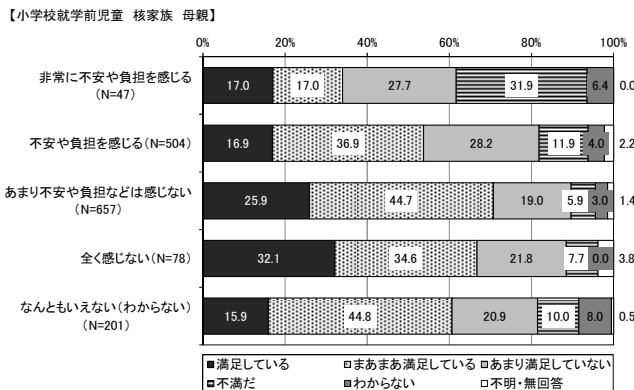
**■母親が配偶者・パートナーに望むこと(主なもの)**  
 ※「不満だ」と回答した人

小学校就学前児童・小学校児童ともに、子どもとの過ごし方や家事に関する回答が多くなっています。

自由回答	小学校就学前児童	小学校児童
子どもとの過ごし方(遊ぶ時間、育児への関わり等)	62件	20件
家事全般(分担、一人で家事ができる等)	53件	18件
仕事(就業時間が長い等)	13件	2件
期待していない・あきらめている	11件	7件

**■『不安や負担』別での状況**

小学校就学前児童の子育てへの『不安や負担を感じない』人についてみると、配偶者等との育児分担に『満足している』の割合が高くなっています。

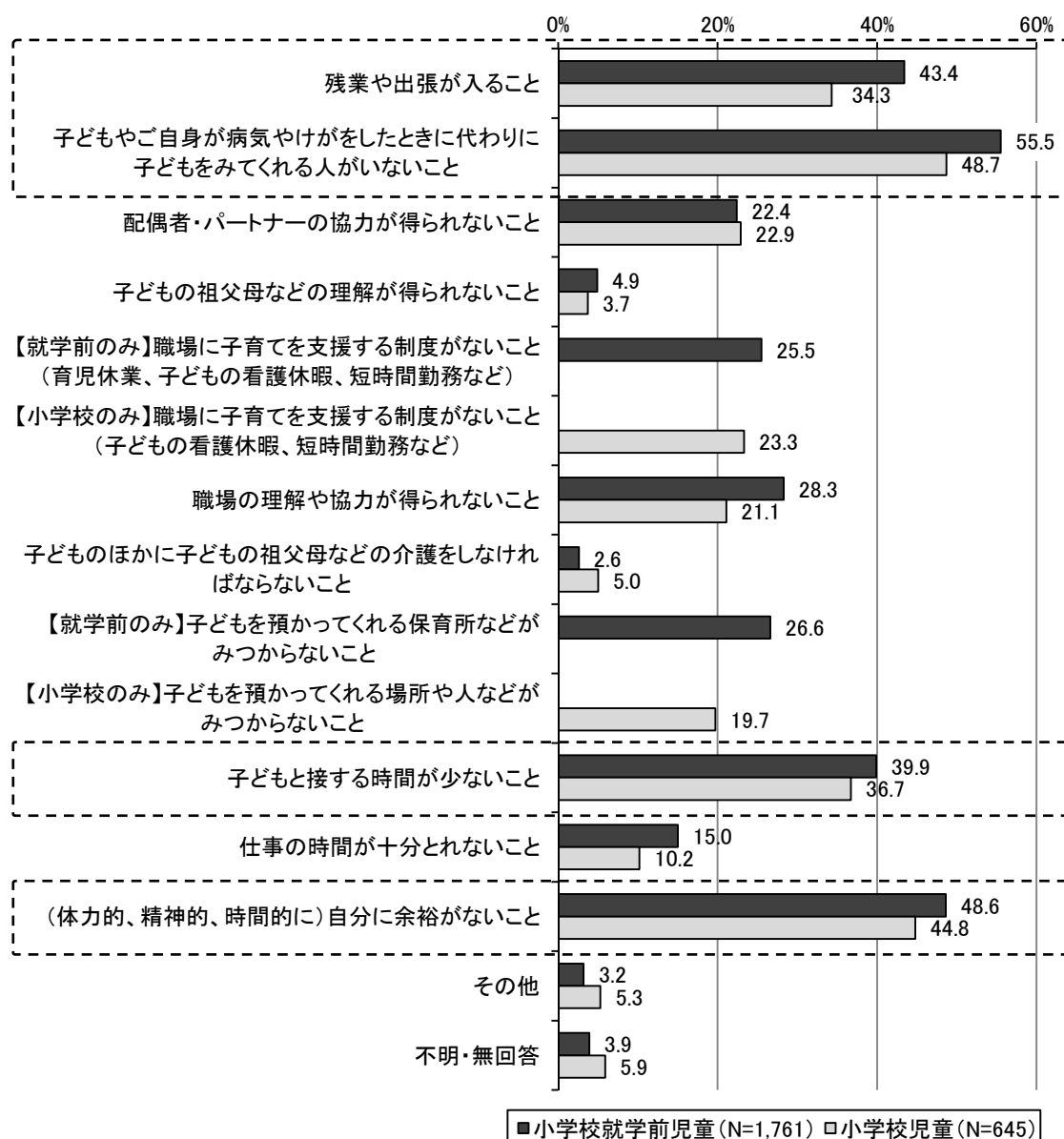


仕事と子育てを両立する上での課題

**仕事と子育てを両立する上で、病気の時等に子どもをみてくれる人がいないこと、  
残業や出張が入ることが課題となっている**  
**子どもとふれあう時間の少なさ、体力や気持ちの余裕がなくなることも課題となっている**

○小学校就学前児童・小学校児童ともに、残業・出張が入ること、自身の病気等の時に子どもをみてくれる人がいないという回答割合が高くなっています。

○子どもと接する時間が少ないことや体力的、精神的、時間的な余裕がないという回答割合も高くなっています。





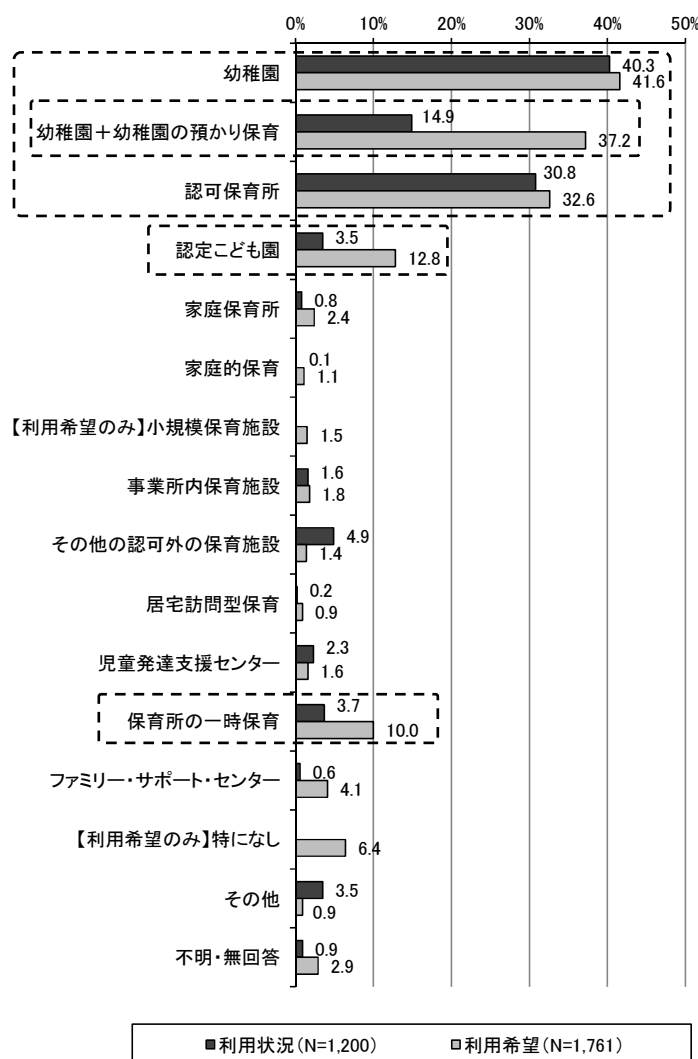
⑤子育て・子育てに関する支援や対策について

小学校就学前の施設やサービスの利用状況と利用希望

**父母ともにフルタイムの家庭は保育所、  
父母のいずれかがフルタイム、もう一方がパート・アルバイトの家庭は  
幼稚園＋幼稚園の預かり保育の利用を希望する割合が高くなっている**

- 利用状況、利用希望ともに「幼稚園」という回答割合が最も高くなっています。
- 利用状況と比べ利用希望が特に高くなっているのは、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」「認定こども園\*」「保育所の一時保育」となっています。
- 父母ともにフルタイムの家庭の 72.2%が保育所の利用、父母のいずれかがフルタイム、もう一方がパート・アルバイトの家庭の 47.4%が幼稚園＋幼稚園の預かり保育を希望しています。

【小学校就学前児童】



■ 年齢別の利用希望 (抜粋)

単位: %

	幼稚園	幼稚園＋幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園
0歳 (N=317)	29.7	24.0	52.1	18.0
1歳 (N=272)	40.1	31.3	39.7	16.5
2歳 (N=285)	37.5	33.7	33.7	10.5
3歳 (N=282)	43.6	44.7	25.9	12.1
4歳 (N=297)	50.2	43.4	22.9	11.8
5歳 (N=266)	50.0	47.7	19.5	7.9

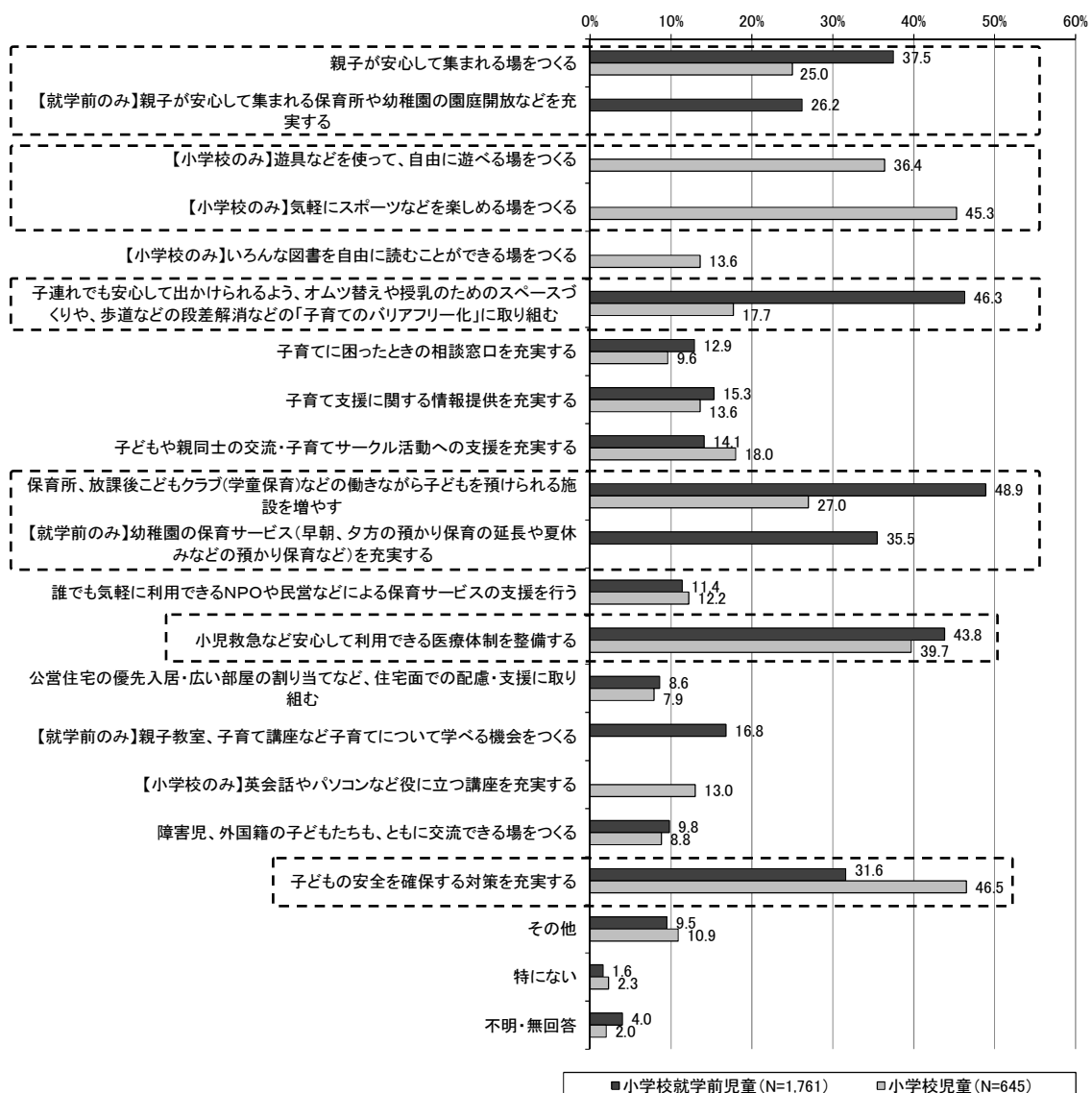
■ 就労状況別の利用希望 (抜粋)

単位: %

	幼稚園	幼稚園＋幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園
父母ともにフルタイム (N=388)	10.3	24.7	72.2	20.9
フルタイムとパート・アルバイト (N=228)	22.4	47.4	38.6	15.4
父母ともにパート・アルバイト (N=2)	50.0	50.0	0.0	0.0
いずれかのみ就労 (N=1,017)	59.9	40.1	15.3	9.8
その他 (N=118)	25.4	33.9	40.7	8.5

**小学校就学前児童では、親子が集まれる場の充実を望んでいる**  
**小学校児童では、子どもが遊べる場づくりや安全対策の充実を望んでいる**

- 小学校就学前児童・小学校児童ともに、子どもを預けられる施設の充実や小児救急などの医療体制の整備、子どもの安全対策という回答割合が高くなっています。
- 小学校就学前児童では、親子が安心して集まれる場づくりや子育てバリアフリーという回答割合についても高くなっています。
- 小学校児童では、子どもが遊んだりスポーツできる場づくりという回答割合についても高くなっています。



## (2) 子ども自身の意識や状況

### ①日常生活について

#### 朝食や睡眠時間の状況

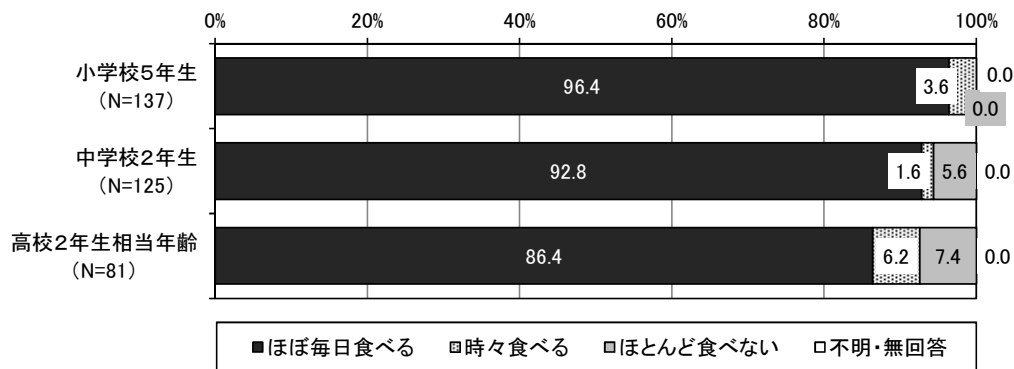
**朝食をほとんど食べないという回答割合は、小学校5年生では0%であるが、学年(年齢)があがるにつれて高くなっている**

**小学校5年生と中学校2年生では、睡眠時間に大きく差が生じている**

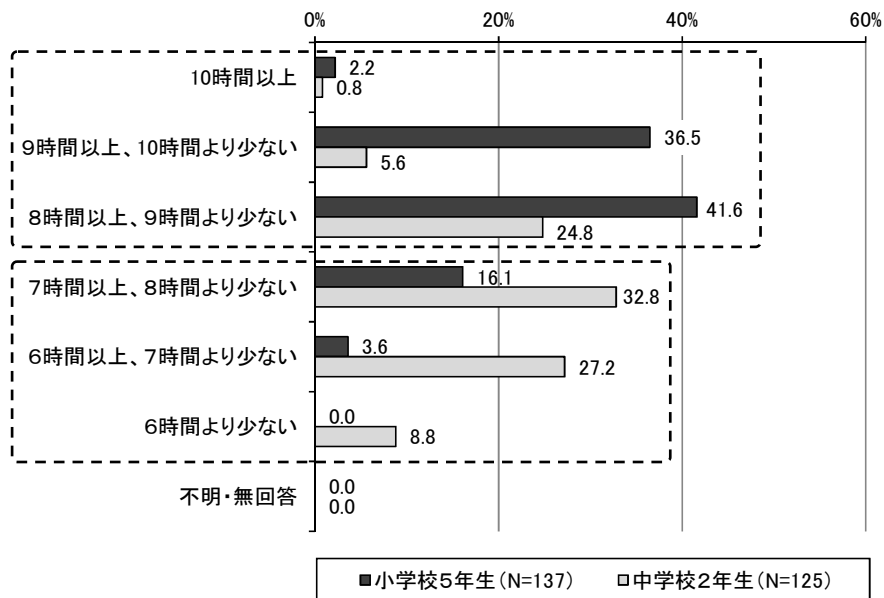
○毎朝の朝食の状況では、学年(年齢)があがるにしたがって、ほぼ毎日食べるという回答割合が減少しています。

○一日の睡眠時間では、小学校5年生の80.3%が8時間以上となっていますが、中学校2年生では68.8%が8時間未満となっています。

#### ■毎朝の朝食の状況

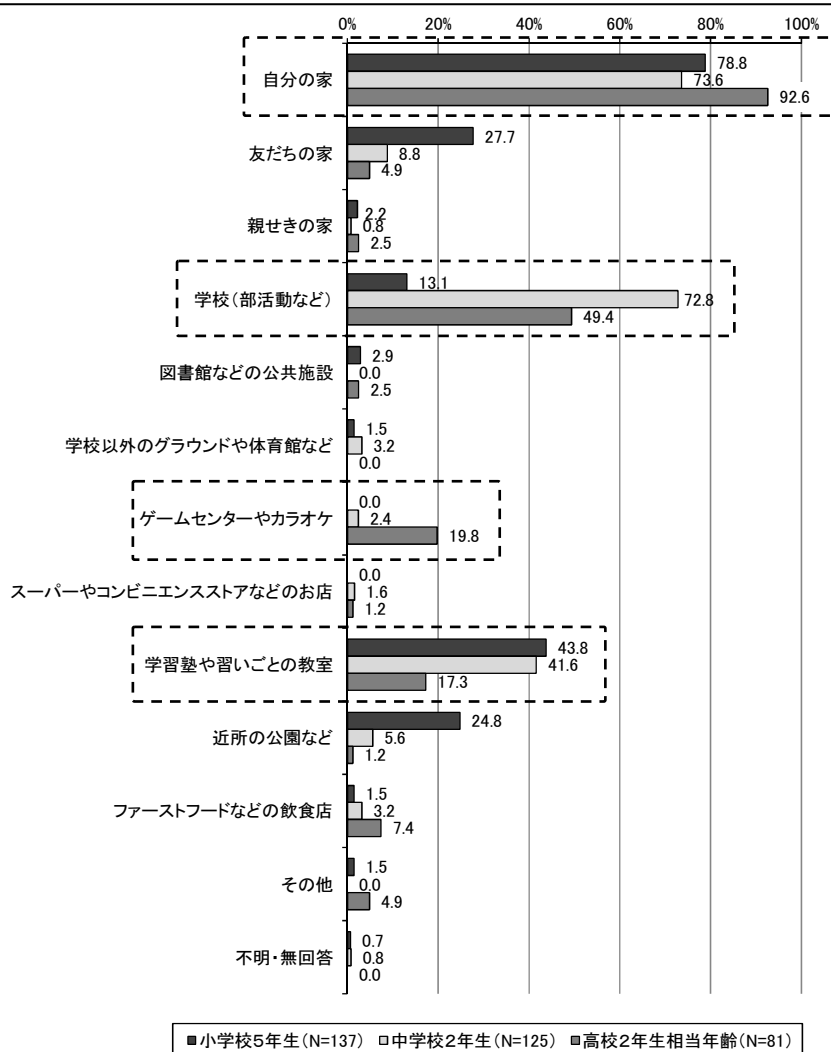


#### ■一日の睡眠時間



**自分の家と回答した人の割合が高くなっている  
小学校5年生や中学校2年生では学習室や習いごと、中学校2年生や高校2年生  
相当年齢では学校(部活動など)で過ごすという回答割合も高くなっている**

- 小学校5年生・中学校2年生・高校2年生相当年齢いずれも自宅という回答割合が最も高くなっています。
- 中学校2年生においては、学校(部活動)という回答割合が高くなり、高校2年生相当年齢においても同項目の回答割合は高くなっていますが、他の学年(年齢)と比べて、ゲームセンターやカラオケという回答割合が高くなっています。



■放課後や休日、時間を過ごすのにあったらいいと思う場所(主なもの)

小学校5年生では、「自由に使える公園、広い公園」、中学校2年生・高校2年生相当年齢では「商業施設(本屋、デパート、カフェ等)」が高くなっています。

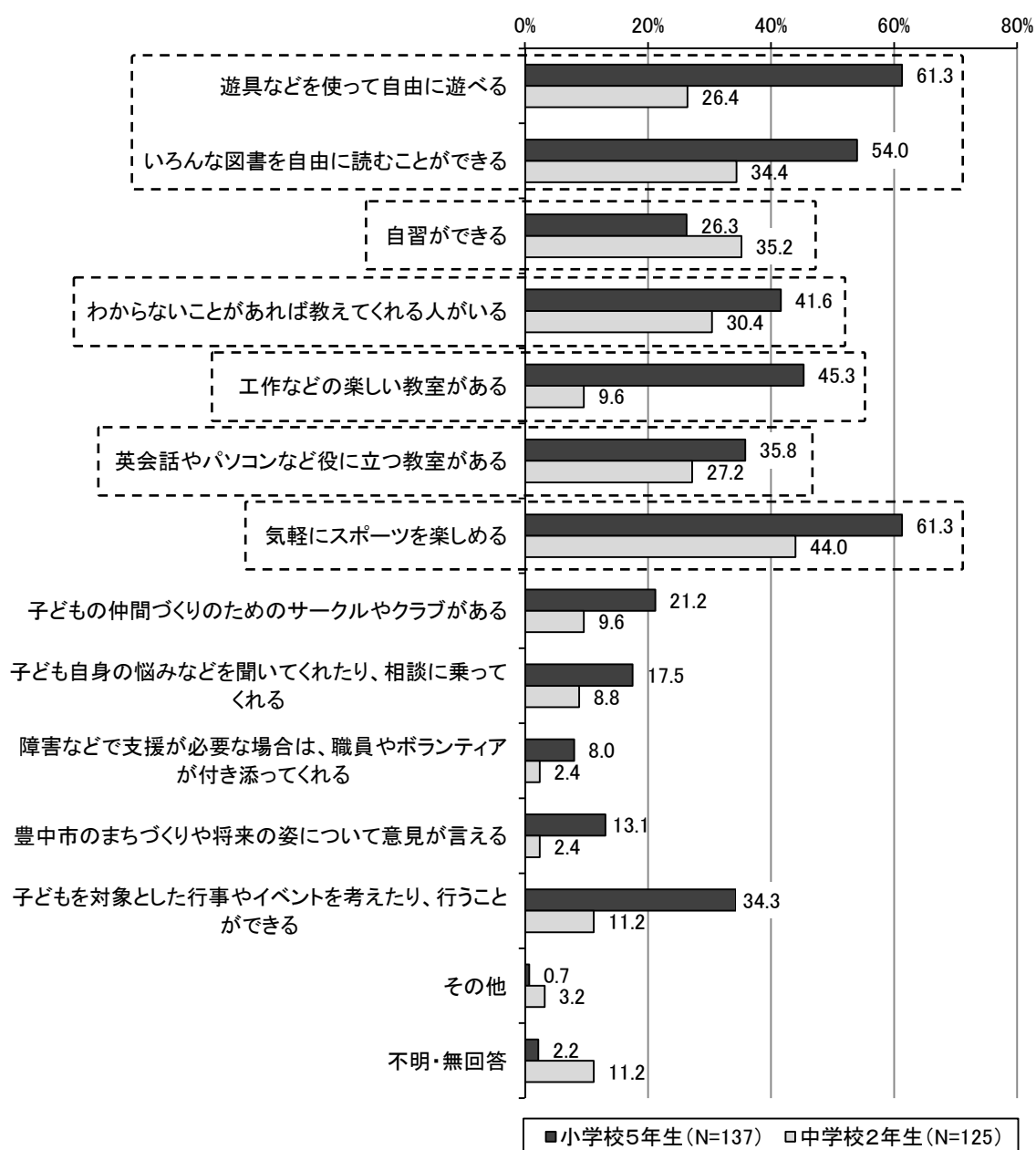
自由回答	小学校5年生	中学校2年生	高校2年生相当年齢
自由に使える公園、広い公園	27件	9件	3件
自由に使える施設(屋外・屋内)	25件	11件	4件
商業施設(本屋、デパート、カフェ等)	18件	30件	20件
自習室・勉強ができる場所	3件	7件	17件

②日頃の活動について

市の公共施設で、あったら利用してみたいと思う企画やサービス(小学校5年生・中学校2年生)

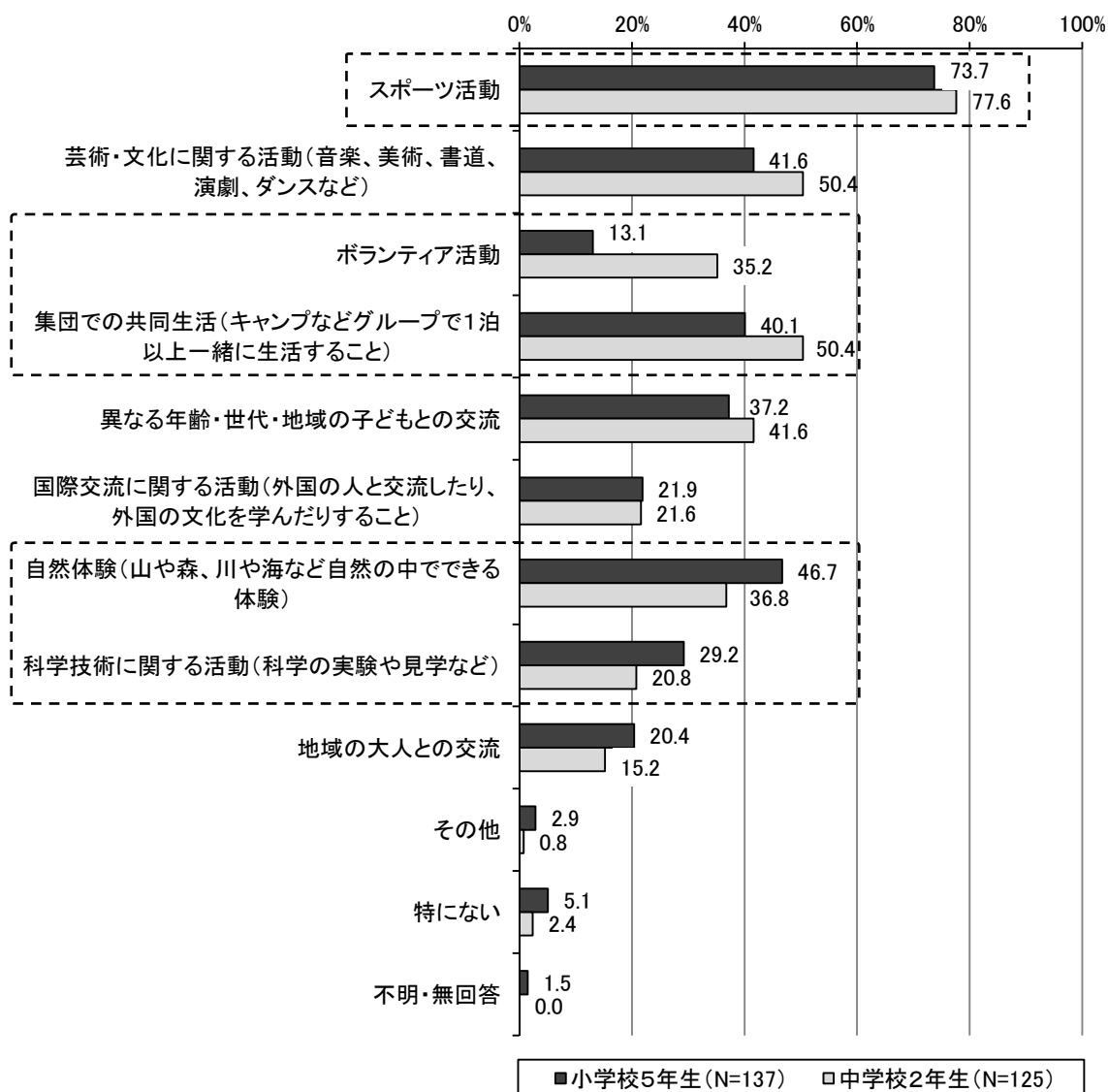
**小学校5年生・中学校2年生ともにスポーツや学びに関するサービスを利用したいと考えている子どもが多い**  
**その他、小学校5年生では、遊びや工作などの体験の機会、中学校2年生は自習ができる場所を利用したいと考えている子どもも多い**

○全体的に小学校5年生が中学校2年生よりも回答割合が高くなっている中で、自習ができることのみ中学校2年生の回答割合が高くなっています。



### スポーツ活動は、学年(年齢)を問わず多くの子どもが体験をしている

- 小学校5年生・中学校2年生ともにスポーツ活動という回答割合が最も高くなっています。
- 自然体験、科学技術に関する体験活動という回答割合は、小学校5年生の方が高く、ボランティア活動や集団での共同生活への回答割合については、中学校2年生の方が高くなっています。

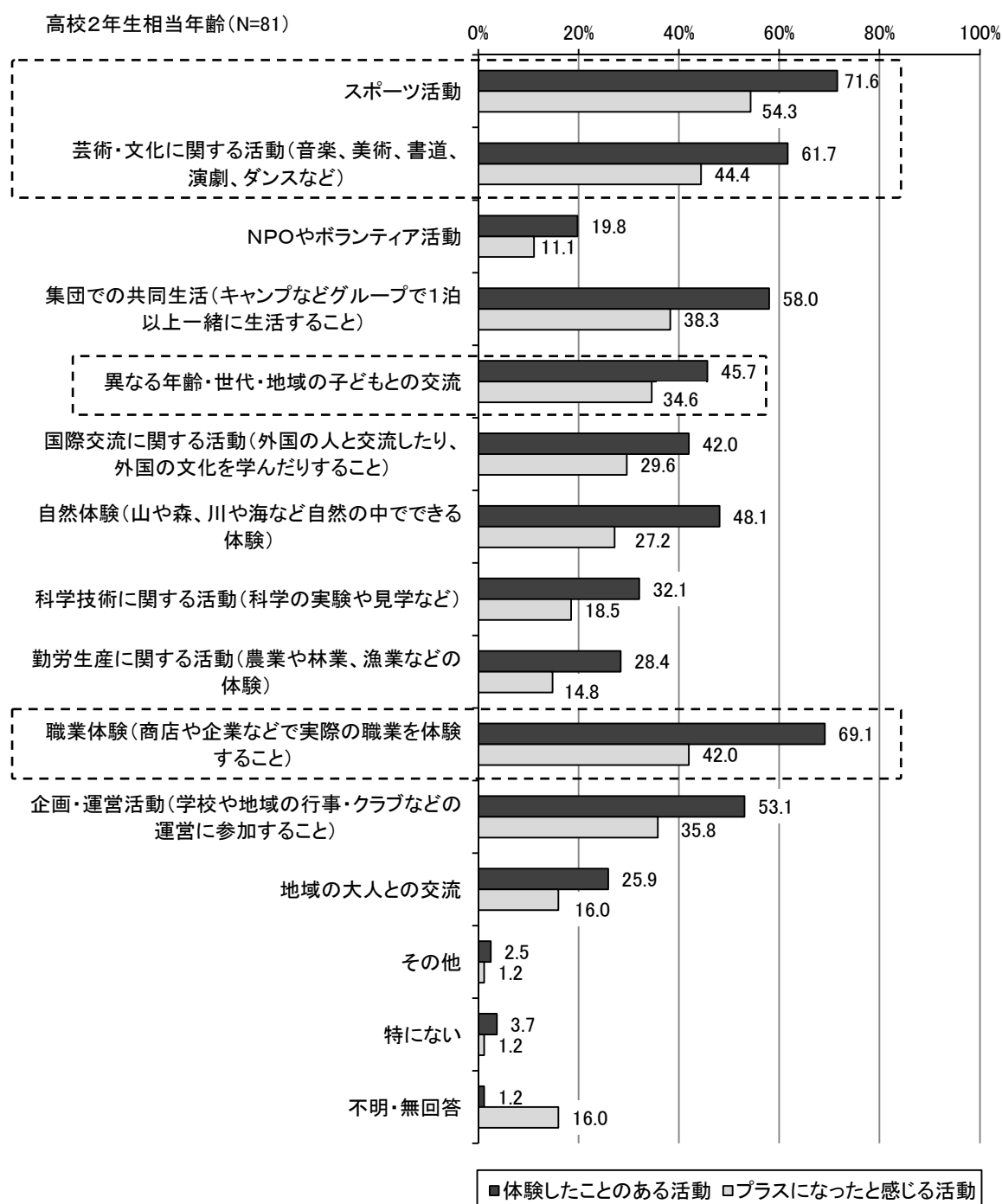


これまで体験したことがある活動とプラスになったと感じる活動(高校2年生相当年齢)

### スポーツ活動や芸術・文化活動、職業体験は多くの子どもが体験している

○体験したことのある活動は幅広い分野に意見が集まっている中で、スポーツ活動や芸術・文化活動、職業体験という回答割合が特に高くなっています。

○「その他」を除くすべての項目で、体験者の半数以上がプラスになったと感じています。特にスポーツ活動や異なる年齢・世代・地域の子どもの交流がプラスになったと感じている割合が高くなっています。



③自分の思いや考えについて

自分にあてはまること

**自己肯定感、がんばることや挑戦することについては、学年(年齢)があがるにつれて、「あてはまる」という回答割合が減少している**  
**情報をまとめることについては、どの学年(年齢)も「あてはまる」という回答割合が低くなっている**

○全体的に学年(年齢)があがるにつれて、「あてはまる」という回答割合が減少傾向になっています。

単位：%

		小学校5年生			中学校2年生			高校2年生相当年齢		
		あてはまる	どちらともいえない	あてはまらない	あてはまる	どちらともいえない	あてはまらない	あてはまる	どちらともいえない	あてはまらない
自己肯定感	自分のことが好きだ	64.3	24.8	10.2	45.6	37.6	16.0	42.0	39.5	18.5
	自分は人から必要とされている	59.1	29.2	10.9	52.0	36.8	11.2	43.2	40.7	16.0
	自分は人から期待されている(頼られている)	57.0	28.5	11.7	53.6	35.2	11.2	45.7	42.0	12.3
	自分にはいいところがある	77.4	16.1	5.9	66.4	20.0	12.0	64.2	28.4	7.4
コミュニケーション力	自分の考えや意見を人前で話すことができる	78.1	9.5	11.6	59.2	18.4	21.6	56.8	24.7	18.5
	相手を思いやって話すことができる	74.5	19.7	5.1	71.2	20.8	7.2	65.4	30.9	3.7
	自分の意見と違ってもわかりあおうとしている	73.7	15.3	9.5	68.8	24.0	6.4	74.0	18.5	7.4
	年齢が離れた人とでもコミュニケーションをとることができる	71.6	19.7	6.6	67.2	16.8	16.0	72.8	13.6	13.6
自己効力感	自分の考えで物事を決めることができる	67.2	19.7	11.7	61.6	23.2	14.4	60.5	24.7	14.8
	困った時でもあきらめずにがんばることができる	70.8	17.5	10.2	60.8	24.8	13.6	43.2	40.7	16.0
	自分が必要とする情報を集めることができる	70.1	21.2	7.3	64.8	22.4	12.0	65.4	27.2	7.4
	失敗を恐れず挑戦することができる	62.0	22.6	14.6	52.8	28.0	19.2	37.0	42.0	20.9
	いろいろな情報をうまくまとめることができる	53.2	27.0	17.5	45.6	28.8	25.6	41.9	35.8	22.2

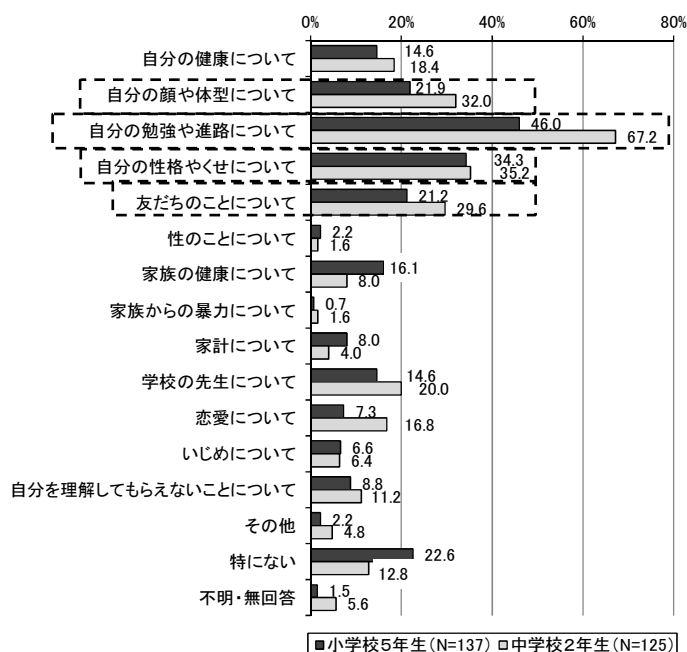


#### ④不安や悩みについて

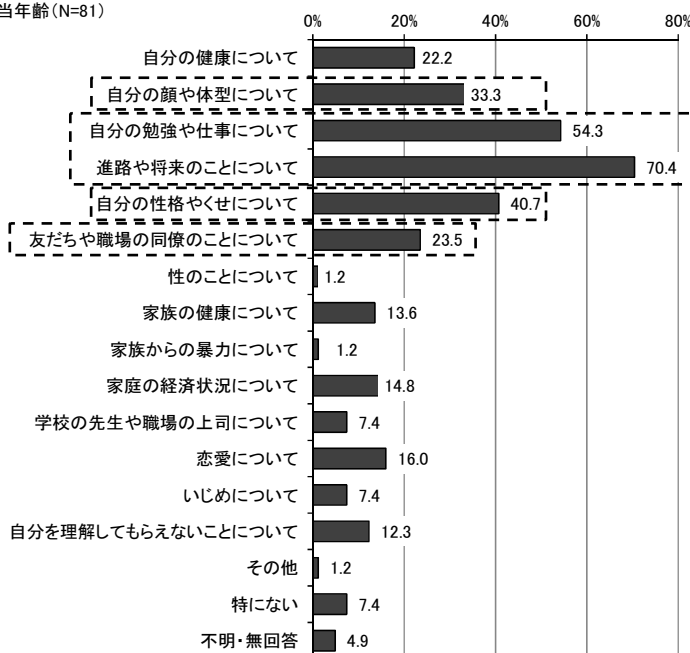
不安に思ったり、悩んだり、困ったりしたこと

**勉強や進路について悩みをもつ子どもが多く、学年(年齢)があがるにつれて、その傾向が強くなっている**  
**子どもの悩みは、家族のこと、学校のこと、自身のことなど多岐にわたっている**

- 小学校5年生、中学校2年生、高校2年生相当年齢いずれも勉強(仕事含む)や進路という回答割合が高くなっています。
- 学年(年齢)があがるにつれて、外見や性格についてという回答割合が増加しています。
- 中学2年生では、友だちのことについてという回答割合が他の学年(年齢)と比べて高くなっています。

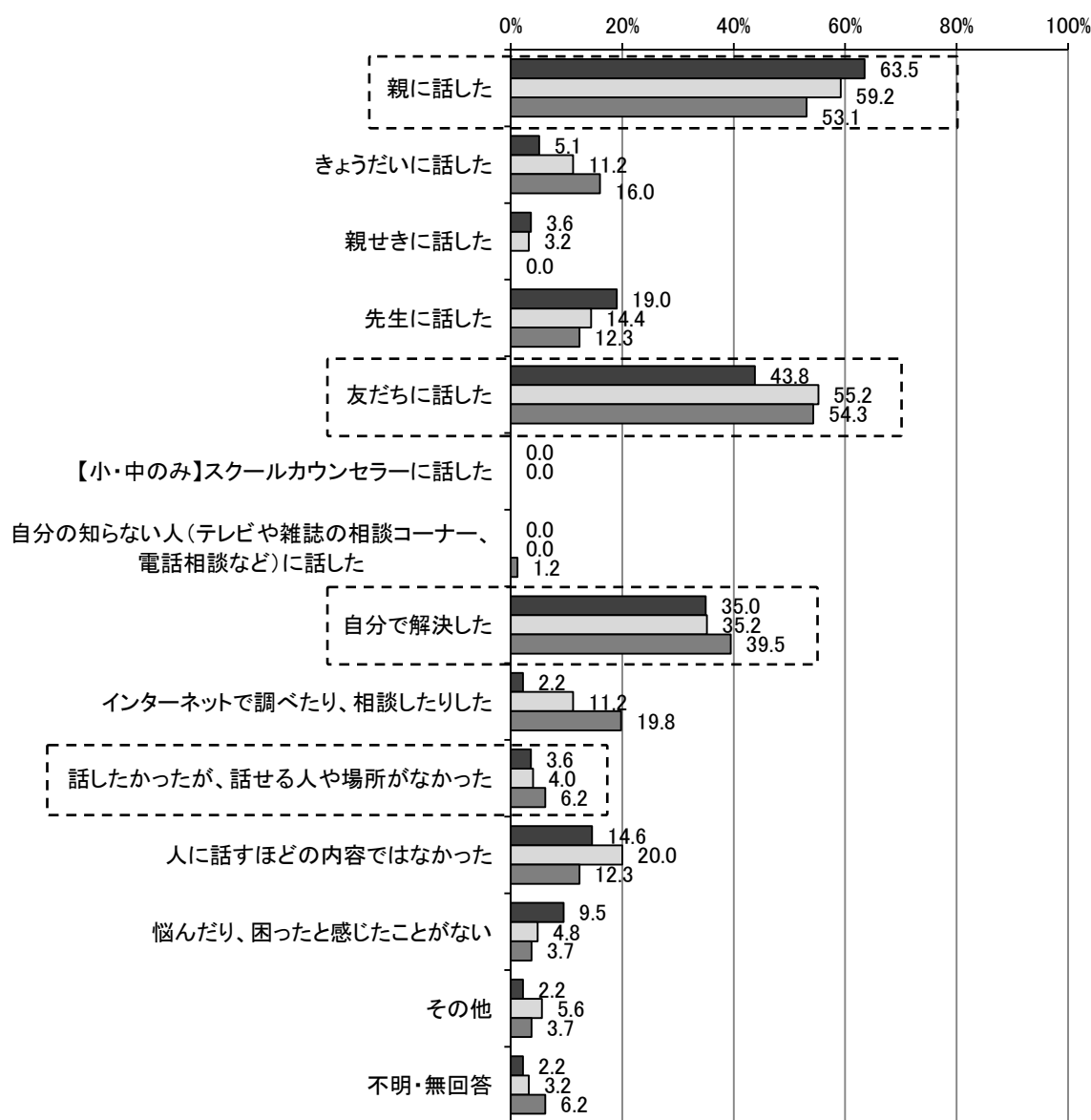


高校2年生相当年齢(N=81)



**学年(年齢)があがるにつれて、親に話したという子どもが減少し、自分で解決したという子どもが増加している一方で、話せる人や場所がなかったという子どもも存在している**

- 小学校5年生・中学校2年生・高校2年生相当年齢いずれも、親に話したという回答割合が高くなっていますが、その割合は学年(年齢)があがるにつれて減少しています。
- 友だちに話したという回答割合は、中学校2年生・高校2年生相当年齢において特に高くなっています。
- 自分で解決したという回答割合は、どの学年(年齢)も35%以上となっていますが、特に高校2年生相当年齢が最も高く39.5%となっています。

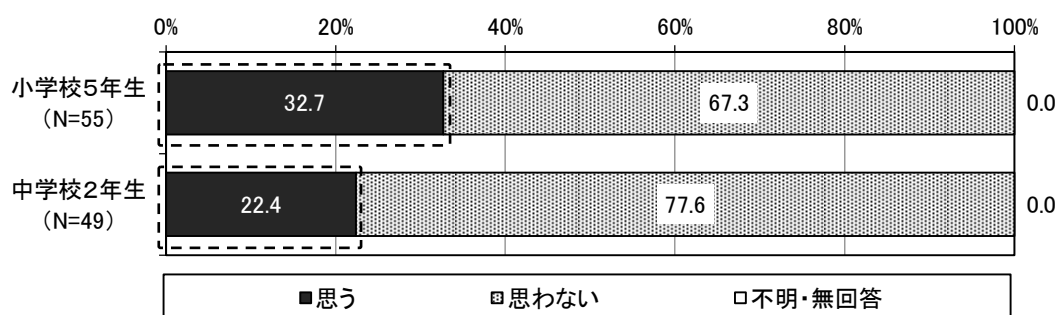


■小学校5年生(N=137) □中学校2年生(N=125) ■高校2年生相当年齢(N=81)

不安に思ったり、悩んだり、困ったりした時の、豊中市の相談できる場所の利用意向（小学校5年生・中学校2年生）

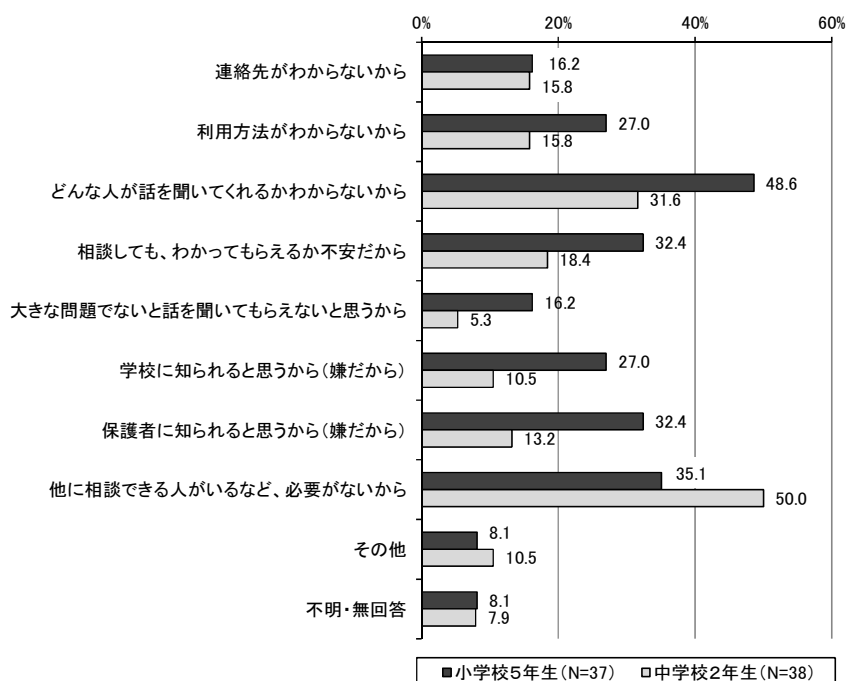
### 豊中市の相談できる場所の利用意向は、約 20～30%となっている

○豊中市の相談できる場所を利用したいと思わない理由としては、小学校5年生では相談することへの不安や相談方法がわからないという回答割合が、中学校2年生では他に相談できる人がいるなど、必要がないからという回答割合が高くなっています。



#### ■豊中市の相談先を使おうとは思わない理由

小学校5年生では「どんな人が話を聞いてくれるかわからないから」、中学校2年生では「他に相談できる人がいるなど、必要がないから」が最も高くなっています。



## 4. ひとり親家庭等の自立に関する意識

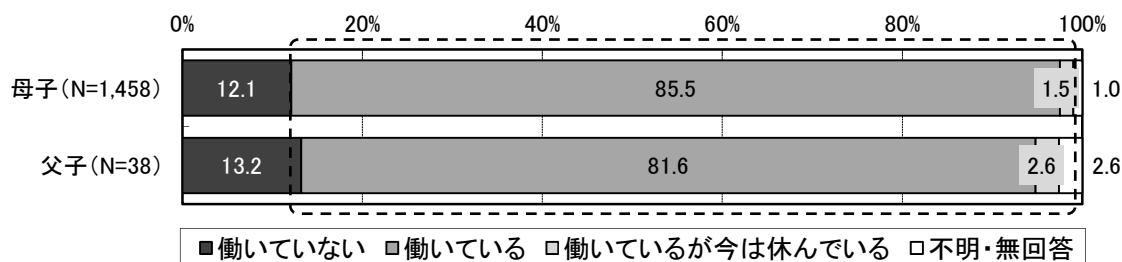
平成26年（2014年）8月に児童扶養手当受給者を対象として実施した「ひとり親家庭等の自立促進のための計画策定に向けたアンケート」から、ひとり親家庭等の意識や状況等について示します。

### ①就労について

#### 就労状況

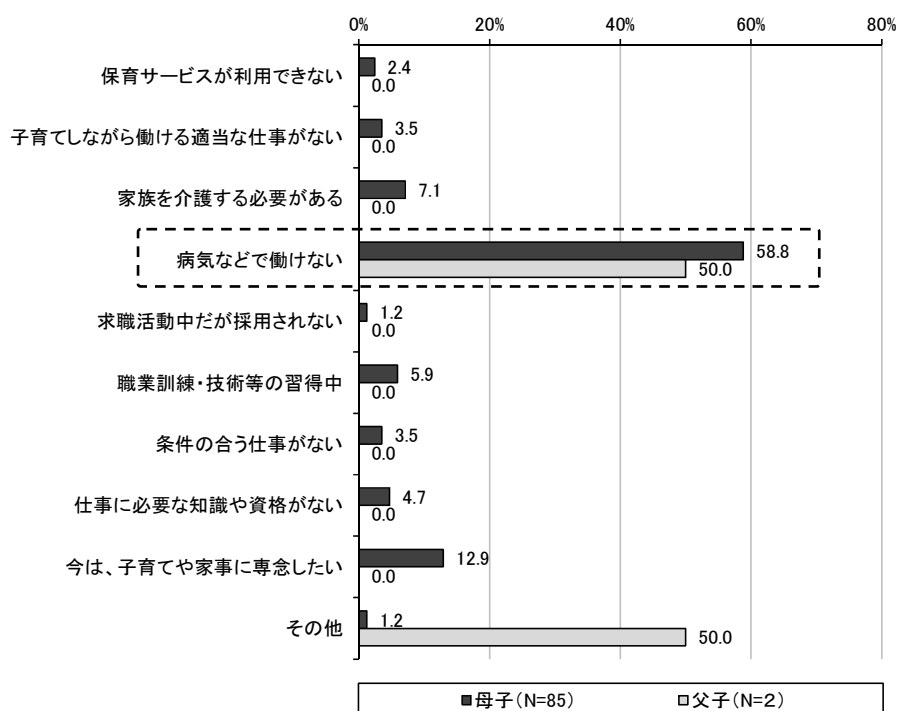
#### 児童扶養手当受給者の8割以上は働いている

○母子家庭の母の87.0%、父子家庭の父の84.2%が働いています。



#### ■働いていない(働くことができない)理由

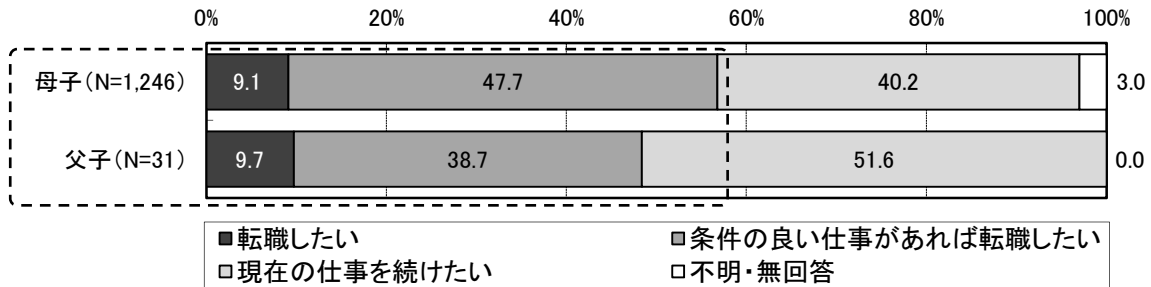
母子・父子ともに、病気などで働けないという回答割合が最も高くなっています。



転職についての意識

働いているひとり親の約半数が転職を考えている

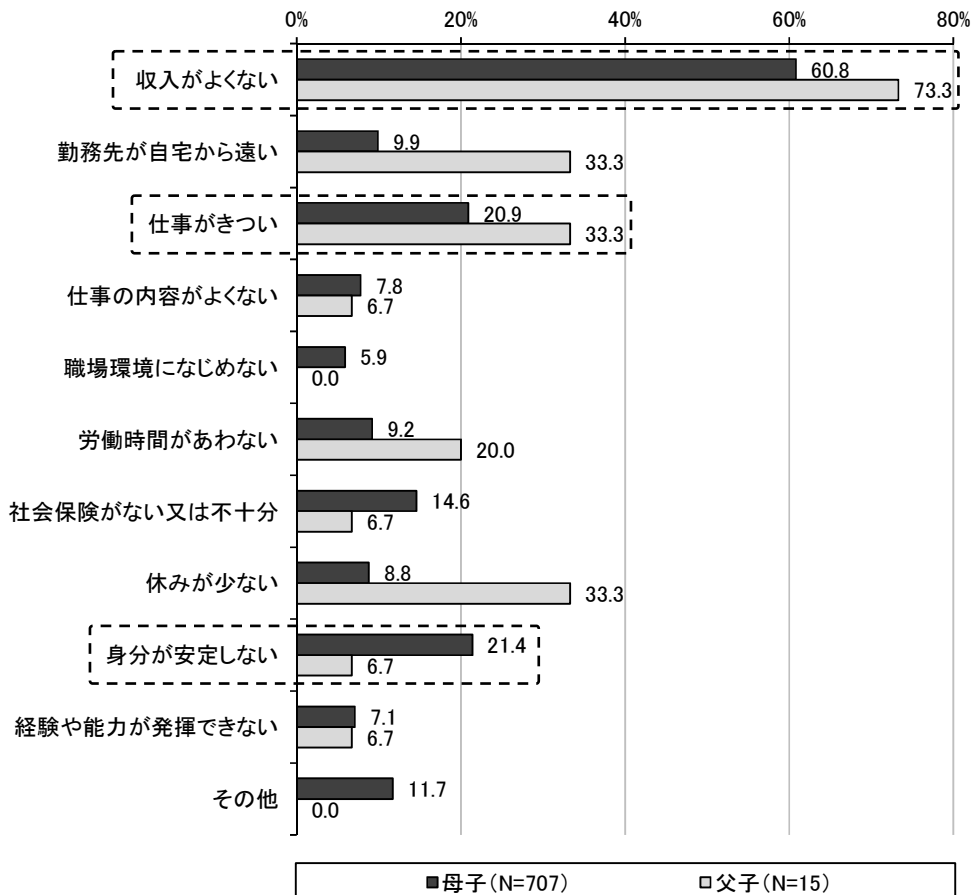
○条件の良い仕事があれば転職したいという回答割合は、父子の 38.7%に対し、母子では 47.7%となっています。



転職したい理由

母子・父子ともに収入に回答が集まっている

○転職したい理由は、母子・父子ともに収入という回答割合が最も高くなっています。  
○母子では、仕事のきつさや身分が不安定という回答割合についても高くなっています。

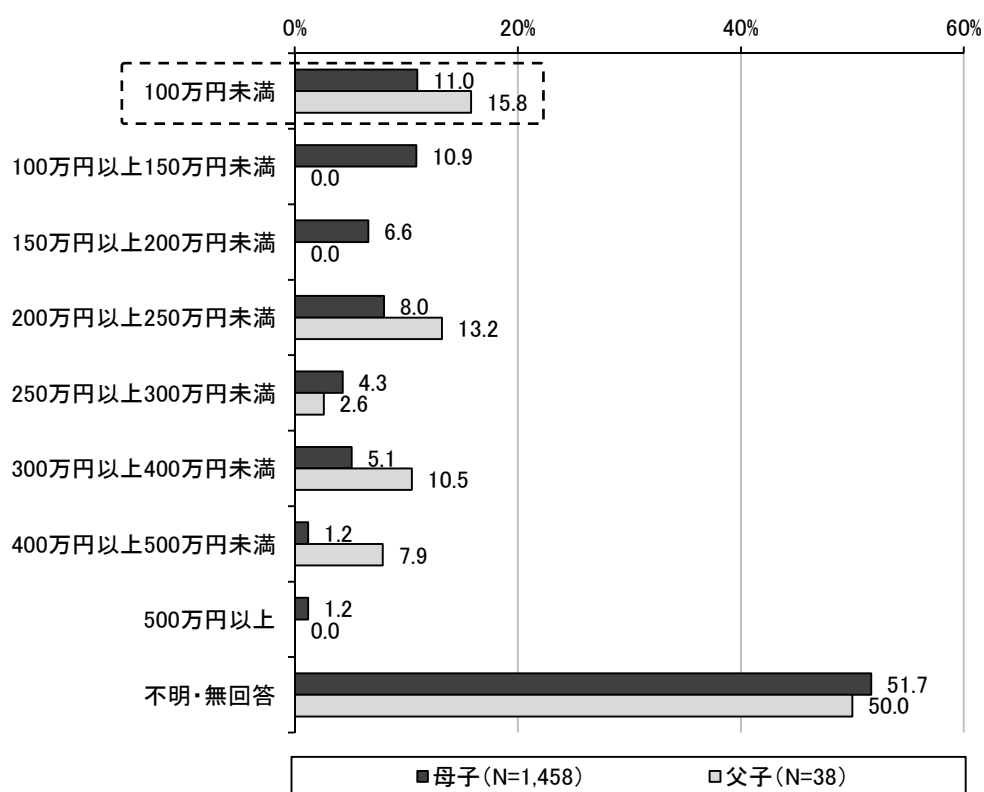


## ②就労収入について

年間就労収入

### 父子家庭の父に比べ、母子家庭の母の就労収入が低い傾向にある

○母子・父子ともに 100 万円未満という回答割合が最も高くなっています。

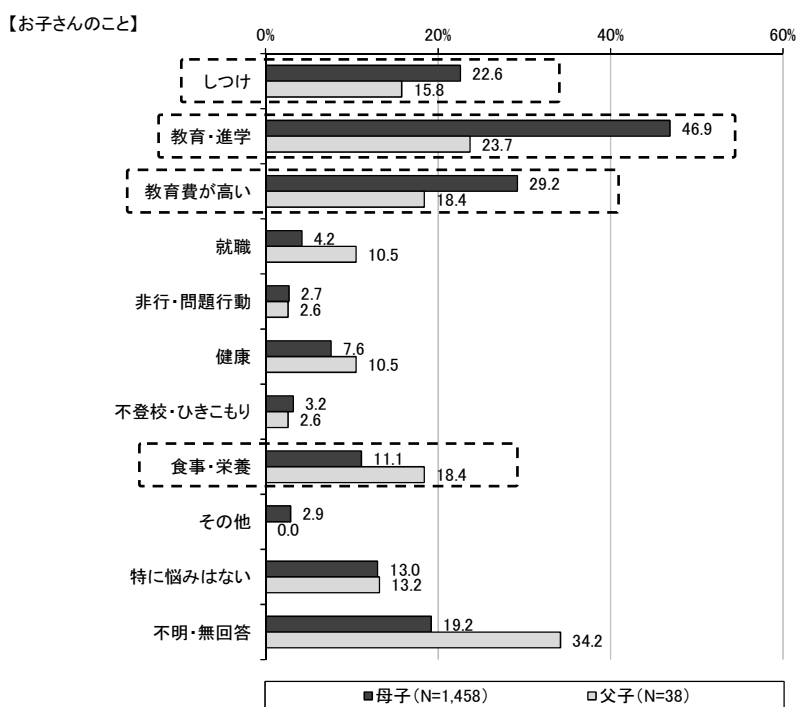
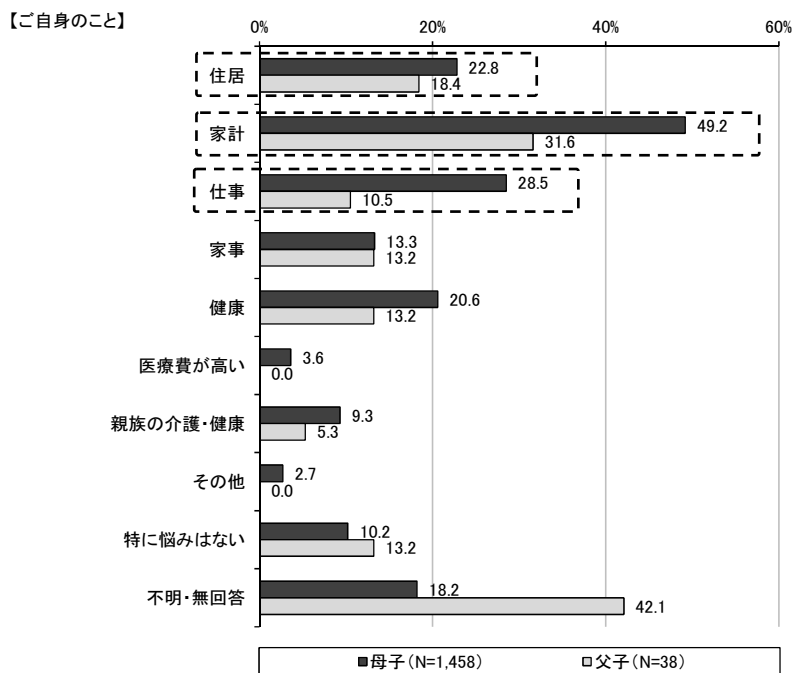


### ③ひとり親家庭等に対する支援や対策について

困りごと

#### 母子・父子ともに家計や子どもの教育・進学という回答割合が高くなっている

○母子では、子どもの教育費、仕事や住居のほかしつけという回答割合が高くなっています。  
○父子では、子どもの教育費、食事・栄養や住居のほかしつけという回答割合が高くなっています。



## 第3章 本計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、子どもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人となるよう、本計画の基本理念を以下のように設定します。

**すべての子どもの人権が尊重され、  
健やかに育ち、  
社会全体で子育て家庭を支え、  
子どもを愛情深く育むまち・とよなか**

#### 子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。

#### 子どもの健やかな育ちを支えます

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があります。子どもの力を信頼し、または認め、その個性や能力を発揮することができる機会を提供し、子どもの状況に応じた支援をすることで、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。

自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。

子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人がともに考えることをめざします。

#### (子どもの健やかな育ちとは ～豊中市子ども健やか育み条例より～)

子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園\*、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。



## 安心して子育てできるよう地域全体で家庭を支えます

子どもの育ちには、身近にいる特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切であることから、保護者が安心して子育てできるよう、地域全体で保護者を支えることが、子どもの健やかな育ちにつながります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、不安や負担を抱えながら子育てをしている保護者もいます。こうした状況を踏まえた上で、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

## 子どもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

保護者を含む地域の大人、関係機関・団体、事業者、NPO\*、学校、行政など子どもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、すべての人が子どもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で子どもを育む仕組みづくりが必要です。

## 2. 施策体系

「豊中市子ども健やか育み条例」第11条に基づき、「子育て支援」、「子育て支援」、「安心・安全なまちづくり」に取り組むとともに、第12条から第14条に基づき重点施策として、「子どもの社会参加の促進」、「子どもの相談窓口体制の整備」、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども（家庭）への支援」に取り組みます。

<b>基本理念</b>	<b>すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか</b>
<b>施策の柱1</b>	<b>子育て支援</b>
	<p><b>1-1 保育及び教育環境の充実</b> 小学校就学前の学校教育・保育の充実、学校教育の充実など</p> <p><b>1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供</b> 子どもの多様な活動機会や社会参加の充実など</p> <p><b>1-3 子どもの居場所づくり</b> 安心して遊びや学習ができる子どもの居場所づくりなど</p> <p><b>1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援</b> 子どもの悩みや不安の解消に向けた情報提供・相談支援、児童虐待の防止、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援など</p>
<b>施策の柱2</b>	<b>子育て支援</b>
	<p><b>2-1 地域の子育て環境の整備</b> 地域子育て・子育て支援のネットワークづくり、地域教育力の向上、子どもの健全育成の推進など</p> <p><b>2-2 子育てに必要な情報提供等</b> 子育てに必要な情報提供の充実、家庭の教育力向上など</p> <p><b>2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援</b> 保護者の悩みや不安に対する相談支援、多様な子育て支援、社会生活を円滑に営む上での困難を有する家庭への支援など</p> <p><b>2-4 子育てと仕事の両立の推進</b> 保育所の充実、多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランス*の推進など</p>
<b>施策の柱3</b>	<b>安心・安全なまちづくり</b>
	<p><b>3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備</b> 母子保健サービスの充実、医療体制の充実、子育てにやさしい生活環境整備、経済的負担の軽減など</p> <p><b>3-2 子どもの安全確保</b> 防犯・防災体制の充実、交通安全活動の推進など</p>
<b>重点施策</b>	<p><b>子どもの社会参加の促進</b></p> <p><b>子どもの相談窓口体制の整備</b></p> <p><b>社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援</b></p>

# 第4章 本市のこれまでの取組みと今後の課題

施策の柱

## 1

## 子育て支援

### 1-1 保育及び教育環境の充実

#### これまでの取組み

##### ○保育サービスの充実（こども未来プラン・とよなか：基本方向5（1））

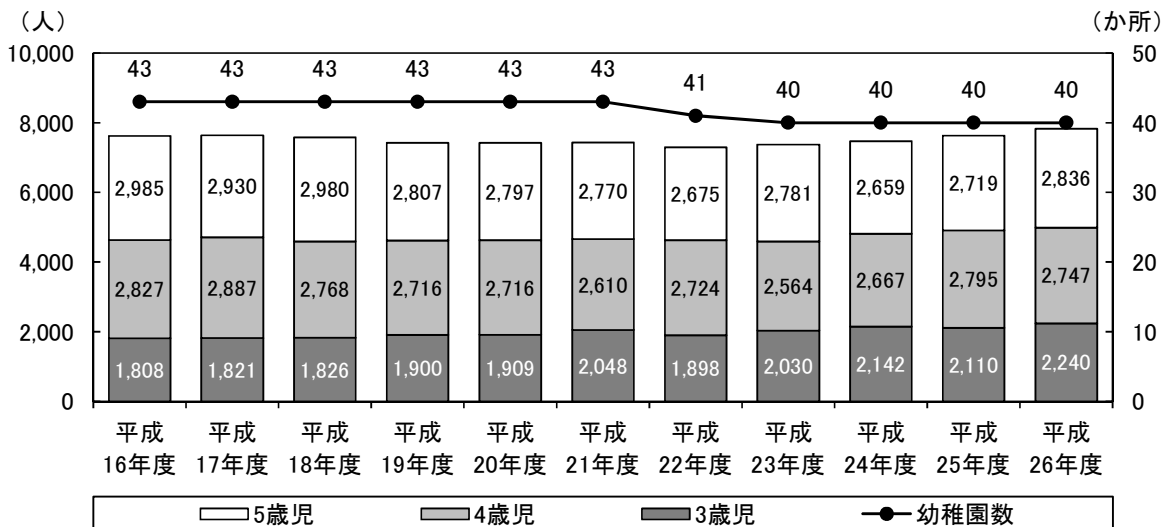
保育所では、子ども一人ひとりが乳幼児期から人格をもった人として認められ、自らをかけたがえのない存在と実感し自分らしく生きること、様々な活動を通してお互いの個性を認めあい尊重しあい、人（他者）との豊かな関係を育むことを目標に、人権に視点をおいた保育に取り組んでいます。

##### ○幼児教育の推進（こども未来プラン・とよなか：基本方向3（1））

平成26年度（2014年度）における幼稚園数は、市立7園、私立33園の計40園で、園児数は7,829人となっています。

小学校就学前の学校教育は生涯にわたる人格形成を培う大切なものです。幼稚園では研究指定園を指定し、幼稚園における今日的課題の追求と幼児理解の深化をめざした調査研究を行っています。また、幼稚園教員の研修や研究会を開催し、幼稚園教育の内容充実や教員の専門性の向上に努めています。

幼稚園数・園児数の推移



※満3歳児\*の人数含まず

(各年5月1日現在)

\*満3歳児：4月1日時点では2歳であり、満3歳となり年度途中に入園した児童

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

保育所、幼稚園、小学校等の連携、つながりのある教育の仕組みづくりを推進するため、「幼保小連携推進事業」を実施し、「育ちのみちすじ」（子どもの発達過程表）・「接続期のねらい及び内容」を作成しました。また、モデル校区における3年間の取組みを報告書としてまとめ、小学校就学前施設や小学校等関係機関に配布しました。また、事業の一環として、子どもや保護者が安心して入学を迎えられるように冊子「小学校入学に向けて」を作成し、平成26年度（2014年度）から小学校入学前に配布しています。その他、教職員・保育士の合同研修会の開催や、担当者会議において学びのつながりについてグループワークを実施するとともに、保護者及び教職員・保育士の意識調査を行い、保護者への配慮・支援について考察等を行いました。

### ○学校教育の充実（こども未来プラン・とよなか：基本方向3（2））

平成26年度（2014年度）における小学校数は、市立41校、私立1校の計42校で、中学校数は、市立18校、私立3校の計21校となっています。

教育委員会では、小学校高学年の教科担任制の実施や、小・中学校の大規模校への教頭の複数配置等、学校教育の充実に努めています。

その中で、小・中学校間の円滑な接続を図るため、「小中一貫教育」推進事業を実施し、中学校区単位で児童・生徒の実態に応じて推進主題を設定し、義務教育9年間を見通した取組みを進めています。

また、全国学力・学習状況調査の結果から学力面や生活面で課題が大きい学校に対して、学校と教育委員会が課題を共有し、学校の状況に応じた必要な支援の充実に努めるとともに、学力向上担当者会議を通じて効果的な取組み事例の情報交換を行い、学力向上に向けた取組みを進めています。

「総合的な学習の時間」等における体験的な学習などにおいては、様々な技能や専門性をもった地域人材を活用し、多様な学習内容の提供に努めています。

学校図書館においては、全小・中学校への司書配置と「とよなか読書活動支援システム」の導入により、児童・生徒及び教職員の支援に努めています。

### 小・中学校数、児童・生徒数の推移

#### <小学校>

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
学校数	42校	42校	42校	42校	42校	42校	42校
学級数	752学級	815学級	827学級	827学級	824学級	826学級	839学級
児童数	21,289人	22,249人	22,211人	21,896人	21,584人	21,338人	21,228人

#### <中学校>

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
学校数	21校	21校	21校	21校	21校	21校	21校
学級数	328学級	349学級	353学級	362学級	364学級	338学級	363学級
児童数	10,456人	10,751人	10,649人	10,857人	10,838人	10,960人	10,712人

※私立含む

（各年5月1日現在）

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

その他、教職員の研究・研修、障害児教育、教育相談、情報・科学教育等の機能を充実させるとともに、資料の閲覧及び教育情報の提供、市民講座の実施などにより、教職員、市民に開かれた施設としての教育センター機能の充実を図っています。

## 今後の課題

○発達と学びの連続性を踏まえ、それぞれのライフステージに応じた学習環境の充実が必要です。また、小学校入学により変化する生活・学習環境に対して、小学校就学前施設から小学校への円滑な移行ができるよう、発達や学びの連続性を踏まえ、保幼小の連携が求められます。そのため、幼保小連絡協議会において相互の連絡を密にし、一貫した教育のあり方の充実に向け取り組むことが必要です。

○中1ギャップ\*といわれる、新しい環境での学習や生活へ適応できず、不登校等につながっていくことを防ぐために、乳幼児期から義務教育までの円滑な接続を図るため、引き続きつながりのある教育の仕組みづくりへの取り組みが必要です。

○平成27年（2015年）4月からの「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、小学校就学前の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保への取り組みが必要です。また、地域型保育施設\*の整備や認定こども園\*化の推進等により保育所定員の確保にあたっては、本市がこれまで取り組んできた小学校就学前の学校教育・保育の継承に取り組むことが必要です。また、子どもが人権尊重の視点に根ざした学校教育・保育を受けることができるよう、職員の研修会等を通じて、職員の質の向上への取り組みが必要です。

※今後の課題につきましては、これまでの取り組みからみえてきた課題のほか、第2章「子どもや子育て家庭の状況」や子ども・子育て支援新制度\*にかかる課題なども含め、記載しています。

## 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

### これまでの取組み

#### ○学校教育の充実（こども未来プラン・とよなか：基本方向3（2））

豊かな心の育成に向けては、地域体験学習として、小学校では校区探検や福祉体験、ボランティア活動等、中学校ではボランティア活動や職場体験等を行っています。

また、多文化共生と国際理解教育を進めるための外国語体験活動や外国人指導助手の派遣を行っています。

さらに、市立図書館において、学校図書館の紹介や学校図書館を活用した取組み、児童・生徒の作品を発表するパネル展示を開催するなど、子どもの豊かな心や感受性の醸成のための取組みを学校図書館と連携して実施しています。

健やかな体の育成に向けては、体育の授業や運動部活動において、地域の人材活用等体育指導の工夫を図るとともに、健康づくり・体力づくりに関する正しい知識の普及に努めています。

運動部活動指導協力者派遣事業では、専門的技能と指導性を備えた運動部活動指導協力者の指導を受けることで、中学校の運動部活動の活性化・競技力の向上や生徒のスポーツへの関心、意欲の高まりにつながっています。

#### ○子育て・子育てにやさしい住環境・生活環境の確保（こども未来プラン・とよなか：基本方向4（1））

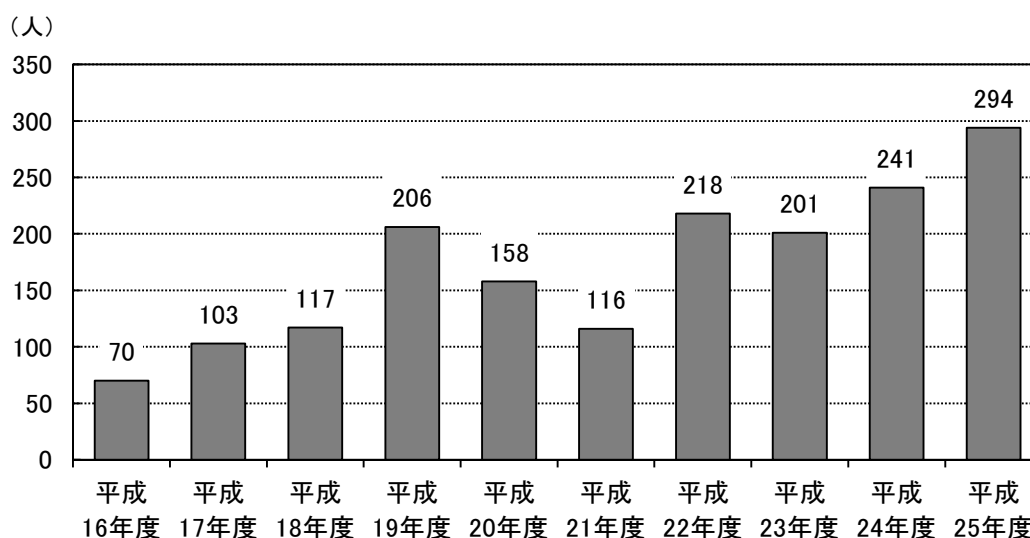
環境に対する人間の責任と役割、環境活動の必要性とその実践等について、早期から自覚を促すため、環境教育や環境学習の充実に取り組んでいます。

環境学習の推進については、市民・事業者・NPO\*・学校等が主体となって、相互連携しながら継続的な環境教育を推進しています。また、NPOが中心となって運営する「とよなか市民環境展」を開催しており、環境をテーマにした展示や催しを行い、情報提供や啓発、周知に取り組んでいます。市民、参加団体も多く、特に小・中学校からの参加も広がりつつあります。その他、小学校4年生のごみ学習における豊中市伊丹市クリーンランドの見学等、学校現場とごみ収集部局等が連携した一体的な学習を推進しています。平成25年（2013年）4月からは、環境情報サロンとリサイクル交流センターを機能統合し、環境交流センターを開設するなど、幼児期から高齢期までの生涯を通じた環境学習の推進・環境全般の取組みの普及啓発に努めています。また、保育所や地元自治会等を対象とした環境啓発の出前講座を実施しています。

環境美化の啓発については、市内の保育所、幼稚園、小・中学校を個別に訪問し、環境美化をテーマとしたかべ新聞やポスターを募集し、表彰を行っています。

自然体験学習については、星空観察会や自然観察会、キャンプ等の野外活動を実施しています。また、保育所、幼稚園、小学校等を対象にした農体験をする環境学習を循環型社会\*の推進に関する環境学習にとどまらず、食育にも通じる事業として実施しています。

## クリーンランド施設見学会等への参加人数



資料:こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

### ○遊びや学習などのできる子どもの居場所づくり (こども未来プラン・とよなか:基本方向1(3))

子どもの活動機会の充実においては、子どもが地域の中で主体的に学習活動や交流を行い、情操を育むことができるように、野外活動や創造活動、地域や障害者・高齢者との交流活動などの場を提供しています。また、家族のふれあいと語らいの場の提供としてファミリーキャンプや高校生がつくるダンスイベントを実施するとともに、小・中学生やその家族を対象に各種野外活動や創作活動等が行える機会を提供しています。また、人権まちづくりセンターでは、地域の様々な世代や立場の方々との交流事業を実施し、つながりやふれあい、人権について身近に考える機会の提供に努めています。

その他にも、中学校の吹奏楽部を対象に「吹奏楽ワークショップ」を実施するとともに、次世代への伝統文化の理解と普及啓発のきっかけづくりとして「とよなかこども伝統芸能館フェスタ」を実施しています。

### ○遊びに関する情報の提供 (こども未来プラン・とよなか:重点施策2(3))

市が実施する子育て家庭や子どもを対象としたイベント情報を毎月広報紙で周知するとともに、市のホームページでもお知らせしています。なお、市のホームページでは、イベントカレンダー機能により、子育て家庭や子どもを対象としたイベントのみを一覧で表示できるようにするなど情報提供の充実にも努めています。

また、人権まちづくりセンターでは、児童館のイベント情報の周知を目的に児童館だよりを発行し、市内の保育所、幼稚園、小・中学校、図書館等に配布しています。広く情報周知を図ったことにより、市全域から児童館の事業に参加する子どもが増えています。

## 今後の課題

- 子どもの健やかな育ちには、地域における多様な人との交流や様々な体験が大切であることから、引き続き関係機関が連携し、各機関の特徴を活かした取組みの充実を図るとともに、地域人材の育成、連携への取組みが必要です。
  
- 子どもの健やかな育ちを支えるためには、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、子どもの人権について周知・啓発を進めるとともに、将来の目標やイメージがもてるように地域資源の活用や地域人材と連携したキャリア教育★の推進が必要です。また、インターネットやスマートフォンの急速な発展や普及により、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれるケースがあることから、正しい使用方法等についての周知・啓発が必要です。
  
- 子どもの育ちの連続性の視点から、若者の自立支援に向けて、乳幼児期から義務教育期の子どもの育ちについて取り組むことが必要です。



## 1-3 子どもの居場所づくり

### これまでの取組み

#### ○放課後の子どもの居場所づくり（こども未来プラン・とよなか：重点施策2（1））

放課後の子どもの居場所として、青年の家いぶきロビーや共同利用施設の学習室等を使用することができます。平成23年度（2011年度）には、19か所の共同利用施設に学習室の机と椅子を増設するなど、より学習しやすい環境の整備に取り組んでいます。また、学習室の周知を図るために同施設でのポスター掲示による情報提供を行っています。

#### 学習スペース利用者数

	平成24年度	平成25年度
利用者数	19,745人	19,080人

※机と椅子を増設した共同利用施設19か所分の利用者数

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

#### ○遊びや学習などのできる子どもの居場所づくり（こども未来プラン・とよなか：基本方向1（3））

学校や図書館等の身近な施設を活用し、子どもが地域の中で安全に、安心して遊びや学習などの活動ができる機会づくりに努めています。青年の家いぶき、公民館や図書館等において夏休み期間中に自習室の開放を行うなど、施設の状況に応じて居場所の提供を行っています。

その他にも、市立小・中学校における学校体育施設開放事業（遊び場開放）を実施しているほか、人権まちづくりセンターにおける子どもすこやか広場事業等、子どもが自由に使える居場所の提供に努めています。

#### 市立小・中学校体育施設開放事業の利用状況（成人含む）

	平成15年度		平成20年度		平成25年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
バレーボール	19,501人	3,544人	25,296人	3,855人	21,014人	1,969人
卓球	9,138人		10,872人	27人	11,329人	0人
バスケットボール	7,977人		17,788人	363人	21,146人	250人
バドミントン	15,061人	902人	14,006人	715人	12,649人	1,061人
剣道	8,009人	831人	7,797人	552人	8,717人	377人
空手	938人		3,734人		3,187人	106人
少年野球	112,386人	49,511人	156,628人	44,234人	105,522人	27,002人
成人野球	416人	2,543人	271人	1,392人	433人	1,860人
ソフトボール	14,309人	21,421人	17,526人	13,578人	11,083人	6,780人
サッカー	31,755人	12,613人	47,045人	10,440人	47,227人	7,773人
テニス	974人	6,509人	1,843人	7,048人	1,251人	4,807人
ラグビー		2,450人	79人	2,214人	1,559人	4,752人
水泳	716人		74人		0人	
遊び場開放*	23,771人		18,956人		14,259人	
その他	43,193人	1,023人	30,220人	473人	17,515人	788人
合計	288,144人	101,347人	352,135人	84,891人	276,891人	57,525人

\*37小学校で遊び場開放を実施。子どもだけの参加可

資料：豊中市教育委員会スポーツ振興課調べ

○遊び場環境づくり（こども未来プラン・とよなか：重点施策2（2））

地域での子どもたちの遊びや学び等の場づくりに向けて、日曜日や長期休業中の居場所として、平成24年度（2012年度）から庄内少年文化館では、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかに心豊かに育てていく場を創出・提供し、子どもの遊び場環境の充実を図るため「子どもの居場所づくり事業」を実施しています。

また、公民館では、大学生ボランティアが講師として子どもたちの学習支援を行う「夏休み学習サポート」を平成22年度（2010年度）から実施しています。当初は中央公民館の単独事業でしたが、平成24年度（2012年度）から庄内公民館、千里公民館のあわせて3館に事業を拡大しています。

子どもの居場所づくり事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度
事業数	39事業	31事業
延べ参加者数	5,020人	4,527人

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

○「豊中市放課後子どもプラン」の推進（こども未来プラン・とよなか：重点施策2（4））

子どもの安心・安全な居場所づくりと健全育成を図ることを目的に、小学校区単位で、土日等の休日や放課後に学校や公共施設などを活用し、小学生が地域の大人と交流しながら、スポーツや文化活動等を学ぶ「地域子ども教室」を実施するとともに、放課後帰宅しても保護者が仕事などで家庭にいない小学校4年生まで（支援学級・特別支援学校在籍児童は6年生まで）の児童を対象に「放課後こどもクラブ」を実施しています。

平成21年（2009年）には「豊中市放課後子どもプラン」を策定し、地域の実情や特性に応じて、両事業が相互に連携し、子どもたちが放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境づくりを進めており、平成25年度（2013年度）における両事業の連携実施小学校数は30校となっており、相互連携・交流を図りながら、地域特性に応じた子どもたちの遊びと学びの場づくりに努めています。

地域子ども教室利用状況

	平成16年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
箇所数	38か所	43か所	43か所	41か所	41か所	41か所
（小学校区）	24か所	41か所	41か所	41か所	41か所	41か所
（公共施設）	14か所	2か所	2か所	0か所	0か所	0か所
延べ参加者数（総数）	89,770人	146,703人	153,834人	156,507人	154,378人	145,594人
延べ参加者数（子ども）	68,613人	104,791人	110,347人	108,836人	105,206人	100,309人
延べ参加者数（大人）	21,157人	41,912人	43,487人	47,671人	49,172人	45,285人

資料：豊中市教育委員会地域教育振興室調べ

## 今後の課題

- 地域子ども教室の子どもの参加人数は、毎年 10 万人を超えています。また、「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、教室に参加したことのある小学校5年生の満足度は9割以上と非常に高くなっており、今後、より多くの子どもが地域子ども教室に参加できるよう、さらなる工夫が必要です。
- 「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、小学校5年生は、スポーツや遊具などで遊ぶことができる機会、図書活動や工作などの体験活動への参加を望んでいます。中学校2年生は、主にスポーツや自習など勉強ができる場所を望んでいます。本市では、既存の公共施設の有効活用により、子どもの居場所づくりに取り組むこととしていますが、既存施設の活用にあたっては、それぞれの地域や施設の特性を活かすとともに、子どものニーズを踏まえた取り組みが必要です。

## 1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援

### これまでの取組み

#### ○子どもの心とからだの健康づくりのための取り組みの推進

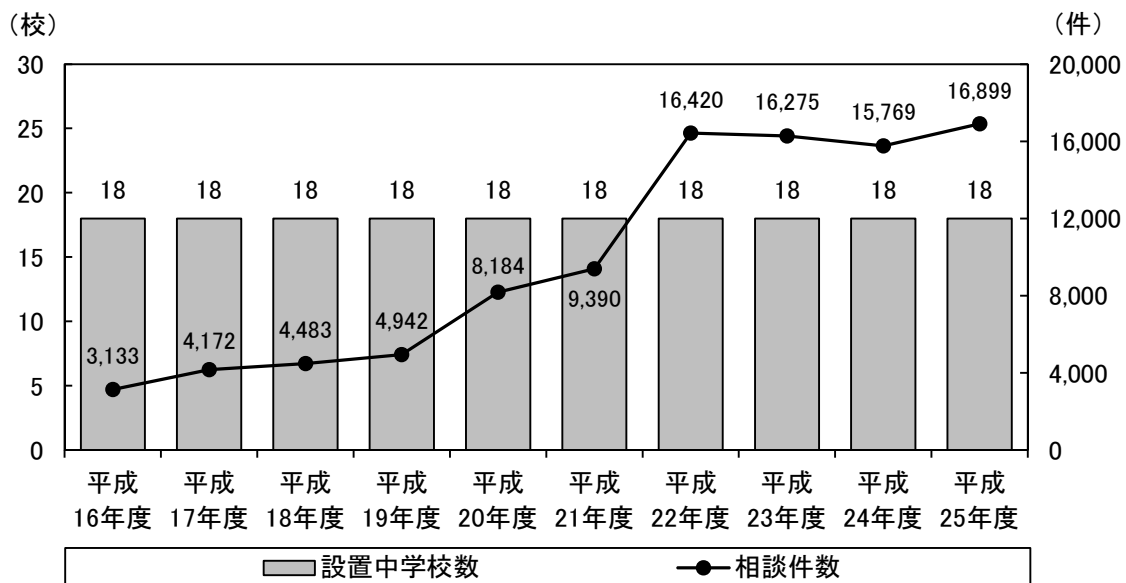
(こども未来プラン・とよなか：基本方向2(2))

児童・生徒の悩みや不安、不登校、非行の防止や立ち直りへの支援としては、性や喫煙・薬物等に対する正しい知識の教育や、児童・生徒が気軽に相談できる体制づくりに努めています。

本市では、全中学校にスクールカウンセラー★を配置し、児童・生徒のいじめ・不登校・問題行動等、子どもが抱える様々な課題に対する相談支援を行っています。

また、平成23年度(2011年度)からは不登校・虐待等児童・生徒の様々な課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー★として、小・中学校に派遣・配置し、子どもの課題の背景について専門家の視点から見立て、支援計画の提案を行っています。

スクールカウンセラーの状況



スクールソーシャルワーカーの活用

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ケース会議派遣数	50回	57回	46回	37回	-	-
派遣時間	-	-	-	273時間	420時間	840時間

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

教育センターでは、子どもの心理・不登校・言語・心身の発達等に関する相談に対し、個人のより豊かな心身の成長に向けたカウンセリングやプレイセラピー★などを実施しています。また、小学校への教育相談員派遣の実施等により学校園における子どもへの支援の充実や、学校園と保護者をつなぐ相談活動の充実を図っています。

### 教育センター相談件数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
総数	8,087件	10,359件	9,754件	10,201件	10,239件	9,289件

### 平成25年度（2013年度）の主な相談内容と件数

行動	1,419件
不登校	701件
発達遅滞	1,004件
自閉傾向	1,645件

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

不登校児童・生徒に対して、本人の興味・関心との関わりの中で、社会生活の基本や人間関係のあり方を体得させ、学校及び保護者と連携して学校生活復帰の働きかけをしています。

### 少年文化館における不登校児童・生徒への相談援助延べ件数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
児童・生徒	4,181件	3,776件	3,570件	3,115件	3,008件	2,094件
保護者等	1,259件	1,632件	1,413件	1,731件	1,411件	1,162件
教師・その他	997件	1,549件	1,631件	1,911件	1,680件	1,575件
合計	6,437件	6,957件	6,614件	6,757件	6,099件	4,831件

資料：豊中市教育要覧

子どもの相談窓口を周知するため、電話相談窓口に関するポスターを小・中学校の教室等へ掲示を行うとともに、すべての児童・生徒に本市や大阪府等の子どもの相談窓口の一覧表を記載した「豊中市子ども健やか育み条例」のパンフレットを配布しています。

### ○ひとり親家庭や難病、障害のある親の家庭等への支援

（こども未来プラン・とよなか：基本方向6（2））

貧困の世代間連鎖を断ち、青少年の社会的自立を実現することを目的とし、高校進学・卒業を目標に家庭訪問（アウトリーチ）、学習支援、相談、生活自立支援を行う「寄り添い型学習・生活支援事業」を平成23年度（2011年度）から開始しました。また、「生活保護受給者等寄り添い型学習・生活支援事業」を実施し、生活保護受給者の中学3年生から高校3年生相当年齢を対象に、学習支援・日常生活支援・進路相談を行いました。

### ○障害児への支援（こども未来プラン・とよなか：基本方向6（3））

障害のある子どもの地域での健やかな育ちを支えるため、きめ細やかな相談体制の充実や福祉サービスの利用支援等に取り組んでいます。

小学校就学前においては、保育所での障害児保育、幼稚園での障害児教育を行っています。

義務教育期においては、小・中学校に知的障害・肢体不自由等の支援学級及び通級指導教室を設置し、一人ひとりの個性と障害の状況に応じた適切な教育体制を推進しています。また、放課後子どもクラブでは、特別支援学校在籍児童を含めた受入れを行っており、それぞれの受入れ人数は増加傾向にあります。

#### 保育所、幼稚園、小・中学校における障害児学級等の状況

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
配慮を要する幼児数(保育所)	102人	113人	99人	118人	124人	152人	186人
配慮を要する幼児数(幼稚園)	83人	102人	85人	90人	119人	120人	—
支援学級児童数(小学校)	333人	509人	591人	609人	617人	667人	740人
支援学級生徒数(中学校)	102人	163人	182人	214人	218人	225人	224人

(保育所：各年4月1日現在、小・中学校：各年5月1日現在。幼稚園については私立幼稚園障害児保育助成金対象者数を含み算出するため、通年における受入れ実績)

#### 放課後子どもクラブの障害児受入れ人数の状況

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
放課後子どもクラブの 障害児受入れ人数	78人	122人	150人	145人	157人	173人	193人

(各年5月1日現在)

資料：子ども未来プラン・とよなか事業実施報告書

本市では、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、「しいの実学園（医療型児童発達支援センター）」及び「あゆみ学園（福祉型児童発達支援センター）」の2か所を設置しています。

しいの実学園では、主に身体に障害のある小学校就学前児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、保育、給食指導等を行い、生活経験を広げ、日常生活に反映できるように支援を行っています。

あゆみ学園では、育ちに何らかの支援を必要とする小学校就学前児童に対し、遊びを通して人間関係の土台づくりを行うとともに、その児童がもつ力を発揮できるよう、個別または小集団での支援を行っています。平成23年度（2011年度）から自閉症・広汎性発達障害・アスペルガー症候群等の診断を受けた児童と保護者を対象に、個々の状態にあわせて個別療育を行う発達障害児地域療育事業「スマイル」を実施しており、発達障害に関する療育支援の充実を図っています。

両園では多くの職種が関わって総合的な支援が実施できるよう、各職種の専門性を明確にし連携を図るとともに、研修の充実等、各職員の専門性の向上に努めています。また、職員と保護者とのふれあいの機会を確保し、信頼関係を築き、保護者に対する支援の充実にも取り組んでいます。

#### 「しいの実学園」「あゆみ学園」在籍数状況

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
しいの実学園	31人	34人	31人	23人	30人	29人	32人
あゆみ学園	43人	34人	39人	45人	49人	39人	40人

(各年4月1日現在、平成16年度(2004年度)のみ12月1日現在)

放課後等デイサービスは、就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、社会との交流及び生活能力向上のための療育訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。平成26年（2014年）11月現在、市内には19か所の民間事業所があり、市外の事業所の利用も含め年々利用人数は増加傾向にあります。

児童発達支援・放課後等デイサービスの利用状況

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
児童発達支援くれよん 親子教室延べ利用人数		829人	2,454人	3,021人	3,267人	3,455人
発達障害児地域療育事業 「スマイル」利用人数（月平均）		—	—	16人	26人	23人
放課後等デイサービス 延べ利用人数*（月平均）		—	—	—	241人	367人

\*平成23年度（2011年度）までは児童デイサービスの数字。

※平成24年度（2012年度）から、障害者自立支援法と児童福祉法の一部改正により、「児童デイサービス」が「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」に再編された。

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

## 今後の課題

- 「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、子どもの相談相手として家族や友だちに多くの意見が集まっている一方で、話したかったが、話せる人や場所がなかったという意見もありました。また、本市の相談窓口を知っている子どものうち、小学校5年生では3割超の子どもが必要ならば相談窓口を使おうと思うと回答しています。また、相談窓口を使おうと思わないと回答した子どもにその理由を尋ねたところ、相談することへの不安に関する意見が多くありました。そのため、子どもの相談窓口については、連絡先だけでなく、子どもが安心して相談できるよう周知方法の工夫が必要です。また、相談受付時間、相談窓口のわかりやすさ等相談体制の充実や、相談担当職員が子どもの視点に立った相談支援に努めるなど、子どもが相談しやすい環境づくりが必要です。
- いじめや不登校、虐待等の福祉的な課題など悩みを抱える子どもは、様々な課題をあわせもつ場合が多く、学校、保健、福祉などの関係機関が連携し、取り組むことが必要です。
- 社会的な援助が必要な子どもへの支援については、できるだけ早期に状況を把握し、必要な支援策につないでいくことが必要です。また、子どもの成長に応じた支援に向けて、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園\*、小・中学校、関係機関等が連携し、切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 平成26年（2014年）に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、貧困の世代間連鎖を断ち切るために、日常生活の支援や学習支援等に取り組むことが必要です。学力課題を有する児童の学力向上に関しては、児童の抱える学力課題の背景にある生活環境の改善が必要であり、学校と福祉との連携が必要です。

## 子育て支援

### 2-1① 地域の子育て環境の整備（身近に集える拠点づくり）

#### これまでの取り組み

○地域子育て・子育てネットワークづくり（こども未来プラン・とよなか：基本方向1（1））

○身近に集える地域の子育て・子育て支援の拠点（場）づくり

（こども未来プラン・とよなか：重点施策1（1））

平成24年度（2012年度）に16か所目の地域子育て支援センターを設置し、目標としていたおおむね1中学校区あたり1か所の支援センターを整備したことにより、地域の身近な子育て・子育て支援拠点の充実を図りました。各支援センターでは、子育て相談、情報提供、子育てサークルの育成、遊びや交流の場の提供などの子育て支援事業に取り組んでおり、平成25年度（2013年度）における支援センター等のプレイルームの利用者は108,422人、講座等の参加者は182,326人といずれもこれまでで最多となりました。

また、他の関係機関とも連携することで、子育て相談、遊び場（交流の場）の提供、子育てサークルの育成、ネットワークづくりに取り組んでおり、身近な地域での居場所として定着してきています。

子育てサロンについては、おおむね1小学校区に1か所開催し、実施回数も年々増加しています。子育て家庭同士の親子の交流及び情報交換を行うことで、子育て家庭の孤立化を防ぎ、各種子育て支援サービスにつなげています。

子育てサークルの育成では、保育所で「親と子の遊びのひろば」を開催し、保育所がもつ多様な機能を活用した情報提供や相談支援を行うとともに、保護者同士で話しあう場を設定し、子育ての不安軽減を図るなど保護者の仲間づくりに取り組んでいます。

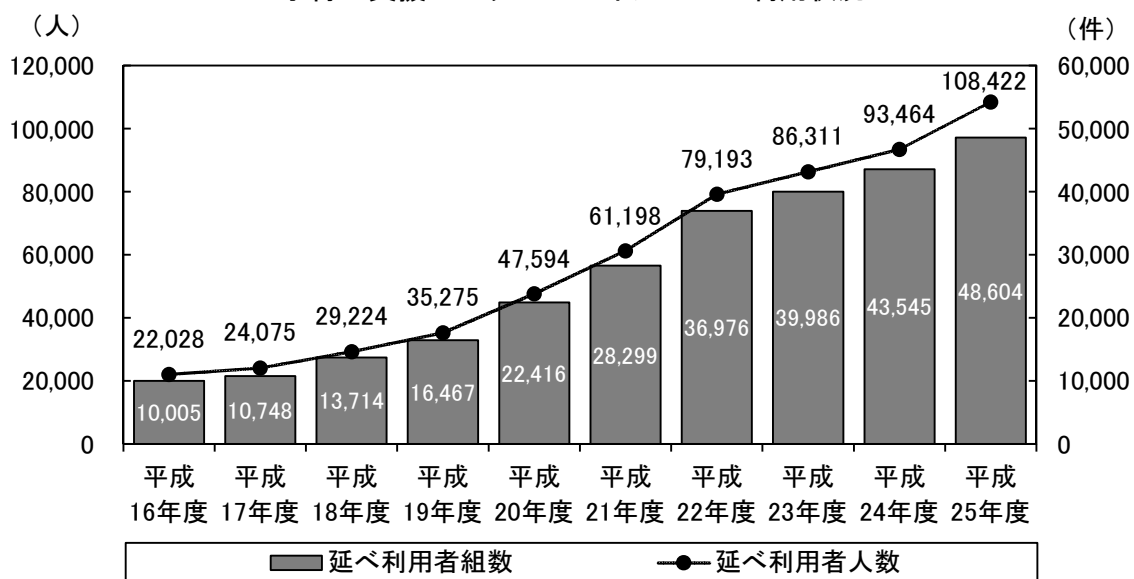
#### 地域子育て支援センター開設の経過

平成8年(1996年)4月	西丘保育所内に地域子育て支援センター開設
12年(2000年)10月	蛭池・島田保育所内に地域子育て支援センター開設
13年(2001年)4月	市立子育て支援センターほっぺを開設
15年(2003年)4月	豊中人権まちづくりセンター保育所内に地域子育て支援センター開設
16年(2004年)7月	ほっぺ内にこども家庭相談室を開設
18年(2006年)4月	豊南保育所内に地域子育て支援センターを開設
20年(2008年)4月	東豊中保育所内に地域子育て支援センターを開設
21年(2009年)2月	子育て支援センターほっぺが豊中市すこやかプラザ内に移転
4月	小曽根・北緑丘保育所内に地域子育て支援センターを開設
22年(2010年)10月	東丘・桜井谷・本町・旭丘・服部・野田・栄町保育所内に地域子育て支援センターを開設
24年(2012年)4月	しま幼稚園内に地域子育て支援センターを開設

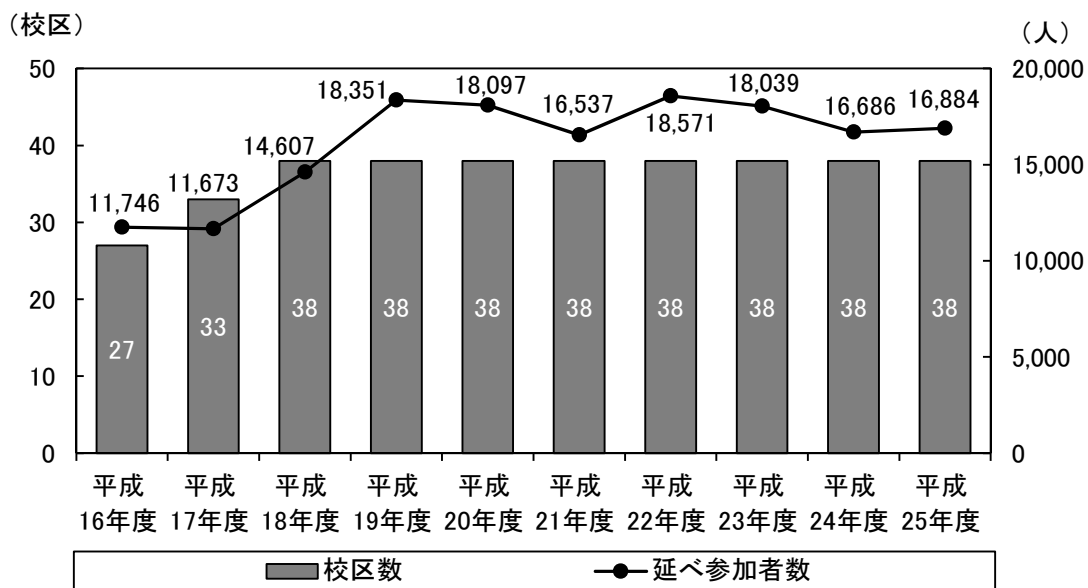
※豊中市立しま幼稚園内に設置されていた幼児教育支援センターたんぼぼは、平成24年度(2012年度)に地域子育て支援センターとし、実施していた事業については地域子育て支援センター事業へ移行した。



### 子育て支援センタープレイルームの利用状況



### 子育てサロンの利用状況 (成人含む)



資料: こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

## 今後の課題

- 「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、前回調査と比較して、子育てが地域の人に支えられていると感じる人は、小学校就学前児童の保護者で約 20 ポイント増加しています。近所とのつながりや、同じ年代の子どもをもつ保護者、保育所や幼稚園、地域子育て支援センターの職員等の地域の人によって子育てが支えられることで、子育てへの不安や負担感が軽減される傾向があることから、地域の様々な関係機関が連携し子育て家庭を支えるとともに、保護者同士が知りあい、つながることができる場所や機会づくりに引き続き取り組む必要があります。
- 地域の活動や地域子育て支援センター等の施設に自ら出向くことが困難な保護者も存在しており、公園など子育て家庭により身近な場所で講座を実施するなど参加しやすい環境づくりが必要です。

## 2-1② 地域の子育て環境の整備（地域のつながりづくり）

### これまでの取組み

#### ○地域子育て支援コーディネーターによる地域の人のつながりづくり

（こども未来プラン・とよなか：重点施策1（2））

保護者自身の子育て力向上のため、地域の子育ち・子育てに関わる人材の資質・能力向上に向け、職員や子育てボランティア対象の講習会を実施しています。平成24年度（2012年度）からは、保護者同士の交流の場の提供やつながりを深めるきっかけづくりとして、初めて子育てをする生後2～5か月の子どもの親を対象とした「親を学ぶプログラム☆ベビー編☆」を実施しています。また、地域の方がファシリテーター（進行役）となって、おおむね2歳6か月からの子どもの保護者を対象に、保護者それぞれの力をひきだし、「親」としての自信をもって子育てできるように、保護者同士の経験交流を通して、様々な気づきや、自分自身を振り返ることができる機会を提供しています。

また、ネットワークづくりに向けては、地域福祉計画との連携の中で、小学校区単位の子育て支援ネットワークを構築し、連絡会議を開催しています。

#### ○家庭・地域の教育力の向上（こども未来プラン・とよなか：基本方向3（3））

地域の教育力の向上に向けて、地域の社会資源を活用した体験活動やボランティア活動を通じた世代間交流の機会づくりを行っています。交流活動活性化事業では、地域の関係機関や親子等の交流を図っており、自主活動グループのサポートにおいて保護者同士の連携がスムーズに進むなどの成果もあがっています。また、遊びのボランティア紹介事業をはじめとして、学校外活動でのボランティアの活用が進んでおり、団体の活動の活性化につながっています。

図書館が中核となって、すべての子どもの読書環境づくりのために家庭・学校・地域との連携を図り、地域の課題を共有し、交流を深める機会となる「子どもと本をつなぐ地域交流会」等を行っています。人権まちづくりセンターでは、保育所、小・中学校等の職員、保護者、地域住民を対象に、子どものことを考える学習会を開催しており、地域全体で子どもの育ちを見まもるネットワークづくりを支援しています。

地域の教育力の向上にかかる各事業の開催状況・参加者数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
遊びのボランティア 紹介事業	16,714人	13,532人	8,848人	10,305人	8,110人	12,467人
小学生向け庁舎見学	17回 (1,477人)	9回 (843人)	12回 (961人)	12回 (1,023人)	11回 (999人)	8回 (709人)
幼年消防クラブ	4,305人	4,825人	4,635人	4,731人	4,957人	5,388人
スポーツ教室事業	202,842人	230,622人	232,501人	220,870人	232,555人	231,328人

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

子どもを取り巻く有害環境対策の推進に向けて、PTAや地域団体と連携し、市内広域にわたって巡視補導活動や広報啓発活動を行っており、少年非行の予防や不審者・痴漢等の被害防止につなげています。

## 今後の課題

○地域とのつながりにより子育てへの不安や負担感が軽減される傾向があることから、地域子育て支援センターが中心となり地域の様々な関係機関と連携し子育て家庭を支えることが大切であり、引き続き地域における子育てに関わる人材との「顔の見える関係づくり」に取り組む必要があります。

○地域の子育て・教育力の向上に向けては、地域の様々な人材の育成、連携が必要です。

○「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、安心して子育てをするために必要な地域での取組みとして、小学校児童の保護者のうち44.7%が「地域ぐるみで子どもの安全や非行防止のための活動」と回答しています。引き続き地域全体で子どもを見まもり、子どもの安全や非行防止に取り組む必要があります。

## 2-2① 子育てに必要な情報提供等（情報提供の充実）

### これまでの取組み

- 安心して子育てできるサービス提供の充実（こども未来プラン・とよなか：基本方向1（2））  
市内の子育て情報については、市民のニーズにあった情報が適切に提供されるようホームページや子育て情報誌「子育てサービスガイド」、子育てマップ「てくてく」の発行により、母子保健や医療、福祉、教育等の子育て支援に関する情報や親子で参加できる場所などの情報を提供しています。なお、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」において子育て情報誌「子育てサービスガイド」や子育てマップ等を配布しています。
- 図書館では、子育てや医療、健康情報に関する資料を展示・貸出し、関連の資料や情報を案内する「検索ナビ」を作成しています。「検索ナビ 子育て」では、相談窓口の一覧等子育て関連情報を集約しました。

### 今後の課題

- 平成27年（2015年）4月からの「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、小学校就学前の学校教育・保育に関わる制度が大きく変化するため、保護者に対して適切な情報提供を行うことが必要です。
- 「こども未来プラン・とよなか」の取組みにおいて、地域子育て支援センター等をおおむね1中学校区に1か所設置したことにより、センターの利用者数は年々増加するとともに、認知度も高まっており、「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、0歳の保護者のうち51.4%が地域子育て支援拠点事業を利用していると回答しています。一方で、地域子育て支援拠点事業を利用していない0歳の保護者の中には「サービスの利用方法（手続きなど）や開催場所がわからない」、「そのようなサービスがあることを知らない」という回答もあり、引き続きわかりやすい情報提供に努める必要があります。
- 「豊中市子育て・子育て支援行動計画の策定にかかるヒアリング」では、出産後は多忙となるため、あらかじめ準備ができるよう事前に子育て支援事業に関する情報提供を望む声や、画像を利用するなどわかりやすい情報発信を望む声がありました。

## 2-2② 子育てに必要な情報提供等（家庭教育の支援）

### これまでの取組み

#### ○家庭・地域の教育力の向上（こども未来プラン・とよなか：基本方向3（3））

家庭や地域の教育力の向上に向けた講座や体験活動、世代間交流等学習機会の提供に努めています。それら子育て・子育てに関する各種講座やセミナーは、子育てに関する情報提供や啓発効果以外に、参加者同士の仲間づくりにもつながっています。

乳幼児の健やかな成長を願い、絵本との出会いや、絵本を通した子どもと保護者のふれあいを支援するブックスタート事業「えほんはじめまして」を、4か月児健康診査時の機会を利用して実施しています。平成23年（2011年）からは、その場で絵本や絵本リストを配布するとともに、1歳6か月児健康診査時等にも絵本リストの配布を行っています。

また、家庭における教育力の向上に向けて、子育て支援に取り組む地域やNPO\*等の団体、行政機関で構成する身近な地域における家庭教育支援の取組みについて情報交換するとともに、明日の親のための講座（親学習）、高校生と乳幼児・保護者との交流会、家庭教育講演会等を実施しています。

家庭教育への支援に関する各事業の開催状況・参加者数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
子育て・子育て講座	873人	2,249人	2,098人	2,028人	1,964人	3,018人
出前講座(子育て)	57回	637回	631回	592回	718回	521回
子育てサークルへの支援	51グループ	31グループ	36グループ	32グループ	35グループ	35グループ
子どもセミナー・家庭教育セミナー	581人	3,875人	2,437人	1,597人	1,797人	1,599人*
公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	14グループ	13グループ	9グループ	9グループ	7グループ	6グループ

\*平成25年度(2013年度)からは家庭教育支援事業として実施

資料:こども未来プラン・とよなか事業実施報告書、豊中市保育幼稚園室調べ

#### ○次代の親の育成（こども未来プラン・とよなか：基本方向3（4））

次代の親の育成のため、学校や地域において、家庭の大切さや、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義についての教育・啓発を推進しています。

明日の親のための講座（親学習）の中で実施している卵のワークショップ（卵をひとつの命と見立て、命の大切さを学ぶカリキュラム）や、市内の高校にて高校生と乳幼児・保護者との交流会等の親学習の講座、交流会を実施するなど、次代の親となる子どもに命の大切さや親になる気持ち、親子のコミュニケーションのあり方を考えるきっかけづくりに努めています。

## 今後の課題

- 「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、安心して子育てをするために地域で必要な取組みとして、小学校就学前児童の保護者では、子育て中の親子が集まることができ場を増やすことに意見が集まっています。地域子育て支援センターのほか、地域の様々な主体が、小学校区単位で開かれている子育てサロンやサークル活動等を通じて子育て中の親子が集える場の提供を行っていることから、こうした活動と保護者をつなぐための工夫が必要です。
- 「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、これまで乳幼児とふれあった経験がある人の方が子育てへの不安や負担感が低い傾向がみられることから、次代の親の育成として乳幼児等とふれあえる機会の拡充など、交流活動の充実を図ることが必要です。また、近い将来に親となり家庭を築く高校生世代や小・中学生等に、命の大切さや親になることの重要性や責任を伝える取組みが必要です。
- 平成 25 年度（2013 年度）における子育て支援センターの相談件数は 20,814 件となっており、その内訳をみると、子どもの自己主張や友だちとの関わり方等社会性の育ちに関すること、食事や離乳食等基本的な生活習慣に関すること、しつけ等育児方法に関することが多くなっていることから、家庭での子育てに必要な情報の提供や講座など学習機会の提供を行うとともに、こうした情報の周知や講座への参加促進に向けた取組みが必要です。

## 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

### これまでの取組み

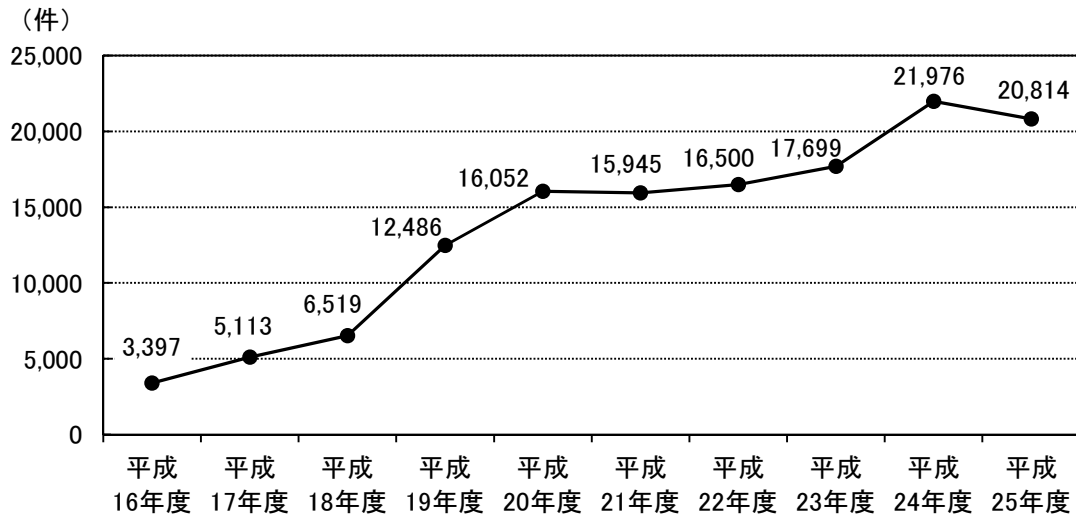
○安心して子育てできるサービス提供の充実（こども未来プラン・とよなか：基本方向1（2））

子育て・子育てに関する相談体制としては、乳幼児期については、地域子育て支援センターや保育所、保健センター等それぞれの特性を活かした相談の充実に努めています。また、健康診査や絵本などのおはなし会等の会場に相談できる場を設けるなど、気軽に相談できる機会の充実に努めています。

地域子育て支援センターでは、保育士や看護師が育児、食事、健康等についての相談指導を行っており、センターの設置数の増加に伴い、相談件数も増加しています。また、中部保健センターでは、妊娠・出産・子育て総合相談窓口を設置し、妊娠から出産、子育てにいたる幅広い相談への対応に努めています。

平成20年度（2008年度）からは「こんにちは赤ちゃん事業」として、地域支援保育士★が主任児童委員★とともに生後4か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を行っており、子育て家庭を地域につなぐとともに、相談窓口や子育て支援に関する情報提供を行っています。

子育て支援センターの相談件数



資料：豊中市保育幼稚園室調べ



子育て支援センターにおける相談内容 (平成 25 年度 (2013 年度))

	生活			遊び	
	9,766 件			7,230 件	
基本的 生活習慣	睡眠	669 件	社会性 の育ち	自己主張	2,086 件
	授乳・卒乳	618 件		父・母・きょうだいとの関わり	1,213 件
	離乳食	1,022 件		友だちとの関わり	1,392 件
	食事	1,054 件		ことば	631 件
	排泄	570 件		その他	731 件
	その他	627 件		ほふく・歩行	734 件
育児 方法	大人の関わり方 (しつけについて)	1,842 件	運動	身長・体重	246 件
	健康面での予防	323 件		その他	197 件
	入所・入園関係	888 件	このほか事業内容等の問い合わせ		3,818 件
	受診の必要性等医学関係	473 件	平成 25 年度の全体件数		20,814 件
	その他	352 件			
環境 地域 等 の 家 庭	父・母	556 件			
	祖父母	167 件			
	近隣・地域	410 件			
	その他	195 件			

保護者の就労、疾病等により家庭での保育や養育が一時的に困難となった場合に、地域の保育所等の施設で預かる一時預かり事業や児童養護施設等で預かる子育て短期支援事業などを実施しています。

一時預かり事業については、保育所の新設にあわせて提供体制の充実を図っている中、利用者数は安定して推移しており、一定の効果をあげていると考えられます。また、子育て短期支援事業では、平成 22 年度 (2010 年度) から新たに乳児院への委託を行い、子育てのセーフティネットとしての機能を担っています。

一時預かり事業の実施状況

	平成 16 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
箇所数	43 箇所	45 箇所	45 箇所	45 箇所	47 箇所	49 箇所
定員(1日あたり)	153 人	222 人	228 人	234 人	241 人	243 人
実数(1日あたり)	71.5 人	102.4 人	105.8 人	114.7 人	129.1 人	129.8 人
総数	21,079 人	30,016 人	31,100 人	33,836 人	37,826 人	38,150 人

子育て短期支援事業の実施状況

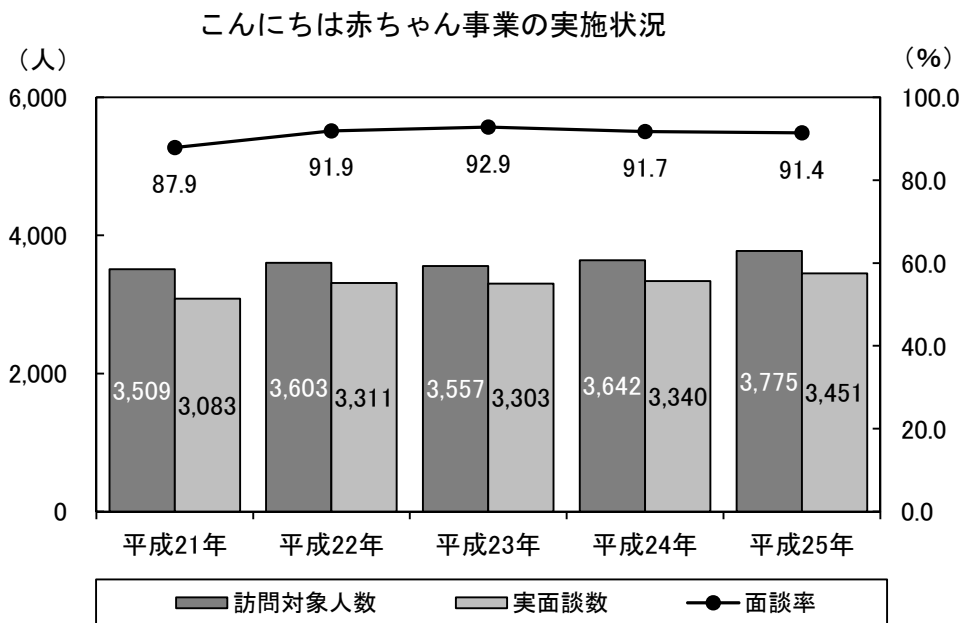
		平成 16 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ショート ステイ	箇所数	1 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	延べ日数	14 日	80 日	232 日	295 日	249 日	333 日
トワイライト ステイ	箇所数	1 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所	2 箇所
	延べ日数	3 日	0 日	0 日	18 日	33 日	7 日

資料:こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

○自ら出向くことが困難な保護者などへのアウトリーチ型事業の積極的推進

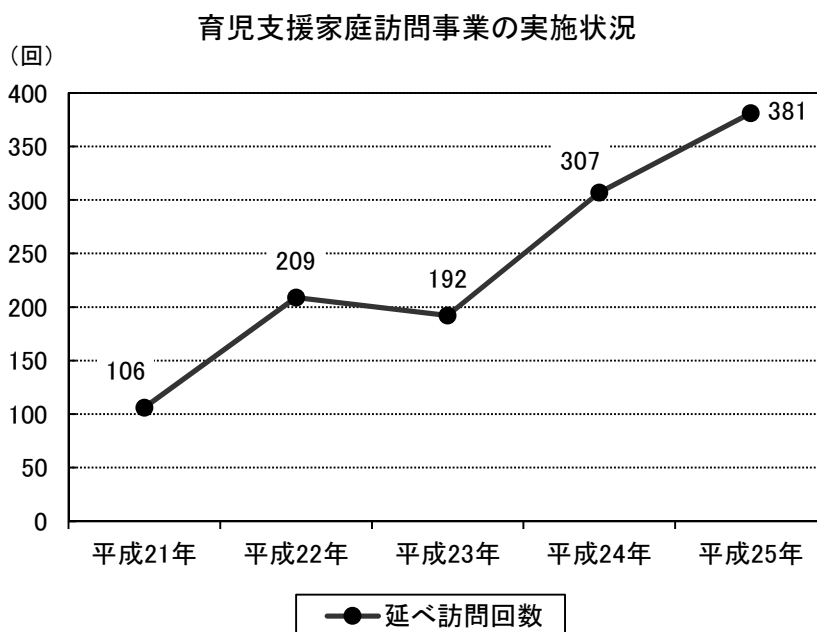
(こども未来プラン・とよなか：重点施策1(3))

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」では、子育て支援に関する情報提供及び助言を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な場合には適切なサービスにつなげています。また、主任児童委員\*と一緒に訪問することで、親子と地域がつながるよう努めています。



資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

養育支援が必要な家庭に対しては、「育児支援家庭訪問事業」として保健師や地域支援保育士\*が訪問し、育児相談や助言等の支援や、地域とつなげるきっかけづくりを行っています。



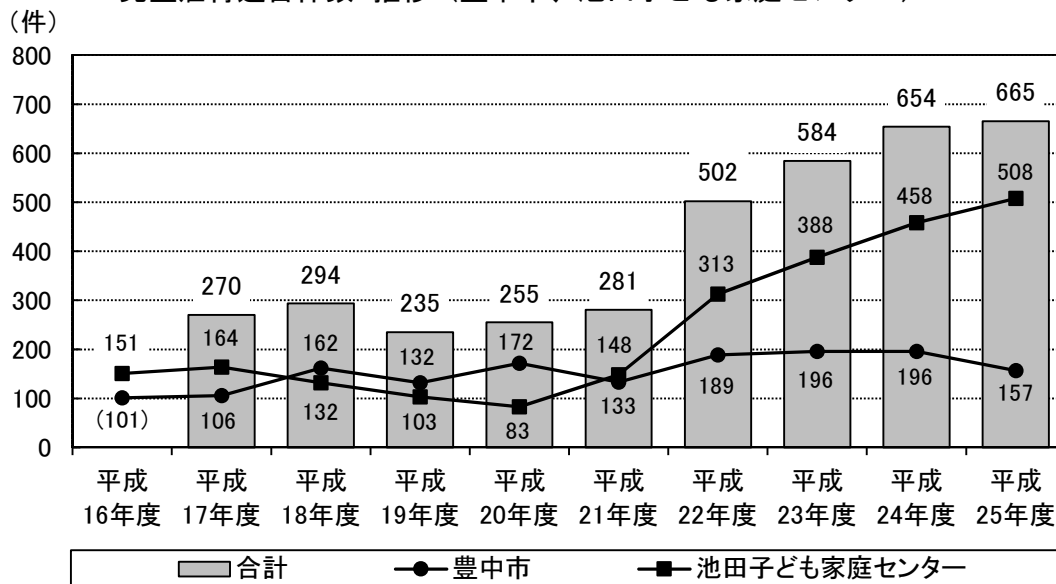
※子育て支援センター、保健センターによる訪問数の合計

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

○児童虐待の防止（こども未来プラン・とよなか：基本方向6（1））

児童虐待の予防や早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うため、大阪府池田子ども家庭センターや関係機関等と連携を図り、対応しています。また、関係機関・団体と連携して児童虐待の早期発見、早期対応につなげるなど、豊中市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）\*の充実に取り組んでいます。

児童虐待通告件数\*推移（豊中市、池田子ども家庭センター）

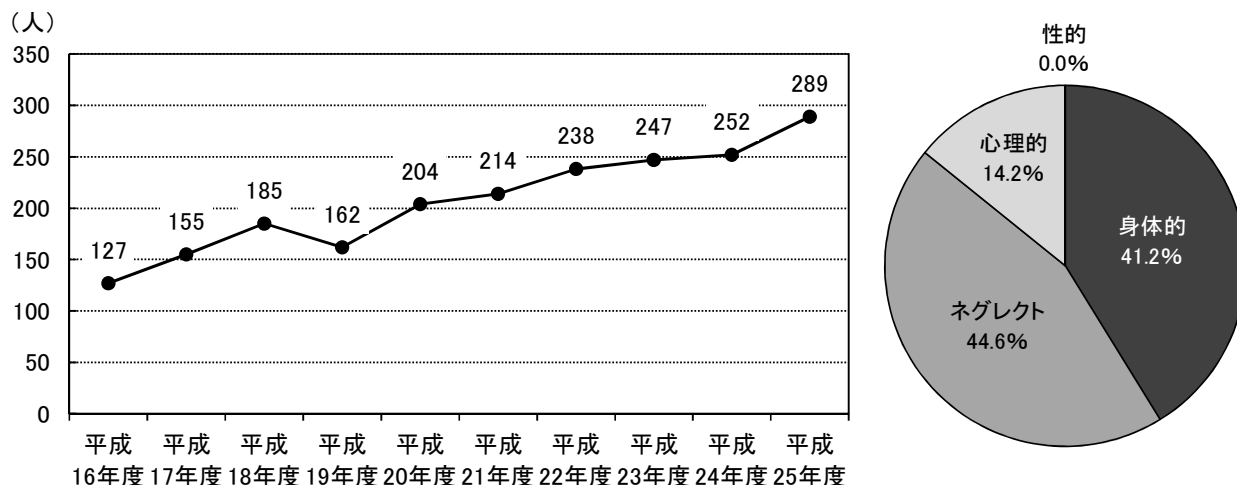


\* 児童相談所や市町村が児童虐待に関する通告及び相談（疑い、おそれを含む）を受けた件数。児童福祉法改正により、平成17年度（2005年度）から市町村も通告を受け付けている。（豊中市の平成16年度（2004年度）の件数は子育て支援課（現：こども政策室）が虐待相談として受け付けた件数）

資料：大阪府池田子ども家庭センター資料及びこども政策室調べ

本市の児童虐待相談対応人数は年々増加しており、平成 25 年度（2013 年度）の相談内容については、ネグレクトが 44.6%と最も多く、身体的虐待が 41.2%、心理的虐待が 14.2% となっています。

豊中市内の児童虐待相談対応人数\*と平成 25 年度（2013 年度）の相談内容



\* 市町村が児童虐待に関する相談等を受けて相談援助活動を行った人数。

資料: こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

※虐待種別について

- 身体的: 児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること等
- ネグレクト: 著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ること等
- 心理的: 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと等
- 性的: 児童にわいせつな行為をすること、させること等

虐待してしまう保護者は、様々な悩みや生活課題を抱えていることが多いため、子育て支援サービスをはじめとする福祉制度を活用しながら、関係機関が連携して支援を行う必要があります。在宅での支援が適切と思われる事例は、豊中市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）\*の構成機関で役割分担しながら定期的に子どもや家庭の状況を確認しつつ、継続的な支援を行っています。一方、虐待の危険度や緊急度が高い事例の場合は、大阪府池田子ども家庭センターと協議・連携して対応しています。

児童虐待の防止に向けては、保護者の育児や日常生活における不安や負担感等を早期に解消し、安心して子育てができるよう支援していくことが重要です。「子育て心の悩み相談」では、臨床心理士が保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する相談を受けながら児童虐待の未然防止に努めています。

## ○ひとり親家庭や難病、障害のある親の家庭等への支援

(こども未来プラン・とよなか：基本方向6(2))

ひとり親や難病、障害のある親、多胎児のいる家庭等に対し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービスの優先的な提供や放課後こどもクラブへの受入れ、育児・家事援助サービスの提供に努めています。

## ○外国人市民への支援(こども未来プラン・とよなか：基本方向6(4))

外国人市民の子育てを支援するため、多言語での相談窓口の設置のほか、各種制度の周知を図るため、多言語の保育所入所案内(3言語)、母子健康手帳(8言語)、外国人向け市政案内(4言語)を発行しています。

また、外国人向け市政案内・相談窓口に外国語のできる相談員を配置し、来庁する外国人に行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続きにかかる通訳、その他相談に応じています。

とよなか国際交流センターでは外国人親子の交流会等を実施しており、生活や子育て情報を提供する交流の場となる「おやこでにほんご」事業については、従来の岡岡図書館、庄内図書館に加え、平成24年度(2012年度)からは千里図書館でも実施しています。また、外国にルーツをもつ子どもの居場所づくりのための「子どもサポート事業」として、多文化子ども保育や子どもが母語・文化を学ぶ機会及び仲間づくりの支援を行っています。

外国人向け市政案内・相談窓口利用件数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
相談・通訳・翻訳件数	369件	521件	979件	1,098件	1,441件	1,568件

外国人親子の交流の場づくり「おやこでにほんご」開催か所数・参加人数

	平成 17年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
開催場所	1か所	2か所	2か所	2か所	3か所	3か所
参加人数	45人	736人	937人	843人	1,200人	1,124人

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

## 今後の課題

- 子育てに関する相談件数は増加傾向であり、引き続き様々な情報媒体を活用した周知や保護者が気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。また、自ら出向くことが困難な保護者に対して、訪問型（アウトリーチ型）支援による取組みの充実が必要です。
- 核家族世帯の増加や地域社会のつながりの希薄化の中で、保護者の育児不安・負担感の軽減を図ることが必要です。「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」において、小学校就学前児童の保護者では、子育てで日頃悩んでいることとして、「仕事や趣味など自分の時間が十分とれないこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」と回答している人がそれぞれ 37.0%、24.2%となっており、仕事や病気などの理由だけではなく、保護者の子育てへの不安や負担感の軽減を目的とした保育所等での一時預かりなど多様な子育て支援事業の充実が必要です。
- 相談内容が多様化・複雑化しており、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育等様々な関係機関にまたがる事案もあることから、それら機関の連携強化及び担当職員の相談対応能力等専門性の維持・向上が必要です。また、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携のもと、虐待の早期発見・早期対応から支援を必要とする家庭への継続的、総合的な対応が必要です。
- 社会的な援助が必要な子どもへの支援については、できるだけ早期に状況を把握し、必要な支援策につないでいくことが必要です。また、子どもの成長に応じ状況が変化することから、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園<sup>★</sup>、学校、関係機関等が連携し、切れ目のない支援を行うことが必要です。

＜施策の柱2－3（1－4含む）のうちひとり親家庭への支援の充実部分＞  
（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画）

これまでの取組み

○ひとり親家庭や難病、障害のある親の家庭等への支援

（こども未来プラン・とよなか：基本方向6（2））

○ひとり親家庭への支援（こども未来プラン・とよなか：重点施策4）

ひとり親家庭は、子育てや生計の担い手等いくつもの役割を一人で担うことが多く、子育てや生活等で様々な困難を抱えており、相談や自立支援等個々の家庭状況に応じた支援に取り組んでいます。また、ひとり親家庭の立場に立った支援事業や、保護者や子どもの交流の場づくり等、個々の家庭のニーズに合った支援事業の充実に取り組んでいます。

平成24年（2012年）4月に中核市に移行したことに伴い、大阪府からひとり親家庭支援事業が移管され、就学や疾病等により一時的に家事援助や保育などのサービスが必要となったひとり親家庭に家庭生活支援員<sup>★</sup>を派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、ひとり親家庭の経済的自立を図るための用途（子の就学や修学支援、親自身の技能修得や転宅等）にかかる資金を貸し付けする「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」等の事業の周知及び取組みの充実を図っています。

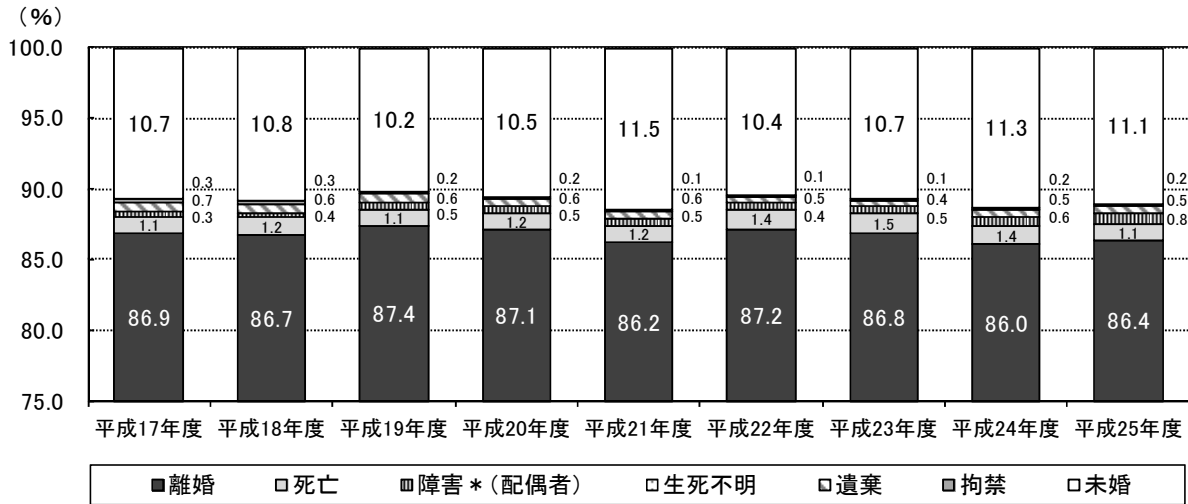
○ひとり親家庭支援連絡部会の設置（こども未来プラン・とよなか：重点施策4①）

ひとり親家庭への総合的な支援を全庁的に推進するため、平成22年（2010年）6月にひとり親家庭支援連絡部会を設置し、情報収集や意見交換、支援施策についての検討を行った結果、「ひとり親家庭への安定と自立に向けた支援」を基本理念とし、①広報活動・情報体制の強化、②養育費の確保、③相談機能の充実強化、④子育て等の生活面への支援、⑤就業支援、⑥安定と自立に向けた経済的支援の6つの基本目標を掲げ施策の推進を図りました。

具体的な取組みとして、ひとり親家庭、特に母子家庭は経済基盤が不安定になりやすいことから、児童扶養手当やひとり親医療費助成等の経済的支援に加え、就労支援の充実を図っています。

就労支援として、介護職員初任者研修等の「就労支援講座」の実施や「高等職業訓練促進給付金事業」、「自立支援教育訓練給付金事業」等就職に有利な資格取得や職業能力向上を促進する事業を実施したほか、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的に個々の状況やニーズ等に応じた自立支援プログラムを策定し、継続的な自立・就業支援を実施しています。平成25年度（2013年度）には相談者数111人、そのうち35人を就労へとつなげています。なお、相談者のうちまだ就労につながっていない方に対しては、就労情報の提供等継続的な支援を実施しています。

■児童扶養手当受給理由別受給権者数の推移



	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
離婚	3,039 件	86.85%	3,047 件	86.71%	3,029 件	87.36%	3,035 件	87.09%	3,010 件	86.17%
死亡	40 件	1.14%	43 件	1.22%	39 件	1.12%	41 件	1.18%	42 件	1.20%
障害* (配偶者)	12 件	0.34%	13 件	0.37%	19 件	0.55%	16 件	0.46%	16 件	0.46%
生死不明	0 件	0.00%	0 件	0.00%	0 件	0.00%	0 件	0.00%	0 件	0.00%
遺棄*	23 件	0.66%	22 件	0.63%	20 件	0.58%	20 件	0.57%	21 件	0.60%
拘禁*	9 件	0.26%	10 件	0.28%	7 件	0.20%	6 件	0.17%	4 件	0.11%
未婚	376 件	10.75%	379 件	10.79%	353 件	10.18%	367 件	10.53%	400 件	11.45%
計	3,499 件	100.0%	3,514 件	100.0%	3,467 件	100.0%	3,485 件	100.0%	3,493 件	100.0%
	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度			
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
離婚	3,163 件	87.16%	3,213 件	86.79%	3,182 件	86.02%	3,140 件	86.36%		
死亡	50 件	1.38%	54 件	1.46%	50 件	1.35%	41 件	1.13%		
障害* (配偶者)	16 件	0.44%	17 件	0.46%	24 件	0.65%	29 件	0.80%		
生死不明	0 件	0.00%	0 件	0.00%	0 件	0.00%	0 件	0.00%		
遺棄	17 件	0.47%	16 件	0.43%	18 件	0.49%	17 件	0.47%		
拘禁	5 件	0.14%	5 件	0.14%	7 件	0.19%	7 件	0.19%		
未婚	378 件	10.42%	397 件	10.72%	418 件	11.30%	402 件	11.05%		
計	3,629 件	100.0%	3,702 件	100.0%	3,699 件	100.0%	3,636 件	100.0%		

※端数処理の関係上、合計値が 100%にならない場合がある。

\*平成 17 年度(2005 年度)から平成 21 年度(2009 年度)までは父親の障害の場合に受給対象であったが、平成 22 年(2010 年)8 月からは父または母いずれかの障害の場合に受給対象となった。

資料:豊中市こども政策室調べ



### 母子父子自立支援プログラム実施状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就労人数／ 相談人数	35 人／ 64 人	21 人／ 55 人	24 人／ 56 人	34 人／ 63 人	39 人／ 71 人	36 人／ 59 人	35 人／ 111 人

※平成26年(2014年)10月に「母子自立支援プログラム」から「母子父子自立支援プログラム」に変更

資料:こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

ひとり親家庭を対象に、母子父子自立支援員による生活面や就労面等の悩みや不安全般についての相談を実施しています。母子父子自立支援員への相談件数は、平成 22 年度(2010 年度) 457 件から平成 25 年度(2013 年度)には 803 件に増加しています。

### 母子父子自立支援員への相談件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談延べ件数	457 件	698 件	777 件	803 件

※平成26年(2014年)10月に「母子自立支援員」から「母子父子自立支援員」に変更

資料:こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

### 【ひとり親家庭のしおり】

また、広報活動・情報提供体制の強化として、ひとり親家庭の支援に関する各種制度を周知するため、平成 22 年度(2010 年度)から「ひとり親家庭のしおり」を作成・配布するとともに、平成 23 年度(2011 年度)からメールでの情報配信を行っています。



### ○母子福祉センター機能の強化(こども未来プラン・とよなか:重点施策4②)

ひとり親家庭支援の拠点である母子福祉センターでは、母子家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、講習会、レクリエーション等の事業を実施しています。利用者に対するアンケート調査を行うなど利用者の立場に立った支援事業となるよう取り組んでいますが、就労支援講座の受講により就労につながった人もあります。また、養育費や奨学金のセミナーや当事者同士・親子の交流を目的としたレクリエーション等の生活を支援する講座や、ひとり親家庭の子どもたちの学習面・精神面をサポートすることを目的とした学習支援教室を実施するなど、支援拠点としての機能強化に取り組んでいます。

今後も継続的に社会情勢の変化に伴う多様なニーズを反映した事業、特に法改正の趣旨に即した父子家庭を含めた事業の充実に取り組みます。

母子福祉センター平成 25 年度（2013 年度）事業実績

事業区分	事業名	回数	人数
相談	母子家庭・離婚前による悩み相談	—	152 人
学習支援	ひとり親家庭学習支援教室	48 回	433 人
就労支援	パソコン講座(ワード)	4 回	40 人
	パソコン講座(エクセル)	4 回	49 人
	日商簿記 3 級検定対策講座	8 回	84 人
	日商簿記 2 級検定対策講座	15 回	71 人
	電子会計実務初級検定講座	3 回	12 人
	小計	34 回	256 人
生活支援	奨学金制度説明会	1 回	11 人
	養育費セミナー	1 回	5 人
	小計	2 回	16 人
レクリエーション	わんぱくサマースクール	1 回	26 人
	キッズヨガ&おしゃべり会	1 回	13 人
	いもほりに行こう	1 回	20 人
	クリスマス会	1 回	33 人
	親子クッキング	1 回	19 人
	小計	5 回	111 人

資料:母子福祉センター事業報告書

## 今後の課題

- 中核市移行に伴い、大阪府から移管されたひとり親家庭支援事業を有効に活用し、今後本市の地域特性に応じた支援施策を実施していくことが必要です。
- 平成 26 年（2014 年）10 月に母子及び父子並びに寡婦福祉法が改正され父子家庭に対する支援施策が拡充されたことに伴い、ひとり親家庭の支援拠点である母子福祉センターで父子家庭を含めた事業を展開する必要があります。その際、父子家庭のニーズを踏まえた事業を実施していくことが求められます。
- ひとり親家庭の状況は様々であることから、個々の状況に応じた支援施策につなげることができるよう相談体制の充実が求められます。
- 父子家庭を対象とした事業周知の工夫や、父子家庭の特性に応じた相談支援の手法等について検討する必要があります。
- ひとり親家庭の社会的孤立を防ぎ安心して生活できるよう、当事者同士のつながりづくりが必要です。また、親のみならず子どもについても当事者同士の相互交流や情報交換の機会、将来を見据えた学習支援や自立支援に向けた取り組みが必要です。

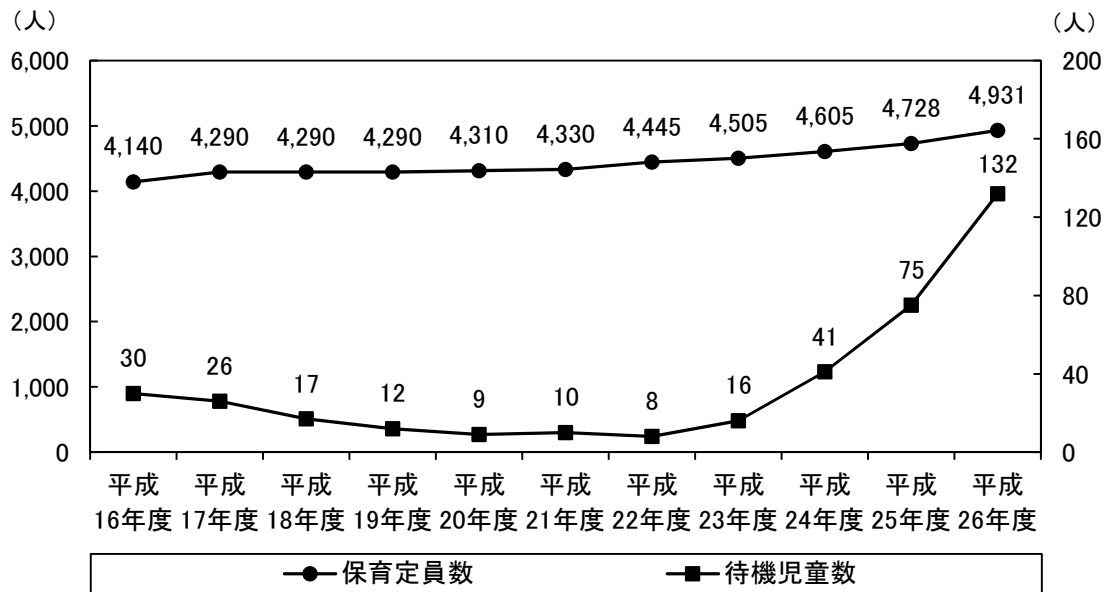
## 2-4 子育てと仕事の両立の推進

### これまでの取組み

○保育サービスの充実（こども未来プラン・とよなか：基本方向5（1））

待機児童の解消に向けて、既存保育所の増築や幼稚園の認定こども園\*化により保育定員数の拡大に取り組んでいます。

保育定員数・待機児童数の推移



保育所児童数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保育所数	46か所	48か所	48か所	48か所	48か所	48か所	49か所	49か所	51か所	54か所	57か所
保育定員数	4,140人	4,290人	4,290人	4,290人	4,310人	4,330人	4,445人	4,505人	4,605人	4,728人	4,931人
保育所児童数	4,061人	4,201人	4,194人	4,349人	4,383人	4,429人	4,535人	4,679人	4,831人	4,982人	5,191人
充足率	98.1%	97.9%	97.8%	101.4%	101.7%	102.3%	102.0%	103.9%	104.9%	105.4%	105.3%

※他市委託・他市受託を除く

(各年4月1日現在)

※認定こども園数を含む

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

### 認定こども園\*の設置数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
認定こども園数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	6か所	9か所

(各年4月1日現在)

### 簡易保育所・家庭保育所の状況

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
保育所数	20か所	18か所	14か所	12か所	12か所	12か所	11か所	10か所	9か所	9か所	9か所
保育 定員数	254人	216人	180人	162人	162人	176人	116人	104人	94人	94人	94人
保育所 児童数	240人	200人	169人	145人	148人	159人	115人	99人	92人	90人	92人

(各年4月1日現在)

資料:こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加に伴い、保護者の保育ニーズも多様化していることから、子育てしやすい環境の整備、充実を進めています。

保護者の就労等により、一定程度(1か月あたりおおむね64時間以上)家庭での保育が困難である児童に対し保育所において行う特定保育事業のほか、認可保育所・家庭保育所入所児童のうち病気回復期にあり集団保育に参加できない満1歳以上の児童に対する病後児保育事業、保護者の日祝日の就労等により家庭での保育ができない児童に対する休日保育事業、保護者の就労時間等により児童を通常の保育時間を超えて預かる延長保育事業を実施しています。

### 特定保育事業

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
箇所数	2か所	3か所	3か所	1か所	3か所	3か所	3か所
定員	10人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
延べ人数	1,073人	1,760人	1,618人	1,782人	1,877人	1,838人	1,825人

### 病後児保育事業

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員(1日あたり)	4人	4人	4人	4人	4人	4人
実数(1日あたり)	0.5人	0.8人	1.0人	1.3人	1.2人	1.5人
延べ人数	115人	188人	243人	323人	279人	358人

### 休日保育事業

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員(1日あたり)	25人	25人	25人	25人	25人	25人
実数(1日あたり)	10.4人	10.0人	10.6人	9.8人	9.2人	9.6人
延べ人数	696人	678人	715人	655人	625人	645人

資料:こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

### 延長保育事業

	平成 16 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 時間延長箇所数 (うち 2 時間延長)	46 か所	49 か所 (1 か所)	49 か所 (1 か所)	49 か所 (1 か所)	52 か所 (1 か所)	54 か所 (1 か所)
定員数 (うち 2 時間延長)	6.1 人*	4,390 人 (140 人)	4,445 人 (140 人)	4,505 人 (140 人)	4,630 人 (140 人)	4,728 人 (140 人)
延べ人数(1 時間延長)	82,381 人	77,081 人	80,853 人	86,994 人	98,054 人	102,392 人
延べ人数(2 時間延長)		1,475 人	1,664 人	2,017 人	1,241 人	1,687 人

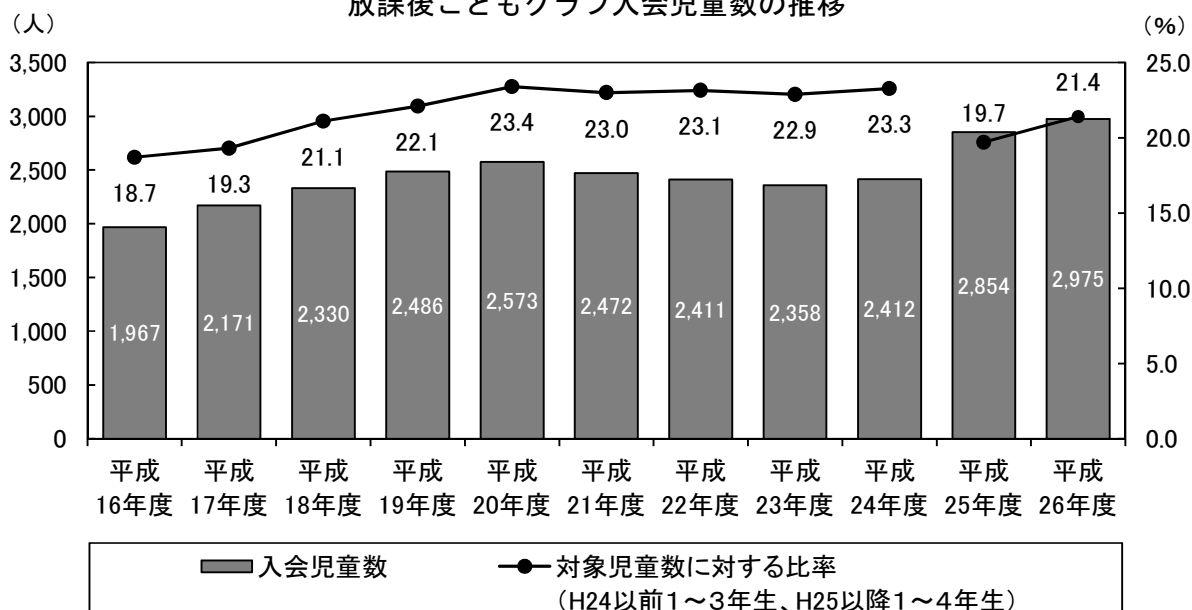
\* 平成 16 年度(2004 年度)は、1 か所 1 日あたり平均利用人数

資料:こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

共働き世帯やひとり親家庭の保護者が安心して働くことができるよう、帰宅時に保護者が就労等で家庭にいない小学校 4 年生(支援学級・特別支援学校在籍児童は 6 年生)までの児童を対象とした放課後子どもクラブをすべての市立小学校において実施しています。

平成22年度(2010年度)から月1回(4月、8月を除く)の土曜日等週末開設や71人以上の大規模クラブを分割し複数学級運営を開始したほか、平成23年度(2011年度)には開設時間を19時まで延長、平成25年度(2013年度)には従来小学校3年生までであった対象学年を4年生まで延長するなど、放課後子どもクラブ事業の充実に取り組んでいます。

### 放課後子どもクラブ入会児童数の推移



### 放課後子どもクラブ延長事業利用状況の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
クラブ在籍人数	2,300 人	2,412 人	2,854 人	2,975 人
延長事業利用者数	99 人	330 人	585 人	648 人
利用割合	4.3%	13.7%	20.5%	21.8%

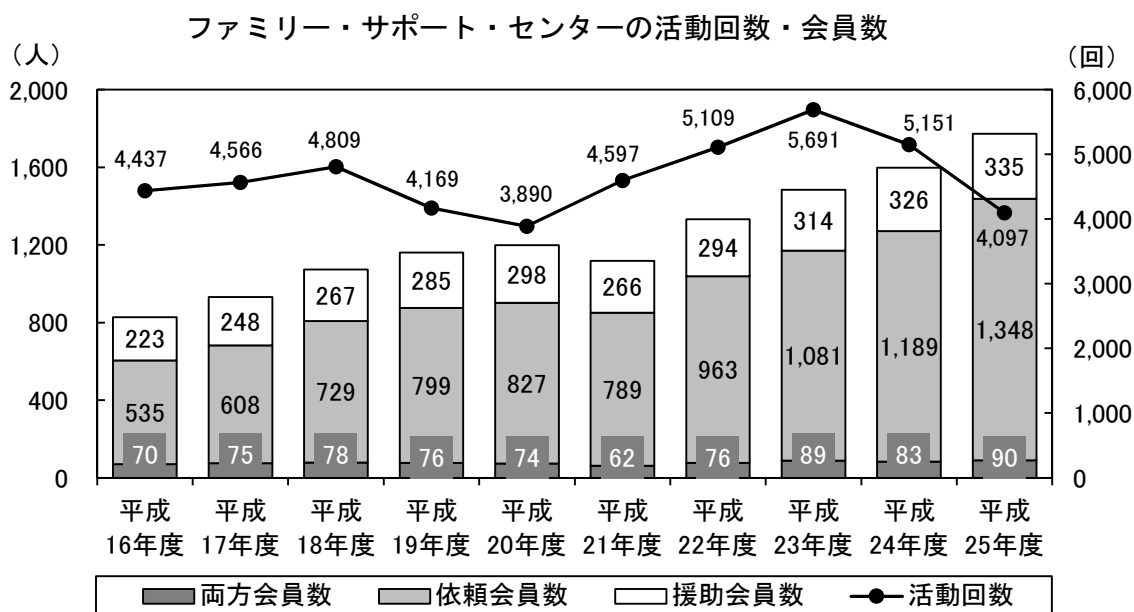
(各年 5 月 1 日現在、平成 23 年度(2011 年度)のみ事業開始当初 9 月 1 日現在)

資料:こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

○男女共同参画の推進（こども未来プラン・とよなか：基本方向5（2））

○男性を含めた多様な働き方の推進（こども未来プラン・とよなか：基本方向5（3））

居宅における子育て支援としてファミリー・サポート・センターでは、安心して子どもを預けられるよう、保育の質の向上や安全管理に関する内容等の会員向け研修の充実を図っています。



資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

固定的な性別役割分担や仕事優先の考え方にとらわれず、男女がともに子育ての喜びと責任をわかちあえる男女共同参画社会への啓発を進めています。

初妊婦とそのパートナーを対象とした両親教室（お父さんのための子育て教室）を助産師会に委託し実施するとともに、平成23年（2011年）から、父親となる人向けに子どもを迎える準備として「お父さんになるあなたへ」という小冊子を作成し、母子健康手帳の交付時に配布しています。

その他、職業生活と家庭生活との両立（以下「ワーク・ライフ・バランス\*」という。）に関する講座や父親向け子育て連続講座を実施するなど、父親の育児参加を促進するだけでなく、父親同士のつながりづくりにも取り組んでいます。

両親教室（お父さんのための子育て教室）の参加組数

	平成16年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
男性参加組数	285組	507組	465組	471組	499組	497組

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

企業や事業者への啓発のため、平成 22 年度（2010 年度）に市内事業者向けにワーク・ライフ・バランス\*啓発冊子を作成し、配布しました。また、平成 22、23 年度（2010、2011 年度）の 2 年間に延べ 70 社に対しヒアリングを実施し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知するとともに、その取組み状況について確認を行いました。その結果、ワーク・ライフ・バランスの認知度は、100 人以下の企業では 54.3%となっており、引き続き認知度の向上に向けた取組みが必要であることがわかりました。

こうした点を踏まえ、事業者への啓発を進めるため多様な働き方の推進や仕事と子育ての両立に向け、男性を含めたすべての人が仕事と生活の調和がとれる多様な働き方を選択できるよう、育児休業制度等の学習機会の提供や育児・介護休業法関連のパンフレットの配布などを行っています。

## 今後の課題

○近年における 0～5 歳人口の増加等に伴う保育需要の高まりに対応するため、待機児童解消に向け引き続き保育施設の整備を進めることが必要です。また、核家族化や共働き世帯が増加している中、残業や出張、自身の病気、冠婚葬祭時の子どもの預かり保育等のニーズに対応するため、多様な保育サービスの充実が必要です。

また、一方で将来予測される 0～5 歳人口の減少に備え、中長期的な保育施設の適正配置について検討し計画的に取り組むことが必要です。

○放課後子どもクラブについては、子ども・子育て支援法及び国の「放課後子ども総合プラン\*」に加え、利用を希望する保護者の就労状況やニーズ等を踏まえ、事業の充実や質の向上が必要です。

○「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」において、配偶者・パートナーとの家事・育児の分担に満足している母親の方が子育てへの不安や負担感が低い傾向がみられることから、引き続き父親の子育てに対する関心と理解を深める取組みが必要です。

○ワーク・ライフ・バランスには社会全体の意識改革が不可欠であり、広域的な取組みが必要であることから、国や大阪府と連携しながら推進します。また、保護者が仕事と子育ての両立に向けて取り組むことができるよう、保護者や企業に対して関連情報の提供や周知・啓発に取り組むことが必要です。

## 3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

### これまでの取り組み

○安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり（こども未来プラン・とよなか：基本方向2（1））  
 ○安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり（こども未来プラン・とよなか：重点施策3）  
 妊産婦、乳幼児の健康確保のために必要な情報提供と啓発を行うほか、子育てに自信がもてない、孤立していると感じる親をサポートするための講座や相談等を行っています。また、講座や健康診査の実施にあわせて相談窓口を設置するなど、保護者が相談しやすい環境づくりや情報提供の充実に努めています。また、訪問型（アウトリーチ型）の支援事業を積極的に行い、様々な家庭の課題や状況を早期から把握し、それぞれの状況に応じて適切な支援を継続的に行っています。

#### 妊産婦乳幼児等電話面接相談（旧「妊産婦乳幼児電話相談の指導」）延べ人数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
相談延べ人数	4,723人	6,126人	7,883人	8,794人	9,704人	9,004人

※平成22年度（2010年度）から「妊産婦乳幼児等電話面接相談」

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

平成24年度（2012年度）に中核市へ移行し、大阪府よりすべての母子保健事業が権限移譲され相談・対応件数が増加しています。妊娠・出産・子育て総合相談窓口では、中核市移行による相談・対応件数の増加と、広報や子育てサービスガイド等で相談窓口の周知を図った結果、平成21年度（2009年度）以降増加傾向にあります。

また、妊婦に対する相談支援の充実のため、保健師等の専門職が母子健康手帳交付時に相談・保健指導を実施し、出産前から支援が必要と思われる妊婦を把握しています。また、妊婦への継続的支援を担当するすべての専門職が統一に対応できるよう平成23年（2011年）にマニュアルを作成し、平成24年（2012年）からマニュアルに基づき対応しています。平成22年度（2010年度）以降、妊婦届出数に対する保健指導件数の実施率は100%となっています。

#### 妊婦教室（市）の参加者数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
教室参加者数	1,131人	1,249人	1,150人	1,228人	1,095人	1,037人

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書



妊産婦と乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊婦・乳幼児の健康診査、健康教育、訪問指導、育児相談等を行っています。

妊婦健康診査については、受診を促進するため公費助成額を増額し、受診率の向上に努めています。

また、乳幼児の健康診査や検診においては、子どもの健康状態の診断以外にも、保護者の様子を確認することで、支援の必要な保護者の発見にも努めています。健康診査や検診は、保護者同士が交流したり、医師等の複数の専門職に相談できる機会であり、乳幼児期の保護者の不安解消にもつながっています。

#### 妊婦健康診査助成額の推移

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
受診券	3回分	14回分	14回分	14回分	14回分	14回分	14回分
助成額	—	39,780円	39,780円	52,280円	61,280円	81,100円	116,840円

資料：豊中市保健予防課調べ

#### 各種健康診査や検診の受診率

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
妊婦一般	92.9%	93.6%	91.5%	92.2%	92.3%	97.3%
乳児一般	80.5%	84.3%	84.0%	84.3%	81.4%	86.4%
4か月児	92.8%	94.3%	94.4%	94.7%	94.7%	95.3%
乳児後期	77.6%	79.1%	80.3%	84.4%	81.1%	79.7%
1歳6か月児	90.7%	93.8%	93.4%	92.7%	94.4%	93.6%
2歳児歯科	52.2%	53.9%	54.4%	57.1%	48.4%	48.6%
3歳6か月児	76.2%	84.0%	84.9%	85.7%	86.6%	88.6%
3歳6か月児視聴覚	64.6%	75.1%	82.9%	76.2%	66.1%	74.2%

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

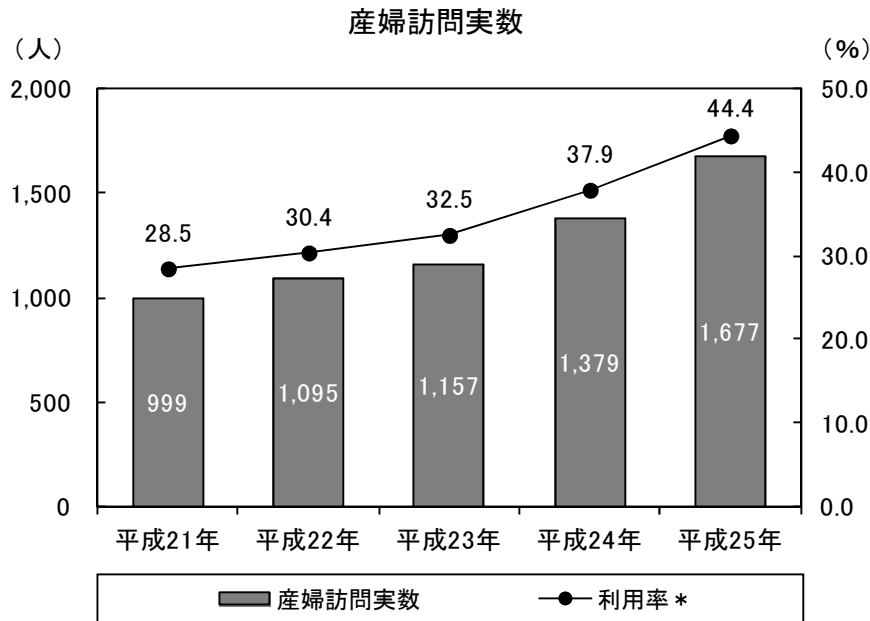
出産後は、保健師等が医療機関と連携を図り、新生児や未熟児、乳児とその保護者の心身の健康、子育てについて訪問指導事業を行っています。中核市移行による支援範囲の拡大と医療機関からの連絡の増加等により訪問件数が増加し、平成25年度（2013年度）には、産婦の利用率が44.4%と、目標としている35%を達成しました。子育て家庭の精神面での支援が必要な場合が増えている状況の中で、訪問指導を通じて具体的に個々の家庭に応じた支援を行うことは不可欠であり、今後も他機関と連携・協力しながら支援を充実し、取り組む必要があります。

また、若い世代の母性や父性を育み、思春期における健康や性感染症について周知を図るため、平成24年度（2012年度）からは保健所と市立豊中病院が連携し、学校での教育指導を実施しています。

#### 妊産婦及び乳幼児（新生児含む）等訪問指導件数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
延べ件数	1,987件	2,808件	3,228件	3,677件	4,385件	4,944件

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書



\* 利用率＝産婦訪問実数／こんにちは赤ちゃん事業対象者

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

中核市移行により高度医療や長期療養を必要とする子どもへの対応を実施するにあたり、退院後の在宅での課題解消やケアの充実を図るため、関係機関と連携し小児医療にかかる人材育成に取り組んでいます。平成24年度（2012年度）からは、国立循環器病研究センター及び大阪府北ブロック保健所との看護連携会議に出席し、研修会や情報交換を行っています。

### ○子どもの心とからだの健康づくりのための取り組みの推進

（こども未来プラン・とよなか：基本方向2（2））

子どもの健やかな成長に向けては、正しい食習慣を定着させることが大切であることから、本市では、保護者に向けて食に関する様々な学習機会や情報の提供を行っています。講座によっては、食に関する啓発だけでなく、相談支援を行うことにより、食に関する不安の軽減にもつながっています。平成22年度（2010年度）からは、わくわく食育プロジェクトとして幼稚園、小・中学校の親子を対象に望ましい食習慣を身につけるとともに、学校と家庭が連携し食育を推進するため、体験型料理教室等を実施しています。

### 食に関する講座等の実施状況

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
離乳食講習会	1,587人	1,698人	1,504人	1,445人	1,442人
「食」に関する子育て講座	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
	24回	52回	39回	46回	41回
わくわく食育プロジェクト		133人	419人	218人	287人

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

○医療体制の充実（こども未来プラン・とよなか：基本方向2（3））

小児医療については、豊能広域こども急病センターを中核として、地域におけるきめ細やかな小児医療体制の充実に努めています。

休日急病診療は、豊能広域こども急病センターのほか、市内2か所（上野坂・島江町）で実施しています。

また、市立豊中病院にNICU（新生児集中治療室）を設置し、NMCS（新生児搬送）、OGCS（母体搬送）を受け入れており、地域周産期母子医療センターとしての役割を果たしています。

子どもの疾患予防のため、各種予防接種事業や予防対策事業を行っており、予防接種事業では任意接種の費用助成や個別接種の導入等を行い、接種率の向上に努めています。

豊能広域こども急病センター利用 小児救急患者数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
小児救急患者数	38,834人	39,271人	30,484人	33,163人	28,965人	29,887人

※豊中市・池田市・箕面市・吹田市・豊能町・能勢町等の合計

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

休日急病診療 受診者数

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
医療保健センター （上野坂）	3,476人	4,369人	2,650人	3,246人	2,975人	3,251人
庄内保健センター （島江町）	2,096人	2,604人	1,877人	2,132人	2,245人	2,143人

※（内科・小児科・歯科受診者数）

資料：豊中市保健企画課調べ

○安心して外出できる環境整備（こども未来プラン・とよなか：基本方向4（2））

バリアフリー化の推進については、駅周辺の重点整備地区の整備を行い、平成23年度（2011年度）には市内全駅におけるバリアフリー化が完了しました。平成23年度（2011年度）からは、住居地区のバリアフリーにも取り組んでいます。また、平成24年度（2012年度）に「豊中市ノンステップバス\*導入計画」を策定し、バス事業者に対して、ノンステップバスの導入補助を行っています。

歩道改良整備については、安全で快適な歩行空間を形成するため、問題がある歩道について拡幅や構造形式の変更等の改良整備を実施しています。

都市公園等の整備については、平成22年度（2010年度）から安全・安心対策の整備を実施しており、平成25年度（2013年度）には累計で22か所の公園整備が完了しました。

【赤ちゃんの駅のマーク】

親子が安心して外出するための環境整備としては、平成 24 年度（2012 年度）から、民間施設にもご協力いただきながら、授乳やオムツ交換が可能なスペースや乳幼児の遊び場を提供できる施設を「赤ちゃんの駅」（123 か所、平成 26 年（2014 年）10 月現在）として位置づけ、該当施設には、共通の標識を掲示しています。



○子育て・子育てにやさしい住環境・生活環境の確保

（こども未来プラン・とよなか：基本方向 4（1））

子育てしやすい住環境・生活環境の確保については、特定優良賃貸住宅★の供給や市営住宅の入居における優遇措置を実施しています。市営住宅の入居における優遇措置では、平成 23 年度（2011 年度）から入居者募集時に子育て向け世帯の枠を設定し、子育て世帯の居住の安定確保に努めています。

また、市内の公園・緑地等、緑の保全・整備を進めており、平成 25 年（2013 年）には、遊び場と防災広場★の機能をあわせもつ「野田中央公園」を整備しました。近隣に大阪音楽大学があることから、音楽をモチーフに遊具等の設置や鍵盤に見立てた園路をあしらうなど、特色ある公園づくりに努めています。

公園等の管理については、地域住民団体と市が公園等の運営・管理に関する自主管理協定を結び、役割分担を明確にした上で市と協働する制度等により実施しています。また、市民協同緑化事業では、地域住民が主体となった植樹活動を推進しています。

公園・緑地の整備状況

公園・緑地の状況	平成 14 年度		平成 20 年度		平成 25 年度	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
都市計画公園	113 箇所	746,100m <sup>2</sup>	114 箇所	767,800m <sup>2</sup>	114 箇所	767,800m <sup>2</sup>
都市計画以外の都市公園	230 箇所	107,813m <sup>2</sup>	265 箇所	173,382m <sup>2</sup>	284 箇所	200,814m <sup>2</sup>
児童遊園	96 箇所	98,410m <sup>2</sup>	91 箇所	91,502m <sup>2</sup>	86 箇所	75,081m <sup>2</sup>
小計	439 箇所	952,323m <sup>2</sup>	470 箇所	1,032,684m <sup>2</sup>	484 箇所	1,043,695m <sup>2</sup>
都市計画緑地	2 箇所	334,900m <sup>2</sup>	2 箇所	472,000m <sup>2</sup>	2 箇所	476,700m <sup>2</sup>
計	441 箇所	1,287,223m <sup>2</sup>	472 箇所	1,504,684m <sup>2</sup>	486 箇所	1,520,395m <sup>2</sup>
府営服部緑地	1 箇所	1,174,000m <sup>2</sup>	1 箇所	1,174,000m <sup>2</sup>	1 箇所	1,174,000m <sup>2</sup>
合計	442 箇所	2,461,223m <sup>2</sup>	473 箇所	2,678,684m <sup>2</sup>	487 箇所	2,694,395m <sup>2</sup>

資料：豊中市公園みどり推進課調べ

○経済的負担の軽減（こども未来プラン・とよなか：基本方向 4（4））

各種手当・助成等の普及については、児童手当、児童・生徒にかかる就学援助、子ども医療費助成等子育てに関する各種手当及び助成を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めるとともに、制度の周知を図り、支援を必要とする人の利用を促進しています。

特に、子ども医療費助成については、これまで乳幼児等医療費助成として、小学校就学前までの乳幼児（入院の場合は、小学校 6 年生まで）を対象としていましたが、平成 26 年（2014 年）12 月から対象を 6 年生（12 歳到達後最初の 3 月 31 日）までの子どもに拡大しました。

## 今後の課題

- 「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、3割超の方が子育てへの不安や負担を感じています。また、子育てに関する悩みや気になることとして、教育に関する次に次いで、病気や発育・発達、食事や栄養に関することが多くなっており、子どもの発達や成長、食事等に関する講座や情報提供などが必要です。また、医療機関や子育て関係機関等と連携し、相談支援体制の充実を図ることが必要です。
- 引き続き母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査時等の機会を活用し、支援が必要な保護者または子どもを早期に発見し、保護者や子どもの状況に応じた支援を行うことが重要であり、子どもに対して継続的に支援を実施するため、保健所と医療機関等との連携を強化し、適切に対応することが必要です。
- 「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、充実を図ってほしい子育て支援策として、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道などの『子育てバリアフリー化』に取り組む」に多くの意見が集まっており、引き続き安心して外出できる環境づくりの取組みが必要です。

## 3-2 子どもの安全確保

### これまでの取組み

#### ○防犯体制の充実（こども未来プラン・とよなか：基本方向4（3））

犯罪に強い都市基盤の整備については、市、警察、事業者、市民及び地域ボランティア等の関係機関・団体が連携を強化し、定期的に情報交換を行うことで、地域に根ざした積極的かつ総合的な防犯活動が実施でき、市内の刑法犯罪発生件数の低下につながっています。

防犯設備の整備については、市営住宅でのピックアップ\*等に強い錠前の設置や、道路・公園などにおける防犯設備の整備や照明灯などの定期的な更新を行っています。

また、警察との連携のもと、防犯カメラの犯罪抑止効果や地域防犯活動の啓発を積極的に行い、これまでに延べ13自治会に合計64台の防犯カメラ設置を補助するなど、犯罪を未然に防ぐための地域における見まもり意識と体制づくりの向上に努めています。

#### 刑法犯罪発生件数の推移

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
刑法犯罪発生件数 (認知件数)	8,299件	5,754件	4,974件	4,886件	4,345件	4,077件

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

地域防犯活動の推進については、防犯協議会への補助を継続実施し、青色回転灯パトロールカー\*やわんわんパトロール\*による見回り活動、防犯カメラ設置の推進、防犯啓発活動等、地域の実情に応じた防犯活動を展開しています。

青色回転灯パトロールカーについては、平成25年度（2013年度）には市内11団体19台で見回り活動を実施しており、安心・安全なまちづくりに貢献しています。

子どもを犯罪から守るための地域の取組みとしては、「こども110番の家\*」や「子どもの安全見まもり隊\*」の協力者の拡充に取り組んでおり、両事業とも年々協力者が増加しています。また、警察官OBによるセフティメイトを配置し、巡回や緊急時における情報収集・パトロール活動を実施しました。

#### 「こども110番の家」運動・青色回転灯防犯パトロール 「子どもの安全見まもり隊」の実施状況

	平成 16年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
こども110番の家 運動協力家庭数	3,378軒	4,447軒	4,671軒	4,795軒	4,833軒	5,037軒
青色回転灯パトロー ルカー活動助成 (メンバー数)		8台 (325人)	8台 (665人)	11台 (693人)	13台 (706人)	19台 (724人)
子どもの安全見まもり 隊参加人数		2,217人 (小学校区 平均約54人)	2,124人 (小学校区 平均約51人)	2,283人 (小学校区 平均約55人)	2,617人 (小学校区 平均約63人)	2,645人 (小学校区 平均約64人)

資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書、豊中市危機管理室調べ

## ○安心して外出できる環境整備（こども未来プラン・とよなか：基本方向4（2））

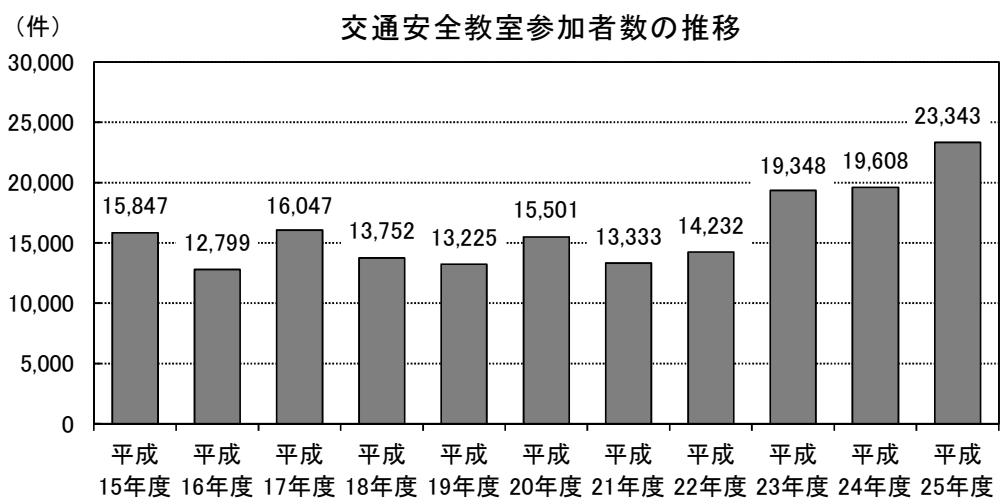
安全な道路交通環境の整備については、各小学校区の通学路や高齢者交通安全モデル地区を中心に、警察・地域等と連携して通学路点検やめいわく駐車追放パトロールに取り組んでいます。平成24年度（2012年度）には通学路における全国の事故を踏まえ警察等と連携し通学路における緊急合同点検を実施し、平成25年度（2013年度）にはすべての市立小学校が抽出した302の危険箇所について対策案を取りまとめ公表し、スクールゾーン・交差点マーク等の標示やカーブミラーの設置のほか、パトロールの強化等も行うなど、子どもを交通事故や犯罪から守るための取組みを実施しました。

また、道路の照明灯を適正な箇所に必要に応じ、設置及び更新を実施しています。

交通安全活動の推進については、「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会が、関係諸団体と協力し、交通事故をなくす運動（交通安全教室、豊中市幼児交通安全クラブ等）の企画・調整を図り、市民への指導・啓発を行っています。

交通安全教室については、市内の保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校に対し実施し、近年参加者が増加しています。また、自転車安全利用の取組みとして、平成23年（2011年）11月に自転車ルールブックを5万部作成し、市内の小・中学生、高校生全員に配布しました。

幼児交通安全クラブを結成している幼稚園において、幼児の特性に応じた親子ぐるみの交通安全教室「豊中市幼児交通安全クラブ」を実施しています。



資料：こども未来プラン・とよなか事業実施報告書

## 今後の課題

○「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」では、小学校児童の保護者の46.5%が「子どもの安全を確保する対策の充実」を望んでいます。子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、また、災害時に適切な行動がとれるよう地域の防犯、防災意識の向上が必要です。そのため、引き続き関係団体と連携した市民や事業者への周知、啓発を行うとともに、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動や防災教育を進めるなど地域と連携した安全・防犯・防災体制の充実に向けた取組みが必要です。

## 第5章 施策の展開

施策の柱

1

### 子育て支援

#### 1-1 保育及び教育環境の充実

めざす姿

子どもが安全に、安心して遊ぶことや学ぶことができ、  
子ども一人ひとりの個性や創造力を伸ばし、  
集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる

#### 取組みのポイント

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

子ども・子育て支援新制度\*では、保護者の就労状況の違いに関わらず、質の高い小学校就学前の学校教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供していくことをめざしており、本市ではそれら乳幼児期の保育施設の整備や認定こども園\*化の促進等の量の確保に加え、小学校就学前の学校教育・保育の質の向上に向けた取組みを進めていきます。

また、子どもの発達や学びは連続性と一貫性をもって進められていくことが大切であることから、特に小学校入学が子どもや保護者にとって段差を感じることなく、円滑につながっていく仕組みづくりに取り組めます。

#### 施策展開

##### (1) 小学校就学前の学校教育・保育の一体的な推進

- 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無に関わらず利用できることから、新制度においても引き続き民間事業者への支援・協議を行い、認定こども園の普及を推進します。また、公立幼稚園・保育所においても、新制度の開始とともに幼保連携型認定こども園へ移行し、質の高い小学校就学前の学校教育・保育の提供を図ります。
- 幼保連携型認定こども園や地域型保育事業等新たな仕組みが導入される中で、これまでの小学校就学前の学校教育・保育の本市の取組みを継承するために、今後参入する民間事業者へその考え方や趣旨を発信していきます。



- 公立認定こども園\*においては、これまでの取組みを踏まえつつ、次の4つの役割を果たします。①ベンチマーク機能（例：公民が一体となって小学校就学前の学校教育・保育に取り組むための目標の設定や考え方の提示等）②人材育成機能（例：公民一体での障害児保育や今日的課題などの研修・会議の実施等）③子育てに関するセーフティネット機能（例：児童虐待防止や障害児保育等支援を中心となって推進）④地域子育て支援拠点機能（例：在宅で子育てをしている家庭への訪問や地域での子育てに関するネットワークづくり等）。

また、将来の小学校就学前の子どもの数の減少を見据え、中長期的な課題として、公立認定こども園の適正な配置について計画的に取り組めます。

## (2) 小学校就学前の学校教育・保育の質の向上

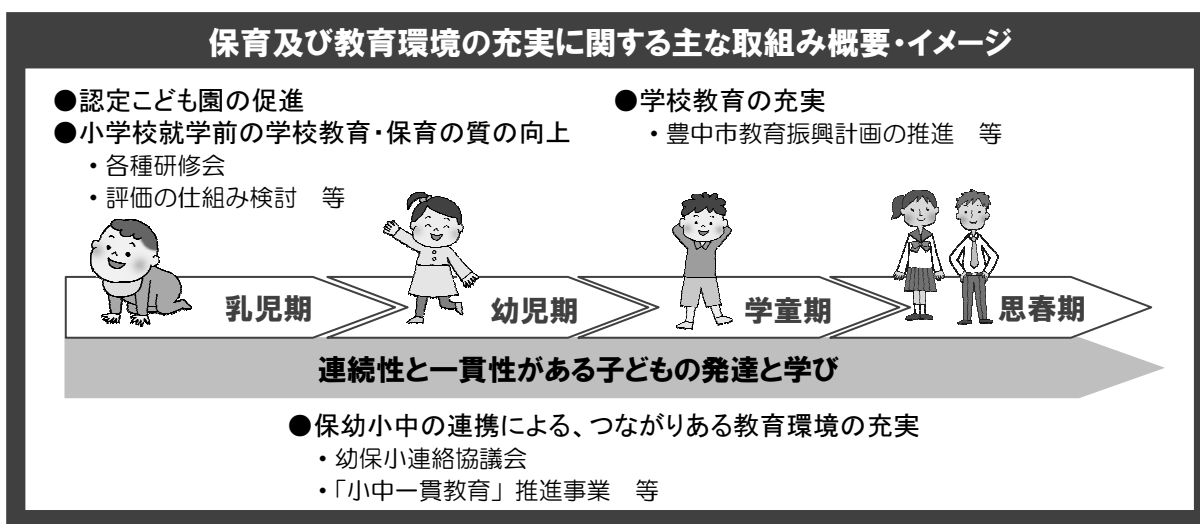
- 乳幼児期の様々な課題や本市がこれまで取り組んできた障害児保育をはじめとした人権保育、保幼小連携・接続のあり方等に対応できる保育者としての資質向上をめざすため、計画的・効果的な研修を実践します。また、公民の保育士・幼稚園教諭及び保育教諭\*に対して、教育観・保育観の共有を目的とした研修機会や相互連携の充実を図ります。
- 小学校就学前の学校教育・保育のさらなる質の向上を図るため、教育・保育内容の評価の仕組みを検討します。

## (3) 幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援

- 保育所及び幼稚園と小学校等の連携については、40 数年にわたり積み重ねてきた保育士・教職員の連携、子どもの交流等を引き続き各小学校区において取り組みます。また、平成22年度（2010年度）から3年間実施したモデル事業「幼保小連携推進事業」の成果を基本とし、各校区の実情に応じた保幼小の連携を推進します。

## (4) 学校教育の充実

- 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、基礎的・基本的な知識・技能と思考力、判断力、表現力等を育むことができる教育環境などの整備に向けて、豊中市教育振興計画の推進を軸としながら取り組みます。



## 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

### めざす姿

子どもが多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心を持ち、こうした経験を通じて社会で生きる力を身につけることができる

#### 取組みのポイント

子どもの健やかな育ちには、地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験が重要であり、地域の特性に応じて、保護者や学校、ボランティアやNPO\*等が連携し、地域社会全体で豊かな育ちの場や機会を提供していくことが大切です。

また、ボランティア体験や職業体験等を通して社会の一員として社会と関わっていく取組みのほか、有害情報や犯罪等のトラブルから子ども自身が自分の身を守るために必要な教育に努めます。

これらの活動や取組みにあたっては、子どもの発達連続性を踏まえ、乳幼児期から義務教育期、義務教育終了後の取組みが相互に連携し取り組むよう努めます。

### 施策展開

#### (1)多様な人との交流や様々な体験活動の充実

(再掲 施策2-1②(2)「地域における子どもの活動機会の充実」)

- 学校、公共施設等の身近な施設を活用し、地域の中で子どもが自由に遊びや読書・学習等の活動、子ども同士や異世代との交流を図ることのできる機会(場)を提供します。
- 学校や市社会福祉協議会及び社会福祉施設等と連携しながら、学校教育や社会教育などの様々な場面でのボランティア体験の機会を拡充します。
- 青少年団体の活動の支援や場の提供により、様々な人との交流を通して、子どもたちが社会経験を積み、社会貢献することができる機会を提供します。

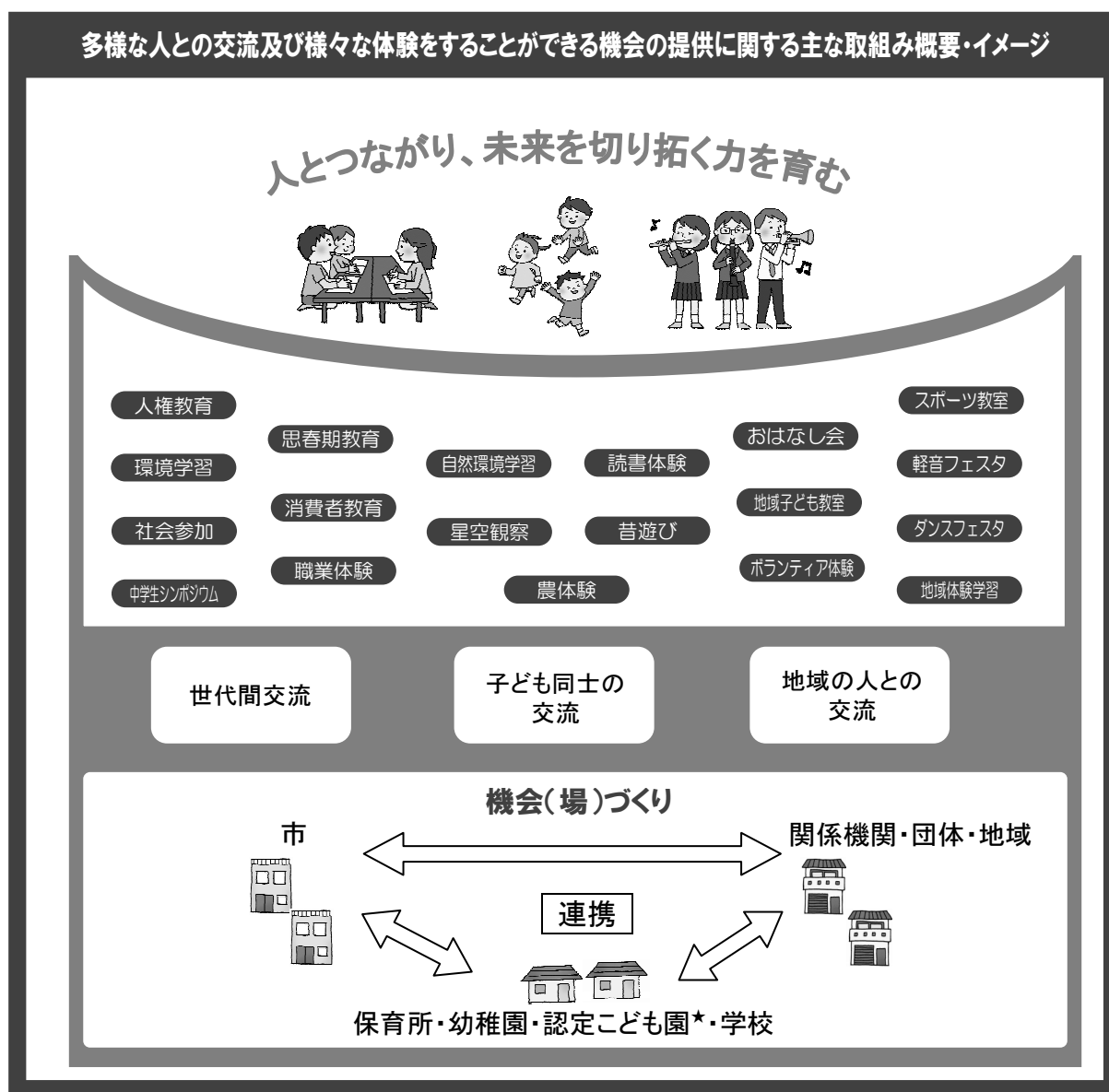
#### (2)将来に向けた学びの場の提供

- キャリア教育\*の推進に向け、子どもたちが社会の一員としての役割を果たし、自立して生きていくために必要な能力や態度を育むことをめざし小・中学校9年間を見通した系統的・継続的な取組みを行います。

- 豊かな心の育成等子どもの育ちに欠かせない読書活動を充実し、読書体験を通して豊かな想像力を育むとともに、身近な大人や友だちとの交流を図り人と人とのつながりを体験することで、自ら学ぶ力、生きる力の育成をめざします。
- 性や喫煙、薬物等に対する正しい知識、スマートフォン等の正しい使用方法など子ども自身が自分の身を守るために必要な情報の提供及び教育の充実に努めます。
- 自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、子どもを対象に「豊中市子ども健やか育み条例」及び子どもの人権について周知・啓発を図ります。
- 次代の親育成に向けた、乳幼児とのふれあいや命の大切さについての啓発を図ります。  
(施策2-2②(2)「子育て家庭の状況に応じた子育て・子育て講座等の学習機会の充実」に記載)

### (3)子どもの社会参加の促進【重点施策】

◆重点施策1に記載しています。



めざす姿

## 子どもが安心して、自分らしく過ごせる場所がある

### 取組みのポイント

子どもの居場所は、子どもにとって、安心で、あらゆる暴力から守られ、自分らしく過ごせ、自分の思いや意見をいうことができる場所となることが大切です。

子どもにとっては、家庭が第一の居場所になることから、家庭の教育力や子育て力の向上に向けた支援に取り組みます。

また、家族形態や保護者の就労状況の多様化等により、家庭や学校以外においても、安全に、安心して遊んだり学んだりできる場所が必要であり、放課後の子どもの居場所づくりの充実を図ります。事業の実施にあたっては、子どもへの周知とともに、子どもの意見を聴くことが必要です。

### 施策展開

#### (1)子どもが安心して過ごせる家庭づくりへの支援

- 本計画に基づき、家庭の教育力向上、地域の子育て環境の整備、保護者の悩みや不安に対する相談支援、次代の親の育成等の取組みを通じて、子どもが安心して過ごせる家庭づくりを支援します。

#### (2)放課後の子どもの居場所づくりの充実(「放課後子ども総合プラン」の推進)

- 市内41小学校区すべてで地域子ども教室及び放課後こどもクラブを実施しています。  
⇒地域子ども教室では、さらに多くの子どもが参加できるよう効果的な情報発信に努め、参加を促進します。  
⇒放課後こどもクラブでは、家族形態や保護者の就労状況が多様化していることを踏まえ、開設時間や日数の拡充について検討します。

⇒すべての小学校区において、地域子ども教室及び放課後こどもクラブの2つの事業が、地域の実情や特性に応じて、情報共有のもと、人的な交流や活動場所の有効活用、プログラムの共催等、相互に連携・協力を進め、子どもたちの豊かな育ちや学校・家庭・地域が連携した地域コミュニティの醸成につながる子どもの居場所づくりとなるよう、今後の放課後こどもクラブのあり方のほか、放課後こどもクラブ及び地域子ども教室それぞれの充実や連携について、これまでの豊中市放課後子どもプランの理念を踏まえ、関係者及び関連部局が協議しながら、総合的に検討します。

### (3)子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会(場)の提供

- 市内の公共施設の有効活用を促進し、それぞれの地域・施設の特性を活かしながら、子どもが過ごしやすい場所づくりや参加しやすい事業の実施に努めます。
- 各施設での事業等を通じて、困難を抱える子どもを発見した場合には、子どもに関する相談機関や学校等と連携するなど、必要な支援につなぎます。



めさす姿

子どもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、  
社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもが  
個々の状況に応じた適切な支援を受けることができる

取組みのポイント

子どもにとっては、自分自身のこと、家庭や学校のこと、暴力や虐待、いじめのことなど、どのような内容でも、直接、安心して相談できる場所があることが大切です。

また、子どもの相談の内容や子どもがおかれている状況に応じ、学校等の関連施設や関係機関と連携して、子どもへの総合的な相談支援の充実を図るとともに、相談窓口についてわかりやすく伝える工夫をするなど、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組むことが必要です。

施策展開

(1)子どもの相談窓口体制の整備【重点施策】

◆重点施策2に記載しています。

(2)子どもの悩みへの取組みの推進

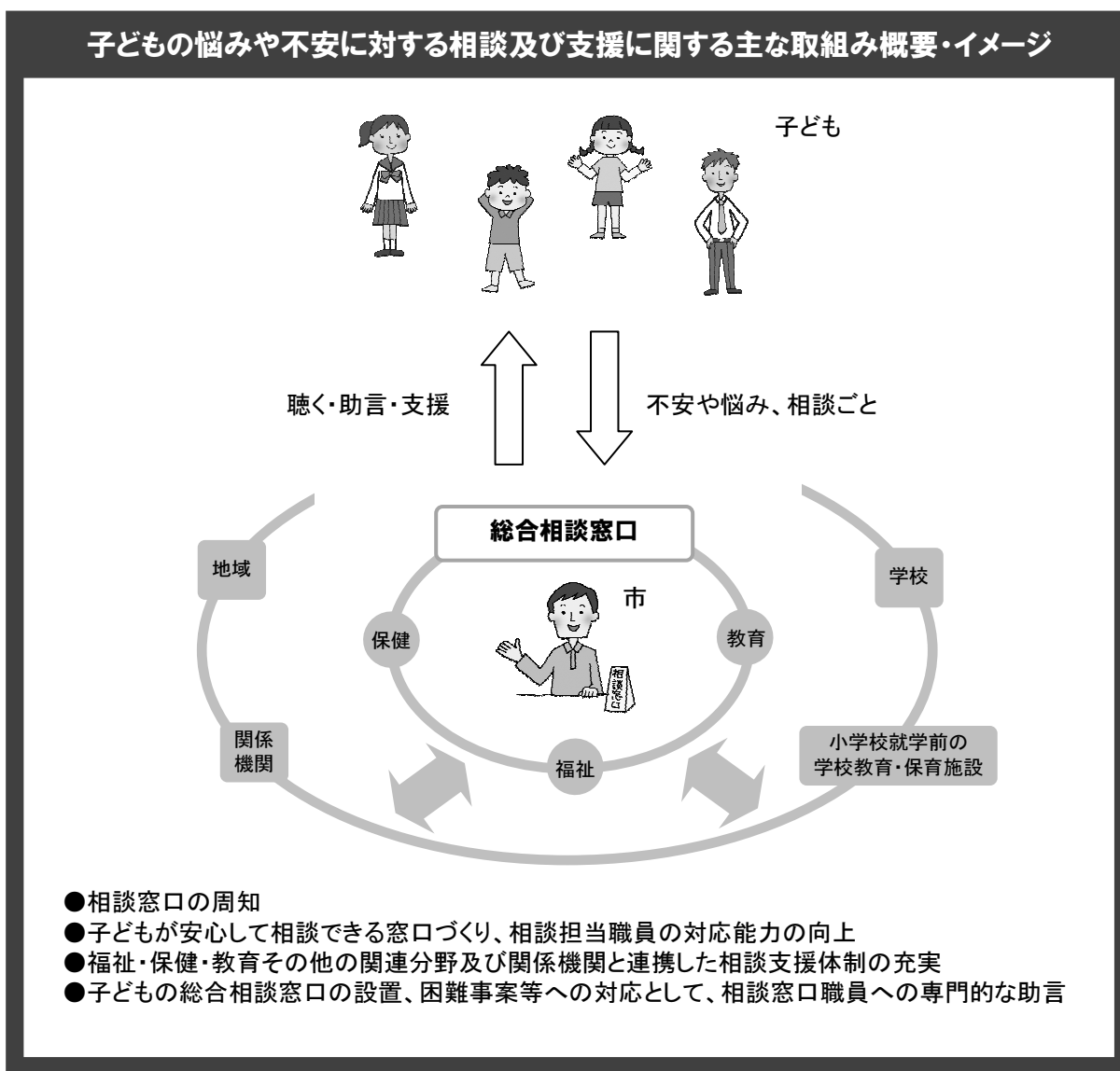
●子どもたちの心の発達を支援するためのサポート体制の充実を図ります。学校や家庭に居場所をもちにくいと感じている子どもや、誰にも相談できず一人で悩んでいる子ども等を支えるための取組みを進めます。

(3)子どもが安心して相談できる環境づくり

- 学校や関係機関と連携し、本市や大阪府に設置されている多様な子どもの相談窓口の周知に努めるとともに、子どもにとって身近に感じることができ、安心して相談できる窓口づくりに努めます。
- 相談窓口の周知にあたっては、連絡先だけでなく、相談対応の流れや相談内容の取扱い等についても周知します。
- 相談担当職員においては、子どもの考えや気持ちに寄り添い、子どもの視点に立った相談対応を行えるように努めます。

## (4)社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援【重点施策】

◆重点施策3に記載しています。



## 2-1 ① 地域の子育て環境の整備（身近に集える拠点づくり）

### めざす姿

保護者同士が身近な場所でふれあい、支えあうことができる

### 取組みのポイント

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、家族や近所の人などから子育てについて日常的な支援や助言を受けることが難しくなっており、地域全体で子育て家庭を支える取組みが求められています。また、保護者の不安や負担感の軽減を図るためには、身近なところで子育て情報の交換や相談ができたり、保護者同士の交流や仲間づくりができる場が引き続き求められています。

地域の活動や地域子育て支援センター等の施設における保護者同士の自主的な交流を望む方、保育士等の職員やスタッフとの関わりを望む方、興味はあるが自ら施設等に出向くことに不安を感じている方など、保護者の状況は様々であり、こうした状況を踏まえた取組みが必要です。

### 施策展開

#### (1) 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点(場)の活用

##### ●利用（参加）しやすい拠点（場）づくり

⇒地域子育て支援センター（おおむね1中学校区に1か所）を拠点としながら、小学校区ごとの施設を利用した講座や遊びの場を提供するほか、子育てサロン等地域団体との連携により身近なところに子育て家庭が集える場を保護者に提供します。

⇒地域子育て支援センターでは、利用希望者のニーズを踏まえたプログラム（日時、内容、開催場所等）を検討するとともに自ら施設等に出向くことに不安を感じている保護者等への情報の周知、参加促進に向けた取組みについて検討します。

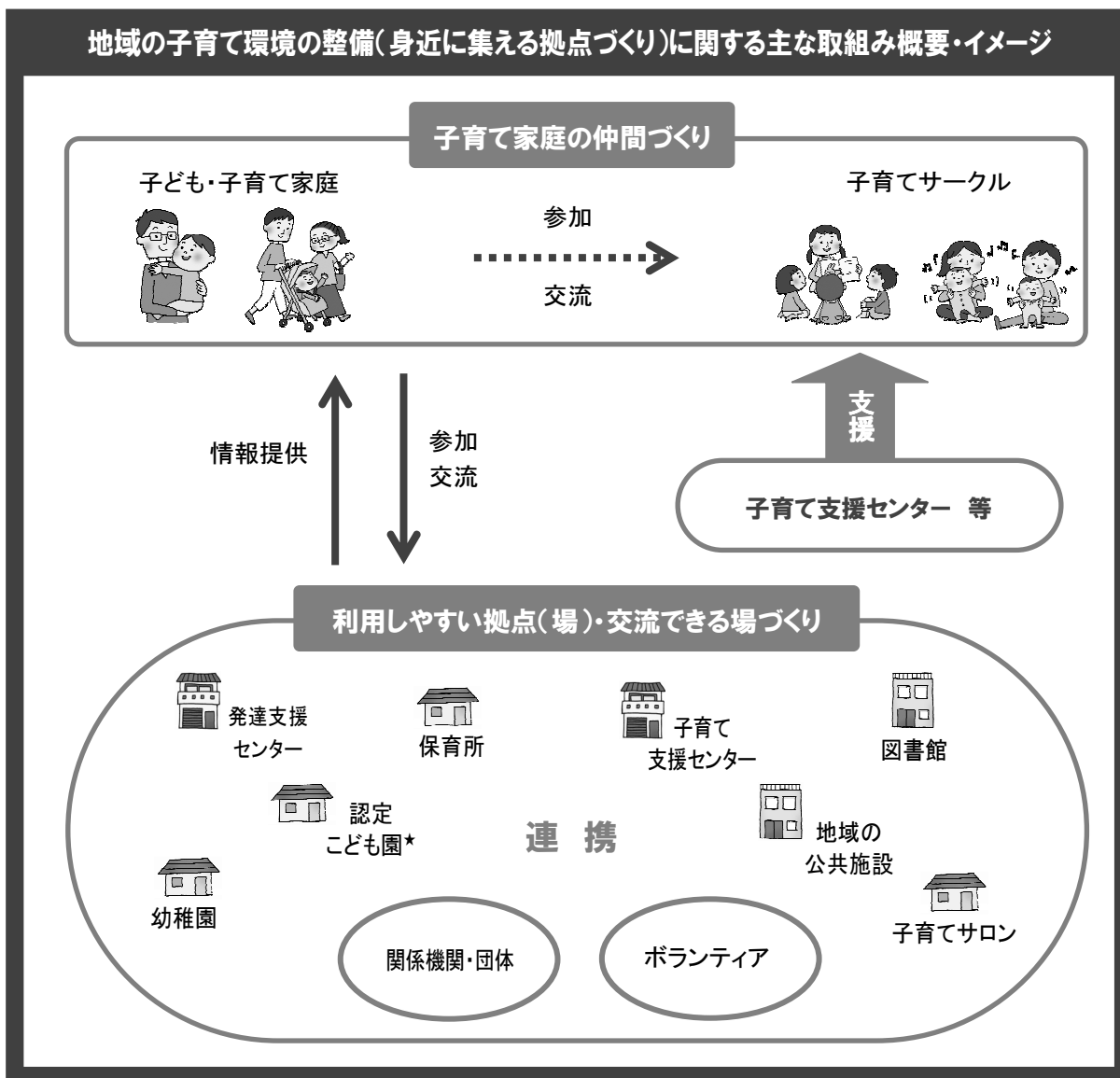
⇒図書館をはじめ、いぶき図書室や動く図書館、バス図書室等、市内の身近な拠点で本の貸出ができる体制を整えるとともに、公共施設や、保護者や子どもが集まる場所に絵本のコーナーを設置するなど、親子で集える場所づくりに努めます。



●子育て家庭の仲間づくり・相互関係づくり

⇒地域子育て支援センターでは、保護者同士が交流や仲間づくりを進めるとともに、保護者が自主的な子育てサークルを立ちあげる際には、地域支援保育士★が、運営方法の相談や保護者同士がつながるきっかけづくりを行うなど保護者の活動を支援します。

⇒地域子育て支援センターのほか、関係機関・団体との連携や公共施設の有効活用により、地域において子育て家庭が自由に集え、交流できる場や機会を創出します。



## 2-1② 地域の子育て環境の整備（地域のつながりづくり）

### めざす姿

## 子どもや子育て家庭が地域で見まもられ、支えられている

### 取組みのポイント

保護者の子育ての不安や負担感の軽減のためには地域のつながりが大切であり、協働とパートナーシップ\*のもと、地域の子どもに関わる様々な関係機関・保護者を含む団体が一体となって作りあげてきた「地域子育て・子育て支援ネットワーク」を活かし、引き続き地域の教育力の向上や地域における子育て支援の充実に向けて取り組みます。

また、子育てを取り巻く社会状況が変化する中で、子どもや保護者の価値観や子育ての方法も時代にに応じて変化しています。こうした状況を踏まえ、子育てを支える地域人材の育成にあたっては、現在の子どもや子育て家庭の状況や課題等を共有できる機会づくりや仕組みづくりに努めます。

その他、性や暴力等に関する有害情報の氾濫を防止するため、引き続き地域全体で子どもを見まもり、子どもの安全や非行防止に取り組みます。

### 施策展開

#### (1) 地域子育て支援センターを中心とした地域子育て・子育てネットワークの充実

- 子育て支援に関わる地域人材との「顔の見える」つながりを深めることで地域の子育て力の向上を図るとともに、地域の特性及び子どもや家庭の状況に応じた支援の充実を図ります。
- 子育て・子育てに関わる地域の人材に「豊中市子ども健やか育み条例」及び本計画の内容について周知するなど、子どもや子育て家庭の状況、子どもの人権など子どもの育ちに大切なこと等を共有することで、子どもを健やかに育む地域づくりに取り組みます。

#### (2) 地域における子どもの活動機会の充実

(施策1-2(1)「多様な人との交流や様々な体験活動の充実」に記載)

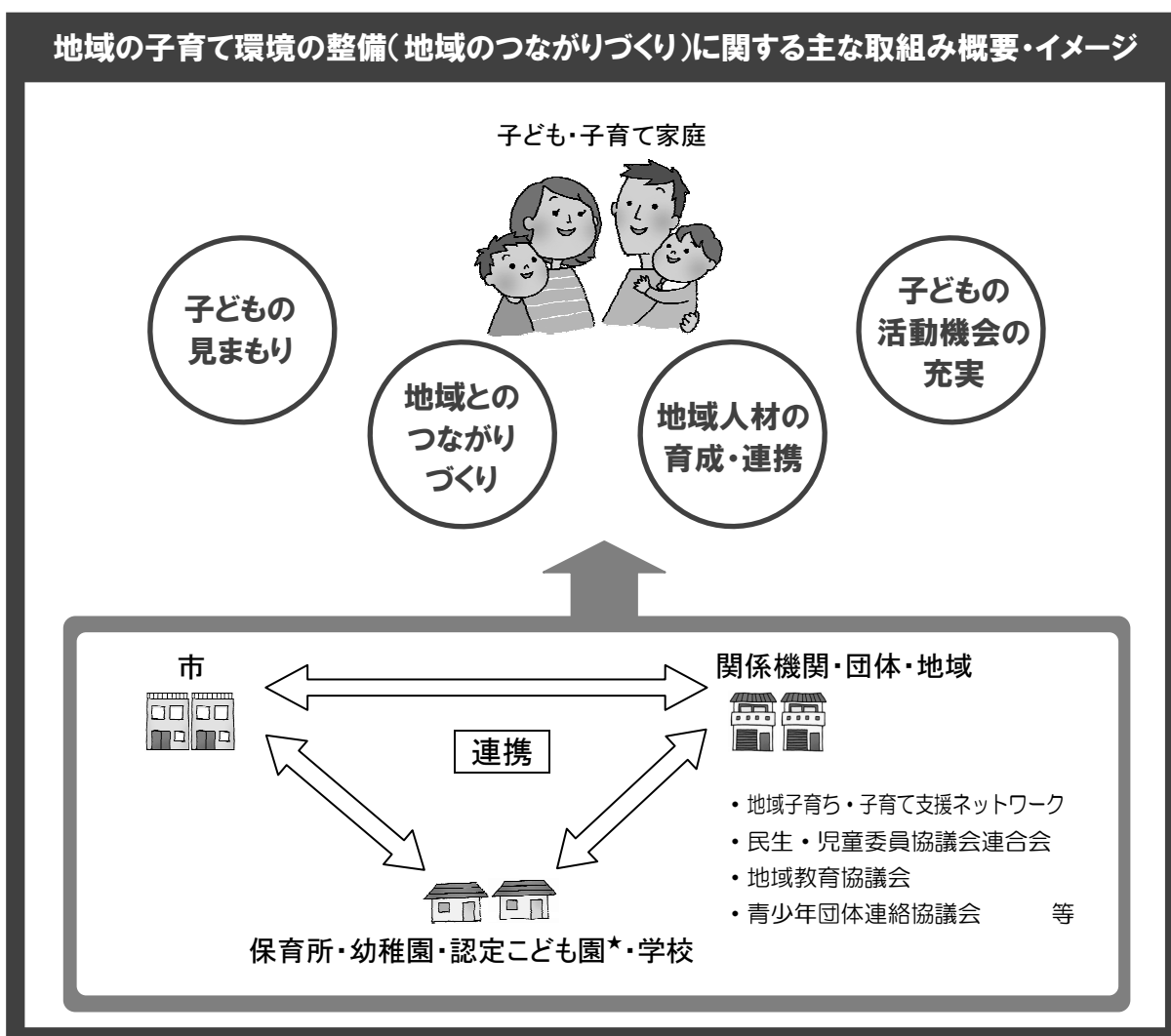
#### (3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

- 地域の様々な人材が子育て・子育て支援に参画できるように、関係団体と連携した各種講座の充実や学習機会の提供等を行います。

- 子育て支援センターや図書館等では、関係部局・団体と連携し子どもの育ちをサポートするために必要な人・情報等の提供を通して市民の自主的な活動を支援します。

#### (4)子どもの安全や非行防止への取組みの充実

- 学校、地域、警察、関係機関・団体が連携し、問題行動等を早期に発見・対応することにより、非行の未然防止と子どもの健全育成を推進します。
- 青少年の健やかな成長に悪影響を及ぼす情報の排除、青少年の非行化の要因の排除等の子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。
- 地域住民や関係団体等と連携した見まもり体制の充実を図ります。  
(施策3-2(1)「地域住民や関係団体等と連携した見まもり体制の充実」に記載)



## 2-2① 子育てに必要な情報提供等（情報提供の充実）

### めざす姿

## 子育てに必要な情報が、必要な時に確実に入手できる

### 取組みのポイント

平成27年（2015年）4月からの「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、小学校就学の学校教育・保育に関わる制度が大きく変化するため、保護者のニーズに応じた施設や事業に関する情報の提供及び利用にあたっての相談や支援に取り組みます。

子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズは多様化しており、家庭の状況によって必要な情報が異なります。そのため、必要な情報を的確に把握でき、円滑に利用することができるよう、子育て関連情報を集約・一元化するなど、保護者が必要な情報を確実に入手できる仕組みづくりに取り組みます。

また、情報提供に関しては、文字情報だけでなく、よりわかりやすく、伝わりやすい情報発信につながるように工夫するとともに、情報の入手が困難な家庭等にも配慮した情報発信方法について検討するなど必要な情報が入手できる仕組みづくりに取り組みます。

その他、当事者の意見を施策に反映させるため、子育て世代が子育て・子育て支援をはじめとした施策に関心を持ち、市政に参加しやすい仕組みづくりに努めます。

### 施策展開

#### （1）利用者支援窓口の設置

- 「子ども・子育て支援法」に基づく新制度の内容等の子育てに関する情報を総合的に提供するとともに、制度の利用方法等の相談支援を行う窓口を設置します。窓口では、新制度等について、利用者の立場に立ち、わかりやすい情報提供に努めます。
- 既存の相談窓口や地域子育て支援センターにおいても、様々な子育て情報を発信することで、身近な場所でより多くの情報が入手できる環境づくりに努めます。

#### （2）子育てに関する情報発信の充実

- 情報集約・一元化による容易な情報入手の仕組みづくり  
⇒ 情報検索のしやすさ、わかりやすさを高めるとともに、リアルタイムな情報発信に努めます。  
⇒ 図書館にて、子育てに必要な資料を重点的に収集し、市民及び関係部局に提供します。

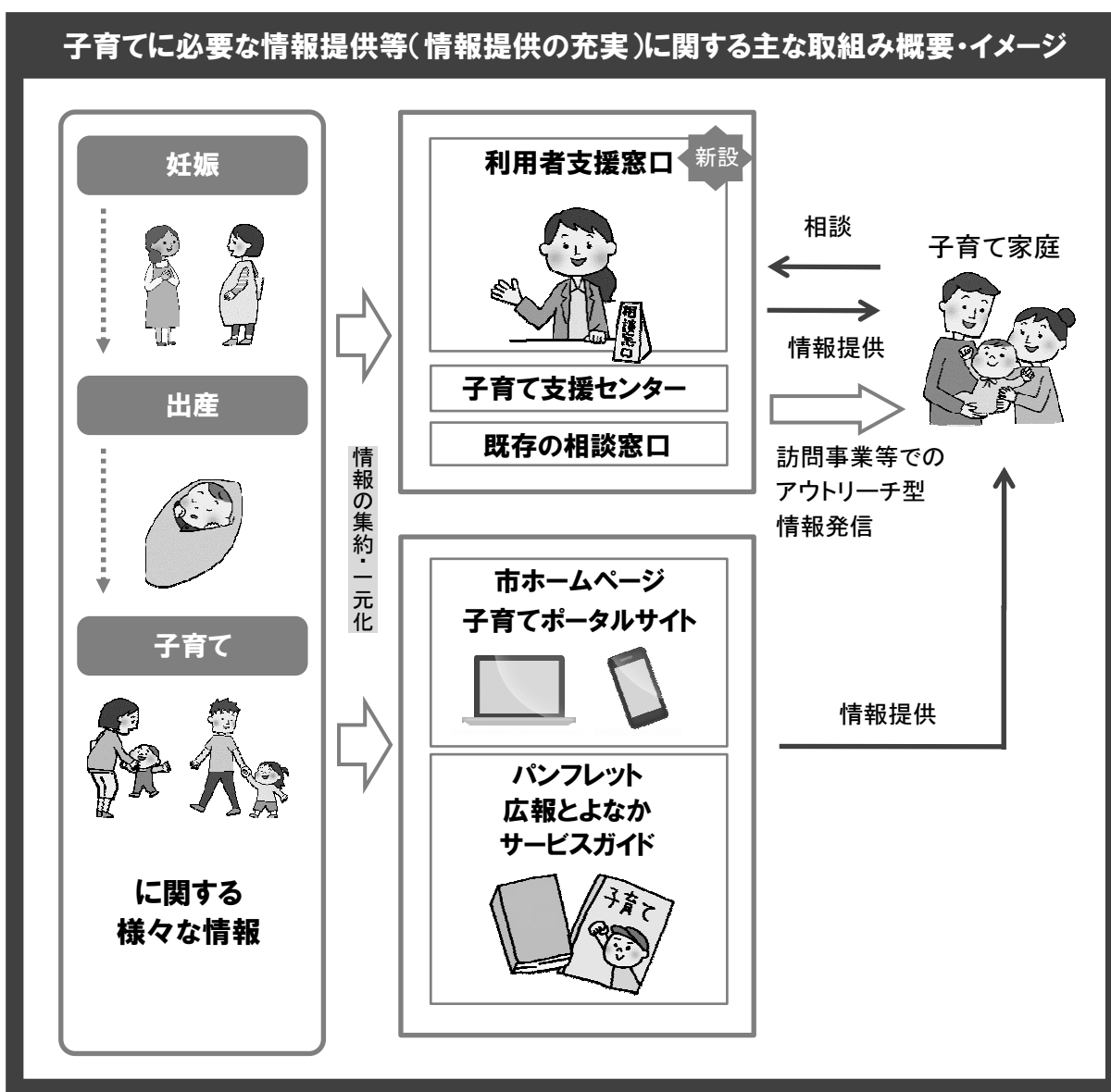
●わかりやすく、伝わりやすい情報発信

⇒必要とするサービスを理解しやすいよう、イラストや写真等内容のイメージが伝わりやすい掲載方法を検討します。

⇒子育て家庭が集まる多様な機会や子育て家庭への訪問事業等を通して、訪問型（アウトリーチ型）の情報発信を行います。

●早期に情報入手ができる仕組みづくり

⇒各種健康診査、子育てに関する講座や学習会、交流会・絵本等のおはなし会などの機会を活用し、子どもの成長に応じた子育ての知識や準備等ができるよう出産前も含め、事前に必要な情報を入手できる仕組みづくりを検討します。



## 2-2② 子育てに必要な情報提供等（家庭教育の支援）

### めざす姿

保護者が子育てに喜びを感じることができ、  
子どもとともに成長できていると感じることができる

#### 取組みのポイント

子どもの育ちにおいて家庭の役割は重要であり、乳幼児期からの保護者等身近な大人との愛情による絆で結ばれた家庭のふれあいを通じて、子どもは自立した大人に向けて成長していくための基盤を築きます。

家庭教育に関わる部局や関係機関・団体が子どもの育ちに大切なこと、家庭教育の基本的な考え方や方向性を共有し、互いに連携しながら、家庭教育力の向上を図るため、子どもの年齢に応じた親学習や子育て講座、保護者同士の交流会等の実施に取り組みます。

各種講座の開催にあたっては、これまで市の講座等に参加したことがない人でも気軽に参加できるようにするため、保護者や地域のニーズを踏まえた講座内容や開催方法、情報の提供方法等の工夫が必要です。

また、乳幼児とふれあった経験のないまま親となる人もいることから、出産前からの子どもとふれあえる機会や子育てを学ぶことができる場の提供に取り組みます。

#### 施策展開

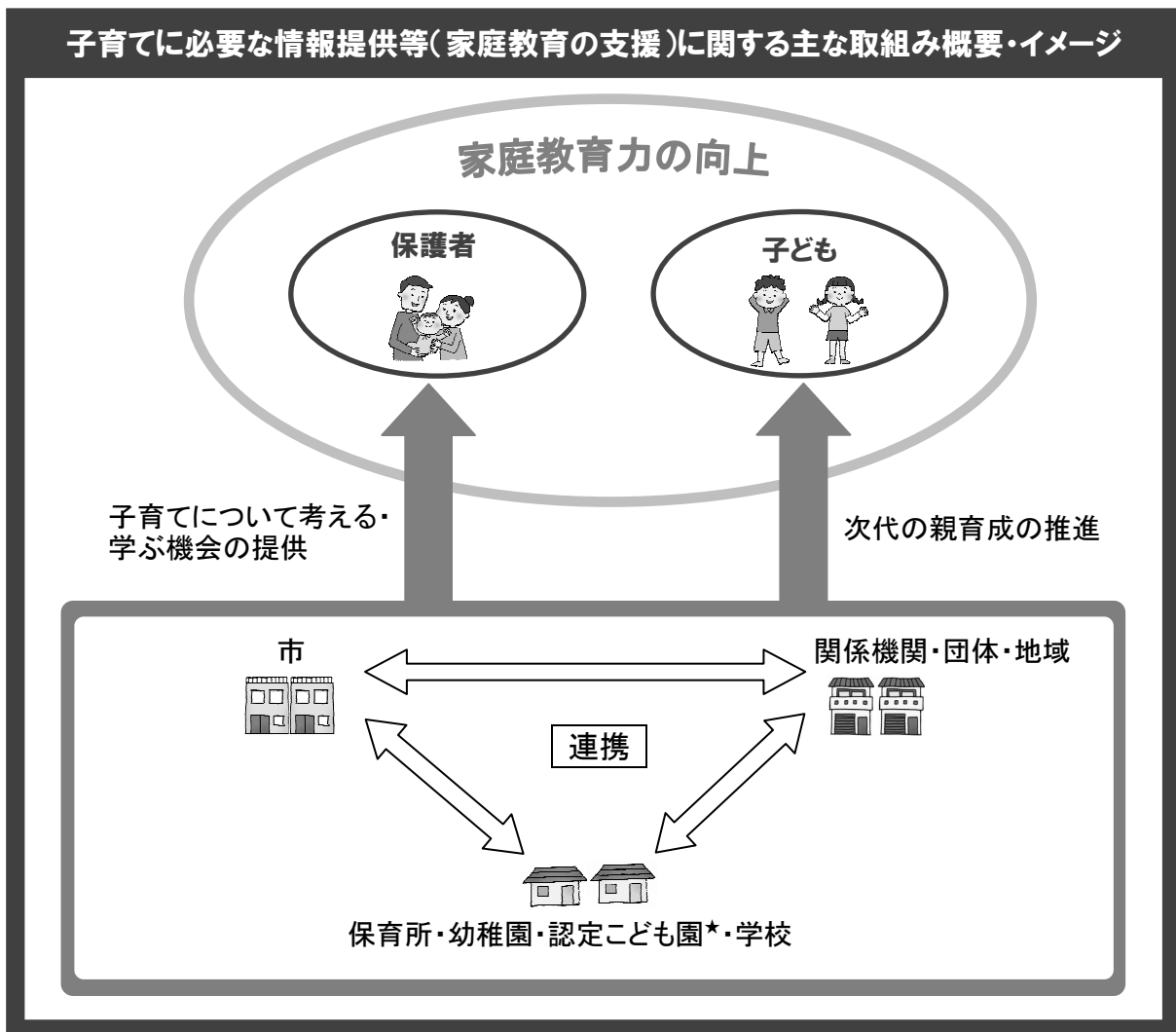
##### (1) 関係部局、機関・団体と一貫・連携した家庭教育の推進

- 関係部局、機関・団体等が、家庭教育についての現状や課題を共有するとともに、「子育てに楽しみを感じることができる」「子どもの成長や子育てに喜びや生きがいを感じることができる」「暴力に頼らない問題解決」など家庭教育の今後のあり方について検討を行い、目標を共有できる機会づくりに努め、つながりのある家庭教育支援をめざします。

##### (2) 子育て家庭の状況に応じた子育て・子育て講座等の学習機会の充実

- 子育てについて考える・学ぶ機会の充実・拡充
  - ⇒ 「豊中市子ども健やか育み条例」の周知を進めるなど、子どもの人権等の子どもの育ちに大切なことを保護者に広く伝えます。
  - ⇒ 妊娠や出産前の保護者が子どもとふれあえる機会づくりや、子育て講座やイベントに参加できる仕組みづくりに努めます。
  - ⇒ 健康診査等、子育て家庭が集う場や機会を活用し、子育てや家庭教育について学べる機会づくりや情報提供・相談支援を行います。

- ⇒学校やPTA 等と連携しながら、親学習や保護者同士の交流会、子どもと保護者がともに参加できるイベントの充実に努めます。
- ⇒子どもを育むことに必要な様々な情報や子育てに関わる支援につながる機会を地域の人とともに提供していきます。
- ⇒子どもの祖父母が孫の育児について考える・学ぶことができる機会の提供に努めます。
- 次代の親育成の推進（再掲 施策1-2（2）「将来に向けた学びの場の提供」）
- ⇒中高生と乳幼児との交流や、妊娠、出産、育児等について当事者とふれあいながら学ぶ機会をさらに充実します。
- ⇒関係機関・団体と連携し、子どもや保護者が命や子育ての大切さについて、理解を深める取組みを進めます。



### めざす姿

保護者が、身近で相談や必要な支援を受けることができ、  
安心して子育てできる

#### 取組みのポイント

妊娠・出産・子育てにおいては、誰もが悩みや不安を抱えることがあります。また、それらの悩みや不安は多様化・複雑化していることから、相談窓口のわかりやすさや周知方法の工夫、出張相談の実施等身近で気軽に相談できる環境整備に加え、各部局における相談窓口の専門性を高めるとともに、福祉・保健・教育その他の関連分野が連携し、総合的な支援に取り組みます。

また、様々な機会を活用し家庭の状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期発見し対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、支援することができる仕組みづくりに引き続き取り組みます。

産前・産後の期間、子どもの多い家庭や家族の介護を行っている家庭では、家事やきょうだいの育児が困難な場合もあります。また、小学校就学前児童の保護者には時間的・体力的な育児負担を感じている人もいることから、保護者の身体的・精神的疲労を軽減するためのレスパイトサービス\*の充実に取り組みます。

#### 施策展開

##### (1) 相談窓口の活用促進

- 身近で気軽に相談できる場を拡充するため、子育て支援センター等の施設における面接相談や電話相談に加え、親子が集える場所、健康診査や子育て講座・絵本などのおはなし会の会場等で、気軽に相談できる場を設け、相談機会の拡充を図ります。
- 多様な情報媒体や情報発信機会を活用し、子育て支援センター等の各種相談窓口の認知度の向上を図ります。

##### (2) 子どもの相談窓口体制の整備【重点施策】

- ◆ 重点施策2に記載しています。



### (3)自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型(アウトリーチ型)支援体制の強化

- 生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、育児支援家庭訪問事業、産婦・新生児訪問\*事業などの訪問型の相談・支援事業や、4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査未受診者に対する訪問等に取り組み、子育て家庭の孤立化や負担感の解消に努め、児童虐待の防止にもつなげます。

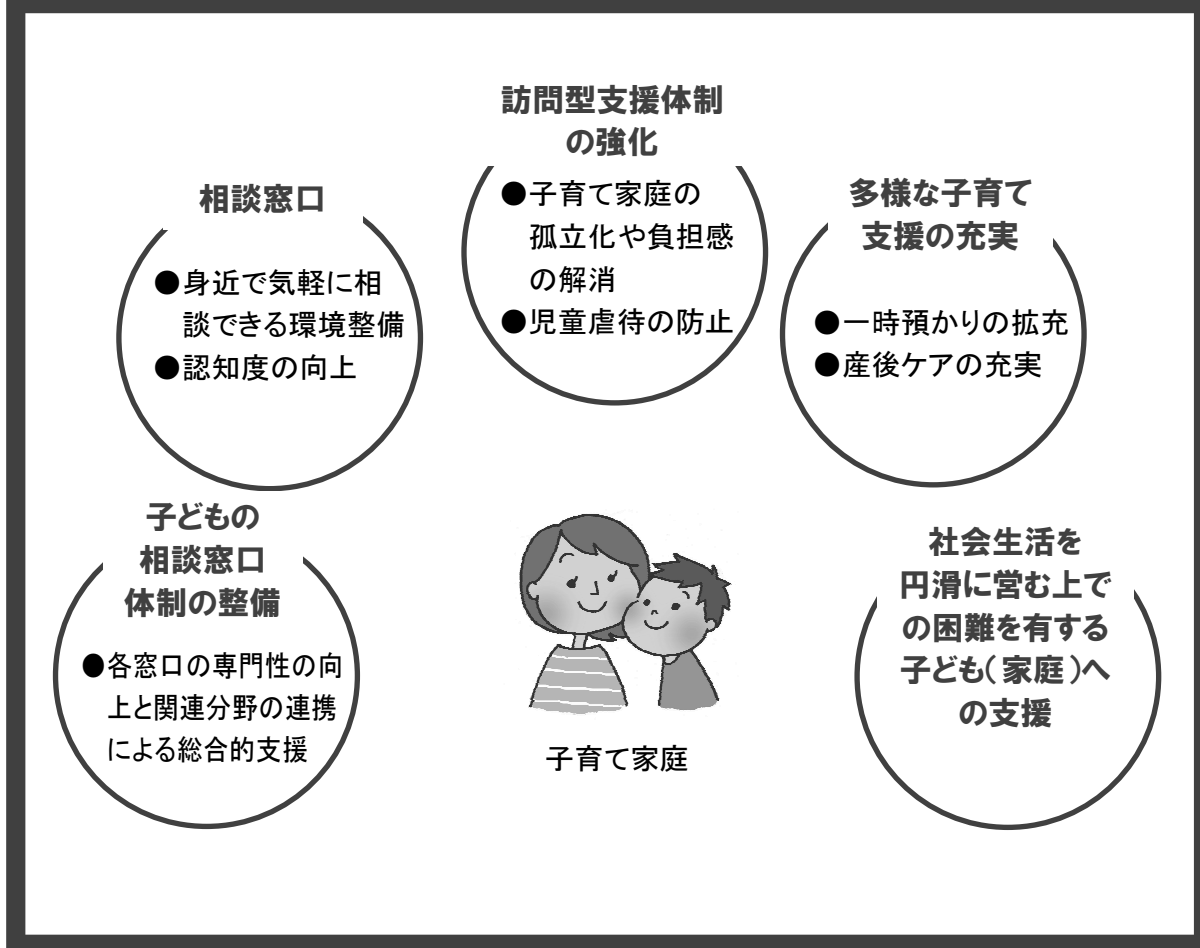
### (4)多様な子育て支援の充実

- 保育所、幼稚園、認定こども園\*等での一時預かり事業の拡充と利用者視点に立った検証を行い、一時的に保育を必要とする家庭に保育を提供するとともに、リフレッシュ目的の一時預かり等、多様な保育ニーズに応えることができる環境を整備します。
- 産後期間における生活援助や育児援助等の子育て家庭への支援の充実を図ります。

### (5)社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援【重点施策】

- ◆重点施策3に記載しています。

#### 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援に関する主な取組み概要・イメージ



### めざす姿

## 子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる

### 取組みのポイント

本市では、0～5歳人口の増加に加え、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育需要が急激に高まるとともに、保護者のニーズが多様化しています。そのため、保育所整備に加え、一時預かり事業や病児・病後児保育事業等多様な保育サービスや放課後こどもクラブの充実に取り組みます。

また、子育てと仕事の両立においては、企業・事業主の理解及び協力が必要であることから、国や大阪府等関係機関と連携し、企業や事業者に対しては、ワーク・ライフ・バランス★の認知度向上とその実践に向けた講座を実施するとともに、次世代育成支援対策推進法の趣旨や関連情報の提供や周知を図ります。また、配偶者・パートナーとの協力関係が、子育ての不安や負担感の軽減につながる傾向があることから、父母ともに参加できる講座等、引き続き父親の子育てに対する関心と理解を深めるよう取り組みます。

### 施策展開

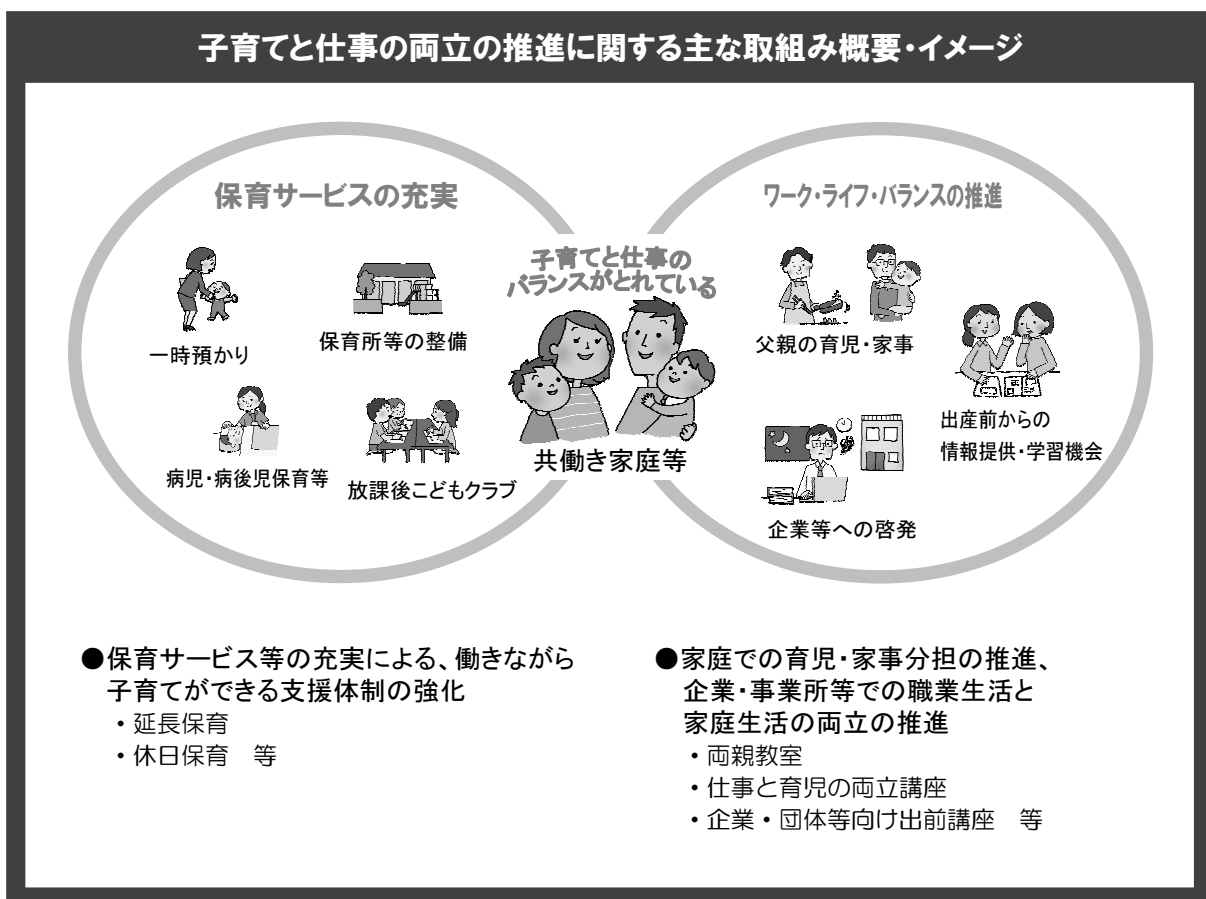
#### (1) 保育所整備、多様な保育サービスの充実

- 保育所定員を拡充し、待機児童の解消に向けた取組みを進めるとともに、保育所等の利用要件となる1か月あたりの就労下限時間を96時間から64時間に変更します。
- 放課後こどもクラブでは、利用者ニーズを踏まえながら、開設時間や日数の拡充について検討します。また、これまで通り待機児童を出さないことを基本に据え、既存施設の定員を超える利用者に備え、対応策を検討、実施します。
- 多様な保育サービスの充実を図ります。
  - ⇒ 保育所、幼稚園、認定こども園★等での一時預かり事業の拡充など、保育ニーズに対する供給体制を充実させるとともに、利用のしやすさの視点からの検討を行います。
  - ⇒ 病児保育や病後児保育等を充実させることにより、保護者が安心して働くことができる環境整備を進めます。

## (2)子育てと仕事の両立推進に向けた、家庭・企業・事業所等への啓発

- 仕事と子育ての両立に向けた学習機会の充実
  - ⇒子育てと仕事に関する講座や交流会を通して、子育てと仕事の両立について学習できる場を設けます。
  - ⇒出産前から子育てと仕事について考えることができるように情報発信や学習の機会提供に努めます。
- 父親の育児に対する学習機会の提供
  - ⇒子育て講座では、子育ての楽しさを感じることができるプログラムの工夫や、父親同士が交流できる機会の充実を図ります。
  - ⇒父親が育児に関する知識や育児の方法を学べる機会の充実を図ります。
- 企業・事業所へのワーク・ライフ・バランス\*の重要性の普及・啓発
  - ⇒企業・事業所に対して、職業生活と家庭生活との両立の推進や子育て支援に関する情報提供や講座等を行います。

### 子育てと仕事の両立の推進に関する主な取組み概要・イメージ



## 3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

### めざす姿

### 安心して妊娠・出産・子育てができる

#### 取組みのポイント

妊産婦の健康づくりや不安の解消、子どもの健やかな成長に向けて、妊婦・乳幼児の健康診査等、母子の健康づくりに向けた啓発や学習機会の提供等に取り組みます。

小児医療に関しては、地域におけるきめ細やかな体制の充実や、医療機関等と連携した体制づくりに努めます。

子育て・子育てにやさしい生活環境づくりに向け、市内の公園・緑地等をみどりの拠点とし、安全で安心して憩い楽しめる空間として保全・整備を行います。また、子どもや保護者が安心して外出できる環境整備に取り組みます。

子育てに関する経済的負担を軽減するための制度については、対象となる人が円滑に活用できるように仕組みづくりに努めます。

#### 施策展開

#### (1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実

- 妊産婦及び家族が妊娠・出産期の健康づくりや子育てに関して正しい知識をもつことができるよう、母子健康手帳の交付時における保健師・助産師等の専門職による相談・保健指導や、健康診査、健康教育、訪問指導、育児相談の機会等も活用しながら、多様な意識啓発や学習機会の提供、相談支援の充実に取り組みます。
- 父母ともに妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学ぶ場に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 妊産婦が安心して妊娠・出産及び産後期間の生活を過ごせるよう、不安や悩みの相談や指導の場を充実し、医療機関等と連携しながらサポートします。
- 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象に学習機会を充実するとともに、家庭や保育所、幼稚園、認定こども園<sup>\*</sup>、学校、地域における啓発や教育・指導を推進します。

#### (2) 母子保健や小児医療体制の充実

- 健康診査体制等の充実及び保護者や子どもの状況に応じた支援の実施
  - ⇒各種健康診査の継続実施や受診勧奨を図ることで疾患や障害の早期発見・早期支援につながるなど、子どもの健康保持・増進、子育てを支援します。
  - ⇒健康診査時での相談支援体制等を充実し、医療・福祉関係機関等と連携・調整を図りながら、きめ細やかで継続性のある支援を実施します。

⇒健康診査未受診者へのフォロー体制を充実し、子どもの健康づくりの促進や子育て不安の軽減、支援が必要な家庭の早期発見・対応を図ります。

●安心して産み育てられる医療体制等の充実

⇒基礎疾患をもつ妊産婦やハイリスク妊娠★、救急医療が必要な乳幼児に対応するため、周産期医療体制★の確保に努めます。

⇒小児救急医療についての周知を行うとともに、医療機関等と協力しながら医療提供体制の確保に努めます。

⇒子どもの緊急の病気やケガに対する家庭での対処方法について、知識の普及・啓発を推進します。

### (3) 子育て・子育てにやさしい生活環境の確保

●子育て・子育てにやさしい住環境の確保

⇒市営住宅の入居申込世帯が、障害者（児）世帯や母子・父子世帯、子育て世帯等の場合は、抽選時に倍率を優遇します。

⇒子どもや、ベビーカー等の使用者が安全・快適に移動できるよう歩行空間の整備や、オムツ替えや授乳等のためのスペースを提供する「赤ちゃんの駅」の充実などの子育てバリアフリーを推進します。

●公園等の整備、安全管理の実施

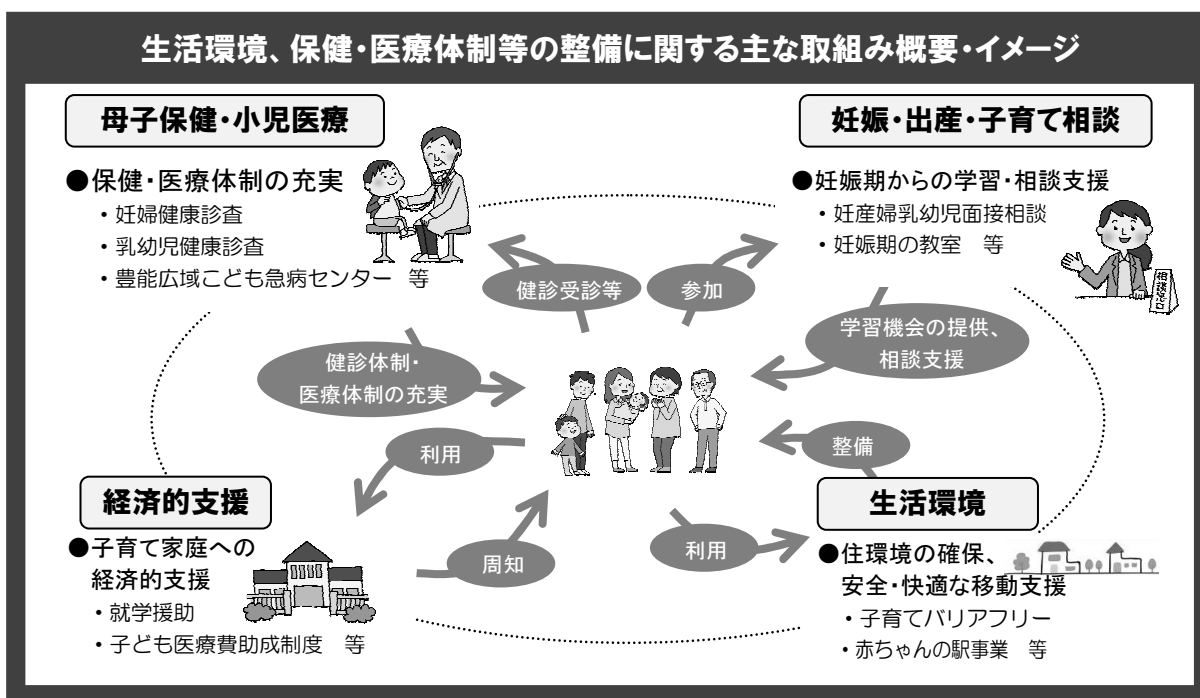
⇒老朽化した公園施設の改築・更新等、公園の機能保全・向上を目的とした整備を進めます。

⇒子どもが安心して遊び、地域の人が行き交い交流する場となるよう、公園や広場等の見通しの確保や施設・遊具の安全管理に努めます。

⇒地域住民との協力関係を推進し、市民と行政との協働とパートナーシップ★による公園づくりを進めることで、地域の人々の目が行き届いた安心できる施設となるよう努めます。

### (4) 各種手当及び助成による、子育て家庭への経済的な支援

●安心して子育てができるよう、個々の子育て家庭の状況に応じた、手当や助成、貸付等の経済的支援を実施するとともに、対象となる人に漏れなく周知し、円滑に制度を活用できる仕組みづくりに努めます。



★は資料編「8. 用語の解説」をご覧ください

### めざす姿

## 子どもや子育て家庭が安全に、安心して暮らすことができる

### 取組みのポイント

子どもを犯罪や災害から守り、子どもや子育て家庭にとって安心・安全に生活できるまちづくりに向けては、地域の防犯・防災意識の向上、関係機関や団体、学校、地域住民等と連携した取組みを進めていくことが大切です。

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を活かし、子どもに対する防災教育・学習機会の充実や災害時における避難・支援体制の確立に向け取り組みます。

また、子どもに対する防犯・防災教育を進めることで、子どもが周りから守られるだけでなく、危険から身を守る力をつけることができるよう努めます。

交通事故等の防止に向けては、安全な道路交通環境の整備を行うとともに、引き続き市民への啓発や子どもに対する教育・学習活動の充実に取り組みます。

### 施策展開

#### (1) 地域住民や関係団体等と連携した見まもり体制の充実

(再掲 施策2-1②(4)「子どもの安全や非行防止への取組みの充実」)

##### ●地域と協力した地域の防犯体制の強化

⇒地域パトロールや危険箇所の点検、防犯意識の向上等の取組みへの支援を充実し、市民との協働による安心・安全な生活環境づくりを進めます。

⇒地域での見まもり、防犯活動のさらなる活性化や担い手の拡充に努めます。

⇒市民や事業所等を対象に防犯に対する意識啓発を行います。

#### (2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

##### ●地域での防災活動の推進や避難支援の充実

⇒市内における災害時における危険箇所の把握やハザードマップ\*等による発信を行い、市民への周知徹底を図ります。

⇒地域自主防災組織への支援を行い、地域の防災意識の向上や防災活動の活性化につなげます。また、子どもが参加できる機会の拡充に努めます。

⇒既存施設等の活用による子育て家庭に配慮した避難所運営について検討します。

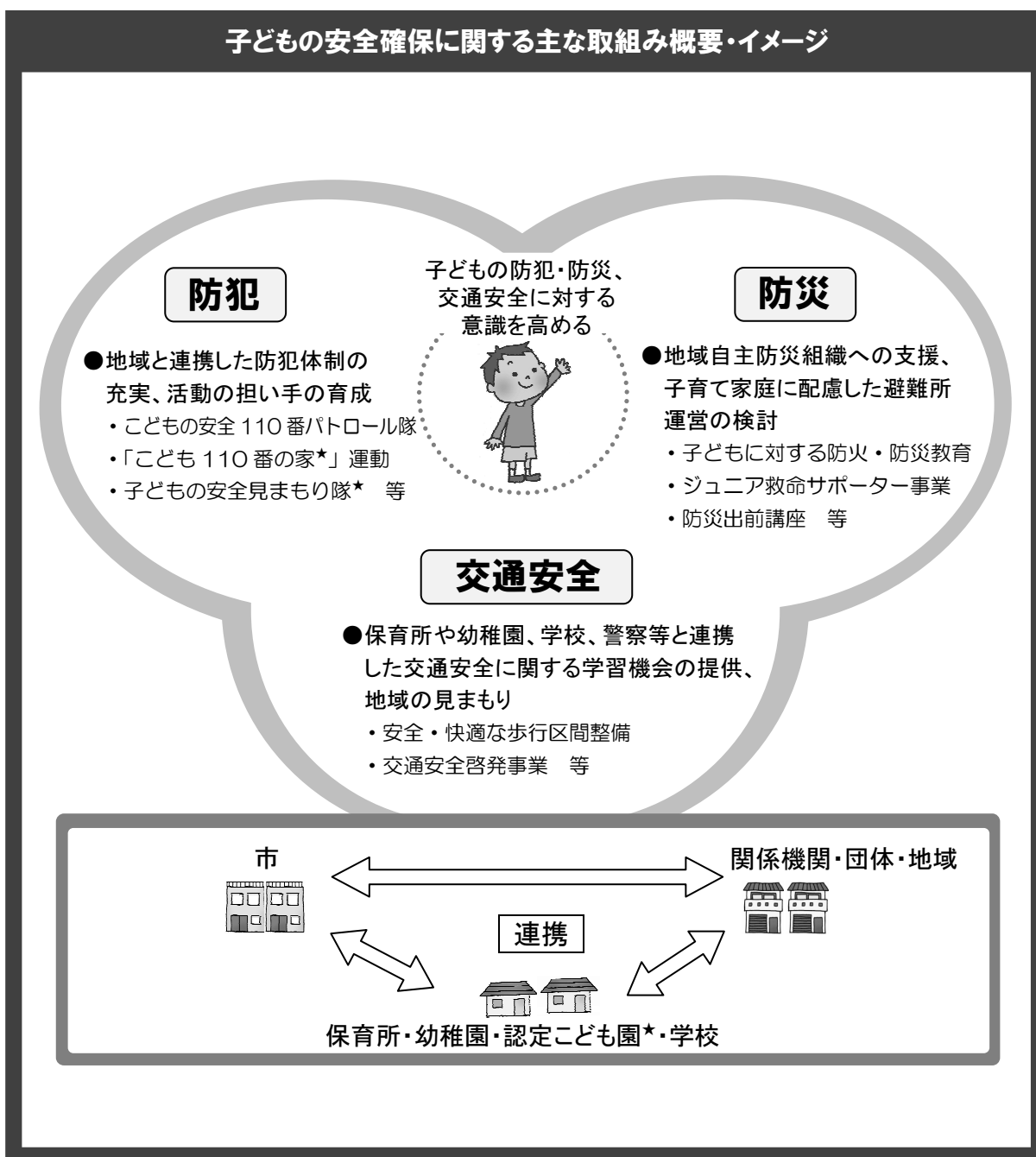
##### ●子どもを対象とした防災の取組みの推進

⇒市が保有する防災に関するノウハウを活用するなどし、家庭や学校などにおいて子どもの育ちに応じた防災教育を推進します。

●交通安全対策の充実

⇒交通安全教室等を通じて子どもの意識を高めながら、家庭や地域における主体的・積極的な交通安全の取組みを支援するとともに、学ぶ機会が少ない人の参加促進等、新たな取組みの創出に努めます。

⇒保育所や幼稚園、学校における交通安全に対する意識高揚を図り、警察等と協力しながら交通安全対策の強化を図ります。



## 重点施策

### 重点 施策

# 1

## 子どもの社会参加の促進

(1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供)

子育て・子育て支援を子どもの視点に立って、実効性のあるものとするために、大人の意見や考えだけでまちの課題の把握や今後の取組みを検討するのではなく、当事者でもある子どもや若者の意見や考えを聞き、思いを汲み取っていくことが求められます。そして、それらを丁寧かつ着実に子育て・子育て支援に活かしていけるように、子育て分野や教育分野だけでなく、全庁的に子どもを尊重した取組みにつなげていくことが大切であり、より一層子どもが積極的に意見を表明できる機会の充実に努めます。

また、子どもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じることができるよう、地域と連携し、子どもの社会参加の機会を拡充していくことが大切です。

<b>取組み1</b>	<b>子どもに対する情報発信や意見表明の機会確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定・変更時には、計画内容に子どもの意見が尊重されるよう、子どもが意見表明できる機会を提供します。</li><li>●「こどもすこやか育みプラン・とよなか」に基づく取組み内容について、子どもが意見表明できるよう子どもへの情報発信を行います。</li><li>●子どもに直接関係する分野だけでなく、様々な分野で子どもが意見表明できる機会の拡充に努めます。</li></ul>	
<b>取組み2</b>	<b>地域における社会体験の機会確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●子どもが主体的に活動できる機会の提供や、ボランティア体験や職業体験等、子どもが社会の一員として、社会に積極的に関わることができる機会の拡充に努めます。</li></ul>	



**重点  
施策 2****子どもの相談窓口体制の整備**

- (1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
- (2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

子どもの不安や悩みは多様であり、複数の課題が混在していることが多くなっています。また、子どもを取り巻く生活環境や社会環境の変化に伴い、相談内容が多様化・複雑化しており、相談を受け、支援するにあたっては専門的な視点からのアプローチに加え、福祉・保健・教育その他の関連分野が連携し、総合的に支援することが大切です。

こうした状況を踏まえ、相談窓口のわかりやすさや周知方法の工夫とともに、複雑化・多様化する相談内容や困難事例への対応に向けて、専門的な相談対応及び関連部局が連携した総合的な支援等相談・支援機能の強化を図ります。

また、相談窓口の職員は、子どもからの相談を受ける場合、子どもの気持ちに寄り添い、意思を十分尊重しながら対応するように努めます。

<b>取組み1</b>	<b>子どもの相談窓口の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●子どもや子育てにかかるとどのような相談であっても一元的に受け付けることができる総合相談窓口を設置します。</li><li>●困難事案への対応時等に、専門的な助言を求めることができるスーパーバイズ*機能の構築について検討します。</li></ul>	
<b>取組み2</b>	<b>子どもが安心して容易に相談できるしくみづくり</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●誰にも相談できず、悩みを一人で抱え込んでいる子どもが、安心して相談できる第三者的な相談窓口の設置を検討します。</li><li>●相談窓口には、子どもからの相談について、子どもの気持ちに寄り添い、意思を十分尊重しながら対応することができるよう、相談対応への専門的な知識や経験を有する相談員の配置に努めます。</li><li>●窓口の設置にあたっては、休日や夜間の相談受付等子どもが容易に相談できる仕組みについて検討します。</li></ul>	
<b>取組み3</b>	<b>相談機関の連携による相談・支援体制の整備</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●様々な困難を抱える子どもに対して、子どもの状況に応じて福祉・保健・教育その他の関連分野及び大阪府等の関係機関と連携し、支援する仕組みを充実します。</li><li>●担当職員の研修や関係部署との情報交換等を通じて、相談担当職員の専門性の向上を図ります。</li></ul>	

**重点  
施策****3****社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援**

(1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)

(2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

児童虐待の被虐待児童や、ひとり親家庭の子ども、障害のある子ども、外国人市民の子ども等、様々な状況の子どもが存在し、その中で、社会生活を営む上での困難を有する子どもは、一人ひとり状況が異なるとともに、子どもの成長に応じて状況が変化する場合があることから、子どもの状況に応じ継続した支援が求められます。

また、ひとり親家庭、難病、障害のある保護者、多胎児のいる家庭、経済的に困窮し福祉的な課題を抱える家庭等、様々な状況の家庭が存在し、それぞれにおいて抱えている悩みやニーズは異なります。そのため、それぞれの家庭の状況の把握やそれに応じた支援を行うことや、社会全体で見まもり・支援することができる環境づくりが求められています。

なお、平成26年(2014年)1月、国において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき平成26年(2014年)8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。この「法」や「大綱」には、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等などを図るための基本的な方針や取り組むべき施策が定められています。この「法」や「大綱」は、生活困窮者自立支援法及び子ども・若者育成支援推進法の内容と共通する点が多いため、既存の取組みとの関係性に留意しつつ、関係部局と連携しながら、基本的な考え方と取組み等について検討します。

<b>取組み1</b>	<b>子育てについて、社会的な援助が必要な家庭への支援</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●ひとり親家庭、難病、障害のある保護者、多胎児のいる家庭、産後期間等で、子育てについて社会的な援助が必要な家庭を支援するため、保育サービスの優先的な受入れなど従来の事業に加え、訪問型(アウトリーチ型)の相談事業、育児・家事援助サービスの実施について検討します。</li><li>●児童養護施設を誘致することで、施設がもつノウハウを活用し、子育て・子育て支援事業の充実を図り、保護者が安心して子育てできる環境を整備するとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。</li></ul>	
<b>取組み2</b>	<b>障害のある子どもへの支援の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●乳幼児健康診査や乳幼児訪問指導等を通じて、障害の早期発見・早期支援に努めるとともに、保護者の障害受容等への支援について充実を図ります。</li><li>●児童発達支援センターにおける、保育所等訪問支援、障害児相談支援の事業実施にあたっては、関係部局と連携し、充実を図ります。</li><li>●保育所、幼稚園、認定こども園*、学校等における障害のある子どもへの支援については、関係機関との連携により専門的な相談・支援を行うなど、充実を図ります。</li></ul>	

- 子どもの成育歴やこれまでの支援経過等を記録する「支援手帳」等も活用しながら、保育所、幼稚園、認定こども園★、学校や保健・福祉等の関係機関が連携し、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

### 取組み3

### 外国人市民の子どもや子育て家庭への支援の充実

- 子育て・子育てに関する行政情報について、多言語化、イラストや写真を使ったわかりやすい情報発信に努めます。
- 市が主催する子育て講座や学習会、イベント、また地域で活動する団体等の活動において、外国人市民の子どもや子育て家庭にとっても参加しやすい環境づくりに努めます。
- とよなか国際交流センターを拠点として、多言語での対応や外国人親子の交流会等の取組みの充実を図ります。

### 取組み4

### 児童虐待防止策の総合的な推進

児童虐待の防止のため、(1)児童虐待の発生予防、(2)早期発見・早期対応、(3)子どもと保護者への支援の取組みを進めます。

- 子育て家庭では、産前産後の心身の不調や子育てに関する悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があることから、妊娠期からの相談がしやすい体制の整備や地域の子育て支援サービスの充実を図ります。
- 自ら出向くことが困難な保護者に対しては、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や「育児支援家庭訪問事業」など訪問型（アウトリーチ型）の事業を充実させることで、育児に不安を感じる保護者の早期発見につなげます。
- 児童虐待に関する広報、啓発を充実させることで、虐待の予防、早期発見につなげていきます。
- 豊中市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）★を活用し、要支援児童、特定妊婦★を含めた要保護児童の早期発見・早期対応、また、関係機関が連携した継続的な支援につなげていきます。
- 居住実態が把握できていない児童を含む家庭については、豊中市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）を活用し、関係機関との情報共有、実態把握に努めるとともに、養育支援を必要とする場合には、継続した支援につなげていきます。

**重点  
施策 3**

**社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援  
ひとり親家庭への支援の充実  
(母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画部分)**

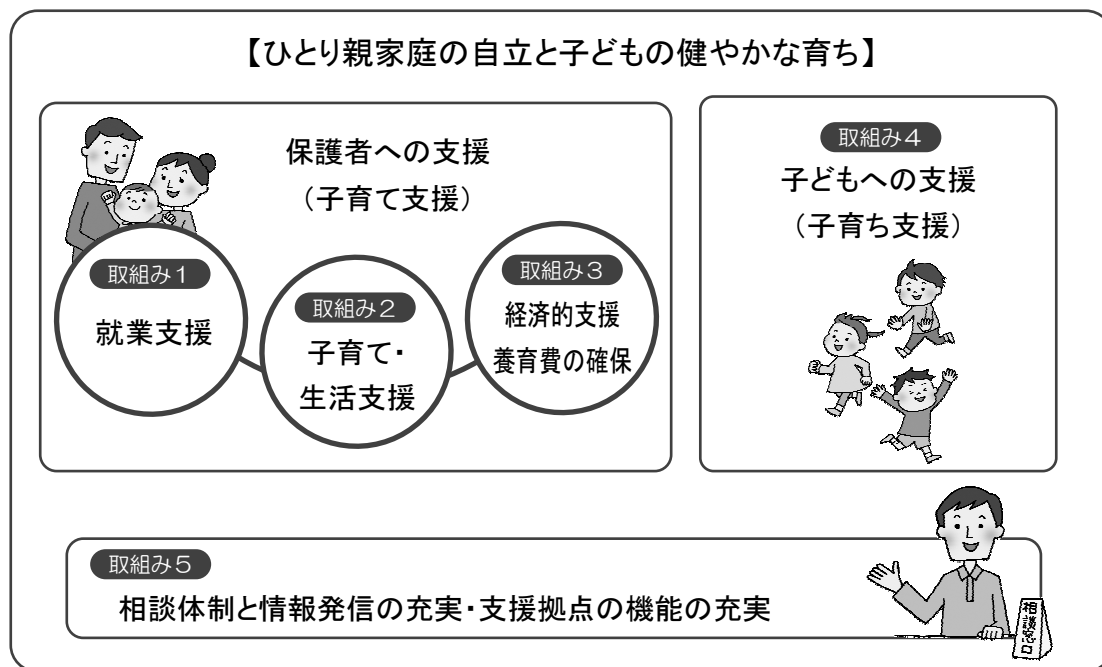
- (1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
- (2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

ひとり親家庭ではその多くが子育てと生計の担い手という役割を一人で担うこととなり、収入、住居、子どもの養育等の面で精神的にも身体的にも様々な困難を抱えています。

ひとり親家庭の抱える様々な悩みや不安を解消し、ひとり親家庭の経済的・精神的自立と子どもの健やかな育ちに向けて、(1) 安定した生活基盤の確立、(2) 子育てと仕事のバランスがとれ、保護者が子育てに喜びを感じることができる、(3) 子どもが安心して育つことを目標とし、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係機関と連携して以下の5つの取組みにより総合的な支援を行います。

<b>取組み1</b>	<b>就業支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済的自立に効果的な資格の取得や技能の習得に向けてひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の給付や就労支援講座の開催等の事業を展開します。</li> <li>● 児童扶養手当の届出や就労支援講座の受講等様々な機会をとらえた就労相談や、ひとり親家庭の生活状況・就労ニーズに応じた自立支援プログラムの策定など個々の状況を把握した就労相談を行います。</li> <li>● 市役所内のハローワーク常設窓口やハローワーク池田等の関係機関、地域就労支援センターとひとり親家庭相談窓口が連携し、総合的な支援を推進します。</li> </ul>	
<b>取組み2</b>	<b>子育て・生活支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、保育所の優先入所に加え、ひとり親家庭等日常生活支援事業などによる子どもの預かりや家事支援、母子生活支援施設入所事業や公営住宅の活用による住居の確保等に取り組めます。</li> <li>● ひとり親家庭特有の悩みや不安の解消に向けて、当事者同士の相互交流や情報交換の場の提供に取り組むとともに、母子父子福祉団体の活動の支援を推進します。</li> </ul>	
<b>取組み3</b>	<b>経済的支援・養育費の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童扶養手当等の給付事業や母子父子寡婦福祉資金の貸付金、ひとり親家庭医療費助成や就学援助など経済的負担を軽減するための施策に関する情報提供を推進し、適切な支援につなげます。</li> <li>● 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、子どもの福祉の観点からも望ましいことから、養育費に関する周知・啓発を行い、養育費の確保を促すための取組みを推進します。</li> </ul>	

<b>取組み4</b>	<b>子どもへの支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭の子どもは、精神面、経済面で不安定な状況におかれることが多く、学習や進学 の意欲が低下するなど将来に不利益な影響を与えることもあることから、学習支援事業を 通じた子どもの学習支援や進学の相談、高校・大学等への進学に向けた奨学金・貸付制度の 周知や相談支援に取り組みます。</li> <li>●子どもの悩みや不安、進路、生活等に関する相談や、当事者同士の交流に取り組みます。</li> </ul>	
<b>取組み5</b>	<b>相談体制と情報発信の充実・支援拠点の機能の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談については各種支援策へつなぐ案内の役割と心理的負担を取り除く役割があることか ら、ひとり親家庭の多様な生活・就労形態に対応して平日夜間や休日における相談窓口の整 備等により相談機能の強化を図ります。</li> <li>●児童扶養手当の現況届提出時等の来庁時に各種制度の周知案内をするほか、ホームページや メール配信等多様な媒体を通じて情報発信の充実を図り、各種制度の利用を促進すること で施策の効果を高めていきます。</li> <li>●母子父子福祉センターで実施しているひとり親家庭の交流、生活の質の向上のための生活支 援講座やレクリエーション事業、相談事業等を通じて、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、安心し て生活できるよう支援拠点としての施設機能を充実します。</li> </ul>	



## 第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画とは、「子ども・子育て支援法」の第61条に基づく法定計画として作成するものであり、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間の計画期間における小学校就学前の学校教育・保育（以下「教育・保育」という。）事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めるものです。

### 1. 教育・保育提供区域の設定

#### ●教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものです。

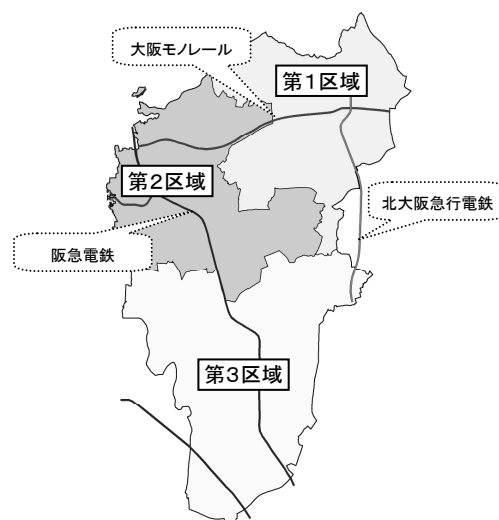
#### ●豊中市の教育・保育提供区域の考え方

子どもが、地域の中で、保育所、幼稚園、認定こども園<sup>★</sup>、小学校をはじめとする社会での多様な人との交流や様々な体験を通して成長することや、児童数及び教育・保育の施設の設置状況を踏まえ、小学校区を基本単位として教育・保育提供区域の設定を行います。

近年、児童数が増加傾向にあり、保育所の待機児童が発生している中部以北と児童数が減少傾向にある南部の2区域に分割し、さらに中部以北は保護者の通勤や保育所の送迎等の移動状況を踏まえて、北大阪急行・御堂筋線及び阪急宝塚線沿線の東西2つの区域に分割した3区域に設定します。

#### ●豊中市の教育・保育提供区域

区域	小学校区
第1区域	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘、野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台
第2区域	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、蛍池、箕輪、克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘
第3区域	緑地、寺内、北条、小曾根、高川、豊南、原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島、野田、島田、庄内、庄内南、庄内西、千成



なお、地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、市全域を区域としますが、事業の特性に合わせ、時間外保育事業、一時預かり事業（幼稚園型）は3区域、放課後児童健全育成事業は41の小学校区、地域子育て支援拠点事業は18の中学校区を区域とします。

★は資料編「8. 用語の解説」をご覧ください

## 2. 量の見込みと確保方策の検討

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の検討にあたっては、平成25年（2013年）11月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ設定しています。

ここでは、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画にて定める教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容を示します。

### ■教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容

事業名		認定区分	区域	事業概要
教育・保育	① 教育	1号・2号	3	幼稚園・認定こども園*（満3歳以上）
	② 保育 ※保育の必要性の認定における、就労の下限時間は64時間に設定	2号	3	保育所・①以外の認定こども園（満3歳以上）
		3号	3	保育所・認定こども園等（満3歳未満）
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		1	事業等の情報提供や相談支援、関係機関との連携調整等を行う事業
	② 時間外保育事業（延長保育事業）		3	通常保育時間を超えて保育を行う事業
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		1	特定教育・保育等を受けた場合にかかる物品の購入費用等を助成する事業
	④ 多様な主体の参入促進事業		1	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業
	⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後こどもクラブ事業）		41	就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学生を対象に、小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業
	⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		1	保護者の疾病等を理由に、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において、一定期間養育を行う事業

事業名		区域	事業概要
地域子ども・子育て支援事業	⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や相談支援を行う事業
	⑧ ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	1	・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育能力を向上させるための支援を行う事業 ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)*の機能強化に向け、担当職員の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る事業
	⑨ 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター等)	18	地域において、子育て相談や情報発信、親子が交流できる場の提供等を行う事業
	⑩ 一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)	3	幼稚園で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業
		一時預かり事業<一般型>等 (一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>、トワイライトステイ事業)	1
	⑪ 病児保育事業 (病児・病後児保育)	1	保育所等で病児・病後児を預かる事業
	⑫ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業<小学校就学後> )	1	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業
⑬ 妊婦に対する健康診査 (妊婦健康診査)	1	妊婦に対する健康診査を行う事業	



### 3. 教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

#### ①学校教育(1号認定・2号認定)



#### ■事業内容等

幼稚園・認定こども園\*にて、満3歳以上で小学校就学前の学校教育の希望者を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

#### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人(利用定員)

区分	平成26年度【5/1現在】 (認可定員)			平成27年度			平成28年度		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
1号認定(3歳以上)	2,724	2,825	2,280	2,464	1,928	1,990	2,509	1,959	2,022
2号認定(3歳以上) (※学校教育希望)	(3,315)	(3,610)	(3,200)	169	311	275	172	316	279
①量の見込み				2,633	2,239	2,265	2,681	2,275	2,301
②上記に対する確保量				2,633	2,239	2,265	2,681	2,275	2,301
施設型給付*				1,061	910	767	1,091	1,105	1,402
確認を受けない 幼稚園				1,376	1,226	1,359	1,403	1,074	767
他市の幼稚園等				196	103	139	187	96	132
【参考】他市児童受入枠				(334)	(206)	(348)	(334)	(206)	(372)
③(②-①)不足				0	0	0	0	0	0

区分	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
1号認定(3歳以上)	2,469	1,924	1,991	2,434	1,878	1,947	2,346	1,839	1,870
2号認定(3歳以上) (※学校教育希望)	169	311	275	167	303	269	161	297	258
①量の見込み	2,638	2,235	2,266	2,601	2,181	2,216	2,507	2,136	2,128
②上記に対する確保量	2,638	2,235	2,266	2,601	2,181	2,216	2,507	2,136	2,128
施設型給付	1,261	1,097	1,539	1,244	1,070	1,505	2,057	1,988	2,005
確認を受けない 幼稚園	1,193	1,065	602	1,176	1,040	589	272	76	0
他市の幼稚園等	184	73	125	181	71	122	178	72	123
【参考】他市児童受入枠	(329)	(202)	(366)	(324)	(197)	(358)	(312)	(193)	(344)
③(②-①)不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の内容】

既存の幼稚園等で確保します。2号認定(学校教育希望)については、幼稚園の預かり保育事業の充実、既存幼稚園の認定こども園化により、受入れ態勢の拡充を図ります。

②- I 保育(2号認定)※学校教育希望以外



■事業内容等

保育所・認定こども園\*にて、満3歳以上で保育が必要な場合（保護者の就労や病気等で、家庭で子どもをみることができないなど）に子どもに保育を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人(利用定員)

区分	平成 26 年度【5/1 現在】 (認可定員)			平成 27 年度			平成 28 年度		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み	803 (705)	996 (873)	1,140 (1,095)	921	1,112	1,115	938	1,130	1,133
②上記に対する確保量				796	882	1,099	823	967	1,099
施設型給付* (保育所・認定こども園)				796	882	1,099	823	967	1,099
その他				0	0	0	0	0	0
③(②-①)不足				-125	-230	-16	-115	-163	-34

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み	923	1,109	1,115	910	1,083	1,092	876	1,060	1,047
②上記に対する確保量	910	1,083	1,099	910	1,083	1,092	876	1,060	1,047
施設型給付 (保育所・認定こども園)	910	1,083	1,099	910	1,083	1,092	876	1,060	1,047
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③(②-①)不足	-13	-26	-16	0	0	0	0	0	0

②- II 保育(3号認定)



■事業内容等

保育所・認定こども園等にて、満3歳未満で保育が必要な場合（保護者の就労や病気等で、家庭で子どもをみることができないなど）に子どもに保育を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人(利用定員)

区分	平成 26 年度【5/1 現在】 (認可定員)			平成 27 年度			平成 28 年度		
	第1 区域	第2 区域	第3 区域	第1 区域	第2 区域	第3 区域	第1 区域	第2 区域	第3 区域
3号認定(1・2歳)	549 (503)	742 (661)	662 (722)	1,103	895	1,172	1,059	877	1,120
3号認定(0歳)	123 (136)	152 (161)	148 (169)	245	301	278	240	294	271
①量の見込み	672	894	810	1,348	1,196	1,450	1,299	1,171	1,391
②上記に対する確保量				737	880	898	938	932	1,025
保育利用率*				21.6%	26.3%	23.8%	28.6%	28.4%	28.4%
3号(1・2歳)	施設型給付* (保育所・認定こども園*)			560	694	699	617	722	757
	地域型保育給付			0	0	0	123	0	53
	その他(家庭保育所等)			22	15	29	14	15	21
3号(0歳)	施設型給付 (保育所・認定こども園)			146	164	158	157	169	170
	地域型保育給付			0	0	0	22	19	16
	その他(家庭保育所等)			9	7	12	5	7	8
3号(1・2歳)の不足				-521	-186	-444	-305	-140	-289
3号(0歳)の不足				-90	-130	-108	-56	-99	-77
③(②-①)不足				-611	-316	-552	-361	-239	-366

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			
	第1 区域	第2 区域	第3 区域	第1 区域	第2 区域	第3 区域	第1 区域	第2 区域	第3 区域	
3号認定(1・2歳)	1,037	856	1,095	1,014	835	1,066	989	812	1,039	
3号認定(0歳)	235	286	264	228	278	258	223	270	250	
①量の見込み	1,272	1,142	1,359	1,242	1,113	1,324	1,212	1,082	1,289	
②上記に対する確保量	1,178	1,060	1,241	1,242	1,113	1,324	1,212	1,082	1,289	
保育利用率*	36.6%	33.1%	35.2%	39.5%	35.7%	38.5%	39.5%	35.7%	38.5%	
3号(1・2歳)	施設型給付 (保育所・認定こども園)	768	810	867	768	810	867	749	787	848
	地域型保育給付	180	0	112	232	10	178	226	10	171
	その他(家庭保育所等)	14	15	21	14	15	21	14	15	20
3号(0歳)	施設型給付 (保育所・認定こども園)	189	190	200	189	190	200	185	185	194
	地域型保育給付	22	38	33	34	81	50	33	78	48
	その他(家庭保育所等)	5	7	8	5	7	8	5	7	8
3号(1・2歳)の不足	-75	-31	-95	0	0	0	0	0	0	
3号(0歳)の不足	-19	-51	-23	0	0	0	0	0	0	
③(②-①)不足	-94	-82	-118	0	0	0	0	0	0	

\* 保育利用率: 満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数(確保量)の割合。

### 【確保方策の内容】

既存の幼稚園の認定こども園\*化、民間保育園の拡充を基本としながら、新規事業者の参入や小規模保育等新たな仕組みの導入について検討し、それら受入れ態勢の拡充により保育定員の増加に努めます。平成30年度（2018年度）の量の見込みを目標事業量とし、平成27年（2015年）から3か年をかけて1,479人分を整備していきます。

なお、保育の確保量については区域間で差があることから、より効果的な整備のため区域を越えた一体的な整備も検討します。

### ◇◆◇認定こども園移行促進のための上乗せ数値◇◆◇

1号、2号、3号認定を問わず、既存の幼稚園、保育所が、認定こども園への移行に伴い希望する認可定員で認可（認定）できるよう、下表の需要量を便宜的に上乗せすることで、認定こども園への移行を促進します。この便宜上の上乗せ数の設定については、事業者の意向を踏まえるとともに、平成31年度（2019年度）までに80園が認定こども園へ移行できるよう設定します。

単位：人

	平成27年度～平成31年度		
	第1区域	第2区域	第3区域
1号認定 (保育所から認定こども園へ移行)	130	175	83
2号認定(3歳以上) (幼稚園から認定こども園へ移行)	570	817	904
3号認定(1・2歳) (幼稚園から認定こども園へ移行)	0	12	24
3号認定(0歳) (幼稚園から認定こども園へ移行)	0	3	3

### ◇◆◇認定こども園の目標設置数・設置の時期◇◆◇

単位：か所

	平成26年度 【実績】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設置数	9	39	47	47	47	80

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

##### ①利用者支援事業



##### ■事業内容等

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をするなどし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

##### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位：か所

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②上記に対する確保量	2	2	2	2	2
③(②-①)不足	0	0	0	0	0

##### 【確保方策の内容】

利用者支援（情報収集・提供、相談、利用支援・援助）を中心とした窓口（特定型）を市役所に1か所設置します。また、利用者支援及び地域連携（関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等）を行う窓口（基本型）を子育て支援センターほっぺに1か所設置します。その他、各地域子育て支援センターでも情報提供等を行うことで利用者支援に努めます。

②時間外保育事業(延長保育事業)



■事業内容等

保育時間の延長を必要とする児童を対象とし、通常保育時間を超えて保育サービスを提供する事業です。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人

区分	平成 25 年度【実績】			平成 27 年度			平成 28 年度		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み	103	129	116	463	485	354	459	484	349
②上記に対する確保量				463	485	354	459	484	349
③(②-①)不足				0	0	0	0	0	0

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み	451	475	343	443	463	335	429	452	323
②上記に対する確保量	451	475	343	443	463	335	429	452	323
③(②-①)不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※18時30分以降利用者のみカウント

【確保方策の内容】

現在、市内すべての保育所・認定こども園★が11時間の通常保育時間を超えて保育を実施しており、引き続き既存保育所等における事業の実施や新たに整備される保育所等における事業実施に努めていきます。

### ③実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供区域

市全域

#### ■事業内容等

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の、全部または一部を助成する事業です。

#### 【確保方策の考え方】

教育・保育施設が徴収する実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るための公費による補助について、国の制度の内容を踏まえ、実施を検討します。

### ④多様な主体の参入促進事業

提供区域

市全域

#### ■事業内容等

民間事業者の特定教育・保育施設\*運営への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

#### 【確保方策の考え方】

市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入等、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。

### ～多様な主体の参入促進事業(特別支援)について～

#### ■事業内容等

子ども・子育て支援新制度\*において市民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園\*で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

#### 【確保方策の考え方】

認定こども園にて、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れる際に、国の制度の内容を踏まえ、職員の加配に必要な費用を助成し、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

⑤放課後児童健全育成事業(放課後こどもクラブ事業)



■事業内容等

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

本市では、待機児童を出さないことを基本に据え、就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学校4年生まで(障害のある子どもは小学校6年生まで)の児童を対象に事業を実施しています。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人

区分		平成26年 【5/1現在】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全市	低学年	2,576	2,588	2,607	2,671	2,681	2,727
	高学年	399	1,256	1,264	1,292	1,298	1,322
	①量の見込み(6年生まで)		3,844	3,871	3,963	3,979	4,049
	①'量の見込み(4年生まで、 障害のある子どもは6年生まで)	2,975	3,009	3,030	3,098	3,110	3,167
	②上記に対する確保量		3,089	3,190	3,338	3,430	3,567
	③(②-①)不足		-755	-681	-625	-549	-482
	③'(②-①')不足		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

各小学校内で事業を実施しており、今後も在籍する小学校の放課後こどもクラブにて児童の受け入れができるよう、学校ごとに量の見込みを踏まえた確保方策を講じます。

なお、小学校6年生までの児童については、小学校の放課後こどもクラブでの受け入れを原則としつつ、施設整備の考え方や運営手法等について総合的な検討を行い、放課後こどもクラブ事業の質の維持・向上を図りながら受け入れ態勢の確保に努めます。



## ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

提供区域

市全域

### ■事業内容等

保護者の疾病、出産、休日出勤等の事由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において一定期間の養育を行う事業です。

### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人日(年間延べ人数)

区分	平成 25 年度 【実績】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	333	292	290	284	278	270
②上記に対する確保量		292	290	284	278	270
③(②-①)不足		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

引き続き既存の契約施設3か所にて確保していくとともに、利用者の利便性の向上を図るため、契約施設数の増加に努めます。

## ⑦乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

提供区域

市全域

### ■事業内容等

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、「豊中市こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、地域支援保育士\*と主任児童委員\*、保健師、助産師等が訪問します。

### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人

区分	平成 25 年度 【実績】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,451	3,287	3,212	3,126	3,050	2,965
②上記に対する確保量		3,287	3,212	3,126	3,050	2,965
③(②-①)不足		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

今後も引き続き事業を実施することにより、地域における子育て家庭の孤立を防ぐとともに、子育てへの不安や負担感の軽減や児童虐待の防止につなげます。

⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

提供区域

市全域

■事業内容等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人

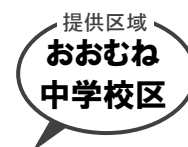
区分	平成 25 年度 【実績】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	320	214	234	254	274	294
②上記に対する確保量		214	234	254	274	294
③(②-①)不足		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

虐待防止・予防、早期発見のため、引き続き豊中市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）\*での情報共有や、児童虐待や養育支援が必要な子どもや家庭に関する状況把握や対応の検討を通して、ネットワーク会議委員や関係機関員の専門性の向上及び連携の強化を図ります。

また、引き続き養育支援訪問事業として、地域支援保育士\*、子ども家庭サポーター、保健師等による訪問を実施し、養育者の自立と児童の養育環境の安定に向け取り組みます。

⑨地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター等)



■事業内容等

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位:①人日(年間延べ人数)、②か所

区分		平成 25 年度 【実績】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全市	①量の見込み	51,490	243,504	235,320	230,053	224,389	218,506
	②上記に対する 確保量	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所	18 か所

【確保方策の内容】

保護者が気軽に利用できるよう地域子育て支援センター等をおおむね 1 中学校区に 1 か所(合計 18 か所)設置するとともに、地域の状況・特色に応じて各施設にてプレイルームの開放や講座を実施します。また、居住地に関わらずすべての地域子育て支援センター等の利用を促進するとともに、平成 26 年度(2014 年度)にリニューアルした豊中市子育てサービスガイドや広報とよなか、豊中市ホームページ等を活用し、引き続き情報発信の充実に努めます。

⑩- I 一時預かり事業〈幼稚園型〉（預かり保育）



■事業内容等

在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人日（年間延べ人数）

区分	平成 25 年度【実績】			平成 27 年度			平成 28 年度		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
第1号認定(3歳以上) ※定期利用				33,918	21,652	19,131	34,549	22,002	19,444
第2号認定(3歳以上) ※定期利用・保育必要				43,937	64,761	60,090	44,754	65,806	61,071
①量の見込み	57,513	77,443	50,926	77,855	86,413	79,221	79,303	87,808	80,515
②上記に対する確保量				77,855	86,413	79,221	79,303	87,808	80,515
③(②-①)不足				0	0	0	0	0	0

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
第1号認定(3歳以上) ※定期利用	33,996	21,604	19,142	33,512	21,086	18,745	32,293	20,653	17,978
第2号認定(3歳以上) ※定期利用・保育必要	44,038	64,617	60,124	43,411	63,068	58,877	41,832	61,772	56,468
①量の見込み	78,034	86,221	79,266	76,923	84,154	77,622	74,125	82,425	74,446
②上記に対する確保量	78,034	86,221	79,266	76,923	84,154	77,622	74,125	82,425	74,446
③(②-①)不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

一時預かり事業〈幼稚園型〉（預かり保育）の継続実施及び拡充により確保していきます。

⑩-Ⅱ 一時預かり事業<一般型>等

(一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 <小学校就学前>、トワイライトステイ事業)

提供区域

市全域

■事業内容等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

- (1) 一時預かり事業(一時保育事業)は、満1歳から小学校就学前の児童で保護者が就労等により一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として民間保育園で一時保育事業を実施しています。また、保護者の疾病や介護、冠婚葬祭等緊急に保育が必要な場合、12日間を限度として公立保育所及び民間保育園で緊急一時保育事業を実施しています。
- (2) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- (3) 子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)は、保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり家庭での養育が困難となった児童を、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人日(年間延べ人数)

区分	平成 25 年度 【実績】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	41,856	91,868	89,286	87,341	85,239	82,935
②上記に対する確保量		83,281	84,746	87,341	85,239	82,935
一時預かり事業 (一時保育)	38,150 (定員 76,766)	78,231	79,696	82,291	80,189	77,885
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター<小学校就学前>)	3,699	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	7	50	50	50	50	50
③(②-①)不足		-8,587	-4,540	0	0	0

【確保方策の内容】

保育所等における一時預かり事業(一時保育)については定員に余裕がある施設もあることから、広報及び運用方法の見直し等による対応を図ります。また、新たな保育所の整備による受入れ態勢の拡充や幼稚園等、保育所以外での一時預かり事業の拡充を図ります。

また、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)及び子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)については、現行の取組みを基本としながら、利用者の利便性の向上を図るため、受入れ態勢の拡充に努めます。

## ⑪病児保育事業(病児・病後児保育)

提供区域

市全域

### ■事業内容等

就労等により家庭で保育できない児童を対象に、病気や病気回復期等で集団保育が難しい場合に専用スペース等で一時的に預かる事業です。

本市では、保育所等に在籍している満1歳以上の子どもを対象に、病気回復期に限り市立本町保育所(認定こども園\*移行予定)内病後児保育室で実施しています。病児については、新たに平成26年度(2014年度)に、満1歳から小学校3年生までを対象にした病児保育室を2か所開設しました。また、看護師が配置されている保育所等においては、保育中に体調不良となった場合においても受入れ態勢を確保しています。

### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人日(年間延べ人数)

区分	平成25年度 【実績】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	358	22,888	22,713	22,275	21,789	21,140
②上記に対する確保量		22,888	22,713	22,275	21,789	21,140
③(②-①)不足		0	0	0	0	0

(※平成25年度(2013年度)実績は病後児保育のみ)

### 【確保方策の内容】

引き続き病児保育室・病後児保育室及び看護師配置の保育所等での体調不良児対応型事業にて受入れ態勢を確保します。

## ⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業 <小学校就学後>)

提供区域

市全域

### ■事業内容等

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人日(年間延べ人数)

区分	平成25年度 【実績】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	398	481	484	491	496	502
②上記に対する確保量		481	484	491	496	502
③(②-①)不足		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

引き続きセンター1か所にて事業を実施しますが、利用者の利便性の向上を図るため、受入れ態勢の拡充に向け援助会員数の増加に努めます。

⑬妊婦に対する健康診査(妊婦健康診査)



■事業内容等

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

市では「妊婦健康診査」として、妊婦に対して妊婦健康診査受診券を交付し、それに基づき個別医療機関で健康診査を実施しています。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人回(年間延べ人数)

区分	平成 25 年度 【実績】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	41,750	43,936	42,991	41,920	40,950	39,879
②上記に対する確保量		43,936	42,991	41,920	40,950	39,879
③(②-①)不足		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

今後も妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦が健康診査に通うことができるよう支援していきます。

# 第7章 計画の推進に向けて

本計画における各施策や事業等を総合的かつ計画的に展開していくため、次の取組みを進めます。

## 1. 計画の推進体制

本計画は、本市の子育ち・子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。そのため、計画の推進にあたっては、子育ち・子育ての関連部局だけではなく全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

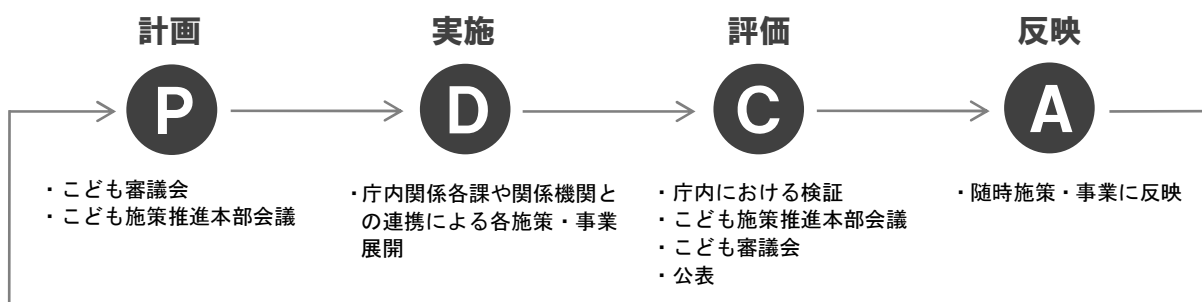
また、子育ち・子育て支援を進めていくにあたっては、大阪府などの関係機関との連携に加え、地域全体での取組みが必要です。そのため、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

これら様々な主体と連携した計画の推進に向けて、保護者、学識経験者、関係機関や事業者の代表者等からなる「こども審議会」（以下、「審議会」という。）を設置し、計画の策定、進行管理及び評価を行うとともに、計画の推進に関し必要な事項について検討を行います。そして、審議会からの意見を基に、庁内における子育ち・子育て支援に関わる「こども施策推進本部会議」（委員長：豊中市長 <以下、「本部会議」という。>）において計画を推進していきます。

## 2. 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組みに反映する（Act）、というPDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年度進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

具体的には、各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を担当課にて整理し、それらの情報を本部会議において取りまとめ、その結果を審議会において点検・評価するとともに、施策の実施状況及び審議会の評価結果等を公表し、子どもや保護者等市民からの意見を募集します。また、こうした一連の結果を踏まえ、次年度以降の計画推進における事業の見直しを行います。





### 3. 計画の情報提供

---

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を公表するとともに、広報とよなかや市のホームページ、ケーブルテレビ等による情報発信を推進します。

また、本計画の考え方や施策の内容をわかりやすく紹介するパンフレット等を作成し、地域子育て支援センターや保育所、幼稚園、認定こども園★、学校等の施設や、地域での子育てサークルや各種の催しなどの機会を通じた情報提供を行います。

# 資料編

## 1. 事業一覧

※所管部署は平成27年(2015年)4月時点の名称(予定)で記載

### 施策の柱1-1 保育及び教育環境の充実

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
1	人権尊重に根ざした保育の推進	豊中市人権保育基本方針を中心に、子どもの生活実態をふまえ、さまざまな人権問題の解決をめざした総合的な取組みをいっそう推進します。	こども事業課		○	○				1-1(2)
2	豊中市立こども園教育研究会	こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った幼児教育を追求します。	こども事業課		○	○				1-1(2)
3	幼稚園・こども園教員研修	豊中市の教育・保育の内容充実のために、私立幼稚園及び、公立こども園の合同研修を行い、教員の資質向上を図ります。	こども事業課		○	○				1-1(2)
4	こども園・保育所(園)職員研修	子どもの人権を大切に、教育・保育の質を高めるための研修を行います。	こども事業課		○	○				1-1(2)
5	保育アドバイザー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。 また、研究保育を行い、指導助言を受けます。教育・保育内容や協議会は公開とし、関係機関へ発信します。	こども事業課		○	○				1-1(2)
6	こども園支援社会人等指導者活用事業	遊びの場面など、多様な指導に際し、さまざまな技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課		○	○				1-1(2)
7	公立こども園教育の自己評価	公立こども園が地域の幼児教育センター的役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、市立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課		○	○				1-1(2)
8	公立こども園評議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課		○	○				1-1(2)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
9	幼保小連絡協議会	公私立こども園、幼稚園、保育所(園)、児童発達支援センター、公私立小学校相互の連携を密にし、一貫した教育のあり方を追究し、教育の充実に向け取組みます。	こども事業課	○	○	○				1-1(3)
10	「小中一貫教育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性を図るとともに、校種間のより望ましい連携や接続について、全中学校区において取組みを推進します。	学校教育課				○	○		1-1(4)
11	学力向上自主企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかとなった各学校の児童生徒の学習面や生活面における個別課題に対応するため、学校の独自性を生かした学力向上策を支援し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課				○	○		1-1(4)
12	小学校高学年教科担任制	小学校高学年担任による交換授業を行うとともに、6年生の体育科または理科担当として非常勤講師を1名配置し、中一ギャップの解消及び義務教育9年間を見据えた効果的な学習指導環境の構築をめざします。	学校教育課				○			1-1(4)
13	学校図書館教育の充実	子どもたちに自ら学び自ら考える力を育むために、学校図書館の学習情報センター・読書センターとしての機能の充実を図るとともに、明るく楽しい雰囲気の図書館づくりをめざします。	学校教育課				○	○		1-1(4)
14	学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業を引き継ぎ、読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出、調べものの相談(レファレンス)に応じ、学校と連携しながら、地域の子どもの読書を支えます。	読書振興課				○	○	○	1-1(4) 1-2(2)
15	教育センター機能の充実	教職員の研究・研修、障害児教育、教育相談、情報・科学教育等の機能を充実します。また、資料の閲覧および教育情報の提供、市民講座の実施等により教職員、市民に開かれた施設として機能の充実を図ります。	教育センター				○	○		1-1(4)
16	教育情報化推進事業	小・中学校間のネットワークを構築し、各教室からインターネットを活用できる環境の整備をし、わかる授業づくりなどを支援します。また、地域に開かれた学校教育支援情報システムとして展開します。	教育センター				○	○		1-1(4)
17	学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	生涯学習課				○	○		1-1(4)

## 施策の柱1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
1	とよなか地域子ども教室	子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	生涯学習課				○			1-2(1) 1-3(2)
2	地域教育協議会(すこやかネット)	中学校区に設置された地域教育協議会の活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	生涯学習課		○	○	○	○		1-2(1)
3	遊びのボランティア紹介事業	こども会、学校、PTA、児童会などに、様々な技術をもった「遊びのボランティア」を紹介し団体活動の活性化を支援します。	生涯学習課		○	○	○	○	○	1-2(1)
4	公民館講座	各公民館(中央、蛭池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習をととして親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○	1-2(1)
5	交流活動活性化事業	地域交流を通して、地域の関係機関との連携を深め、親子、世代間等の交流など人々との出会いとふれあいを図っていきます。就学前親子の居場所づくりとして「うさぎハウス」を開設しています。また、自主活動グループのサポートをおこないます。	人権政策課 豊中人権まちづくりセンター		○	○	○	○	○	1-2(1) 2-1①(1)
6	地域交流事業(「ひと・まち・であい夏まつり」等)	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域の子どもの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課 豊中人権まちづくりセンター		○	○	○	○	○	1-2(1)
7	地域交流活動促進事業	地域の団体と協働して差別のない人権尊重のまちづくりと地域の子どもの健全育成をすすめるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課 蛭池人権まちづくりセンター		○	○	○	○	○	1-2(1)
8	青少年自主活動支援事業	学習クラブ(小3～中3)・中学生職業体験・インターンシップ・青少年リーダー養成を行います。	人権政策課 豊中人権まちづくりセンター				○	○	○	1-2(1) 1-2(3)重1
9	青少年自主活動支援事業	低学年・高学年・中学生・高校生対象に学習クラブを実施し、宿題や予習、復習などの学習活動を進めます。青少年リーダー養成事業での様々な学習活動を通じて、青少年リーダーの養成を進めます。	人権政策課 蛭池人権まちづくりセンター				○	○	○	1-2(1) 1-2(3)重1
10	青少年学習活動推進事業	人権の仲間づくりを基軸とした文化活動(おかしづくり、楽書教室等)・スポーツ活動(ボール、サッカー教室等)・体験活動(こどもチャレンジ、キャンプ等)を行います。	人権政策課 豊中人権まちづくりセンター				○	○		1-2(1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系	
				出生前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢		
11	青少年学習活動推進事業	学習機会の提供(仲間づくりクラブ、人権と仲間を考えるクラブ等)、体験活動(宿泊行事、野外活動等)、スポーツ活動(キックベースクラブ、スポーツチャンバラ等)を行います。	人権政策課 蛍池人権まちづくりセンター					○	○	○	1-2(1)
12	青少年自然の家の施設の利用促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、幼稚園・保育所のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っていきます。	生涯学習課	○	○	○	○	○	○		1-2(1)
13	青少年自然の家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	生涯学習課	○	○	○	○	○	○		1-2(1)
14	中学生シンポジウム	中学校全 18 校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課					○			1-2(1)
15	「科学の街とよなか」推進事業	出前授業や科学イベントを実施し、科学教育の振興を図り、科学の側面から学びの循環都市をめざします。	教育センター					○	○		1-2(1)
16	ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	ESD(持続発展教育)を軸にした国際教育を推進し、未来の担い手となる子どもたちが、地球的視野に立ち主体的に行動できるよう、コミュニケーション力や多文化共生の素地となる力の育成をめざします。	学校教育課					○	○		1-2(1)
17	小学校における国際理解教育(英語(外国語)体験活動)の推進	外国人サポーターによる英語(外国語)体験活動などとおし、小学校における国際理解教育を進めるとともに積極的にコミュニケーションを図る態度の育成をめざします。	学校教育課					○			1-2(1)
18	サウンドスクール	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への箏の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課					○	○		1-2(1)
			こども事業課					○			
19	子ども文化財教室の運用・出前講座	市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理され調査された成果に基づいて、市民による学習活動や小・中学校での総合学習など、地域・歴史学習の一つとして展示室を運用し、出前講座を開催します。	生涯学習課					○	○	○	1-2(1)
20	とよなか こども伝統芸能館フェスタ～大学連携による	伝統文化の鑑賞、ワークショップを通じて次世代への伝統文化の理解と普及啓発となるきっかけづくりをします。	文化芸術課					○	○		1-2(1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系		
				出生前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢	
21	スポーツ教室事業	指定管理者より市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館ひびき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行います。	スポーツ振興課		○	○	○	○	○	1-2(1)	
22	高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、軽音楽系に所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力創造課						○	1-2(1)	
23	高校生ダンスフェスタ	ダンスに取り組んでいる高校生世代の青年グループを公募して実行委員会を立ち上げ、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程を大切にした高校生等によるストリートダンスの発表会を創りあげます。	青年の家いぶき						○	1-2(1)	
24	福祉共育の推進	小中学生を対象に子どもたちが高齢者や障害のある人など福祉ニーズのある住民と出会い、ふれあいの中からその生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。 学校と連携し、校区内の福祉施設への見学やワークショップを開催し、福祉に関する意識の醸成を図ります。	地域福祉課					○	○	1-2(1) 1-2(3)重1	
25	ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートを行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会					○	○	○	1-2(1)
26	福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会					○	○		1-2(1) 1-2(3)重1
27	世代間交流の推進	小中学校の子どもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会					○	○		1-2(1)
28	環境学習の推進	子どもたちの将来に良好な地球および地域環境を引き継ぐために、市民・事業者・NPOや学校等が環境の状況や問題点などを正しく認識し、あらゆる場で主体的かつ自立的な学習活動を推進し、日常生活や事業活動の中で自ら環境に配慮した行動につながるように、幼児期から高齢期まで生涯を通じた環境学習を推進します。	環境政策課		○	○	○	○	○		1-2(1)
29	環境学習の推進	子どもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②保育所、学校など市民のところへ出かけていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市クリーンランド再資源・搬入課		○	○	○	○	○		1-2(1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出生前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
30	自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、水生生物や鳴く虫などの自然観察会を実施しています。また、5歳以上の子どもとその保護者を対象に、竹切りや自然工作など体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしぎ発見クラブ」も実施しています。	公園みどり推進課			○	○	○	1-2(1)	
31	農体験等の資源循環啓発学習	小学校、保育所、幼稚園等を対象に、野菜の植付けや生育段階での追肥や草抜き、野菜の収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課			○	○		1-2(1)	
32	星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を喚起することをねらい、星空観察会を年8回行います。	青年の家いぶき				○	○	○	1-2(1)
33	子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、子どもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	こども政策課		○	○	○	○	○	1-2(2) 1-2(3)重1
34	オンリーワンを誇る生徒の育成推進事業	各中学校における特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化に向け、生徒のキャリア形成を主眼にキャリア教育で捉えなおした教育活動をすすめ、学校の自主性・自律性及び裁量権の拡大に向けた実践を行います。また、中学校区における義務教育9年間を見とおした「めざす子ども像」を明らかにして、生徒の社会的・職業的自立に向けた必要な基盤となる能力や態度を育てるとともに、教員の指導力向上を大切にする教育と学校力の向上を図り、中学校における継続した「誇りある教育活動」の創造をめざします。	学校教育課					○		1-2(2) 1-2(3)重1
35	地域体験学習	地域での社会体験・自然体験や豊かな人間関係づくりをとおして生きる力を育むことをねらいとして実施しています。環境学習、ボランティア活動、職場体験活動等を行います。	学校教育課				○			1-2(2) 1-2(3)重1
36	子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整備を進めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-2(2) 2-1②(3)
37	学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業を引き継ぎ、読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出、調べものの相談(レファレンス)に応じ、学校と連携しながら、地域の子どもの読書を支えます。	読書振興課				○	○	○	1-1(4) 1-2(2)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
38	児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、子どもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-2(2) 1-3(3)
39	おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○		1-2(2) 1-3(3)
40	図書館利用が困難な子どもへのサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくい子どもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難な子どもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-2(2)
41	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、さまざまな機会を通じ、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 こども政策課		○	○	○	○	○	1-2(2)
42	人権・平和の集い	子ども(幼稚園、小・中学生)、保護者・市民・教職員を対象に、人権・平和の集いを開催します。	人権教育課			○	○	○		1-2(2)
43	学校向け消費者問題出前教室	市内の小学生、中学生等を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題の出前教室を行い、消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課				○	○	○	1-2(2)
44	思春期教育	学校保健・保健所と連携した小中学校での性教育などを行います。	健康増進課				○	○		1-2(2)
45	子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	子どもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、こども自身が読み聞かせボランティア活動に参加する取組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-2(3)重1 2-1②(3)



## 施策の柱1-3 子どもの居場所づくり

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
1	豊中市放課後こどもクラブ事業	市立の全小学校で、放課後、帰宅をしても保護者が仕事などで家庭に不在の本市に居住している小学校4年生(支援学級・支援学校在籍児童は6年生)までの児童を対象に、遊びや異年齢の交流、集団活動を通じて、自発的・自主的な生活態度や習慣を養い、保護及び健全育成を図ります。	子育て給付課 こども事業課				○			1-3(2) 2-4(1)
2	とよなか地域子ども教室	子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	生涯学習課				○			1-2(1) 1-3(2)
3	公共施設を活用した子どもの居場所づくりの推進	公共施設を活用し、子どもが身近な場所で安心して遊びや学習ができる場の提供を推進します。	こども政策課			○	○	○	○	1-3(3)
4	学校体育施設開放事業(遊び場開放)	子どもの健全育成や市民の健康・体づくりの一環として、市立小・中学校の体育施設を市民に開放します。	教育総務課		○	○	○	○	○	1-3(3)
5	子どもの遊び場環境づくりの推進	子どもの遊び場環境づくりを推進するため、地域主体の遊び場環境づくりの支援など子どもの居場所づくりを進めていきます。	青年の家いぶき				○	○	○	1-3(3)
6	子どもの居場所づくり事業	地域で子どもたちが遊び、憩い、学び、つながる場が必要とされています。このことから、地域とともに気づき、学べる場として、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちの居場所づくりを行い、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかで心豊かに育んでいく場を創出・提供していきます。	少年文化館				○	○		1-3(3)
7	子どもすこやか広場事業	子どもたちが自由に使える居場所(施設開放や遊具の貸し出し、あそびの広場における仲間づくり等)を提供しています。	人権政策課 豊中人権まちづくりセンター				○	○		1-3(3)
8	子どもすこやか広場事業	プレイルーム、図書室の開放、遊具の貸し出しを通して、就学前の幼児や保護者、低学年のつどいの場を提供します。	人権政策課 蛍池人権まちづくりセンター		○	○	○	○		1-3(3) 2-1①(1)
9	おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○		1-2(2) 1-3(3)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
10	児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、子どもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	<b>1-2(2)</b> <b>1-3(3)</b>
11	図書活動	図書ラウンジを地域に開放し、貸し出し、自由閲覧、たのしいつどいなど、図書に親しむ機会を提供します。	少年文化館		○	○	○	○		<b>1-3(3)</b>
12	学習活動	長期休業中における自習室開放目的：学習の基本的態度、習慣の育成・基礎基本の徹底・集団活動を通して社会性の育成。対象：市内在住の小学4年～中学3年まで	少年文化館					○	○	<b>1-3(3)</b>
13	いぶき夏休み事業	夏休み期間中に、青年の家いぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業・学習室開放事業を行います。	青年の家いぶき					○	○	<b>1-3(3)</b>
14	夏休み自習室開放	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、夏休み期間(8月1日から8月31日の平日)の9時から17時に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館					○	○	<b>1-3(3)</b>
15	夏休みこども遊び広場	将棋、オセロなどゲームや遊びを通じて仲間づくりや交流を図ります。子どもたちが様々な遊び、学び、体験ができる居場所、交流の場づくりを通じて子どもたちの豊かな人間性を育みます。主体性を育み、自ら楽しみや喜びを見つけたり、新たな出会い・発見ができるような場所を目指します。	南部地域連携センター					○	○	<b>1-3(3)</b>
16	市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して子ども服交換市を通じて地域のつながりを持つ機会の提供(子ども服交換市じゃんぶるマート)や、すてっぷのロビーを利用している若年層に着目し学習スペースを提供するとともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります(Myすてっぷ)。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	<b>1-3(3)</b> <b>2-1①(1)</b>

## 施策の柱1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
1	家庭児童相談事業	子どもと家庭にかかるあらゆる相談に応じる「総合相談窓口」を設置するとともに、相談支援ネットワーク会議を構築し、部局間連携を推進します。	こども相談課		○	○	○	○	○	1-4(1)重2
2	児童虐待防止ネットワーク事業	大阪府池田子ども家庭センターをはじめ、児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども相談課	○	○	○	○	○	○	1-4(1)重2 1-4(4)重3
3	教育相談・支援事業	安心して子育てができるよう児童館職員が相談に応じ、必要に応じて学校及び専門機関や関係機関との連携を密にし、子育てに関する様々な悩みや相談に対応します。	人権政策課 豊中人権まちづくりセンター		○	○	○	○	○	1-4(2)
4	教育相談・支援事業	子育てや教育にかかる不安や悩みのある、保護者、小中学生、高校生、青年の相談にセンター職員が対応しています。また、必要に応じて、関係機関と連携をとりながら、問題解決に向けた取組みを進めています。	人権政策課 蛍池人権まちづくりセンター		○	○	○	○	○	1-4(2)
5	青少年相談活動	小中学生のいじめ・非行等の問題について、専門相談員が小中学生本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課					○	○	1-4(2)
6	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校・虐待など児童生徒のさまざまな課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として小中学校に派遣・配置を行います。	少年文化館					○	○	1-4(2)
7	創造活動 (不登校児童生徒への援助)	不登校児童生徒に対して、本人の興味・関心とのかかわりの中で、社会生活の基本や人間関係のあり方を体得させ、学校及び保護者と連携して学校生活復帰の働きかけをします。不登校や長期欠席の児童生徒を生み出さない取組みや、休みが継続・断続しはじめた児童生徒への早期対応に関して、小中学校を支援・指導します。	少年文化館					○	○	1-4(2)
8	スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	少年文化館					○	○	1-4(2)
9	子ども支援員	元気の出る授業づくりや生徒指導上の課題克服のため、課題に応じて各学校等に子ども支援員(児童生徒支援補助者)を派遣し、児童生徒の支援に努めます。 心理・発達面等特別な配慮を要する児童生徒のサポートを行います。	児童生徒課					○	○	1-4(2)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	
10	子どものための相談窓口の周知	市や教育委員会、府などの関係機関で行っている相談窓口(いじめや友達の悩み・不登校の悩み等)について、様々な手法を用いて子どもへの周知を図ります。	人権教育室 こども政策課 こども相談課					○ ○ ○	1-4(3)
11	家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課	○	○				1-4(4)重3 2-3(5)重3
12	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、要支援生徒が積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・蛍池の両人権まちづくりセンター等において実施します。	人権教育課					○ ○	1-4(4)重3
13	寄り添い型学習・生活支援事業	経済的事情や不登校など、さまざまな事情から生活体験や学習の機会が少なく、将来の進路選択に困難を抱える若年者に対して、福祉関係機関とも連携し、よりきめ細かな生活・学習支援を行います。	少年文化館					○	1-4(4)重3
14	若者支援相談窓口	若者や家族、支援者が相談できる若者の総合相談窓口を設置、専門的なインテークによるアセスメントから支援プログラムをコーディネートし、支援機関や地域等へつなぐことにより社会的自立を効果的に実現します。	青年の家いぶき					○	1-4(4)重3 2-3(5)重3
15	ユースチャレンジキャンプ	ひきこもり若しくはひきこもり経験のある無業の若者を対象として、青少年自然の家において4泊5日の生活・就労合宿訓練を行い、自然環境の中での原始的労働や集団生活において自尊感情や自己肯定感を高め、仲間を意識することで協調性を養うとともに社会貢献活動への参加のきっかけを作ります。	生涯学習課					○	1-4(4)重3
16	障害児関連施策 豊中地域連絡協議会	障害のある乳幼児・児童生徒が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりの推進を目的に、福祉・保健・教育を担当する機関が緊密な連携を図り、効果的な施策推進を図ります。	児童生徒課 こども事業課		○	○	○	○	1-4(4)重3
17	障害児保育	子どもの実態を把握し一人ひとりの状況に応じながら統合保育を原則とした障害児保育を行います。	こども事業課		○	○			1-4(4)重3
18	放課後等デイサービス	障害児に対する日常生活での基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの援助を行います。	こども相談課					○ ○ ○	1-4(4)重3
19	児童発達支援 くれよん親子教室	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。発達に何らかの課題があり、療育が必要と判断された乳幼児に対して、日常生活における基本的動作の習得及び集団生活に適應することができるように、保護者とともに通い、親子での遊びをとおして子育て・子育てを支援しています。	こども相談課 (あゆみ学園)		○	○			1-4(4)重3

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
20	福祉型児童発達支援センター 通園保(療)育	児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターで発達に何らかの課題があり、療育が必要と判断された乳幼児に対して、個々の状態に応じた保(療)育・支援をおこないます。遊びをとおして、気持ちの通い合う人間関係の土台作りとともに、基本的な生活習慣の獲得や地域、社会への適応性を広げることを保護者と連携をしながら進めています。子どもの育ちの不安、疑問、悩み、困りごとなどに対して、いろんな職種(保育士、児童指導員、臨床心理士、看護師、作業療法士、調理師、言語聴覚士(週1回)、小児科医(月1.2回)、理学療法士(随時))が連携をはかり、保護者と一緒に考え、支援しています。親子通園クラス(2歳以下)と単独通園(3歳以上)があります。	こども相談課 (あゆみ学園)	○	○					1-4(4)重3
21	児童発達支援 スマイル	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。知的、精神の発達に関して診断を受けたり医療機関にかかっている(かかったことのある)就学前児童と保護者を対象に個々の発達や特性に合わせて個別療育を行い、家庭や地域の中でより豊かに自尊心を持って自立した生活ができる基礎を保護者の方と協働のもとに築いていきます。	こども相談課 (あゆみ学園)	○	○					1-4(4)重3
22	医療型児童発達支援・ 外来訓練	児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターで就学前の身体に障害のある子どもを対象に医療、保育の立場から指導や助言を行い、全ての子ども達が地域や社会でのびのびと生活できるように支援・療育を行い親子通園を原則としています。また、診療所機能を生かして外来訓練を実施しています。 【保育】年齢を配慮したクラス編成で友達との遊びや関わりあいを通して意欲を育み生活経験を広げていきます。また保護者や保育士とのふれあい遊びを楽しみながら親子の信頼関係や人と関わる心地よさなど子育ての悩みや喜びを一緒に感じあえるよう支援していきます。 【訓練】医師の指示に基づき、個々の子どもに応じた理学療法・作業療法・言語療法・摂食療法を行い子どもの持っている力が最大限活用できるように保護者と連携をとりながらすすめる各療育はマンツーマンで行い必要に応じて保護者にも指導します。	こども相談課 (しいの実学園)	○	○					1-4(4)重3
23	保育所等訪問支援 事業	児童福祉法に基づき、児童発達支援センターで行う保育所等訪問支援事業です。障害児が保育所等の集団の場でのびのびと生活できるように、在籍している施設を訪問し、障害児本人に対する支援と訪問先施設職員に対する支援を行います。	こども相談課 (あゆみ学園)	○	○	○	○	○		1-4(4)重3

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	
24	障害児相談支援事業	児童福祉法に基づき、児童発達支援センターで行う障害児相談支援事業です。障害児が自立した日常生活又は社会生活を行うため、障害児の心身の状況や環境に応じて障害児本人や保護者の意向を受け、適切な福祉サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」を作成し、その進行管理をします。	こども相談課 (あゆみ学園)	○	○	○	○	○	1-4(4)重3
25	保育所等訪問支援事業	児童福祉法に基づき、児童発達支援センターで行う保育所等訪問支援事業です。障害児が保育所等の集団の場でのびのびと生活できるように、在籍している施設を訪問し、障害児本人に対する支援と訪問先施設職員に対する支援を行います。	こども相談課 (しいの実学園)	○	○	○	○	○	1-4(4)重3
26	障害児相談支援事業	児童福祉法に基づき、児童発達支援センターで行う障害児相談支援事業です。障害児が自立した日常生活又は社会生活を行うため、障害児の心身の状況や環境に応じて障害児本人や保護者の意向を受け、適切な福祉サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」を作成し、その進行管理をします。	こども相談課 (しいの実学園)	○	○	○	○	○	1-4(4)重3
27	障害児等療育支援事業	在宅の障害児(者)及びその家族の地域での生活を支援するため、施設の機能等を有効活用して、療育や相談事業を行います。	障害福祉課	○	○	○	○	○	1-4(4)重3 2-3(5)重3
28	日中一時支援事業	施設での宿泊を伴わない一時的な入所サービスです。 〈一時的な利用〉 知的障害者又は障害児で、介護者の病気やその他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合にご利用いただけます。 〈継続利用〉 障害のある中学生・高校生で、放課後において継続して支援が必要な方にご利用いただけます。	障害福祉課	○	○	○	○	○	1-4(4)重3
29	支援教育事業	支援教育を進めるため、教職員を対象とした研修会や巡回相談を行います。	児童生徒課			○	○	○	1-4(4)重3
30	障害児教育推進事業	障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。	児童生徒課				○	○	1-4(4)重3
31	障害児チャレンジスポーツ	3歳～中学生の障害をもつ子どもを対象に、体育遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらおうとともに、体力の向上をはかります。	スポーツ振興課			○	○	○	1-4(4)重3

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出生前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
32	通訳・日本語指導派遣事業	渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、通訳派遣、日本語指導、帰国教室や国際教室を組み合わせながら柔軟に対応します。	人権教育課				○	○		1-4(4)重3
33	国際教室	渡日児童生徒(帰国含む)に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来た子どもたちが交流し様々な文化を学びます。	人権教育課				○	○		1-4(4)重3
34	帰国教室	日本語の理解に不十分さが見られる帰国児童生徒に対し、話す、読む、書く等の言語活動を中心にした指導や楽しい遊びを通して日本語の習得を図ります。また、未学習教科・領域等の学習を行い、学校で戸惑いなく学習ができるよう支援します。	人権教育課				○	○		1-4(4)重3
35	在日外国人教育推進協議会	在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	人権教育課				○	○		1-4(4)重3
36	帰国・外国人児童生徒受入初期支援事業(プレクラス)	渡日児童生徒や長期間の海外滞在により日本での学校生活を経験していない帰国児童生徒を対象に、学校生活を円滑に送るための支援を進めます。	人権教育課				○	○		1-4(4)重3
37	外国人親子の交流の場づくり	図書館での大型紙芝居や絵本の読み聞かせ、図書館体験等を通じて外国人親子の集いの場をつくり図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課	○	○	○	○	○		1-4(4)重3 2-1①(1)
38	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課	○	○	○	○	○		1-4(4)重3
39	多文化子どもエンパワメント事業[若者支援]	15歳以上の外国にルーツをもつ若者を対象とした活動を行っています。若者が興味を持ちやすいダンスや料理、仕事に関する知識やマナーについての講座を行いながら、日本語の習得や地域社会への参画を目指します。また、若者が無条件に集うことの出来る場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たします。 【団体自主事業】	(公財)とよなか国際交流協会					○	○	1-4(4)重3
40	児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援をします。	こども相談課	○	○	○	○	○	○	1-4(4)重3

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
41	保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法13条の2)	子育て給付課		○	○				<b>1-4(4)重3</b>
42	母子父子福祉センター事業	母子家庭・父子家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。	子育て給付課		○	○	○	○	○	<b>1-4(4)重3 2-3(5)重3</b>
43	母子生活支援施設への入所	さまざまな事情のため、母子保護を希望する場合、子どもと一緒に入所できます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	<b>1-4(4)重3 2-3(5)重3</b>
44	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課		○	○	○	○	○	<b>1-4(4)重3 2-3(5)重3</b>



## 施策の柱2-1① 地域の子育て環境の整備(身近に集える拠点づくり)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢		
1	子育て支援センターの整備	地域の子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、子育てサークルの育成、遊びや交流の場などを提供する地域子育て支援センター等の施設をおおむね1中学校区に1ヵ所設置します。 また、地域子育て支援拠点を総括する中核的な施設として、子育て支援センターほっぺを設置し、子どもの視点に立った子ども施策の企画調整を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○					2-1①(1)
2	遊びの場の提供	気軽な集いの場として、子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センターのプレイルームや所庭の開放を行います。また、地域支援保育士が公園などにも出向き、遊びの提供を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○					2-1①(1)
3	子育てサークルの育成	保育所で「親と子の遊びのひろば」を開催し、子どもの視点に立った遊びや情報の提供を行い、保護者が子育ての楽しさを共感したり、悩みを話し合うことで、保護者の仲間づくりを進めます。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○					2-1①(1)
4	赤ちゃんサークルびよびよ	子育て支援センターや保育所において、0歳児とその保護者や妊婦を対象に、子育て相談を行ったり、親子のふれあい遊びの場と情報を提供します。	こども相談課 (子育て支援センター)		○						2-1①(1)
5	子育てサークルへの支援	子育てサークルへの助成金に関する情報提供、会員募集の支援、サークル運営に関する情報提供・情報交換、手遊びや読み聞かせ等の学習機会の提供など支援を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○					2-1①(1)
6	子育てサロン	小学校区単位に月1～2回、子育て中の親子の交流や情報交換の場づくりを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○						2-1①(1)
7	子育て支援ネットワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子育てボランティアの派遣、子育てサークルマップの作成、わいわい子育てミーティングなどを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○					2-1①(1) 2-1②(1)
8	小地域福祉ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○	○	○			2-1①(1) 2-1②(1)
9	こども園地域活動事業	こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○					2-1①(1) 2-2②(2) 2-3(1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢		
10	地域にひらかれた幼稚園づくり事業	私立幼稚園 33 園が幼児教育の充実推進事業と、子育て支援事業を実施することで、地域の幼児教育支援センター的な役割を担います。	こども事業課		○	○					2-1①(1)
11	子どもすこやか広場事業	プレイルーム、図書室の開放、遊具の貸し出しを通して、就学前の幼児や保護者、低学年のつどいの場を提供します。	人権政策課 蛭池人権まちづくりセンター		○	○	○	○			1-3(3) 2-1①(1)
12	交流活動活性化事業	地域交流を通して、地域の関係機関との連携を深め、親子、世代間等の交流など人と人との出会いとふれあいを図っていきます。就学前親子の居場所づくりとして「うさぎハウス」を開設しています。また、自主活動グループのサポートをおこないます。	人権政策課 豊中人権まちづくりセンター		○	○	○	○	○		1-2(1) 2-1①(1)
13	市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して子ども服交換市を通じて地域のつながりを持つ機会の提供(子ども服交換市じゃんぶるマート)や、すてっぷのロビーを利用している若年層に着目し学習スペースを提供するとともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります(Myすてっぷ)。	人権政策課	○	○	○	○	○	○		1-3(3) 2-1①(1)
14	保育室開放	千里公民館において週2回、庄内公民館において週1回、就学前の親子を対象に保育室を開放します。	中央公民館		○	○					2-1①(1)
15	公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	各公民館(中央、蛭池、庄内、千里)において、公民館登録グループとして、子育てグループの活動場所を提供します。	中央公民館		○	○					2-1①(1)
16	キッズランドしようない	地域の親子が集う場を提供することで、親子間、世代間の交流を図ります。また、子育て世代が抱える不安や悩みが少しでも解消するよう、各方面から専門家を講師として招き、面白くてためになる催しとなることを狙いとします。	南部地域連携センター		○	○					2-1①(1)
17	外国人親子の交流の場づくり	図書館での大型紙芝居や絵本の読み聞かせ、図書館体験等を通じて外国人親子の集いの場をつくり図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課		○	○	○	○	○		1-4(4)重3 2-1①(1)
18	公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」「親子芋掘り体験」など公民が一体となり、地域の親子へ子育て情報の提供とともに各機関のPRを行っています。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○					2-1①(1) 2-1②(1)
19	子育て支援センターほっぺ・地域子育て支援センター・社会福祉協議会との連携・協力	図書館による団体貸出や絵本講座など、子どもとその保護者が読書に親しむための機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○					2-1①(1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	
20	子ども文庫活動の支援と協力・連携	個々の子ども文庫に対して、資料の団体貸出、子どもの本に関する情報、文庫活動に役立つ情報の提供を行います。また、豊中子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、子どもの読書の大切さについて保護者や地域の大人の理解を深める取組みを推進します。	読書振興課	○	○	○	○	○	2-1①(1) 2-1②(3)

## 施策の柱2-1② 地域の子育て環境の整備(地域のつながりづくり)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢		
1	子育て・子育て支援のネットワーク事業	地域子育て支援センター、地域支援保育士が中心となって、コミュニティソーシャルワーカーとともに各小学校区の地域活動を支援するために、関係機関や団体との連携を図り、身近な日常のかかわりの中で、子育て支援を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○					2-1②(1)
2	公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」親子芋掘り体験など公民が一体となり、地域の親子へ子育て情報の提供とともに各機関のPRを行っています。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○					2-1①(1) 2-1②(1)
3	民生・児童委員活動 主任児童委員活動	こども家庭相談室をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協働し、見守りや支援活動を進めます。	地域福祉課		○	○	○	○	○		2-1②(1)
4	子育て支援 ネットワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子育てボランティアの派遣、子育てサークルマップの作成、わいわい子育てミーティングなどを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○					2-1①(1) 2-1②(1)
5	小地域福祉 ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○	○	○			2-1①(1) 2-1②(1)
6	家庭教育支援事業	とよなか地域家庭教育協議会を設置し、関係機関による情報交換および連携についての協議の場とします。 また、親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	生涯学習課		○	○	○	○	○		2-1②(3) 2-2②(1) 2-2②(2)
7	子ども読書活動推進 計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整備を進めます。	読書振興課		○	○	○	○	○		1-2(2) 2-1②(3)
8	子ども文庫活動の支援 と協力・連携	個々の子ども文庫に対して、資料の団体貸出、子どもの本に関する情報、文庫活動に役立つ情報の提供を行います。また、豊中子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、子どもの読書の大切さについて保護者や地域の大人の理解を深める取組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○		2-1①(1) 2-1②(3)
9	子どもと本をつなぐ ボランティア活動の支援	子どもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、こども自身が読み聞かせボランティア活動に参加する取組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○		1-2(3)重1 2-1②(3)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系		
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢	
10	青少年活動指導者の養成	青少年団体のリーダーや野外活動ボランティアが青少年活動の指導者として必要な知識や技能を習得するために、青少年指導者人権研修を行います。	青年の家いぶき						○	2-1②(3)	
11	子どものことを考える学習会	関係機関職員(小学校・中学校・保育所・センター職員等)、保護者、地域住民を対象に、子どものことを考える学習会を開催します。	人権政策課 蛍池人権まちづくりセンター		○	○	○	○	○	2-1②(3) 2-2②(2)	
12	豊中市青少年問題協議会	青少年の保護・育成に関する関係機関、関係諸団体相互の情報交換、連絡調整を行います。	生涯学習課					○	○	○	2-1②(4)
13	青少年団体連絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を行います。	青年の家いぶき				○	○	○	○	2-1②(4)
14	青少年健全育成会・青少年指導ルーム指導員会	各小・中学校区での青少年の健全育成活動を通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援の強化を進めます。	児童生徒課					○	○		2-1②(4)
15	学警連絡会兼協働委員会	大阪府池田子ども家庭センター、豊中警察署、豊中南警察署、大阪府豊中少年サポートセンター、豊中地区少年補導協働委員会、豊中南地区少年補導協働委員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取り組めます。	児童生徒課					○	○		2-1②(4)
16	少年を守る日・駅頭啓発活動・学警合同補導・巡視及び広報活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇所や書店等への立ち入り調査並びに交通安全指導等を行うとともに、広く市民への啓発広報活動を行い、青少年の健全育成を図ります。	児童生徒課					○	○		2-1②(4)
17	豊中地区 BBS 会活動	さまざまな問題を抱える子どもと交流し、立ち直りを支援したり、レクリエーション活動や非行防止活動などを行います。	地域福祉課						○	○	2-1②(4)
18	更生保護活動(豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域福祉課						○	○	2-1②(4)

## 施策の柱2-2① 子育てに必要な情報提供等(情報提供の充実)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
1	利用者支援	子ども・子育て関連 3 法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付課 こども相談課	○	○	○				2-2①(1)
2	情報提供の充実	子育てマップやおさんぽマップなど、身近な地域の子育て支援の情報提供や子育て総合情報誌を発行します。また、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育など子育てに関わるさまざまな情報をインターネットで公開するとともに、最新情報を定期的に更新します。	こども相談課 (子育て支援センター) こども政策課	○	○	○				2-2①(2)
3	メールによる情報提供の充実	メール配信を希望する人に、子育てに関する情報や、各小中学校・認定こども園・保育所・幼稚園からの連絡事項などを担当課が配信できるシステムです。	情報政策課 教育委員会 こども未来部		○	○	○	○		2-2①(2)
4	こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども相談課 (子育て支援センター)		○					2-2①(2) 2-3(3)
5	情報提供の充実	図書館ホームページやメールマガジンなど多様なメディアでの情報提供を行います。各図書館では子育てに関する図書の充実、地域の子育て情報の提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	2-2①(2)
6	広報とよなかの発行	子育て・子育てに関する特集やお知らせの記事を掲載します。また、未就学児を対象にした記事には「子ども」マークを付け、より探しやすくしています。	広報広聴課	○	○	○	○	○	○	2-2①(2)
7	外国人向け市政案内情報の発行	外国人に関わりが深いと思われる市政情報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しなど)を毎月 4 言語(英語、中国語、スペイン語、韓国・朝鮮語)で発行します。	広報広聴課	○	○	○	○	○	○	2-2①(2)
8	ホームページの運用管理	子どもと子育て世代向けのページ「遊ぶ・学ぶとよなかキッズ」を開設し、子育て・子育て支援情報を掲載しています。	広報広聴課	○	○	○	○	○	○	2-2①(2)
9	子育てサークル・子育てサロン情報	インターネットを通じて、子育てサークルの情報を提供します。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○				2-2①(2)

## 施策の柱2-2② 子育てに必要な情報提供等(家庭教育の支援)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
1	家庭教育支援事業	とよなか地域家庭教育協議会を設置し、関係機関による情報交換および連携についての協議の場とします。 また、親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	生涯学習課		○	○	○	○	○	2-1②(3) 2-2②(1) 2-2②(2)
2	子育て・子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の保護者を対象に子育てに関する講座を開催します。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				2-2②(2)
3	親を学ぶプログラム	親の本来持っている力を引き出し、「親」としての自信を持って子育てができるようにワークショップを行います。参加者同士が経験・交流する中で各自がさまざまな気づきができたり、自分自身を見つめる機会とします。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				2-2②(2)
4	出前講座	子育てサロン・サークル等からの依頼により地域に出向き、遊びや情報の提供・子育て相談を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				2-2②(2)
5	こども園地域活動事業	こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				2-1①(1) 2-2②(2) 2-3(1)
6	子育て学習機会提供事業	ふれ愛ネット子育て講座・親子交流会・轟レインボークラブ入会説明会など、子育て・子育てを考える学習会を行っています。	人権政策課 豊中人権まちづくりセンター				○	○	○	2-2②(2)
7	子育て学習機会提供事業	子育て交流広場において、親と子のふれあいを深めるとともに親同士、子ども同士の交流の場を提供します。	人権政策課 蛸池人権まちづくりセンター		○	○				2-2②(2)
8	子どものことを考える学習会	関係機関職員(小学校・中学校・保育所・センター職員等)、保護者、地域住民を対象に、子どものことを考える学習会を開催します。	人権政策課 蛸池人権まちづくりセンター		○	○	○	○	○	2-1②(3) 2-2②(2)
9	ブックスタート事業 「えほんはじめまして」	4カ月児健康診査時の機会を活用するなど、図書館が関係部局・市民と連携しながら、乳幼児と保護者が絵本と出会うきっかけづくりを推進します。	読書振興課		○					2-2②(2)
10	子育て・子育て・親育ち事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的で開催し、子育てしやすい地域を目指します(ママとベビーのすくすくヨーガ、えがおはぐくむベビーマッサージ、マタニティヨガとミニ安産教室、パパのためのベビーマッサージとママが助かる育児の話)。	南部地域連携センター		○					2-2②(2)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
11	こども園児童とのふれあい及び育ちを学びあう機会の提供	家庭科授業の中で、①子どもの育ち方・子どもへの接し方②子育てで大事にしたいことを話し、実際にこども園等で子どもと接する機会を持つこととあわせて、子育てや保育について体験し学習します。	こども事業課						○	2-2②(2)



## 施策の柱2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢		
1	子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、保護者同士が子育ての悩みや問題を共有し、支えあう中で問題解決に向けて取組むグループ相談「MYぐるーぷ」を実施します。	こども相談課		○	○	○				2-3(1)
2	子育て支援センターの相談事業	育児、食事、健康などについての相談助言（電話、面談、出前相談）を子育て支援センター・地域支援保育士が行います。	こども相談課（子育て支援センター）		○	○					2-3(1)
3	ふれあい子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	こども相談課（子育て支援センター）		○	○					2-3(1)
4	こども園地域活動事業	こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども相談課（子育て支援センター）		○	○					2-1①(1) 2-2②(2) 2-3(1)
5	妊娠・出産・子育て相談窓口	妊娠から出産、子育てにいたる幅広い相談に対応するため、関係機関との連携により、すこやかプラザ内に相談窓口を設置します。	健康増進課	○	○	○					2-3(1) 3-1(1)
6	妊産婦乳幼児等電話面接相談	①月～金の午前中、妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます（「妊娠・出産・子育て相談窓口」とし関係機関との連携も図り対応します）。 ②妊娠や産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話による保健指導を行います。	健康増進課	○	○	○					2-3(1) 3-1(1)
7	地区育児相談	地域の子育てサロンや保育所、幼稚園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に出向き健康相談を行います。	健康増進課		○	○					2-3(1)
8	教育相談	子どもの心理・発達・言語等に関する相談に対応し、個人のより豊かな心身の成長を促すことを目的として、カウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課			○	○	○			2-3(1)
9	教育相談総合窓口	増加する教育相談への適切な対応を目的として、電話相談や専門機関等の紹介を行います。	児童生徒課			○	○	○			2-3(1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
10	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども相談課 (子育て支援センター)	○						2-2①(2) 2-3(3)
11	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、地域支援保育士などが家庭を訪問し、育児に関する相談や助言等の支援を行います。平成18年10月から実施しています。	こども相談課 (子育て支援センター)	○	○					2-3(3) 2-3(5)重3
12	妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊産婦や乳幼児の健康状態を観察し、適切な保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	健康増進課	○	○	○				2-3(3)
13	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、保育所等の開所前、終了後の子どもの預かり、保育所等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	こども政策課		○	○	○	○	○	2-3(4) 2-4(1)
14	一時預かり事業(一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により12日を限度とした緊急保育を行います。	子育て給付課 こども事業課		○	○				2-3(4) 2-4(1)
15	子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなったときに、7日間を限度に子どもを児童養護施設で預かる「ショートステイ」と、日帰りで預かる「トワイライトステイ」を行います。	こども相談課		○	○	○			2-3(4)
16	ボランティア派遣事業	産後の家事援助や保育所送迎など子育て家庭に対し、ボランティアによる支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○				2-3(4)
17	生活支援サービス	援助の必要な妊産婦等に対し、家事援助(調理・洗濯・掃除・買物等)、相談・話し相手などの生活支援を協力会員を通じて行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会	○	○					2-3(4)
18	高齢者による有償育児支援サービス	過去の育児経験を生かして育児支援サービス就業を希望する会員には『一連子育て講習会(38時間)』の受講を必須とし、発注に即応出来る『育児班』を確立しました。現在、新生児の沐浴介助、保育所迎え後保護者帰宅までの間見守り、放課後こどもクラブへの迎え後稽古先までの送り、幼稚園での3歳児の見守りなどの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社)豊中市 シルバー人材センター		○	○	○	○	○	2-3(4)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢		
19	若者支援相談窓口	若者や家族、支援者が相談できる若者の総合相談窓口を設置、専門的なインテークによるアセスメントから支援プログラムをコーディネートし、支援機関や地域等へつなぐことにより社会的自立を効果的に実現します。	青年の家いぶき							○	1-4(4)重3 2-3(5)重3
20	家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課		○	○					1-4(4)重3 2-3(5)重3
21	二次健診	健診などで経過観察が必要と思われる乳幼児に対し二次健診を行うことにより、疾病や障害の早期発見・治療につなげるとともに、その保護者に対し相談や保健指導を実施します。また、未熟児や身体障害などの児に対して医師や心理士による相談や必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容をめざします。	健康増進課		○	○					2-3(5)重3 3-1(2)
22	子ども療育相談	就学前の乳幼児の保護者を対象に電話相談・外来相談を行います。	こども相談課 (あゆみ学園)		○	○					2-3(5)重3
23	障害児等療育支援事業	在宅の障害児(者)及びその家族の地域での生活を支援するため、施設の機能等を有効活用して、療育や相談事業を行います。	障害福祉課		○	○	○	○	○		1-4(4)重3 2-3(5)重3
24	外国人保護者への保育施設入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に役立つように、中国語、スペイン語、英語版の入所案内を作成、配布します。	子育て給付課 こども事業課		○	○					2-3(5)重3
25	外国語・日本語併記母子健康手帳	在日外国人に必要な方に、8か国語(英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、韓国・朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語)と日本語併記の母子健康手帳を交付します。	健康増進課	○							2-3(5)重3
26	外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口に外国語(英語・中国語)の出来る相談員を配置し、来庁する外国人に基本的な行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続にかかる通訳、その他相談に応じます。	人権政策課	○	○	○	○	○	○		2-3(5)重3
27	おとなサポート事業	子どもを抱える外国人女性などが気楽に集まって子育てなどについて話す場を提供したり、子育てなどに悩む外国人の相談窓口を設けています。	人権政策課		○	○	○	○	○		2-3(5)重3
28	母子父子自立支援員	母子家庭・父子家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課		○	○	○	○	○		2-3(5)重3

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
29	ひとり親家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母のよりよい就業に向けた能力開発を支援、資格取得のための安定した修業環境の提供、雇用安定、就労促進を図ります。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	2-3(5)重3
30	母子父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、母子父子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、就業・自立支援事業等を活用することで、継続的な自立・就業を図ります。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	2-3(5)重3
31	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対して就業相談、就業支援講習、就業情報の提供などを実施するとともに、養育費の取り決めなどの相談や、生活指導などを総合的にを行います。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	2-3(5)重3
32	母子父子福祉センター事業	母子家庭・父子家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	1-4(4)重3 2-3(5)重3
33	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣します。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	2-3(5)重3
34	母子生活支援施設への入所	さまざまな事情のため、母子保護を希望する場合、子どもと一緒に入所できます。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	1-4(4)重3 2-3(5)重3
35	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	1-4(4)重3 2-3(5)重3
36	ひとり親家庭医療費助成制度	高校卒業年齢までの児童と父もしくは母又は養育者の医療費の一部負担金(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担があります(所得制限あり)。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	2-3(5)重3
37	ひとり親世帯(母子・父子世帯)の国民健康保険料の減免制度	現に婚姻をしていない者のうち、20歳に満たない子を養育しているひとり親(母子・父子)に対し、保険料の3割を減額します(所得制限あり)。	保険資格課	○	○	○	○	○	○	2-3(5)重3

## 施策の柱2-4 子育てと仕事の両立の推進

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢		
1	通常保育(公立・民間)	児童の保護者の労働、疾病等により、保育を必要と認定された児童を、認定こども園・保育所等において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課		○	○					2-4(1)
2	家庭保育所制度	児童の保護者の労働、疾病等により保育を必要とする児童を、市独自制度の家庭保育所において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課		○						2-4(1)
3	延長保育	保護者の勤務時間・通勤時間等の状況に応えるため、開所時間をこえて1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課		○	○					2-4(1)
4	休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休日における家庭での保育が困難である児童に対し保育サービスを提供します。	子育て給付課 こども事業課		○	○					2-4(1)
5	病児保育事業	子育てと就労の両立支援の一環として、満1歳以上小学校3年生までの児童等で、病気の回復期に至らない場合で集団保育が困難であり、かつ保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭の社会的理由により家庭での保育が困難な児童に対する保育を補助対象となった2つの民間施設において行います。	こども事業課		○	○	○				2-4(1)
6	病後児保育	子育てと就労の両立支援の一環として保育所施設に通所している児童等で、病気回復期であることから集団保育が困難で、かつ保護者が勤務の都合などにより家庭で育児を行うことが困難な児童に対する保育を、本町こども園内において行います。	こども事業課		○	○					2-4(1)
7	病気明け保育の実施	医師の治療や安静等を必要とせず、症状が比較的落ち着き、保育所生活が可能な入所児童を対象に、病後の早期回復に努め、無理のない保育・柔軟な対応を行います。	こども事業課		○	○					2-4(1)
8	一時預かり事業 (一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により月12日を限度とした緊急保育を行います。	子育て給付課 こども事業課		○	○					2-3(4) 2-4(1)
9	1号認定児童の預かり保育	子育て支援の一環として、1号認定の正規の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に預り保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課			○					2-4(1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
10	豊中市放課後子どもクラブ事業	市立の全小学校で、放課後、帰宅をしても保護者が仕事などで家庭に不在の本市に居住している小学校4年生(支援学級・支援学校在籍児童は6年生)までの児童を対象に、遊びや異年齢の交流、集団活動を通じて、自発的・自主的な生活態度や習慣を養い、保護及び健全育成を図ります。	子育て給付課 子ども事業課				○			1-3(2) 2-4(1)
11	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、保育所等の開所前、終了後の子どもの預かり、保育所等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	子ども政策課	○	○	○	○	○	○	2-3(4) 2-4(1)
12	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活・子育ての両立の実現をめざし、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、市民及び企業への周知・啓発を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て家庭に向けた地域社会全体での取組みを支援するため、出前講座や情報提供を行います。	子ども政策課	○	○	○	○	○	○	2-4(2)
13	両親教室	2か月に1回、偶数月の第4土曜日の午前・午後には初妊婦とパートナーを対象に、助産師の講義、ビデオ学習、沐浴実習、妊婦疑似体験、児心音を聴く、各種サービスの紹介などを行います。助産師会に委託しています。	健康増進課	○						2-4(2) 3-1(1)
14	男女共同参画に関する学習	男女共同や子育てなどについての講演会や親同士のネットワーク、子育てについてのフリートーキング、ふれあい遊びなどを行い、男女共同参画の啓発を行います。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	2-4(2)
15	男女共同参画の推進のためのアウトリーチ(地域啓発)事業	地域に出向き男女共同参画についての講座(ジェンダー、就活対策・就労準備、ワーク・ライフ・バランス、働く女性の基本的な権利、セクシュアル・ハラスメント、女性と防災など)を開き、啓発します。地域とのつながりをつくるとともに自前講師育成につなげます。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	2-4(2)
16	労働関係法令等の啓発	勤労者ニュースの発行等を通じて、労働関係法令の改正についての情報提供、障害者等の雇用促進普及に努めます。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	2-4(2)

### 施策の柱3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
1	妊娠・出産・子育て相談窓口	妊娠から出産、子育てにいたる幅広い相談に対応するため、関係機関との連携により、すこやかプラザ内に相談窓口を設置します。	健康増進課	○	○	○				2-3(1) 3-1(1)
2	妊産婦乳幼児等電話面接相談	①月～金の午前中、妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます（「妊娠・出産・子育て相談窓口」とし関係機関との連携も回り対応します）。 ②妊娠や産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話による保健指導を行います。	健康増進課	○	○	○				2-3(1) 3-1(1)
3	母子健康手帳の交付（妊娠届の受理）時の保健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が面接を行い、母子健康手帳の目的・内容の説明及び妊娠・出産に関する保健指導を行います。	健康増進課	○						3-1(1)
4	妊娠期の教室	妊娠中の食生活について栄養士が講話する「カンガルークラス」、調理自習を行う「マタニティークッキング」と歯科衛生士による歯周病検査やブラッシング実習を行う「マタニティママのデンタル教室」を開催します。	健康増進課	○						3-1(1)
5	両親教室	2か月に1回、偶数月の第4土曜日の午前・午後には初妊婦とパートナーを対象に、助産師の講義、ビデオ学習、沐浴実習、妊婦疑似体験、児心音を聴く、各種サービスの紹介などを行います。助産師会に委託しています。	健康増進課	○						2-4(2) 3-1(1)
6	離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食の講習会を行います。	健康増進課		○					3-1(1)
7	幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食の講座を行います。 また、希望する保護者には相談も行います。	健康増進課		○					3-1(1)
8	「食育」の取組み	心とからだの健康、人との関わりや食を営む力の基礎を培うことができるよう、教育・保育指導を行います。	こども事業課		○	○				3-1(1)
9	「食」に関する子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、こども園給食をもとに、離乳食・幼児食や手作りおやつなどの講習を行います。	こども事業課		○	○				3-1(1)
10	わくわく食育プロジェクト	望ましい食習慣を身につけるとともに学校と家庭が連携し食育を推進するため、体験型料理教室等を開催します。	学校教育課			○	○	○		3-1(1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
11	妊婦健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票を交付し(母子健康手帳綴りこみ)、それに基づき個別医療機関(大阪府内の委託医療機関)で1回健診を実施。平成19年5月より、後期妊婦一般健康診査受診票の交付を開始。さらに、平成20年5月より、中後期(妊娠28週以降)にも交付。合計3回の健診を実施。平成21年4月より、14回分の補助券を交付。府外の受診者には補助金を交付しています。	健康増進課	○						3-1(2)
12	4か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科医による診察、集団指導、個別相談(育児、栄養、発達、健康管理など)を行います。会場は千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3カ所でそれぞれ月1～2回実施していきます。	健康増進課		○					3-1(2)
13	1歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科医・歯科医師による健診をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場です。それぞれ月1～2回実施しています。	健康増進課		○					3-1(2)
14	1歳6か月児健診フォロー事業 (「にこにこくらぶ」)	1歳6か月児健診の結果、集団による経過観察が必要な児に対して、保健師・保育士(関係機関)・心理相談員による問診、心理相談、育児相談等を行います。	健康増進課		○					3-1(2)
15	3歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で月2～3回小児科医・歯科医師による健診をはじめ、保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。視聴覚の検査は、スクリーニングの結果に基づき、必要な児に対して、眼科医・耳鼻科医に紹介状を発行します。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場です。実施していきます。	健康増進課			○				3-1(2)
16	二次健診	健診などで経過観察が必要と思われる乳幼児に対し二次健診を行うことにより、疾病や障害の早期発見・治療につなげるとともに、その保護者に対し相談や保健指導を実施します。また、未熟児や身体障害などの児に対して医師や心理士による相談や必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容をめざします。	健康増進課		○	○				2-3(5)重3 3-1(2)
17	育児相談 (乳幼児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相談などで指導が必要と思われる乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士による個別相談(育児、栄養、発達)などを行います(予約制)。	健康増進課		○	○				3-1(2)
18	地域周産期母子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医療やケアを提供しています。	市立豊中病院	○	○					3-1(2)



No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
19	NICU (新生児集中治療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生まれ治療が必要な赤ちゃんも入院しています。	市立豊中病院	○						3-1(2)
20	休日急病診療	日曜、祝・休日、年末年始(12月29日～1月3日)及び8月14日・15日における急病診療を実施しています。 診療科目:内科・小児科・歯科 診療時間:午前10時～午後5時 (診療受付は午後4時30分まで) (一財)豊中市医療保健センターに業務委託	健康増進課	○	○	○	○	○		3-1(2)
21	豊能広域こども急病センター	豊能二次医療圏(豊中市、池田市、箕面市、吹田市、豊能町、能勢町)の4市2町が協力して、箕面市に小児初期救急医療診療所を開設し、小児救急医療体制の充実を図ります。	保健医療課	○	○	○	○			3-1(2)
22	乳幼児のための予防救急講習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析し、救急事故の未然防止を図るため、救急事故の予防法、応急手当などについて説明します。対象は、乳幼児の保護者です。	救急救命課	○	○					3-1(2)
23	赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換又は遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板又はステッカー)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	こども政策課	○	○					3-1(3)
24	都市公園等安全・安心対策事業	子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○		3-1(3)
25	歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(改訂版)」(平成24年(2012年)9月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の拡幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	道路建設課	○	○	○	○	○	○	3-1(3)
26	住居地区バリアフリー整備	生活道路のバリアフリー整備を計画的かつ効果的に実施するため、地区単位で市民意見を反映しながら計画、設計、工事を順次進めます。地区は中学校校区程度の単位で設定し、平成32年度までに全ての地区で事業を完了する予定にしています。	道路建設課	○	○	○	○	○	○	3-1(3)
27	市営住宅の入居における優遇措置	市営住宅の入居申込者のうち、障害者(児)や母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇するとともに子育て世帯向けに募集枠を設定し、小学校就学前の子どもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課	○	○					3-1(3)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
28	不妊に悩む方への特定治療支援事業	子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦に対し、指定医療機関での治療費の一部を助成します。	健康増進課							3-1(4)
29	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)へ入所を措置します。	子育て給付課	○						3-1(4)
30	子ども医療費助成制度	子どもの健やかな成長を願い、医療費の一部負担金(保険診療に限る)を助成します(入通院・小学校卒業まで、所得制限なし)。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担があります。入院時の食事療養標準負担額を助成します。	子育て給付課		○	○	○			3-1(4)
31	児童生徒への就学援助	就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費等を援助します。	学校教育課				○	○		3-1(4)

## 施策の柱3-2 子どもの安全確保

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						施策体系
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢	
1	「こども110番の家」運動	地域住民に「こども110番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課				○	○		3-2(1)
2	子どもの安全見まもり隊	PTA や健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織する子どもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動を行うことにより、子どもの安全を確保することを目的としています。	児童生徒課				○	○		3-2(1)
3	防犯カメラ設置補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	3-2(1)
4	こどもの安全110番パトロール隊	ごみ収集や水道検針などの業務で市内を走る公用車にパトロール隊のステッカーを貼り、市民への啓発を行うとともに、街頭犯罪の警戒を行います。また郵便集配バイク及びタクシー等の車両が参加しています。	危機管理課		○	○	○	○	○	3-2(1)
5	青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	3-2(1)
6	青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯に子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○		3-2(1)
7	子どもに対する防火・防災教育	子どもたちが小さい頃から防火防災に関心を持ち、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、発達段階に応じた消防防災の知識・技術を身につけてもらうため、①幼年・少年消防クラブの育成支援、②防災訓練等における小中学生等に対する初期消火・応急救護訓練などを行います。	予防課				○	○	○	3-2(2)
8	ジュニア救命サポーター事業	市内小学校の5年または6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、子どもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	救急救命課					○		3-2(2)
9	防災に関する出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	3-2(2)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					施策体系	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生		高校生相当年齢
10	交通安全啓発事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、保育所・幼稚園・支援学校等において園庭や運動場での模擬道路を使用した歩行訓練や自転車教室、また講堂等での視聴覚教材を利用した交通安全教室を行います。	交通政策課		○	○	○	○	○	3-2(2)
11	安全・快適な歩行空間整備	各小学校区の通学路や高齢者交通安全モデル地区を中心に、関係機関と連携し、安全・快適な歩行空間整備を推進します。	交通政策課	○	○	○	○	○	○	3-2(2)

### 関係団体の実施事業の記載について

- （社福）豊中市社会福祉協議会は、市の地域福祉計画と連動した「地域福祉活動計画」を策定し、ライフセーフティネットの構築や権利擁護体制の充実など市の施策の推進に貢献しています。また、団体の性質上、多くの市の補助事業及び委託事業を受託するなど、市との関係性が深いことから、その事業を記載しています。
- （公財）とよなか国際交流協会は、外国人が安心して集える居場所づくり、外国人のエンパワメント等、多文化共生社会を推進する市の施策と同じ方向性の取組みを行っています。また、市の「とよなか国際交流センター」の指定管理者となるなど、市との関係性が深いことから、その事業を記載しています。
- （公社）豊中市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置された法人であり、高齢者の就業の機会確保や、生きがいの充実、健康の保持増進、社会参加の推進、さらに高齢者の能力を活かした活力ある地域づくり等、市の施策との関係性が深いことからその事業を記載しています。

## 2. 豊中市子ども健やか育み条例

### (1) 豊中市における条例制定の意義

本市では、平成 17 年（2005 年）以降、次世代育成支援対策推進法に基づく「こども未来プラン・とよなか」（豊中市次世代育成支援行動計画）により全庁横断的な体制のもと総合的・計画的に子育て・子育て支援の取組みを推進してきましたが、次世代育成支援対策推進法が、平成 27 年（2015 年）3 月までの時限立法\*であったことから、国の動向に関わらず、これまで通り総合的・計画的な取組みを進めるため、豊中市として子育て・子育て支援に関する基本的な考え方と将来にわたっての推進方策を明らかにすることを目的として、豊中市子ども健やか育み条例を制定しました。

### (2) 豊中市子ども健やか育み条例制定の経過

豊中市子ども健やか育み条例の検討にあたりましては、「(仮称)豊中市子ども健やか育み条例に関する懇話会」からのご意見をいただくとともに、子ども本人、保護者、子育て・子育て支援活動を行っている市民にヒアリングを行い、子どもからは、自身のことに加え社会や大人に対する思い、大人からは、子どもや子育て家庭の現状、子どもの育ちに関する多様な意見や思い等を聴き取り、「(仮称)豊中市子ども健やか育み条例策定委員会」にて検討してきました。

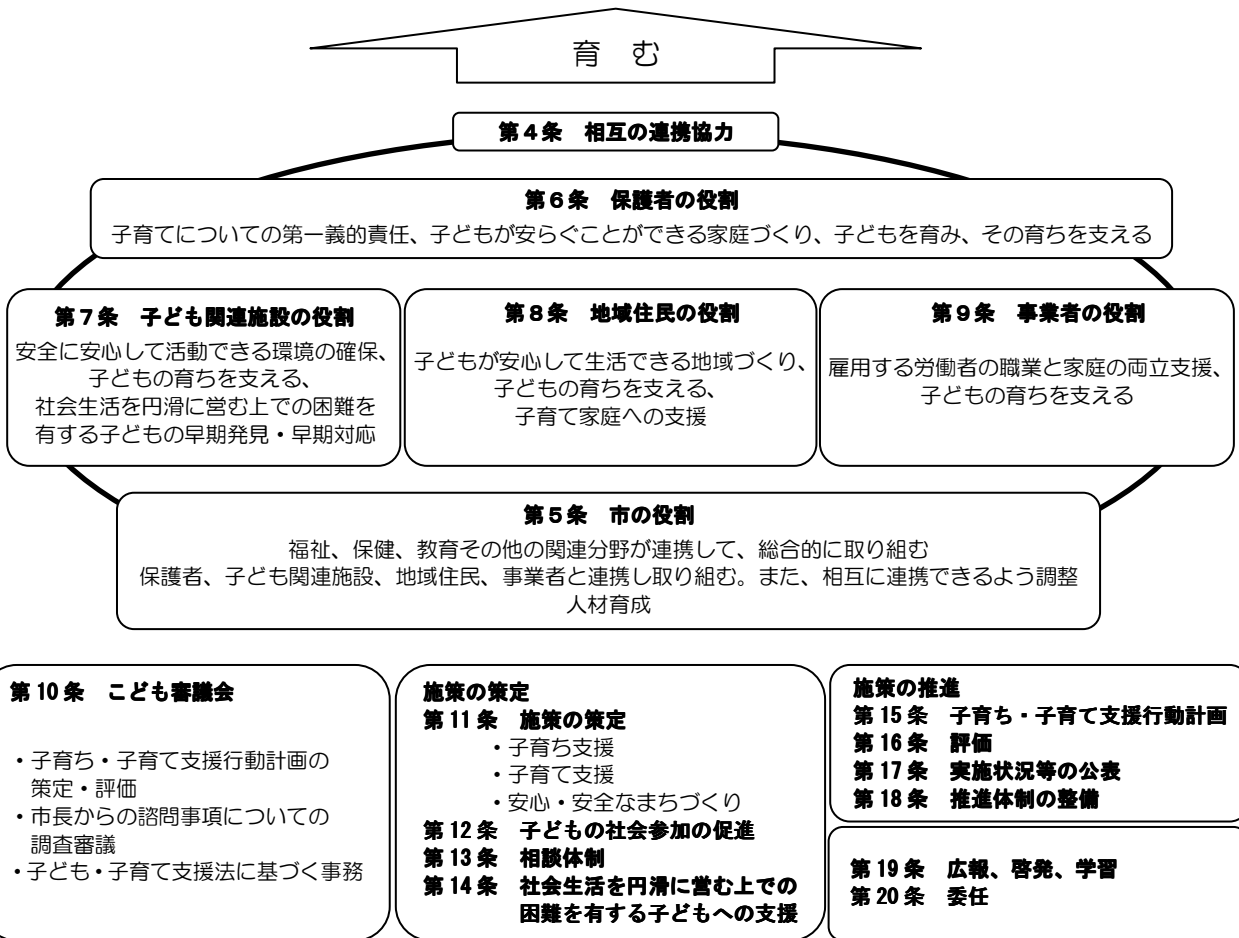
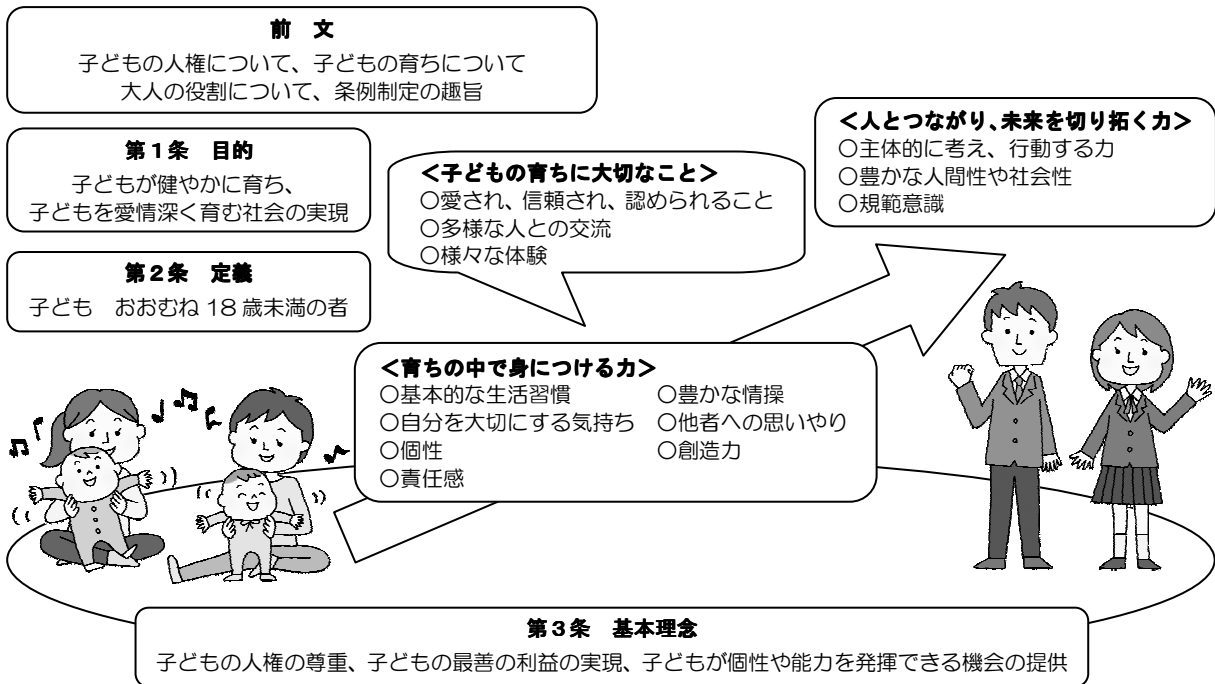
また、条例素案への意見募集では、多くの市民から条例の内容についての思いやご意見を多数いただき、それらの結果も踏まえながら、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に豊中市子ども健やか育み条例を制定しました。

#### 【条例制定までの主な取組み】

時期	主な取組み	懇話会	策定委員会
平成 22 年 (2010 年)	9 月 子どもに関わる職員へのヒアリング (2 回) 10 月 小学校へのヒアリング (4 校) 12 月	設置 ↓	設置 ↓
平成 23 年 (2011 年)	4 月 市民へのヒアリング (～H24.5 26 回) 9 月 大人ワークショップ (3 回) 11 月 子どもワークショップ (～H24.3 4 回) 12 月		
平成 24 年 (2012 年)	4 月 条例骨子案説明会 (3 回) 市民団体等への説明 (～6 月 10 回) 小・中学校への説明 (～7 月 5 回) 8 月 条例素案への意見募集 (～9 月 94 人 256 件)		
平成 25 年 (2013 年)	4 月 豊中市子ども健やか育み条例制定		

\* 次世代育成支援対策推進法は、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」(平成 26 年 4 月法律第 28 号)により、法律の有効期限が 10 年間延長され平成 37 年(2025 年)3 月 31 日までとなった。

○豊中市子ども健やか育み条例の概要



## ○豊中市子ども健やか育み条例

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、まわりの人から愛され、信頼され、そして認められることで、その力を伸ばし、可能性を広げます。また、子どもは、家庭、保育所、幼稚園、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、自分を大切にす気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。そして、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人へととなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、子どもとしっかりと向き合い、子どもの思いや意見を尊重し、子どもにとって最もよいことは何なのかを子どもと共に考えることが大切です。また、大人は、子どもが大人の姿を見て育つことを自覚し、自分の言葉や行動に責任をもたなければなりません。

市においては、「青少年健全育成都市」を宣言し、「豊中市子ども総合計画」や「豊中市次世代育成支援行動計画」に基づき子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化など子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人々がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人々が子どもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で子どもを育ていかなければなりません。また、自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行っていかなければなりません。

ここに私たちは、豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、子育て・子育ての支援に関する施策について必要な事項を定めることにより、子育て・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども関連施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する

児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他これらに類するもので市規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第3条 子どもの健やかな育ちは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とすること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考えること。
- (3) 子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう、子どもの力を信頼し、又は認めるとともに、その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行うこと。

（相互の連携協力）

第4条 市、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者は、子ども及び子育て家庭への支援に関心を持ち、子どもの健やかな育ちを支えるために、各々の役割を果たし、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（市の役割）

第5条 市は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野が連携して総合的に取り組むものとする。

- 2 市は、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者と連携して子育て・子育ての支援に関する施策の推進に取り組むものとする。
- 3 市は、子育て・子育ての支援に関する施策の推進に当たっては、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者が、相互に連携を図りながら協力することができるよう、支援及び調整を行うものとする。
- 4 市は、子ども及び子育て家庭への支援を行うため、職員の育成を行うとともに、地域での人材育成に取り組むものとする。

（保護者の役割）

第6条 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものであって、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもの情操を豊かにするとともに、基本的な生活習慣を身につけることができるように年齢及び成長に応じて、子どもを育み、その育ちを支えるように努めるものとする。

（子ども関連施設の役割）

第7条 子ども関連施設は、子どもの安全を確保して、子どもが安心して活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

- 2 子ども関連施設は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもを早期に発見して必要な対処を行うように努めるものとする。
- 3 保育所、幼稚園、学校等の子どもが育ち学ぶことを目的とする子ども関連施設は、子どもの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて、自他を尊重する心、責任感を培いながら主体的に考え行動する力、豊かな人間性や社会性、規範意識等社会で生きる力を



育むように努めるものとする。

- 4 子ども関連施設において、子どもを対象とした遊びや学習等の事業を実施する場合は、身近な社会生活や自然等に対する子どもの興味や関心を引き出すことができるよう、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもが安心して生活することができる地域づくりに努めるものとする。

- 2 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

- 3 地域住民は、保護者と子どもが共に交流することができる機会の提供や地域における見守り、子育てに関する経験の提供等子育て家庭への支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その雇用する労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、子どもが社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供に努めるものとする。

(こども審議会)

第10条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議するため、豊中市こども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、子どもの健やかな育ちに関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 保護者
- (4) 市民団体の代表
- (5) 福祉の関係団体の代表
- (6) 事業者の代表
- (7) 労働者の代表
- (8) 子育て・子育ての支援に関する事業に従事する者
- (9) 関係行政機関の職員

- 5 前項第2号及び第3号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(子育て・子育ての支援に関する施策の策定)

第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、これを推進するものとする。

(1) 子育て支援

ア 保育及び教育環境に関すること。

イ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に関すること。

ウ 子どもの居場所づくりに関すること。

エ 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。

(2) 子育て支援

ア 地域の子育て環境の整備に関すること。

イ 子育てに必要な情報提供等に関すること。

ウ 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。

エ 子育てと仕事の両立の推進に関すること。

(3) 安心・安全なまちづくり

ア 生活環境、保健・医療体制等に関すること。

イ 子どもの安全に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの健やかな育ちに関して必要なこと。

(子どもの社会参加の促進)

第12条 子どもは、この条例に基づき市が実施する施策について意見を表明することができる。市においては、表明された子どもの意見の内容を審議会に報告するものとする。

2 市は、子どもが意見を表明することができやすくなるように施策の情報を提供するものとする。

3 市は、施策の策定に当たっては、第1項の規定により表明された子どもの意見を反映するように努めるものとする。

(相談体制)

第13条 市は、子どもが、自分自身のこと、家庭及び学校のこと、暴力、虐待及びいじめのこと等どのような内容についても、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができる窓口の体制整備に取り組むとともに、これらの相談窓口の周知を図るものとする。

2 職員は、子どもからの相談を受ける場合、子どもの意思を十分に尊重しながら対応するものとする。

3 市は、子どもからの相談内容や子どもが置かれている状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うものとする。

(社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援)

第14条 市は、保護者、子ども関連施設及び地域住民と連携して社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもの早期発見に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する子どもが、社会的援助を必要とする場合にあっては、子どもの状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの意思を十分に尊重し、かつ、継続した支援を行うものとする。

(子育て・子育て支援行動計画)

第15条 市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第11条から前条までに定める施策を推進するため必要

な事項（法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。）を定める子育て・子育て支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画の策定に当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（評価）

第16条 市長は、行動計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた審議会は、その内容を評価し、その結果を市長に通知する。この場合において、審議会は、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

（実施状況等の公表）

第17条 市長は、前条第1項に規定する施策の実施状況及びこれについての審議会の評価の結果を公表しなければならない。この場合において、同条第2項の規定により意見があったときは、当該意見及びその内容の調査又は検討の結果を付記するものとする。

2 前項の規定により公表された施策の実施状況及び審議会の評価等について、市民は、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

（推進体制の整備）

第18条 市は、行動計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備するものとする。

（広報及び啓発並びに学習）

第19条 市は、この条例について、子どもを含めた市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習の機会を提供するものとする。

（委任）

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条並びに次項及び附則第4項の規定 市規則で定める日

(2) 第15条第1項（法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項に係る部分に限る。）の規定 法の施行の日

2 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴くことができる。

3 以下略

## 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）秋の国連総会で全会一致で採択されたものです。我が国は平成2年（1990年）9月21日にこの条約に署名し、平成6年（1994年）4月22日に批准を行いました。（外務省HPより）

本条約は本文54条からなり、以下の4つの包括的権利を子どもに保障しています。

The infographic is contained within a large rectangular frame. At the top, there are four thought bubbles, each containing a title and a list of rights. Below the bubbles is a row of illustrations showing various scenes of children and adults: a teacher with a student, a band of children, a family with a baby, and a group of children talking. At the bottom, a rounded rectangular box contains a concluding statement.

**生きる権利**

- 一人ひとりの生命が大切にされること
- 病気や怪我をした時に、治療をうけることができること など

**守られる権利**

- あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られること
- プライバシーが守られること、他の人から誇りを傷つけられないこと など

**育つ権利**

- 教育を受けることができること
- 適切な情報提供等の支援を受けること
- 自分らしく育つことができること
- 考えることや信じることの自由が守られること
- 体や心を休ませることや、年齢にふさわしい遊びや文化・芸術活動に参加できること など

**参加する権利**

- 自分に関係のあることについて自分の意見を表明できること
- 表明した意見は年齢や成長に応じて考慮されること
- 友人を作り、友人と集うこと。但し、他の人に迷惑をかけてはいけません など

子どもに関わることについては、子どもにとって一番よいこと（最善の利益）を第一次的に考慮することが求められています

### 3. 豊中市こども審議会規則

---

(目的)

第1条 この規則は、豊中市子ども健やか育み条例（平成25年豊中市条例第23号。以下「条例」という。）第10条第7項の規定に基づき、豊中市こども審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、条例第10条第4項第2号及び第3号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来部こども政策室において処理する。

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

#### 4. 豊中市こども審議会委員名簿

平成26年(2014年)4月1日現在  
(敬称略、区分ごと名前五十音順)

区分	名前	所属名	役職	備考
学識経験者	山野 則子	大阪府立大学	教授	会長
	倉戸 由紀子	追手門学院大学	名誉教授	副会長
	伊藤 篤	神戸大学	教授	
市民	江口 直	市民		保護者
	鈴木 ちひろ	市民		保護者
	和田 晃子	市民		保護者
市民団体等	安家 周一	豊中市認定こども園協議会	会長	
	安家 比呂志	豊中市民間保育園連合会	会長	
	江口 新	連合大阪豊中地区協議会	事務局長	
	北川 定行	豊中市私立幼稚園連合会	会長	
	河湊 雅雄	豊中商工会議所	副会頭	
	酒井 留美	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会	事務局	
	武市 智子	豊中市民生・児童委員協議会連合会	理事	
	田中 ヤス子	社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会	理事長	
	伴野 多鶴子	豊中市地域教育協議会	会長	
	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会	会長	
	細谷 正純	社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会	副会長	
	村上 深雪	豊中市青少年団体連絡協議会	副会長	
行政機関	柴田 裕子	豊中市立小学校校長会	野畑小学校長	
	山口 裕司	大阪府池田子ども家庭センター	所長	

## 5. 豊中市子ども施策推進本部会議設置要綱

---

(設置)

第1条 豊中市子ども健やか育み条例に基づく行動計画の策定及び推進を図るため、豊中市子ども施策推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に基づく施策の進行管理に関すること。
- (3) 行動計画に基づく施策の推進及び調整に関すること。

(組織)

第3条 本部会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 本部会議の委員長は市長、副委員長は副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、本部会議を総理する。

- 2 本部会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(連絡会議)

第5条 本部会議の円滑な運営を図るため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、連絡会議の委員の追加をすることができる。
- 3 連絡会議の座長は子ども未来部長、副座長は地域教育振興室長の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議は、必要に応じて座長が召集する。

(専門部会)

第6条 連絡会議に特定の施策及び専門事項の調査・研究及び検討を行わせるため、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の招集については別に定める。

(実務担当者会議)

第7条 連絡会議はその所掌事務を行うにあたり、必要があると認めるときは、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議の招集については別に定める。

(庶務)

第8条 推進本部会議の庶務は、子ども未来部子ども政策室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年（2013年）4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年（2014年）4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年（2014年）10月14日から施行する。

## 別表1

## 豊中市こども施策推進本部会議

委員長	市長
副委員長	副市長 副市長
委員	教育長 市立豊中病院事業管理者 上下水道事業管理者 危機管理監 情報政策監 総務部長 資産活用部長 資産活用部理事 人権文化部長 政策企画部長 環境部長 財務部長 市民協働部長 市民協働部理事 健康福祉部長 こども未来部長 都市計画推進部長 都市計画推進部理事 都市基盤部長 都市基盤部理事 会計管理者 市立豊中病院副院長 市立豊中病院看護部長 市立豊中病院事務局長 上下水道局経営部長 上下水道局技術部長 消防長 教育委員会事務局教育次長 教育委員会事務局教育監 教育委員会事務局理事 市議会事務局長 豊中市伊丹市クリーンランド事務局長

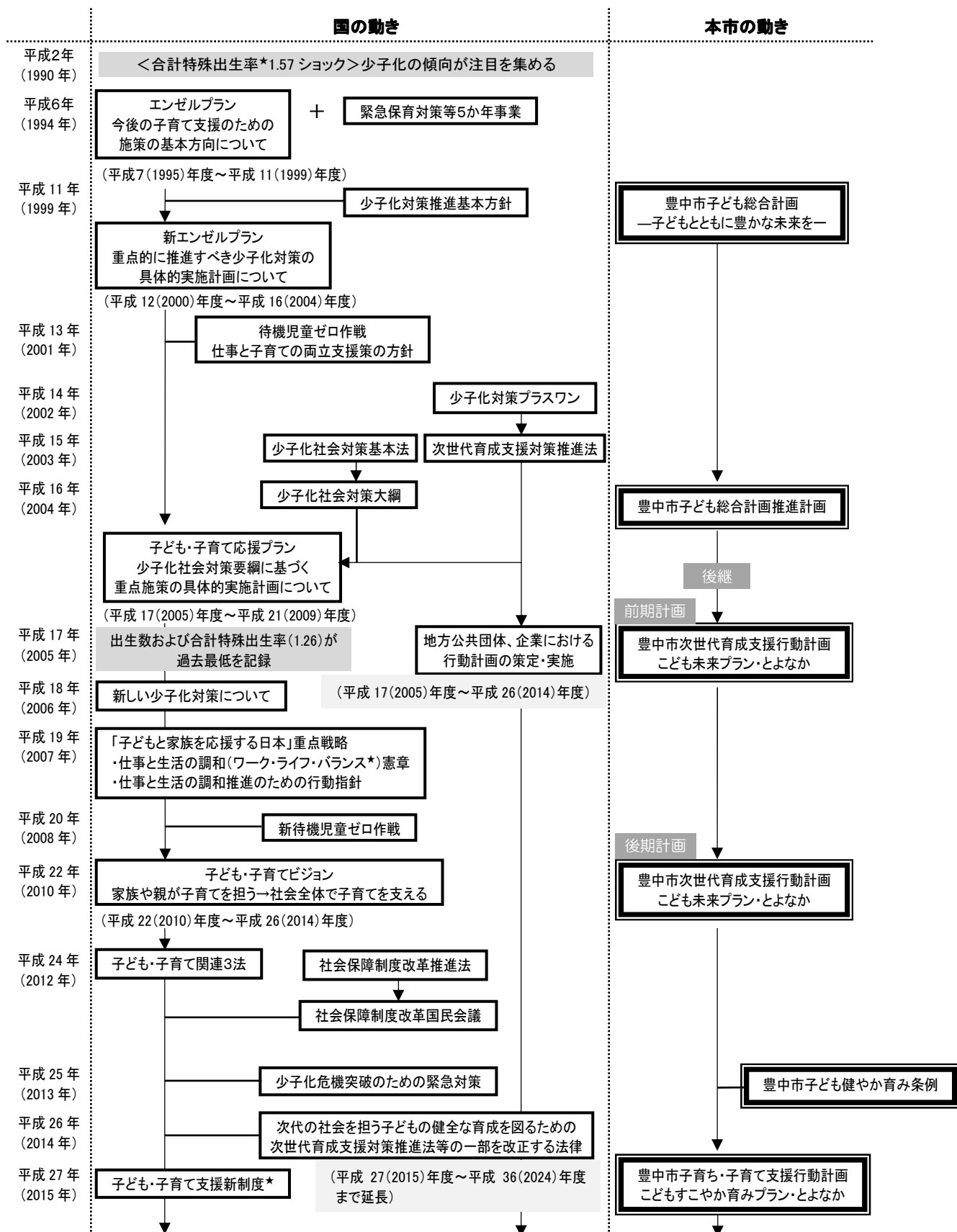


## 別表2

## 豊中市子ども施策推進本部連絡会議

座長	こども未来部	こども未来部長
副座長	教育委員会	地域教育振興室長
委員	危機管理室	危機管理室長
	人権文化部	人権政策室長 文化芸術室長
	政策企画部	企画調整室長
	環境部	環境政策室長 公園みどり推進課長
	市民協働部	雇用労働課長
	健康福祉部	地域福祉室長
		障害福祉課長
		保健予防課長
	こども未来部	こども政策室長 保育幼稚園室長
	都市計画推進部	まちづくり総務室長
	都市基盤部	土木総務室長
	市立豊中病院	病院総務室長
	消防本部	消防総務室長
教育委員会	教育総務室長	
	人権教育室長	
	読書振興課長	
	中央公民館長	
	スポーツ振興課長	
	青少年育成課長	
	教育推進室長 教育センター長	

## 6. 子育て・子育て支援の流れ



★は資料編「8. 用語の解説」をご覧ください

## 7. 計画策定にあたっての意見聴取の概要

### ①こども審議会の審議状況

本計画の策定にあたっては、条例第 10 条に基づく「豊中市こども審議会」において、子育て・子育てに関する総合的な検討を図るため、計画内容の審議を行いました。

年 月 日	会 議 名	主 な 議 事 内 容
平成 25 年 (2013 年)	7月 16日(火) 平成 25 年度 第1回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども審議会について</li> <li>豊中市子ども健やか育み条例について</li> <li>子ども・子育て関連3法について</li> <li>ニーズ調査について</li> </ul>
	10月 7日(月) 平成 25 年度 第2回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「こども未来プラン・とよなか」の概要について</li> <li>「こども未来プラン・とよなか」平成 24 年度事業実施報告書(案)について</li> <li>ニーズ調査(案)について</li> </ul>
平成 26 年 (2014 年)	1月 27日(月) 平成 25 年度 第3回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ調査、ヒアリング・ワークショップについて</li> <li>これまでの取組みについて</li> <li>子育て・子育て支援行動計画について</li> <li>こども審議会部会の設置について</li> </ul>
	3月 20日(木) 平成 25 年度 第4回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校就学前の保育・教育のあり方検討部会の設置について</li> <li>子ども・子育て支援事業計画～量の見込みについて～</li> </ul>
	6月 4日(水) 平成 26 年度 第1回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年度の取組みについて</li> <li>新行動計画について</li> <li>子ども・子育て支援事業計画～「量の見込み」と「確保方策の考え方」について～</li> </ul>
	9月 9日(火) 平成 26 年度 第2回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校就学前の保育・教育のあり方検討部会報告</li> <li>小学校就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する考え方について</li> <li>豊中市子育て・子育て支援行動計画(素案)について</li> <li>「こども未来プラン・とよなか」平成 25 年度事業実施報告書(案)について</li> </ul>
	10月 17日(金) 平成 26 年度 第3回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度事業実施状況の評価について</li> <li>豊中市子育て・子育て支援事業計画(素案)について</li> </ul>
	11月 21日(金) 平成 26 年度 第4回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「こども未来プラン・とよなか」平成 25 年度事業実施状況に対する審議会評価・意見について</li> <li>豊中市子育て・子育て支援事業計画(素案)について</li> <li>平成 27 年度の施設型給付*の利用定員の設定について</li> </ul>
平成 27 年 (2015 年)	2月 19日(木) 平成 26 年度 第5回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊中市子育て・子育て支援行動計画(素案)に対する意見公募手続きの結果及び豊中市子育て・子育て支援行動計画(案)について</li> <li>今後の審議会等の位置づけと役割について</li> <li>豊中市幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領(案)について</li> <li>子ども・子育て支援新制度における保育料等について</li> </ul>

## ②子育て・子育て支援に関するニーズ等調査

本計画の策定にあたり、保護者に対しては就労状況や教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用意向等、子ども本人に対しては学校生活や日常生活でのこと、将来のこと等への思いや考えを把握するためにニーズ等調査を実施しました。

### ■調査実施状況

・調査期間：平成 25 年(2013 年)11 月 11 日(月)～平成 25 年(2013 年)12 月 13 日(金)

・調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	対象者数	抽出件数	有効回収数	有効回収率
<b>保護者調査</b>				
小学校就学前児童	21,740 人	4,078 件	1,761 件	43.2%
小学校児童	14,394 人	1,450 件	645 件	44.5%
<b>子ども本人調査</b>				
小学校5年生	3,611 人	362 件	264 件	35.0%
中学校2年生	3,868 人	392 件		
高校2年生相当年齢の方	3,763 人	379 件	81 件	21.4%
<b>合計</b>	<b>47,376 人</b>	<b>6,661 件</b>	<b>2,751 件</b>	<b>41.3%</b>

※子ども本人調査における「小学校5年生」と「中学校2年生」は、同一の調査票にて調査を実施。

## ③子育て・子育て支援行動計画の策定にかかるヒアリング調査

「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」を補完することを目的とし、子育て家庭の保護者や子ども本人、地域の子育て・子育て支援機関・団体等の方々を対象に、日頃感じている子育て・子育てに関する考えや思い等についてヒアリング調査を実施しました。

### ■ヒアリング実施状況

対象者	実施日	延人数	
<b>子どもへのヒアリング</b>			
(1)子どもワークショップ(公募)	H26. 3. 22 H26. 3. 26	25 人	
<b>保護者へのヒアリング</b>			
(1)妊娠中の保護者ヒアリング	H26. 1. 20 H26. 1. 28	13 人	
(2)子育て家庭の保護者ヒアリング(公募)	H26. 3. 8	10 人	
(3)	仕事と育児の両立に関する保護者ヒアリング(父親向け講座参加者)	H26. 2. 22	16 人
	仕事と育児の両立に関する保護者ヒアリング(母親向け講座参加者)	H26. 3. 8	12 人
(4)障害がある保護者ヒアリング	H26. 3. 27	1 人	
(5)障害児の保護者ヒアリング	H26. 3. 5	2 人	
(6)外国にルーツがある保護者ヒアリング	H25. 12. 27	6 人	
	H26. 1. 17		
(7)	豊中市PTA連絡協議会(北部ブロック)ヒアリング	H26. 2. 25	8 人
	豊中市PTA連絡協議会(南部ブロック)ヒアリング	H26. 3. 4	15 人
<b>支援機関・団体等へのヒアリング</b>			
(1)主任児童委員ワークショップ	H25. 12. 20	27 人	
(2)	地域教育コミュニティフォーラムワークショップ	H26. 2. 1	60 人
	地域教育協議会ヒアリング	H26. 2. 27	11 人

【参考】子どもワークショップの結果について

<概要>

豊中市子ども健やか育み条例では、子どもの社会参加の促進をうたっており、子育て・子育て支援行動計画の策定にあたっては、子どもの声を反映することとしています。ここでは、計画策定にあたって実施した子どもワークショップでの子どもの声を紹介します。

小学校4年生から高校生までの子どもを募集し、子どもワークショップを行いました。

当日は、豊中市子ども健やか育み条例や子育て・子育て支援行動計画、子どもワークショップの目的を説明し、仲間づくりを行いながら、グループに分かれて、子どもたちの声を聞きました。

<内容（要約）>

（１）周りの大人や生活環境について

		グループ1	グループ2
大人	うれしいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優しい人が多い</li> <li>・いろいろな話をしてくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びに連れて行ってくれる（希望を聞いてくれる）</li> <li>・母親には、（言にくいけど）ありがとうと思っている</li> <li>・学校でのめごとを先生がまとめてくれた</li> </ul>
	いやなこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝手に机の中をみないでほしい</li> <li>・タバコを吸わないでほしい</li> <li>・えこひいきをしないでほしい</li> <li>・感情的に怒らないでほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝手に決める（子どもの気持ちをきいてくれない）</li> <li>・勉強でわからない時にわかるように教えてほしい</li> </ul>
生活環境等 （改善してほしいところ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミのポイ捨てをやめてほしい</li> <li>・公園を整備してほしい（きれいにしてほしい、遊具を増やしてほしい等）</li> <li>・学校のグラウンドを広くしてほしい、遊具がほしい</li> <li>・雨の日に遊べる場所がほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミのポイ捨てをやめてほしい</li> <li>・公園を整備してほしい（雑草をきれいにしてほしい、休憩所がほしい）</li> <li>・雨の日に遊べる場所がほしい</li> </ul>
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で遊具やボールが自由に使えて楽しい</li> <li>・いつの間にか友だちを傷つけているのではと心配</li> </ul>

(2) 豊中市がこんなまちになってほしい

	グループ1	グループ2	グループ3
スローガン	キレイで自然ゆたかな 笑顔あふれる元気な町	楽しく安全 自然な町	笑顔であふれる豊中
イメージ	みんなが幸せ みんなとわかりあえる 仲がよい、楽しいまち きれいな町 自然や緑がいっぱい		スマイル 自然、緑がある 人が優しい みんな仲良し いじめがない ほめ合う 自分の好きなことができる 犯罪がない 未来につながる
よいところ (継続してほしい)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所の人たちがやさしい</li> <li>・公園や道路を近所の人 が掃除している</li> <li>・図書館や児童館など 遊べるところがある</li> <li>・公園や緑が多い</li> <li>・このワークショップの ように子どもの意見を きいてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お店が近くにある</li> <li>・緑が多い</li> <li>・交通（電車）の便利が 良い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所の人たちがやさしい</li> <li>・公園や道路を近所の人 が掃除している</li> </ul>
改善してほしい ところ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マナーを守らない人が いる (店頭など迷惑な場所での 喫煙、バイクの騒音、 電車の乗車マナー等)</li> <li>・公園などにゴミが散乱 している (ゴミ捨て場をカラスが 荒らしている)</li> <li>・遊べる場所を増やして ほしい (商業施設、体育施設、 児童館等)</li> <li>・児童館や図書館の おもちゃや本を 増やしてほしい</li> <li>・学校の設備を修理・ 更新してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マナーを守らない人が いる (商店街での駐輪マナー、 自転車の並走、ごみの ポイ捨て、歩きたばこ、 信号のない道路の横断等)</li> <li>・公園が汚い、遊具が 少ない</li> <li>・街灯が少なく道が暗い</li> <li>・信号をつけてほしい</li> <li>・学校に遊具をつくって ほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マナーを守らない人が いる (タバコやごみのポイ捨て、 自転車の2人乗りや音楽 を聴きながら乗っている、 電車の乗車マナー等)</li> <li>・遊べる場所や遊具を 増やしてほしい</li> </ul>

#### ④意見公募手続きの実施

本計画について、市民等から幅広い意見を募集するため、計画素案に対する意見募集を平成26年（2014年）12月15日（月）～平成27年（2015年）1月9日（金）にかけて実施し、市民等の意見を反映しました。

#### ○豊中市子育て・子育て支援行動計画（素案）に関する意見募集の結果

##### ■提出方法別人数と意見件数

提出方法	提出人数	意見件数
郵便	0人	0件
ファクシミリ	15人	71件
電子メール	5人	28件
所管課への直接提出	0人	0件
その他	3人	10件
合計	23人	109件

##### ■市民等の区分別人数と意見件数

市民等	提出人数	意見件数
市の区域内に住所を有する者	19人	97件
市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1人	3件
市の区域内に存する事務所等に勤務する者	3人	9件
市の区域内に存する学校に在学する者	0人	0件
市税の納税義務者	0人	0件
意見公募手続きにかかる計画等に利害関係を有する者	0人	0件
その他	0人	0件
合計	23人	109件

##### ■項目別意見件数

該当箇所	意見件数
全般	3件
第1章 計画策定の趣旨	8件
第2章 子どもや子育て家庭の状況	2件
第3章 本計画の基本的な考え方	0件
第4章 本市のこれまでの取組みと今後の課題	-
施策の柱1 子育て支援	34件
施策の柱2 子育て支援	21件
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	2件
第5章 施策の展開	-
施策の柱1 子育て支援	26件
施策の柱2 子育て支援	7件
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	0件
重点施策1 子どもの社会参加の促進	0件
重点施策2 子どもの相談窓口体制の整備	11件
重点施策3 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援	1件
第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画	0件
第7章 計画の推進に向けて	1件
その他	1件

※ひとつのご意見で複数項目に該当する場合は、それぞれの項目でカウントしている。

## 8. 用語の解説

---

### -あ行-

#### 青色回転灯パトロールカー

一定の要件のもと、警察から保安基準に適合した青色回転灯を装備することが認可された自主防犯パトロールに用いる自動車（自主防犯活動用自動車）。

#### 遺棄

##### （児童扶養手当受給理由）

父または母が引き続き1年以上遺棄（同居せずに扶養・監護義務を放棄している状態）している児童のこと。

#### NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

### -か行-

#### 家庭生活支援員

ひとり親家庭等において、修学や疾病等により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に派遣または支援員の居宅等において、児童の世話等を行う支援員のこと。

#### 関係法律の整備等に関する法律

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の略。

#### キャリア教育

児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育。

#### 拘禁

##### （児童扶養手当受給理由）

父または母が法令により、1年以上留置所・拘置所・刑務所に継続して拘禁されている児童のこと。

#### 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したものの、一人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

#### コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

#### 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をめざすもの。



### **子どもの安全見まもり隊**

小学校区を単位として、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動等を行うことにより、子どもの安全の確保をめざす組織。

### **こども 110 番の家**

「こども 110 番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等。

### **-さ行-**

#### **産婦・新生児訪問**

新生児と産婦を対象に、助産師・保健師が自宅に訪問し、育児に関する指導・相談を行う事業。

#### **施設型給付**

認定こども園（※「な」行参照）、幼稚園、保育所3施設（教育・保育施設）共通の給付（財政措置）。

#### **児童虐待防止ネットワーク会議 （要保護児童対策地域協議会）**

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、子どもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、子どもの権利の擁護と子どもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

#### **周産期医療体制**

ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理等の産科医療、ハイリスク新生児の集中医療管理等の新生児医療について、医療機関が相互に連携し、対応する体制。

### **主任児童委員**

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見まもり、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

### **循環型社会**

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

### **スーパーバイズ**

学識経験者等、専門的知識・経験を有する者からのアドバイス、マネジメントにより、適切な対応へつなげること。

### **スクールカウンセラー**

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

### **スクールソーシャルワーカー**

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

### **-た行-**

#### **地域型保育施設**

市町村による認可事業として、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育のいずれかを行う施設。

#### **地域支援保育士**

地域子育て支援センターに所属し、身近な地域での子育て支援に取り組む保育士。

## 中1ギャップ

小学校から中学校に進学した時に、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

## 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

## 特定妊婦

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

## 特定優良賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間の土地所有者等が中堅所得者向けに一定の条件を満たし建設された賃貸住宅。

## -な行-

### 認定こども園

幼稚園及び保育所（園）等のうち、小学校就学前の子どもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4 類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

- ①：平成 26 年度（2014 年度）までは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型。平成 27 年度（2015 年度）からは制度改正により、学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型
- ②：認可幼稚園が保育所機能を備えている類型
- ③：認可保育所が幼稚園機能を備えている類型
- ④：幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

## 認定こども園法の一部を改正する法律

正式名称「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」の略。

## ノンステップバス

床面を超低床構造として乗降ステップをなくした乗降が容易なバス。車内段差を僅少にした設計により、乗降時、走行時とも安全性の高い車両である。また、ニーリング装置（乗降時に床面をさらに下げる装置）や補助スロープにより、車いすでの乗降もスムーズである。

## -は行-

### パートナーシップ

協力関係。共同。提携。

## ハイリスク妊娠

不安定な就労等、収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の身体的・知的・精神的障害等のハイリスク要因を伴った家庭環境により、育児困難が予想される状態で妊娠すること。

## ハザードマップ

万が一の災害に、地域住民がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度等の情報や、避難場所等の情報を大阪府、市町村が地図上に明示したもの。

## ピッキング

ドアのカギ穴に特殊な工具を差し込み、カギを使わず、かつ破壊せずに解錠すること。

## プレイセラピー

遊びを用いて行う心理療法。

## **保育教諭**

新制度における幼保連携型認定こども園にて小学校就学前の学校教育・保育に従事する場合、幼稚園教諭の免許状と保育士資格の併有が原則（経過措置あり）となっており、これを併有している職員のこと。

## **放課後子ども総合プラン**

平成26年（2014年）7月に文部科学省と厚生労働省が、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての小学校児童が放課後等を安全に、安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（豊中市放課後こどもクラブ）及び放課後子ども教室（とよなか地域子ども教室）の計画的な整備を進めるプラン。

## **防災広場**

都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園等のこと。

## **-ら行-**

### **レスパイトサービス**

子どもや介護の必要な高齢者のいる家庭への様々な支援。家族が育児や介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的に行われるサービス。

## **-わ行-**

### **ワーク・ライフ・バランス**

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

### **わんわんパトロール**

自主防犯活動と地域の環境美化を目的に、愛犬家が集い、立ち上げた自主防犯組織。愛犬のリードに「わんわんパトロール隊」のタグをつけ、散歩時にお互い話を交わし、不審者がいれば警察に通報する。

**豊中市子育て・子育て支援行動計画**

**こどもすこやか育みプラン・とよなか**

---

平成 27 年（2015 年）3 月

豊中市 こども未来部 こども政策課＜H27.4 時点（予定）＞

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1

TEL 06-6858-2258 FAX 06-6854-9533

---